

平成19年6月定例県議会  
生活福祉常任委員会会議録  
平成19年6月20日～22日

場 所 第1委員会室

平成19年6月20日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 平成19年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第8号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 財産の取得について
- 請願第1号 医療・福祉サービスについての請願

○報告事項

- ・県が出資している法人の経営状況について  
財団法人宮崎県立芸術劇場（別紙5）  
財団法人宮崎県国際交流協会（別紙6）  
財団法人宮崎県看護学術振興財団（別紙7）  
財団法人宮崎県腎臓バンク（別紙8）  
平成18年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙18）  
みやざき障がい者安心プラン（宮崎県障害者計画）の策定について（別冊）
- 地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査
- その他報告事項
  - ・宮崎県人権啓発センターのオープンについて
  - ・高千穂鉄道について
  - ・日南市等による法定合併協議会設置の動きについて
  - ・医療資源の集約化・重点化について

- ・地域ケア体制整備構想の策定について
- ・(株)コムスンへの対応について
- ・「宮崎県障害福祉計画」の策定について

出席委員（9人）

委員 長	十屋 幸平
副委員 長	黒木 正一
委員	緒嶋 雅晃
委員	徳重 忠夫
委員	丸山 裕次郎
委員	高橋 透
委員	凶師 博規
委員	新見 昌安
委員	前屋敷 恵美

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

病院局

病院局長	植木 英範
病院局次長 兼経営管理課長	山下 健次
県立宮崎病院長	豊田 清一
県立日南病院長	脇坂 信一郎
県立延岡病院長代理	窪田 悦二
県立富養園長代理	小川 泰洋

地域生活部

地域生活部長	丸山 文民
地域生活部次長 (文化・啓発担当)	興 梶 徹
地域生活部次長 (地域政策担当)	森山 順一
地域生活部次長 (交通・情報・国際担当)	太田 英夫
部参事兼生活・文化課長	日高 勝弘
交通安全対策監	湯地 幸一
文化・文教企画監	道久 奉三

青少年男女参画課長	井上昌憲
男女共同参画監	舟田美揮子
人権同和对策課長	酒井勇
部副参事兼市町村課長	江上仁訓
地域振興課長	湯浅真一
総合交通課長	加藤裕彦
情報政策課	渡邊靖之
国際政策課長	田原新一
市町村合併支援室長	坂本義広

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤安彦
議事課主任主事	大野誠一

○十屋委員長 ただいまから生活福祉常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程及び審査の進め方についてであります。お手元に「委員会日程（案）」及び「委員会の進め方（案）」を配付しておりますが、今回は通常の議案に加え、補正予算が肉付け予算となっておりますことから、説明及び質疑時間が長時間となることが予想されます。そのために地域生活部及び福祉保健部については「委員会の進め方（案）」のとおり、それぞれ補正予算とその他の議案、報告事項に分けて審査を行いたいと考えております。

なお、日程は、本日、病院局及び地域生活部の審査を行い、あす、福祉保健部の審査を行いたいと考えております。委員会日程及び審査の進め方について、以上であります。御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、執行部の不在についてであります。健

康増進課の古家福祉保健部副参事が病気療養のため、欠席する旨の不在届が提出されておりますので、御承知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いしたいと思います。

○植木病院局長 おはようございます。5日間にわたる一般質問で委員の皆様もさぞかしお疲れのことと存じます。また、それに引き続ききょうから常任委員会ということでございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、これからの説明は座ってさせていただきます。

それでは、当委員会に御審議をお願いいたしております議案につきまして、その概要について御説明を申し上げます。

議案書では19ページになっておりますが、本日お手元にお配りをいたしております常任委員会資料に基づきまして説明をさせていただきます。表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと存じます。提出議案は、議案第4号「平成19年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）」の1つの議案でございます。

右側の1ページをごらんください。まず、大きな1の補正の理由でございますが、今回2つの事業に関連します予算の増額補正をお願いいたしております。そのうちの1つ目は、県立宮

崎病院こころの医療センター——これは仮称でございます——の実施設計及び建設に伴うものでございます。現在、精神科病院であります新富町の富養園は、昭和38年に全面改築をいたしました。その後、44年が経過をいたしておりました。その後、老朽化が甚だしく、今日の精神科医療として十分な機能を果たせなくなっているところでございます。そういったことからこころの医療センターとして宮崎病院に移転改築する計画を進めております。19年度は、年度前半に実施設計を終了いたしまして、年度後半には建設に着工したいというふうに考えております。

2つ目は、同じく県立宮崎病院の設備更新に伴うものでございます。県立宮崎病院、委員の皆様も御存じのとおり、しっかりとしたすばらしい建物でございますが、あの建物も建築後20年余りを経過いたしておりました。冷暖房機器等を中心といたしました設備の老朽化によりまして更新の時期が来ております。そこで、省エネルギーサービスを行う民間事業者の創意工夫を活用するE S C O事業という手法を導入いたしまして、省エネルギー効果の高い設備などに更新を行い、県庁の地球温暖化対策にも大きく寄与することになるように配慮するものでございます。

また、今、申しあげました2つの事業に関連する債務負担行為等につきまして、それぞれ追加設定をお願いいたしております。

次に、そのページの大きな2の補正の内容をごらんください。今回は資本的収支の予算のみの増額補正でございますが、(1)の資本的収入及び支出の予定額の増額の表をごらんください。ただいま申しあげました2つの事業を実施するため、補正の予定額の欄の下から2行目のところですが、資本的支出のうち、建設

改良費であります。10億5,730万8,000円の増額補正を行うものであります。その財源は、上の欄にありますように、企業債と補助金でございます。当初予算に今回の補正予算を加えました補正後の予定額は、右の1つ上のところにあります資本的支出の計の欄であります。51億9,365万6,000円でございます。収入から支出を差し引きました収支残につきましては、右下の19億9,450万円の支出超過を見込んでおります。これにつきましては、内部留保金で補てんをすることといたしております。

次に、(2)の企業債の限度額についてでございますが、企業債の増額補正に伴い、限度額の増額補正を行うものでございます。

最後に、(3)の債務負担行為に係る事項の追加についてでございますが、県立宮崎病院こころの医療センター建築工事と県立宮崎病院E S C O等事業の2件について、それぞれ所要の期間、限度額を債務負担行為として新たに設定をするものでございます。

事業の詳細につきましては山下次長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

**○山下病院局次長** それでは、私のほうから事業の内容について御説明をいたします。

同じ資料の2ページをごらんいただきたいと思います。まず、県立宮崎病院こころの医療センター——これは仮称でございますけれども——整備事業についてでございます。この事業を昨年2月に決めましたこころの医療センター施設整備基本計画、これに基づきまして、老朽化の著しい富養園をこころの医療センターとして宮崎病院に移転改築するものでございます。このセンターでは、急性期医療、身体合併症など5つの機能を持ちまして、民間の医療機関で

は対応困難な精神科医療の充実を図るということを目的にしております。

整備スケジュールにつきましては、2にございますように、18年度から設計業務に着手をしております。今年度、年度半ばまでに実施設計を終了いたします。そして、年度後半には建設に着工いたしまして、21年度できれば早い時期の完成を目指しているところでございます。

3にございますように、19年度の事業費2億2,937万7,000円、このうち、今回、建設費2億2,068万1,000円の補正をお願いしているところでございます。あわせて、21年度までの建設費の債務負担行為、額は14億8,000万円余でございますけれども、これをお願いしておるところでございます。全体事業費約17億円、概算でございますけれども、見込んでいるところでございます。

施設の概要、これは4にございますように、診療科が成人科と子どものこころの診療科、これはどちらももちろん仮称でございますけれども、2科ございまして、病床数は、成人科が32床、子どものこころの診療科が10床として計画をしているところでございます。

右側、3ページのほうにまいります。構造につきましては、下の整備イメージにありますように、2階構造、図の右側は宮崎病院の本館でございます。10階建てでございますが、その南側に2階建て構造として、その2階を渡り廊下でつなぐということで考えております。この2階部分が診察・処置室と病棟等になります。こういったことで特に身体合併症の方など宮崎病院の一般科との連携が可能になります。医療の質の向上を図られますし、また会計とか検査あるいは給食、こういった機能を宮崎病院と統合できるということで効率的な運営が可能にな

ると考えております。

なお、センターの位置につきましては、下に位置図がございますが、この図は上が南側でございます。宮崎病院の南側、これは現在、職員駐車場でございますけれども、この用地に整備をするということで計画をしております。

こころの医療センターについては以上でございます。

次に、同じ資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。これは県立宮崎病院E S C O事業等の事業についてでございます。この事業、先ほど局長申し上げましたように、建築後20年以上を宮崎病院、経過しております。建物は十分大丈夫なんですけれども、設備の老朽化が著しいということで、この設備を改修するのにE S C O事業を導入して改修を進めるというものでございます。

E S C O事業につきましては、民間事業者のノウハウを活用しまして、包括的に省エネ効果の高い設備に更新するということで、光熱水費を大幅に削減すると同時に、省エネ効果をもとに初期投資を回収するという手法でございます。資料の概念図、参考のところがございますように、実施前にかかっていた光熱水費、これが一番右の棒グラフです。E S C O事業によりまして県の光熱水費がここまで下がる、その下がった分で初期投資とサービス料を賄う。もちろんその差額は県の利益になるというものでございます。サービス期間が過ぎましたら、当然残りはすべて県の利益になるという仕組みになっておるところでございます。県の利益というよりはコストカットができるということになると思います。

事業のスケジュールにつきましては、2にありますように、昨年度、事業案の選定を済ませ

ておりまして、今年度、契約締結と設備の更新工事を行いまして、20年度から25年度までの6年間、E S C O事業者にも効果の検証などのサービスを継続してもらおうということになっております。

事業費、3にありますように、8億7,337万7,000円ということで、今回は、(1)のE S C O事業関係の改修工事費、事務費として5億2,526万円の予算のほか、E S C O事業者への6年間のサービス料の債務負担行為の設定をお願いしております。また、E S C O事業に関連することとなりますその他の設備改修費として、(2)にありますように、3億1,136万7,000円の予算のほか、25年度までの債務負担行為をお願いしております。

5ページ、設備改修の概要でございますが、全体をトータルに見ると、19年度、下の表のほうには債務負担行為に係る分を掲げておりますけれども、4にありますように、まず、E S C O事業では、熱源であるボイラーとか冷凍機の更新などを予定しております。その他の設備改修、図の右側でございますけれども、E S C O事業に関連いたします空気調和機あるいはパッケージエアコン、こういったものの更新を予定しておりますが、現在、この分もE S C O事業に取り込めないかということで事業者と協議を行っております。可能なものはE S C O事業に加えたいと考えております。また、図の下のほうになりますけれども、20年度から25年度までのサービス料、それから、下の右のほうですけれども、E S C O事業に関連して来年度以降に必要となります配管などの改修費の債務負担行為を設定するという事で予定しております。

この事業の効果ということでございますが、

5にありますけれども、設備の更新ができるということはもちろんでございますが、(1)にありますように、約7,000万円程度の光熱水費の削減が見込まれるということから病院の経営改善に大きく貢献するのではないかとというふうに考えております。また、(2)にありますように、県が定めております地球温暖化対策実行計画、これでは温室効果ガスを平成22年度までに1,268トン以上削減するという目標を定めているところでございますけれども、この事業の実施によりまして、3,324トンのCO<sub>2</sub>削減が見込まれるということでございますので、この目標を大きく上回る効果があるというふうに考えております。

私からは以上でございます。

**○十屋委員長** 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様のご質問をお願いしたいと思います。

**○丸山委員** 基本的なことからなんですけど、肉付け予算にした理由は何だったのか。骨格予算の中に入れて込んでいいという判断をまず説明してほしいのと、これは知事の言うマニフェストと整合性があるって出されたものなのか。今までの考えがあって上がってきたということで認識はしているんですけど、なぜ肉付け予算で上げたのかということをもっと先に説明していただきたいと思っております。

**○山下病院局次長** 資本的収支の中で、例えば医療機器の購入とかこういったものは通常のペースで今回骨格でお願いいたしました。その他の修繕費等につきましても資本的収支については骨格でお願いしました。ただ、今回こちらの医療センターなりあるいはE S C O事業なりというのは、ある意味では非常に新しい事業といえますか、私どもとしては特にいわゆる箱物

が抑制されている県の財政の中で17億円余の投資を新しく始めるということで、これはやはり肉付けであろうというふうに判断をいたしました。それから、E S C O事業につきましても相当額の投資をする。これは設備投資としては相当額の投資であるという判断で肉付けにしたところでございます。もちろん通常ペースで我々県立病院事業予算の中で言うのはいわゆる収益的収支、これは病院が通常どおりの業務を行っていくということで収益的収支のほうには多分肉付けとしてなじむものはないだろうと、あるとすれば資本的収支のほうであろうと。資本的収支のほうで通常ペースでないものは何かという判断をしたわけでございます。

**○丸山委員** 知事のマニフェストと関係が何かあったのか。多分恐らく今回は余りないような気がするんですけども、そこだけ確認させてください。

**○山下病院局次長** 直接はございません。

**○丸山委員** 今回のE S C O事業なり取り組んでみたり、こころの医療センター、仮称なんですけれども、中期計画の資料があるんですが、それとの整合性といいますか、これをやることによって中期計画の赤字削減といいますか、それにつながっていくんですよというのが若干わかるようでわからないような気がするものですか、それをちょっと……。例えばこころの医療センターが21年度までかかると、途中からこちらに移行していったってこうなっていくんですよとか、E S C O事業に関しても20年度から具体的に始まってきて、これだけ差があるんですよというような中期計画との整合性を、若干説明がわからないものですから、その辺を説明していただくとありがたいんですけど。

**○山下病院局次長** こころの医療センターの整

備につきましては、長年の懸案であったわけでございますけれども、今回、中期経営計画を策定する中で当然このこころの医療センターの建設というのも全体5年間の収支計画の中に反映させないといけないということで、収益的収支の計画が今回の中期経営計画では基本でありますけれども、収益的収支の中に減価償却なりあるいは起債の利息なり、こういったものは組み込んだ上で今回の中期経営計画は立てているところでございます。したがって、中期経営計画とはそごはないということと、もう一つ大きな要素として、やはり富養園のままではずっと赤字といいますか、赤字が非常に大きなものがある。これは言うならば悪循環といいますか、施設が古いがゆえに患者さんもなかなか確保できないという要素もございまして、施設のリニューアルによって患者も一定程度は見込めるであろうと。そして、言うならば赤字体質を転換できるであろうということも計画の中に織り込んだところで今回のこころの医療センターに着手したというものでございます。

E S C O事業につきましても、宮崎病院は先ほど申し上げたように20年以上たっているということで、建物は39年なりの耐用期間という中ではございますが、設備等についてはいわゆる耐用期間がこの期間に経過するものが出てきます。当然今回の中期経営計画の中でも一定程度の更新は含んだ上で計画を立てておりますので、そごはないというふうに考えております。どちらかという、E S C Oを入れられるというのはむしろ中期経営計画にはプラスに働くのではないかとというふうに私どもは考えております。

**○丸山委員** 言葉ではわかるんですが、それが本当に数字的にも正しいのかというのが、計画

と今回の投資するものによって、わかりづらいものですから。数字で追いたいものですから、それを後日で構いませんので資料として提供していただいて、この投資が中期経営計画に合っているんだよという数字的なことで——後から資料をお願いしたいと思います。

○徳重委員 富養園。現在、病床数は幾らですかね。

○山下病院局次長 現在、成人が59床で小児が20床ですが、小児は医師の確保ができませんで事実上休床中、ですから、稼働としては現在59床でございます。

○徳重委員 富養園が今までずっと何十年機能を果たしてきたわけですが、59床、今回42床ということで、かなりの減になりますね。精神科医療関係病院と県立病院のこころの医療センターとの、先ほどは患者がふえることをとおっしゃったんだけど、実質的にはかなりの減になりますね、入院患者。そこ辺のところの連携というか、話し合いというのはなされておるんですか。

○山下病院局次長 私の言い方がちょっと悪かったかもしれませんが、稼働率を高くする——つまり病院のスタッフ、施設も含めてなんですけれども、一定のある意味で入れ物、人も含めてスタッフも含めて入れ物を持っておりますと当然その稼働率というのが収支に大きく影響いたします。そういう意味で、稼働率を高くするという意味で申し上げました。

それと、宮崎県の精神科病院の病床数というのは全体で6,200床余りでございます。福祉保健部で所管しております地域医療計画では全県として必要な病床数は4,900床余りということで、全体としては1,200床余りオーバーしているという状況がございます。それと、もう一つは、国の

動向といたしまして、精神科の患者の社会的入院を少なくしようと、今後10年かけて少なくしようという方向はございます。そういった方向もにらみ合わせて、私どもは、県立の精神科の中核的病院はどの機能を担うべきなのかということ言えば、やはり数の問題では必ずしもないであろうと。もちろん地域的な問題としてある枠は確保しておく必要がありますけれども、特に成人の病床32床については、地域ごとの役割分担なり、そういった中で県立病院としての役割分担と、あと最終的な、言うなら、バックヤードとしての県立精神病院という役割、それをあわせた結果が32床。それと、子どものこころの診療科の病床につきましては、全県1区でございますので、これまでの富養園の稼働の状況、それから、他県の子供の心の診療といえますか、そういった病棟の稼働状況、こういったニーズを踏まえまして今回この病床数で決定をしたわけでございます。

○徳重委員 それから、建設予定地ですが、駐車場の跡ということで、これは職員駐車場だったんですかね。

○山下病院局次長 職員駐車場でございます。

○徳重委員 職員駐車場の代替地。別にまた、職員もふえるわけですから、確保されるんですか。

○山下病院局次長 この職員駐車場がつぶれる分をどこで確保するかということについては現在検討中ですが、立体駐車場という選択肢もありますけれども、私どもとしては駐車場の運用をもうちょっと工夫した上で確保しようという方向で今考えているところでございます。

○徳重委員 E S C O事業ですが、大変大きな事業ですね。この事業を民間の企業で、事業で

ということですが、選定される事業所がどういう事業所なのかわかりませんが、これだけの削減効果を見込んでの大事業ですから、トラブルがあってはならないと心配するわけです。この事業所がそういう大きな事業をかなり手がけた経緯があるのか、わかれば教えてください。

**○山下病院局次長** 平成18年中に事業者を決定したというふうに申しあげましたけれども、全部で11、これは3社でJVといたしますか、事業体を組んで今回いろいろ申請といたしますか、我々の公募に対して申し込んでこられました。全部で11事業体ございました。それについていろいろ審査をした結果、最優秀提案を行ったということで最優先の交渉権者という意味で現在、株式会社明電舎、これは大正6年創業の資本金170億、従業員3,000数百名という一部上場企業でございますけれども、それから、新菱冷熱工業という、これは本社が東京、資本金35億円、それから県内の会社では株式会社アメックス、この3社の事業体、ここが最優秀交渉権者ということで決定をいたしました。実績といたしまして、明電舎、新菱冷熱それぞれ、例えば明電舎につきましては茨城県立大学のESCO事業、これは大学と病院あわせてのESCO事業を受注した実績がございますし、新菱冷熱につきましては大阪府立病院のESCO事業、これを受注した実績がございます。以上でございます。

**○図師委員** ころの医療センターの整備については非常に私も効果を期待しておるところなのですが、お伺いしたいのが何点かありまして、今、富養園のほうに入院されている方が59名と理解してよかったですか。

**○山下病院局次長** 現在の入院患者数、30名前

後でございます。

**○図師委員** もともと富養園には何名の方が入院していらっしゃったんですか。

**○山下病院局次長** もともと許可病床数としては391床ございました。ただ、実質稼働率としては最高って70数%ということで、逐次病棟数を減らしてきました。従来7病棟あったわけですが、それを現在、1病棟プラス小児病棟も含めて2病棟という状態で稼働しているところでございます。

**○図師委員** その391床、稼働率が70%であったにしても、今30名ほどの入院患者さんになっていると。それは何ら悪くないことなんですが、先ほど次長のほうからも話があったように、社会的入院の解消を図るのが目的であると。ただ、実際私も医療の現場におりまして——富養園の方々の受け皿に民間病院がなっている形なんです。390の7割として240~250の方々がいらっしゃって、現在30と。その方々がどのくらい家庭復帰なり社会復帰、本当の意味での社会的入院の解消につながっているのかどうか、そのあたり把握されてますか。

**○山下病院局次長** 直接のお答えになるかどうかわかりませんが、病棟を減らしていく、そして、ころの医療センターを建設するというのでいわゆる長期入院の方々について逐次社会復帰といたしますか、家庭にお帰りになったり、あるいは他の施設に行かれたり——この他の施設というのは病院ではございませんけれども——行かれたりということでもいわゆる長期入院の方々の解消を図っている途中でございますけれども、相当数、今、減っております、4~5名がまだ残っているということでございまして、逐次また解消を図っていくということで考えております。

○小川富養園長代理 今の次長に補足させていただきます。御指摘のとおり、民間病院に願っている患者さんが結構いることは事実です。数で具体的に申し上げられませんが、社会復帰をここ数年取り組んでいまして、社会復帰というのは、図師委員が御指摘のとおり、御家庭に帰ったり、職場復帰したりということでは必ずしもなくて、例えば病院よりも施設のほうが一步社会に近いだろうという考えがあります。残念ながら富養園というのは社会復帰の施設をほとんど持ってないのが現状で、恥ずかしいんですけども、民間病院のほうがそういったグループホームなり、社会復帰の施設を結構持っています。安易に転院というよりも、そこで社会復帰の道をうちにいるよりは歩み出す、そういったことが期待できるんじゃないかということも含めて民間病院に結構な数お願いしていたのは事実です。ですから、いろんなレベルがあるんだろうと思います。それと、徳重委員が御指摘のとおり、これからは富養園だけですべて賄えるんじゃないなくて、地域の病院とも連携を深めていかないといけないと思います。機能はかなり今度の病院は絞り込みましたので、逆に言うと、ほかの病院にお願いするようなケースも今後は出てくるんだろうと思っています。

○図師委員 説明はよく理解できる場所なんですけど、私が言いたかったのは、退院の促進をする、民間にそれを受け皿としてお願いをするのまではいいんですけども、じゃあ、今おっしゃるような社会復帰につながるような施設とか、授産系の施設でもいいでしょう、グループホームでもいいでしょう、御存じのとおり県内はほとんどゼロに等しい。まだまだほかの身体、知的の障がいと比べると精神のそれらの整

備は進んでなくて、民間がそこに積極的に手を出せるかということ、実際のところはそれも難しく、グループホーム一つ確保するにも地域の方々のいろんな反発なり問い合わせがあるものですから、積極的に手を出せない。そこで、富養園が社会的入院の解消、そして、民間病院との役割分担を大いにうたうのであれば、より積極的にそういうグループホームなり施設の直接建設にはいかないにしても、もっと早くから民間の病院あたりとの連携を進めて、暗に富養園の入院患者が減った、民間の入院患者がふえているじゃ意味がないと思うんです。実際家族の方が受け入れできるケースというのはほとんどありませんので、かなり今、周辺の病院というのは無理に富養園のほうからの紹介を受け入れているという現状もあるかと思しますので、今後、今言われる連携をとられるというのが形式で終わらないためにも、より積極的なグループホームに関しての、今度基金運用も出てきますので、そういうところで具体的なアドバイスといいますか、もっと言うならば、グループホームでの建設費の補助を県単でつけるとか、富養園のベッドがなくなるに当たってのより積極的な民間病院との連携を望みますが、何か計画があれば。

○山下病院局次長 私ども富養園の運営というのは基本的には病院事業の中で行っているところがございます。その中に図師委員御指摘のような、精神科患者に対する包括的な福祉の体系といいますか、医療も含めた体系の中でどれだけ取り込めるかというのはやはり議論の余地があるんじゃないかと。今回こころの医療センターを開設するに当たって、先ほど小川園長代理からも申し上げましたように、基本的に一番厳しいところを受けるべきであろうと。そんな

ると、当然例えば病院事業会計になじまない、おっしゃるようなグループホームとかこういったところまでは手が伸ばせないし、もちろん我々が病院事業としてやるべき分野でもないという整理はいたしました。ただ、非常に病床数が少ない中でこれが機能的に稼働していくにはやはり民間医療機関との連携というのが必要であろうと、これまで以上に必要であろうし、そしてもちろんそれは全体の精神科患者に対する宮崎県の医療、福祉の連携がどんなふうに進むかという包括的なものを前提にして役割分担していこうということで考えたところでございます。

**○図師委員** 公の医療機関と民間の役割分担というのは必要だと思いますので、ただ、そこで一つ壁をつくるんじゃないかと、連携をとるという姿勢を忘れていただきたくないと。

今、私の耳に入るのは、現在富養園を利用されている方々が外来だけは残してほしいとか、デイケアだけは残してほしいという要望なんかも上がってきていると聞きますが、そのあたり今後どう対応されるか。

**○山下病院局次長** 地域で失われる機能と申しますか、富養園を宮崎病院のところにこころの医療センターとして移すことによって失われる機能をどんなふうに補てんするかという観点と、あと、富養園の建物を含めた利活用、再利用ということを我々今検討している段階でございます。十分地元の地方公共団体あるいは医療関係者等とも協議の上で決定をしたいと思っております。

**○図師委員** もう一步突っ込んで、例えば建物をすぐ取り壊すことはないかと思っておりますので、もし今の機能を一部だけでも残すと考えれば、民間に委託するとか、外来機能、デイケア機能

だけでも委託するようなそういう方向性は可能性としてはあるんですか。

**○山下病院局次長** 基本的にそこで医療機能を県として持つということは選択肢にはございません。ただ、建物なりの機能をどなたかが引き受けていただく、それは私どもとして県が医療をそこでやるという形ではなくて、そこで民間事業者の方がその建物を活用してやっていただくという形が一番望ましいんじゃないかというふうに考えております。

**○図師委員** 今後、新設されたセンターでは急性期なり、身体合併なり、子供さんを対象にという、今、民間ではなかなか受け切れないところをカバーしていただけるんだろうなと期待はしているんですが、もう一つ、民間病院、特に精神科では、境界例の方々、いわゆる神経症レベルと申しますか、うつなのか、それが症状なのか、病的なのかという微妙な方々の受診が非常にふえているんです。これは今までの精神科という敷居の高い、閉鎖的な環境が少しずつ和らいできている傾向でもあって、心も体と同じく予防の時代に入っている。そういう意味では受けやすい環境をつくっていくというのは非常にいいんですが、逆に民間ではさばき切れないほどの患者さんたちが今、外来に殺到しています。どの病院も初診でその精神科にかかろうと思ったら2～3カ月待つてくださいというところが多いんです。そういう意味では、こころのセンターも入院が42床ですけれども、外来機能も重視していただくような体制をとられるとサービスの提供としては非常に有効かと思うんですが、いかがでしょうか。

**○小川富養園長代理** 外来の患者さんが結構待ちが長いというのは私の耳にも入っております。ただ、それをそのまま県がやるかという

と、そこは議論が分かれるところのように思います。結局、なぜふえたかという、以前は精神科というのは非常に敷居の高いところで、ところが今はかなり行きやすくなったといひましようか、すそ野が広がったといひましようか、そういうことでふえていまして、県としては民間病院で担い切れないような内容、つまり簡単に言うと身体合併症、精神科の患者さんで、かつがんであるとか、妊娠なさっているとか、大きな病気を抱いていらっしゃるそういった方とか、あと、民間病院ではなかなか対応が難しい複雑なケース、もうちょっと言ひますと、少し犯罪に絡んでいるようなケース、そういったケースを重点的に見るような形で、わかりやすく言うと、人生相談めいたことで見える方も多いんですね。そういったことを県がやるべきかどうかというのはかなり議論の分かれるところで、ちょっとそこは民間ベースではないのかなというふうに思ひていひますけれども、ただ、待ち時間が長いというのは私としても悩ましいところだなとは思ひていひます。

**○凶師委員** 現場の状況を確認いただければいいかと思ひますので、答弁は要りません。以上です。

**○前屋敷委員** 富養園は以前から老朽化で、現地点での建てかえあたりがずっと論議もされてきた経緯があったかというふうに思ひんです。今回、国の政策もあわせて病床がかなり減らされるということが出てきたのかなというふうに思ひます。やはり民間病院との関連というのは非常に大事な点もあろうかと思ひますけど、病院局も言ひられますが、県としてしかできない役割を大いに果たすということが新しくこういふふうにセンターとして機能を果たす上では非常に重要な点だというふうに思ひます。病床が少

なくなつたというのも私としては問題かなというふうに思ひんですが、特に子供の心の診療に関しては、民間の病院でもかなり対応ができていふというふうには思ひますが、従来富養園でも20床は確保していただひけです。最低この病床は確保してほしいなというふうには率直に思ひところなんです。今お話も出まひたけど、外来も含めてその機能の維持というのを今後検討できないかというふうに改めて思ひんですけれども、今、御説明もあひましたけれども、これからはますます社会的な課題もふえる中ではこういふ精神を患うという方々もふえてくる状況もござひますので、そういった点での幅広い役割を民間とも連携しながら県としての役割を果たす、その辺は難しいところもあるとは思ひんですけれども、公立の役割を十分果たすということもこれからは外してはならない課題として位置づけていただひきたいというふうに思ひんですけれども、これからの方向としてはどんなでしょう。

**○山下病院局次長** こころの医療センター、富養園の老朽化したものをどう展開するか、次の新しいステップをどう踏むかという時点でいろいろ検討をいたひました。その中で、先ほどもちよつと申しあげましたけれども、特に最近の傾向としては医療と福祉のつながりというのが非常に強くなつてきておひります。その中で病院事業としてどの分野を担ひていくか、県立精神病院としてどう担ひていくかという議論を煮詰めた結果、今回のこの病床数、これは基本的には県立精神病院としての需要といひますか、供給量は十分満たしていふというふうに我々は考へておひります。例えば子どものこころの診療科の病棟にしても、富養園時代はこれは100床とか、今、20床とかいふ稼働ではあひましたけれ

ども、現実に入っているのは5～6名という世界、最近特に子どものこころの診療科でよく問題になるのは発達障がいで、発達障がいだっただらすぐ入院という意味ではなくて、あくまでも急性期の対応、これが精神科でかかわる部分ですけれども、このあたりの需要を見越した場合には10床で可能であろうというふうに我々としては判断をしたものでございます。

○前屋敷委員 患者さんにとっては受け皿があるという点での安心感ですね。特にやはり公立のそういうものがあるということの安心感は非常に大事だというふうに思います。民間で県内6,200床ほどあるということですが、県内的にはバランスといいますか、どういう状況ですか。やはり都市部に病院が集中するのかが。

○山下病院局次長 地域医療計画で言う精神科の病床数は、全県1区でとらえております。通常一般科の場合には、いわゆる2次医療圏ごとに必要病床数というのを定めておりますけれども、精神科の場合には全県1区、したがって、それぞれの2次医療圏ごとに病床数が足りるかどうか、そういった議論は基本的には精神科の世界ではございません。今、手元にそれぞれ各地域の病院というのがありますけれども、例えば北部が953床、日向・入郷地域が814床、宮崎・東諸が1,367床、西都・児湯が214床、都城・北諸が1,429床、西諸が431床、日南・串間が674床、これで先ほどの6,200というのには届かないんですけれども、先ほどの6,200というのはあくまでも許可病床数でございまして、現実の稼働病床としては5,900弱のようでございます。

○前屋敷委員 いずれにしてもこれから非常にニーズがふえてくる分野だというふうに思うんです。そういった意味で、民間との連携もしな

がら県の役割は果たすという点では、その視点を握って放さずにこれから、病院経営のこともあるでしょうけれども、医療、診療含めてそういう方向を堅持してほしいというふうに思います。

○新見委員 ずっと我々も県内回の中で、この人は精神を病んでいるなという人が多いような気がします。先の話ですけれども、こころの医療センターがオープンした当初は、先ほどおっしゃったような患者というか、相談したいという思いでたくさん来られることが想定できるんじゃないかと思うんですが、当然そこの整理は考えていらっしゃると思うんですが、相談的なことで来られた方に対しての受け入れ体制はどんなふうを考えていらっしゃると思いますか。開設当初の話です。想定の話ですけど。

○山下病院局次長 基本的には医療機関でございしますので、いわゆる相談をしに来たというのは受診をされに来たというふうに受けとめて、当然診療報酬の体系の中での対応ということになります。

○小川富養園長代理 先ほどの御説明の繰り返しに一部なると思いますけれども、受診しやすいような雰囲気というのは一方では大事なんですけれども、一方では、先ほどから申し上げているように機能分化といいましょうか、県としては民間で対応できないような方を優先的に診るというふうな形をとりたいと思っていますので、地域で診れるような方には地域の病院に通っていただきたいというふうな御説明をあらかじめするような仕組みはつくっておかないといけないだろうと思っています。先ほど言ったような人生相談めいたものから精神科では来られるような形です。単なる不眠とか、そういった方は地域の通いやすい病院にまずは通ってい

ただいて、そこでどうしても難しいということになったら県立病院へ御紹介するというような制度づくりが大事だと思っています。そうでないと、以前言われたように風邪から何から県病院へというような流れと一緒にになってしまいますので、やはり我々の病院は地域の病院を後ろから支えるという仕組みを打ち出していけないといけないと思います。県民の皆様方にもそれを御理解いただくような形をとっていくのが本当だろうと思っています。

○新見委員 オープン当初そういったことで、事前に県民の皆さんには地域の病院にまずはかかってくださいということをあらかじめ周知されるということですね。

○小川富養園長代理 そういうふうな形で取り組んでいくのが本当だろうと思います。もちろん最初から重症なケースというのはすぐにそういうところを通さずに来ていただくというような、いろんな関係各機関、具体的に言うと保健所、警察とか、そういうのは重症な方を取り扱いますので、そういった方はすぐに送っていただくようにと。ところが、体の病気で言えば風邪めいたもの、人生相談めいたもの、ちょっと眠れなくなった程度のお近頃の病院でお願いしますというような宣伝といえますか、そういったのはしておかなければいけないと思っています。

○緒嶋委員 私、勉強不足ですが、病院会計の中で内部留保資金というのはどのくらいあるんですか。

○山下病院局次長 平成17年度末で約20億円でございます。

○緒嶋委員 18年度決算がまだ我々に報告がないから、そうすると、19億ということであれば内部留保資金はほとんどなくなるということでは

すか。

○山下病院局次長 18年度の決算いかんという部分もございませけれども、17年度の留保資金との関係で言えば、19年度中に生み出される留保資金、例えば減価償却費等もございませるので、それも言うなら留保資金に回る部分ですから、イコールゼロになるということでは考えておりませ。

○緒嶋委員 いずれにしてもかなり厳しい状況で内部留保資金で補てんしなきゃならんと。今後、駐車場も立体をつくるというが、病院事業会計の中で立体駐車場をつくる予定ですか。

○山下病院局次長 つくるとなれば、病院事業会計の中でつくるということです。それと、ちょっと説明漏らしましたけれども、19億何がしの事業費の財源としては、基本的には起債を充てておりますので、当面資金がその事業について不足するということはないと考えております。

○緒嶋委員 いずれにしても、病院、健全化というのは大前提でありますので、相当努力しなきゃ、これは絵にかいたもちに終わるおそれもあるし、19年度が一つの山だという局長の答弁にもあったようなことでありますので、最大努力してほしいというふうに思います。

ESCO事業は宮崎病院でやられるわけですが、新しくできた日南とか延岡病院はこのようなESCO事業的な施設というのは成り立っておるわけですか。

○山下病院局次長 もともとはこれは総合政策本部の所管で宮崎県地域エネルギービジョンESCO事業導入可能性基本調査というのを平成17年度にやりました。その対象施設として宮崎病院、延岡病院、芸術劇場、美術館、図書館、本館、1号館、延岡病院と日南病院はほぼ

同じ時期でございますので、若干規模は違いますが、おおむね同じように考えていいのではないかと思います。そのときの調査結果では、宮崎病院が省エネ率が17.3%、削減額が3,400万円余ということで調査結果が出ています。そのときに延岡病院が3.3%、570万円余ということで、ほかの芸術劇場、美術館あたりに比べると削減額としては多いんですけども、しかし、宮崎病院の額ほどはない。率ももちろん3.3%とかということでございますので、投資したものに見合う削減ができるかどうか、省エネが図られるかどうかという点では十分研究しないと次の段階に行けないだろうというふうに考えております。

**○緒嶋委員** やはりこういう施設をつくる場合は、そういうものを見越してある程度延岡病院とか日南病院はやっておく、その時点ですね、それはやっておいたらよかったのかなと。今から投資すればそれだけのコストが、経費のほうがかかってメリットのほうが少ないということかなと思ったけれども、E S C O的な取り組みは今できておるといってもいいわけですか、逆に効果が余らないというのは。

**○山下病院局次長** といいますか、宮崎病院の設備の老朽化に伴うエネルギーロスという、これがやはり大きいのではないかと考えています。もちろん延岡、日南は当時の水準としては当然そういった省エネという観点も含んだ上で設計施工をしておるといふふうに思っております。

**○緒嶋委員** 今度の宮崎病院の建築物の入札の方法というのはどういう形でされるわけですか。内部施設は明電舎がやるわけでしょう。箱物の本体は今から実施設計して入札されるわけですね。

**○山下病院局次長** 今回はいわゆる提案型の事業なんですけれども、それは、この事業をやると、この事業をこういう工法を使ってやった結果、これだけの省エネルギーができますということでございますので、当然明電舎なりが工事も実施するということになります。

**○緒嶋委員** 最初の実実施設計をしたときから明電舎がすべて本体というか、箱物もすべてつくるといふことになるわけですね。

**○山下病院局次長** 箱物といいますか、中の例えばボイラーの入れかえとか、配管の入れかえとか、そういったものでございますので、あくまでもこれは設備の改修ですから、建物本体とか躯体部分とかそういったものは、宮崎病院、急々に建てかえるような状況ではございませんので、現在そういう状況でございます。

**○緒嶋委員** 今のあの施設の中にこういう施設をつくり込むことができるということですね、今ある病院の中に。

**○山下病院局次長** こころの医療センターは全く別建ての2階建てのものを南側につくるということで、E S C Oのほうは中のボイラーというやつを新しいものに入れかえる、省エネの観点から入れかえるということです。

**○緒嶋委員** それでは、こころの医療センターのほうは入札方法はどのような形でやられるわけですか。

**○山下病院局次長** 基本的には通常の建築工事の入札方法になるというふうに考えております。

**○緒嶋委員** ということは、一般競争入札でやられるというふうに理解していいわけですね。

**○山下病院局次長** 当然そういうことになると思います。

**○丸山委員** 関連といいますか、せっかくE S

CO事業でやっていって、こころの医療センターは全然別だということであれば、連携とったほうがひょっとしたらメンテなんか考えたときに安くなるんじゃないかなということを想定できるんですが、その辺の検討はされる必要がないのか、そういう余地がないのか、どうなんでしょう。

**○山下病院局次長** タイミングとしては、こころの医療センターの実施設計のタイミングとESCOの契約内容の詰めが基本的に重なり合う部分があります。ESCO事業の中で省エネ率あるいはベースラインといえますか、現在使っているエネルギーがどのくらいかというのを測定する中では、こころの医療センターも含めた形でベースラインをつくりますので、その中でエネルギーがどれだけ節約できるかということと当然あわせて考えないといけないというふうに考えております。

**○丸山委員** ということは、こころの医療センター、先ほどは別にやられるということだったものですから、一緒の可能性もあるということとでいいと思ってよろしいんですか。

**○山下病院局次長** 建築としてのこころの医療センターは基本的には別物、別に発注するというところでございます。

**○丸山委員** ちょっとイメージ的に伺いたいたんですが、3ページに位置図がかいてあるんですが、外来とか来られる方々は県立病院のほうの受付に入られてするのか、もしくは全然別なこころの医療センターのほうの窓口にということか、流れがちょっとわかりづらいものですから、その辺を説明していただくとありがたいんですが。

**○山下病院局次長** 通常の宮崎病院の、上のほうの、病院の本館ですけれども、ここの通常の

受付を経由していただいて、2階の廊下を通過してこころの医療センターの診察のほうに行っていただくということで考えております。

**○丸山委員** 受付は一元化されるということとよろしいですか。

**○山下病院局次長** 基本的には、通常の受付は宮崎病院のほうで、今の本館のほうで受け付ける。ですから、他科も当然ここで、再来受付機とかありますけれども、それと同じように受付をするということになります。

**○丸山委員** ここでどうなのかなと思うのが、こころの医療センターと宮崎病院の本館のほうにも事務局が2つある形に書いてあるんですが、民間ベースで考えたときに、集約できれば集約したいということが考えられると思うんですが、それが可能なのか。やはりこころの医療ということで全然別に設けたほうがベストというふうに考えているのか、どうなんですか。

**○山下病院局次長** 当然いわゆる共通する事務の部分、例えば職員の管理とかあるいは用度とか、こういったものは本体のほうでまとめてやる。こころの医療センターのほうの事務局は、精神科に独特のもの、例えば心理療法とかいう形、具体的に今すぐ思いつきませんが、その分の事務局をイメージしてありまして、今のところここに事務局とは書いてありますけれども、事務員じゃなくて、むしろコメディカルの配置、例えば作業療法士とかこういった方たちの部屋というふうに考えております。

**○丸山委員** 会計上が、今、富養園、宮崎病院と分かれているけれども、恐らく21年になると決算上は一緒になっていくということとで考えたほうがいいのかというふうに認識してよろしいでしょうか。

○山下病院局次長 当然そういうことで考えております。

○高橋委員 1点だけ同じようなことを確認のために聞きますが、総事業費が17億ですね。本体工事含めて当然でしょうが、そのうちのESCO事業が5億6,000万ですね。私が聞きたいのは、このESCO事業をすることによって全体17億円というやつは割高になるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○山下病院局次長 今回提出しております資料では17億円というのはこころの医療センターの建設分が17億円と、今回たまたま宮崎病院が2つとも絡んでいますので、ごっちゃにしますけれども、ESCO事業のほうは現在ある宮崎病院本体の話というふうに御理解いただけたらよろしいかと思えます。

○高橋委員 もう一遍、17億円はESCO事業とは全く別ということで、ESCO事業を導入しない場合の設備ですね。同じような設備をするときにESCO事業と比較してどうなんでしょうか。

○山下病院局次長 こころの医療センターのほうは全く新しい建物でございますし、この部分についてのESCOというのは、現在のところ本体のほうをやる過程で当然エネルギーを消費するものとして新しくできるという意味では考えますけれども、こころの医療センターだけでESCOの導入というのは多分無理であろうし、新しい施設ですから、というふうに考えております。

○高橋委員 私の質問の仕方が悪いのかもしれませんが、ESCO事業は別で設備を入れますね。私がESCOを理解してないかもしれませんが、新しい施設をつくれれば同じようなこういうエネルギー機器とか入れるわけでしょう。そ

のときと比較してどっちが値段が高くつくかという単純な質問なんです。ただ、導入して割高になっても、例えば光熱水費の削減が見込まれるから、それでペイをするんだよという、そういう理解をしていいのかなと思ってですね。

○山下病院局次長 こころの医療センターとして新しくつくる建物の例えば冷房なり暖房なりあるいは給湯なりというやつは、基本的には今の宮崎病院の本体から送り出すということです。逆に言うと、こころの医療センターでエネルギーを使うという分はありますけれども、新たに熱を生み出したりということはないというふうに考えています。

○高橋委員 新たな投資、だから別投資ですね。わかりやすく言えば、単純に言えば余分なお金になるだけけれども、しかし、そのことによって光熱水費の削減が見込まれるから将来的にはいいんだよと、温暖化対策にももちろんなるし、そういう理解をしていいんですね。もう一遍言いますよ。今ある宮崎病院の設備がありますが、こころの医療センター立ち上げてそれで賄えるよと。賄えるんですか。

○山下病院局次長 エネルギー消費の量としては多分賄えるんだろうと思いますね。

○十屋委員長 ほかはございませんか。

先ほどこの議案について資料請求がありました。丸山委員のほうから、中期計画に対してESCO事業が数字的に効率的なんだということがわかる資料を出してほしいということが1点と、これは私からのお願いですけれども、先ほど6,200病床の地域ごとのそういうデータが出されましたので、委員の皆さんにお諮りしたいのは、今の2点の資料を委員会として病院局のほうに資料提供ということによろしいでしょうか。

○丸山委員 ESCO事業だけじゃなくて、こころの医療センターの投資を含めてのことを資料提供をお願いします。

○十屋委員長 こころの医療センターも含めてということでございますので、病院局のほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、その他議案以外のことについて、何かありましたらお願ひいたします。

○丸山委員 間違ったら申しわけないんですが、県立宮崎病院にはヘリが着けるところ、ヘリポートはないというふうに聞いているんですが、今後の計画があるのかなのか、お伺ひしたいんですが。

○豊田宮崎病院長 今の状況では、ありません。それから、もう一つ、ヘリポート、例えば屋上ということだったんですが、現時点ではよほどの改築といいますか、やらないと建物がもたないという状況は調査しています。それから、駐車場等にはもちろんできませんので、現時点では新しくまた病院が建て直るときぐらいじゃないとなかなか難しいのかなということですよ。

今想定していますのは、一番近いのは、河川敷等から来ますと2～3分ぐらいで患者さんを搬送していただけますので、災害とか救急には何とか耐え得るといふか、受け入れられるんじゃないかという感じはしています。

○丸山委員 技術的に無理なのかどうなのかなんですが、今回こころの医療センターが新設されますね。そこは技術的なことで無理なのか。こころの医療センターのもし仮に屋上にできるのであれば、本体のICUとか緊急に近いんです。ヘリがそこにおられるかどうかというのはまず無理な話なのかもしれんし、下の成人病棟は精神的な方々だから非常に厳しいのかもし

れませんけれども、今、ドクターヘリとかいろいろ国のほうでは進もうとしている中に、ヘリポートがないけど、宮崎病院は3次救急とかすごく高度な医療をやっているところなのに、先ほど河川敷があるからと、河川敷の場合もひょっとしたら台風とかがあると使えない。その辺、整合性がとれてないものですから、今、県が進めている防災ヘリもできたけれども、どうやって動いていくのか若干利用がわかりづらいものですから、ヘリポートに関してもう少し具体的に進めていただくことはできないのかなと。今回仮に駐車場を立体駐車場にするというのであれば、一番上をそういったヘリポートにできないかとか、そういういろんなことの考えはできないのかなという提案をさせていただきたいと思ひます。

○山下病院局次長 先ほど宮崎病院長が申し上げましたように、構造上あるいは位置上厳しいという点が相当あるんじゃないかと。ただ、現在、医療薬務課のほうで新しい事業でドクターヘリのヘリポートの可能性調査という予算を組もうとしておりますので、その中で当然救命救急センターとして宮崎病院は第一の候補に挙げられますので、じゃあ、宮崎病院としてどういう展開があり得るのかということは検討はしたいと思ひます。例えば2階建ての上はどうかとか、あるいは現在の10階の屋上にはどうかというのは、費用の面からは相当厳しいし、かつ2階のところというのであれば、恐らく着陸するだけの水平な、妨害物のない空間というのがとれないんじゃないかと思ひております。

○丸山委員 何らかのヘリポート設置に向けて具体的にもう少し医療薬務課とも連携していただきながら考えていただかないと、絵にかいたもちになっているというふうに私は思っている

ものですから、しっかりと考えていただきたいし、そういう場所を本当に考えてしてもらわないと、過疎地域、山間地域は命を守るためにはそういったヘリを使いながらとか、逆に言うと山間地ですらヘリポートがないという形も今多いものですから、そういうことを全般的に考えてもらって、県立病院が核になっていくだろうなというふうに見えるものですから、医療薬務課等とも連携を十分図っていただきたいと思えます。

○十屋委員長 ほか、ありませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして病院局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

---

午前11時22分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

今回の補正予算は肉付け予算でありますので、慎重かつ効率的に審査を行うため、補正予算とその他の議案、報告事項に分けて審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、補正予算につきましては、審議を深めるため、部長の概要説明後、生活・文化課長、青少年男女参画課長、人権同和対策課長、市町村課長に説明をいただいた後、4課の補正に関する質疑を行います。

それでは、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」について説明をお願いいたします。

○丸山地域生活部長 説明に入ります前に、一言おわびを申し上げたいと思えます。今般、県の各所属におきまして不適正な事務処理、「預け」、いわゆる裏金ですけれども、これが判明しております。我が部におきましても、出先機

関であります西臼杵支庁におきまして「預け」が判明しております。現在はありませんけれども、そういう事実があったということでもあります。この場をおかりして県議会の皆様、そして県民の皆様に対しまして心より深くおわびを申し上げる次第であります。我が部といたしましては、引き続き実態の解明に努めますとともに、二度とこのようなことが起こりませんよう、再発防止に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えています。御理解のほどをよろしく申し上げます。

それでは、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」について説明を申し上げます。

資料はお手元の委員会資料をお願いいたします。まず、1ページをごらんいただきたいと思えます。御承知のとおり、平成19年度は骨格予算を編成しているところであります。今回肉付け予算としてお願いしています地域生活部の補正額は、左から3つ目の一番下の欄ですけれども、43億7,289万3,000円の増額であります。この結果、平成19年度の地域生活部予算額は、その右の欄にありますように、158億2,111万4,000円となり、平成18年度の当初予算と比較いたしまして3.1%の増となります。

次に、補正予算に係る事業の概要について説明を申し上げます。資料の2ページをお開きください。今回策定いたしました「新みやざき創造計画」に基づく分野別施策の体系の基本目標とその施策の基本方向について、地域生活部に関連する部分を太線で囲っております。

4ページをお開きください。ページの一番下であります。「新みやざき創造戦略」を記載しております。これは、知事の Manifesto を反映させた3つの戦略から成る重点施策でありま

して、地域生活部に関連する施策を実線で囲っております。

5ページをごらんください。6月の補正予算に係る新規・重点事業について「新みやざき創造計画」の分野別の施策体系に沿ってまとめております。また、3つの戦略に係る事業につきましては、事業の下のところに関連事業と記載をしております。

それでは、施策の基本目標及び方向性ごとに、事業名の前に黒丸をつけております主な事業について説明をいたしますので、各ページ、黒丸のところをごらんいただきたいと思います。

まず、基本目標Ⅰの「未来の舞台で輝く人づくり」であります。

「子育て支援体制の充実」といたしまして、「私立幼稚園預かり保育推進事業」などによりまして、保護者及び幼稚園の経費負担の軽減等を図り、子育て支援の充実を図ります。

次の「青少年の健全育成」では、「青少年地域人材育成事業」によりまして、青少年の自主性や協調性を高めるとともに、青少年リーダーや指導者の育成を図ります。また、下のほうですけれども、「家庭の日強化連携事業」では、市町村や民間企業と連携して、「家庭の日」の普及啓発を図ることとしております。なお、この事業は戦略1「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略に位置づけております。

次のページをごらんください。「安全で安心な魅力ある教育環境づくり」であります。「私立学校振興費補助事業」などによりまして、私立学校の経営基盤の安定や教職員の資質の向上、保護者の経済的負担軽減など教育環境の充実を図るとともに、建学の精神を生かした特色ある学校づくりの推進や修学機会の確保を図る

こととしております。

次に、「人権意識の高揚と差別意識の解消」といたしまして、「みんなが集う思いやり交流プラザ」を開催し、NPO等民間団体と連携して人権に関する講演会やパネル展示など各種のイベントを集中的に行うこととしております。

また、一番下の「男女共同参画社会づくりの推進」といたしまして、「男女共同参画地域リーダー人材育成事業」により、地域において男女共同参画の普及啓発を進める人材を育成いたします。なお、この事業は戦略1に位置づけております。

次のページをごらんください。「文化の振興」であります。新規事業の「県立芸術劇場大規模改修事業」は、老朽化が進んでおります県立芸術劇場を計画的に改修するものであります。また、郷土先覚者の偉業を青少年に対して啓発普及を図る「郷土先覚者顕彰事業」を同じく新規事業として実施をいたします。

続きまして、施策の基本目標Ⅱの「暮らしの舞台づくり」であります。

一番下の「地域交通ネットワークづくり」であります。地方バス路線等運行維持対策事業により、地域住民の日常生活に必要な地方バス路線の運行維持と代替交通手段の確保を図ります。

ページをめくっていただきまして、「情報通信環境の整備」では、新規事業である「ケーブルテレビ施設整備支援事業」によりケーブルテレビのエリアの敷設拡大を支援するとともに、「移動通信用鉄塔施設整備事業」と「携帯電話サービス地域拡大支援事業」により、県内の携帯電話のサービス提供地域の拡大を図り、県内における情報通信格差の是正を図ることとしております。これら情報通信環境の整備につつま

しては、県民の利便性を高め、だれもが快適に暮らすための環境整備であると同時に、本県の持つ個性や魅力を国内外に発信するための重要な施策であることから、「新みやざき創造戦略」上は戦略3「経済・交流拡大」戦略に位置づけております。

続きまして、「交通安全対策の推進」ですが、高齢者と若者が相互の特性を理解することで交通事故防止を図る「世代間交流による交通安全教育事業」を実施することとしております。この事業は戦略2「成熟社会における豊かな暮らし」戦略に位置づけております。

次のページの施策の基本目標Ⅲの「経済・交流の舞台づくり」であります。

まず、「広域交通ネットワークづくり」でありますけれども、上から3つ目の新規事業「関東航路利用促進補助事業」によりまして、本格的な関東向け航路再開の早期実現を図ります。この事業は戦略3となります。

また、「個性を生かした地域づくり」では、「元気市町村支援資金貸付事業」により、災害防災対策、行財政改革、地域協働など市町村が当面する課題解決に対しまして重点的支援を行うとともに、新規事業「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」によりまして、団塊の世代等の都市住民を本県に誘導し、二地域居住等の促進による地域活性化を図るため、情報発信の充実やモデル市町村における交流居住促進の取り組みを支援することとしております。なお、この事業につきましても、戦略3として位置づけております。

ページをめくっていただきまして、最後になります。「国際化の推進と多文化共生社会づくり」といたしまして、「国際化推進人材育成セミナー開催事業」によりまして、国際交流・協

力活動に参加する人材の育成を図ってまいります。

11ページ以降に主な新規・重点事業の概要を添付しておりますけれども、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

補正予算関係について私から以上であります。

○日高生活・文化課長 それでは、生活・文化課の補正予算について御説明いたします。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」について御説明いたします。

お手元の「平成19年度6月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで生活・文化課のところ、ページで言いますと31ページをお願いいたします。生活・文化課の6月補正予算の総額は26億2,351万2,000円となっており、右から3番目の補正後の額は69億974万2,000円となりまして、平成18年度当初予算に対しまして99.4%となっております。

それでは、新規・重点事業を中心に御説明いたします。まず、33ページをお願いいたします。一番上の(事項)県立芸術劇場費1億1,064万5,000円であります。これは、その下の説明欄にありますように、(新規事業)県立芸術劇場大規模改修事業費であります。県立芸術劇場は、平成5年11月の開館以来、ことしで14年目を迎えまして、改修や修繕を要する設備が増加していることから、県立芸術劇場の運営及び県民の継続的な芸術文化活動に支障がないよう、計画的に改修事業を行うものであります。

次に、その下にあります(事項)交通安全基本対策費830万1,000円であります。これは、交通安全に関する計画の策定や交通安全運動の推進に要する経費であります。説明欄の2の(2)(改善事業)世代間交流による交通安全

教育事業499万2,000円につきましては、別冊の委員会資料で後ほど御説明いたします。

次に、その下の（事項）文化活動促進費945万7,000円であります。まず、説明欄の1の若山牧水賞427万6,000円ですが、これは、短歌文学の分野で傑出した功績を上げた者に賞を贈るものでありまして、宮崎日日新聞社などと共同して事業を行い、文化意識の高揚と本県のイメージアップを図ろうとするものであります。34ページをお願いいたします。説明欄の5（新規事業）郷土先覚者顕彰事業300万円です。これは、郷土先覚者の偉業についてパネルの展示等を行い、県民、特に次代を担う青少年に対する啓発普及を図るものであります。

続きまして、35ページをお願いいたします。一番下の（事項）私学振興費24億7,151万4,000円です。まず、説明欄1の私立学校振興費補助金22億3,102万2,000円です。これは、私立学校の経営基盤の安定や保護者の経済的負担の軽減など教育環境の充実を図るとともに、特色ある学校づくりを支援するため補助するものであります。この中で（1）の一般補助ですが、ここに記載しておりますとおり、高等学校、中学校、小学校、幼稚園に対しまして、総額21億2,889万4,000円を補助するものであります。次に、（3）の私立幼稚園預かり保育推進事業補助7,000万円です。これは、幼稚園の教育時間終了後等も園児の預かり保育を実施する幼稚園に補助を行い、保護者及び幼稚園の経費負担を軽減することにより、子育て支援の充実を図るものでありまして、1つの園当たり60万円もしくは80万円を限度に110の幼稚園を予定しております。36ページをお願いいたします。次に、6の私立高等学校授業料減免補助金6,612万7,000円です。これは、

私立高等学校が行う授業料減免に対して補助を行うことにより、経済的理由で修学が困難な生徒の教育に係る負担を軽減し、修学機会の確保を図るものでありまして、授業料の減免を行った私立高等学校に対しまして、減免する生徒1人当たりにつき県立高校の授業料相当額を限度といたしまして減免月数を乗じて得た額を補助するものであります。減免の対象となりますのは、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、並びに失職、倒産などの家計急変世帯や児童養護施設の入所者などです。

それでは、先ほど説明を省略いたしました事業につきまして、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。委員会資料の12ページをご覧ください。（改善事業）世代間交流による交通安全教育事業の説明を行います前に、まず、本県における交通事故の発生状況等について御説明いたします。まず、1の交通事故の発生状況であります。平成18年は、（1）の表にありますとおり、発生件数、負傷者数はともに平成17年を下回りましたが、死者数は96人と、平成17年に比べまして18人も増加するという結果となっております。一方、本年6月17日現在では、（2）の表に示しておりますとおり、発生件数、負傷者数、死者数、ともに昨年の同時期に比べますとわずかながら減少いたしております。

次に、2の交通死亡事故の特徴であります。まず、（1）の平成18年の特徴ですが、①では、わき見などを原因とする事故での死者が55%、②では、四輪車乗車中の死者が54%、③では、高齢者の死者が46%とそれぞれ高い比率を占めております。一方、（2）の\*本年5月30日現在の特徴でございますが、①のとおり、わき

※24ページに訂正発言あり

見などを原因とする事故での死者が67%、③にありますように、高齢者の死者が48%とそれぞれ高い比率を占めるなど、平成18年と同様の特徴がございます。また、平成18年は四輪車乗車中の死者が高い比率を占めましたが、本年は、

(2)の②にありますように、歩行者や自転車乗りといういわゆる交通弱者の死者が52%と高い比率を占め、しかもそのほとんどが高齢者という状況であります。県といたしましては、昨年の死者が急増した現状を厳しく受けとめますとともに、昨年と本年の交通死亡事故の特徴を踏まえまして、本年も各種交通安全対策を積極的に推進することとしております。改善事業の世代間交流によります交通安全教育事業は、その一つとして実践型で安全教育を行うものであります。

11ページに戻っていただきまして事業を説明いたします。1の事業の目的であります、これまで高齢者と若者の交通安全教育を別々に行ってまいりました。今回は実践型の教育をより効果的なものとするために、高齢者と若者が相互に交流するという形で実施するものであります。事業のねらいとするところは、近年、全死者の約半数を占める高齢者の死者を抑止することです。

2の事業の概要であります、まず、(1)の対象者として、65歳以上の高齢者、免許取得前の高校3年生、免許取得後3年目までの若者など年間500名程度としております。(2)の主な事業内容は、最初に自己診断、体験実技、意見交換、受講後に再度自己診断という順番で行うこととしております。最後の自己診断は、受講者の交通安全に対する認識度の変化を確認するために行うものであります。また、(3)の実施場所は県内5カ所の自動車学校であり、

(4)の委託先は社団法人の宮崎県指定自動車学校協会としております。

3の事業費であります、499万2,000円です。

生活・文化課は以上でございます。

**○井上青少年男女参画課長** 青少年男女参画課の補正予算について御説明いたします。

お手元の補正歳出予算説明資料の青いインデックス、青少年男女参画課のところ、ページで言いますと37ページをお開きください。青少年男女参画課の6月補正予算の総額は2,951万6,000円となっており、右から3番目の補正後の額は4億8,065万7,000円となりまして、平成18年度当初予算に対し97.0%となっております。

それでは、新規・重点事項を中心に御説明いたします。39ページをお願いいたします。まず、(事項)男女共同参画推進費302万2,000円でございます。これは、男女共同参画社会づくりに関する意識啓発及び活動推進に要する経費でございます。主なものといたしましては、説明欄1の(2)のア、男女共同参画地域リーダー人材育成事業81万7,000円でございます。これは、地域における男女共同参画社会づくりのリーダー的役割を果たします人材の育成を図るためにセミナー等を実施するものでございます。

次に、その下の(事項)青少年育成保護対策費2,399万2,000円でございます。これは、青少年の健全育成対策の推進に要する経費でございます。主なものといたしましては、説明欄1の(1)青少年地域人材育成事業357万7,000円でございます。これは、地域の青少年の体験活動に対する補助を行うことによりまして、青少年の自主性や協調性を高めるとともに、指導者養

成講座等によりまして、青少年リーダーや指導者の養成を図るものでございます。次に、3の(1)のア、青少年自然の家設備改修事業1,874万円でございます。これは、都城市にございます御池青少年自然の家の老朽化したボイラー等の改修に要する経費でございます。

次に、一番下の(事項) 県民運動強化推進費250万2,000円でございます。これは、県民一体となった青少年健全育成運動の推進に要する経費でございます。40ページをお願いいたします。事業といたしましては、「家庭の日」強化連携事業に要する経費でございます。これは、毎月第3日曜日が「家庭の日」であることを広く県民に周知するため、「家庭の日」に優待制度等を実施する協力施設や店舗を募りまして、行政だけでなく、広く民間企業と連携して効果的な啓発を行うものでございます。

青少年男女参画課につきましては以上でございます。

**○酒井人権同和対策課長** 人権同和対策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成19年度6月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで人権同和対策課のところ、ページで言いますと41ページをお開きください。人権同和対策課の6月の補正予算の総額は2,293万円となっており、右から3番目の補正後の総額は1億4,916万8,000円となりまして、平成18年度当初予算に対しまして70.4%となっております。

次に、事項について御説明いたします。43ページをお願いいたします。まず、1番目の(事項) 人権同和问题啓発活動費941万7,000円であります。事業の内容について御説明いたします。まず、説明欄の1の宮崎県人権啓発推進協議会委託149万5,000円でございますが、これ

は、人権に関する啓発パネルや資料などをすべての市町村においてリレー式の持ち回りで展示していただく事業で、7月から実施する予定でございます。次に、2のみんなが集う思いやり交流プラザ開催事業792万2,000円につきましては、人権に関する講演会、ビデオ上映会など各種イベントを集中的に開催するものでございますけれども、本年度は秋に日向市で開催することを予定しております。

次に、その下の(事項) 「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費1,351万3,000円あります。事業の内容について御説明いたします。まず、説明欄の1の宮崎県人権啓発センター事業741万2,000円でございます。後ほどその他の報告で御報告いたしますが、来る7月9日に開所いたします人権啓発センターとして行う事業でございます。研修や啓発、相談業務に要する経費でございます。次に、2のえせ同和行為等対策事業124万6,000円でございますが、同和问题に対する誤った意識を植えつける大きな原因となるえせ同和行為を排除するため、研修会の開催、アンケート調査の実施、新聞広告による広報啓発、資料の作成、そういったものを行うものでございます。最後に、3の地域人権啓発活動活性化事業485万5,000円でございますが、住民が親しみやすく参加しやすい人権啓発を推進するために、市町村に委託しまして地域に密着した啓発事業を実施するものでございます。

人権同和対策課からの説明は以上でございます。

**○江上市町村課長** 市町村課の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の「平成19年度6月補正歳出予算説明資料」のインデックスで市町村課の45ページを

お願いいたします。市町村課の6月補正予算の総額は13億2,239万5,000円をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄に記載しておりますけれども、36億8,247万4,000円となりまして、平成18年度の当初予算と比較いたしますと139.9%の額となっております。

主なものにつきまして御説明を申し上げます。48ページをお願いいたします。ページ中ほどでございますけれども、(事項)市町村公共施設整備促進費の13億476万1,000円についてでございます。説明欄の2の(1)でございますけれども、元氣市町村支援資金貸付金10億円でございますが、これは、市町村が当面いたします緊急で重要な課題解決のために取り組む事業、例えば災害でありますとか防災対策、あるいは行財政の改革関連事業などに対しまして無利子で県の資金を貸し付けるものでございます。この事業によりまして、市町村のそれぞれの実情に応じた行財政基盤の強化を支援していくことができるというふうに考えております。3の借入償還金及び利息につきましては、平成17年度まで企業局の資金を借りまして貸付事業の原資の一部に充てておりましたけれども、まだその借入金が残っておりますので、企業局に返済いたします償還金と利息の計3億450万円を計上しているものでございます。なお、この市町村公共施設整備促進費の財源につきましては、全額市町村からの償還金を充てることといたしております。

市町村課につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○日高生活・文化課長** 先ほどの交通事故の関係で説明が間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。委員会資料の12ページをお願いいたします。12ページの2の交通死亡事故

の特徴で(2)の現在の特徴ですが、私、5月30日と言ってしまいました。これはこのとおり6月17日が正解でございます。それから、②につきまして、全死者の53%、これが正解で、私は52%と言ってしまいました。それから、③につきましても50%が正しい数字で、私は48%と、若干前の数字を持ってきた資料で言いました。

**○十屋委員長** 執行部の説明が終了いたしました。慎重な審議をするためにこれで休憩に入りたいと思います。委員会は13時から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

---

午後0時59分再開

**○十屋委員長** 委員会を再開いたします。

先ほど執行部から御説明がありました生活・文化課、青少年男女参画課、人権同和対策課、市町村課につきまして、御質疑がありましたらお願いいたします。

**○丸山委員** 33ページにあります県立芸術劇場の大規模改修事業と39ページにあります青少年の家の整備事業のことなんですが、両方とも指定管理者制度になっていると思うんですが、どのような協議がされてこの予算化されたのかをちょっと教えていただきたいと思います。

**○道久文化・文教企画監** この県立芸術劇場の大規模改修につきましては、御存じのように芸術劇場、平成5年11月に開館しております。13年経過しまして、電気設備とか舞台機構、備品、これらの老朽化が進んでおります。計画的に改修を進めていかなければならないということでございます。現在のところ、ざっとということであれなんですけれども、大体すべての改修等

をするには約20億円程度必要だというふうに計算しております。今回1億1,000万程度の補正予算をお願いしているわけなんですけれども、この財源としましては、厳しい財政状況の中で一般財源厳しいものですから、劇場のほう、財団のほうと御相談いたしまして、今後20年程度の劇場の自主企画事業、こちらが確保できる範囲内で劇場サイドの御協力もいただけないかということで、いわゆる基金を取り崩ししていただきまして、この事業の計画をやっているんですけれども、劇場の指定管理者としての期間、残り4年あるんですが、当面は大体8億円をかけて年次的にやりましょうということで劇場のほうとお話し合いをいたしまして、御協力をいただくということでこの補正予算をお願いしております。以上でございます。

**○日高生活・文化課長** 補足させていただきます。指定管理者との関係で申しますと、基本的には大規模改修に当たりますので、指定管理という委託の関係とは切り離しまして、県として大規模な改修はやりたいということでありまして、いわゆる指定管理料等に影響する話じゃなくて、これは県が主体として大規模改修をやるということで、中身については先ほど道久企画監が話したとおりなんですけど、指定管理そのものとの関係でいきますと、指定管理料そのものとは直接影響せずに県が主体としてやらせていただくということでございます。以上です。

**○井上青少年男女参画課長** 私のほうは、軽微な日常的な補修、例えば窓ガラスが割れたとか、小さな軽微な補修につきましては、私どものほうが青島と行藤と御池、3つのほうをお願いしておりますけれども、各200万ほど日常的なものについては年間お願いしています。そのほかの大規模については県のほうでやるということ

で協定を結んでおります。

**○丸山委員** 聞きたかったのは、指定管理者のほうからこういう大規模改修をやってほしいという要望があつてか、逆にもちろん県のほうがやりますよということで主体的に動いて、改修するんであれば使い勝手がいいようにいろいろあると思うんですが、その辺の協議をうまくやって進んでいるという認識でいいのかをお願いしたいと思います。

**○井上青少年男女参画課長** 私どものほうでは財政課と話ししまして、設備がわかっていますので、年間を通して計画どおり、この年には大体こういうふうな設備をやるということで計画は組んでおります。ボイラーについては一応予定どおり、向こうのほうと協議いたしまして、財政課とも協議しまして、計画どおり実施しているところでございます。

**○道久文化・文教企画監** この話につきましては、芸術劇場サイドのほうからこれこれだけの補修というんでしょうか、そちらのほうが必要だというような申し出がございまして、そしてその中で協議いたしまして、この部分はいいんじゃないかとか、そういうふうな絞り込みをやりまして、計画を立てたということでございます。

**○丸山委員** これは発注的には特に芸術劇場の場合は特殊工事になるような、どういうものかわからないですけれども、今よく言われている入札制度の中になるとどういう形で発注される予定ですか。

**○道久文化・文教企画監** 節別で言いますと、まず、私どものほうから芸術劇場のほうに委託料としてお願いいたしまして、こういうちょっと専門的なやつになりますものですから随契になるかもしれませんけれども、劇場のほうで責

任持ってやっていただくという考え方を持っております。

○井上青少年男女参画課長 私どものほうは、予算で営繕課のほうに分任して、そちらのほうで執行していただくということになろうかと思っております。

○丸山委員 芸術劇場、今、聞きまして、指定管理者のほうに委託料として予算をやって、そこが分離発注という形になるということなんです、確かに特殊な機械のような設備であろうというふうに思うんですが、適正な価格というのが県がある程度、どういう形でやっていくのが透明性なんかも必要だというふうに思っているものですから、その辺の対策は何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○道久文化・文教企画監 確かに芸術劇場サイドに専門家がないというのは現実でございます。できる限り営繕課さんのほうの御協力をいただくとか、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

○函師委員 総工費が20億円程度になるという話ですが、既に年次での事業計画が立っておれば計画書を我々に見せてもらうというか、現時点でき上がっている分だけの提出はできるものなのでしょうか。

○道久文化・文教企画監 現在のところは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、劇場が指定管理者である間の4年間で8億というふうに考えております。それでは、20年度、21年度、22年度、これをどうするのかといったあたりにつきましては、また劇場のほうと協議しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○十屋委員長 企画監、出せるか出せないかという問いなので、そのあたりをお答えいただ

るとありがたいんですが。

○道久文化・文教企画監 失礼しました。現在の段階では、先ほど申し上げましたように、どの箇所をどの程度の金額でやるかというのは今後協議させていただきたいと思っておりますので、現在のところでは何年度がどの部分をというふうな計画についてはまだ立てておりません。

○函師委員 4年で8億とか総額20億という見積もりを立てられているわけですね。それは芸術劇場からの要望と県側の指導での絞り込み等のまだ調整が十分できてないということでしょうか。

○道久文化・文教企画監 劇場サイドのほうとしてはこれだけ欲しいという金額は出てきたみたいなんです。私どものほうとどういう内容かというようなことを詰めて、そして積み上がってきたものが大体20億と。先ほどちょっと申し上げましたけれども、8億というのは、指定管理者制度の中で自主事業を20年間今後やっていくとして、基金に影響を与えないような形で出てきたものが大体4億ぐらいかなということで、一般財源のほうと合わせまして8億という数字を出しております。いろいろな項目あるんですけども、どの項目をというところの計画はまだちょっと立てていないような状況でございます。

○日高生活・文化課長 22年度までの整理はされておりますので、数字を後で出させていただきます。先ほど22年度まで8億と申しましたけれども、実は芸術劇場のほうで文化振興基金を持っておりまして、これを取り崩しながらやっておりますので、実際には約8億のうち県費としてはその半分程度ということで予算措置をする予定でおります。そういうことでございます。資料については後ほど提出をさせていただ

きます。

○徳重委員 この文化施設、総工費幾らかかったんですかね。そして、何年度完成ですかね。教えてください、芸術劇場。

○道久文化・文教企画監 正確な数字は把握しておりませんが、大体120億程度じゃなかったかなというふうに記憶いたしております。平成5年11月に開館いたしております。

○徳重委員 平成5年ということは14年しかたっていないんですね。今まで工事を何回していますかね。いつといつと工事をしていますか。

○道久文化・文教企画監 大規模改修としてはこちらのほうで予算計上したことはないはずですが、それぞれの修繕ございますけれども、ちょっとした備品を取りかえるというようなやつにつきましては、取り決めて劇場サイドが負担すると。突発的なやつとかいうものにつきましては、県のほうでやるというような取り決めて今まで進んでおります。

○徳重委員 一般論ですけれども、120億もかかって、それぞれ優秀な設計者、そして施工者があって、何年間は保証するとかいう、そういうものについてはなかったんですか、工事を発注、契約したときには。普通大体少なくともこれぐらいの事業だったら20年ぐらいは、備品とか一部のものは別として基本的な——22年までに8億という数字を今おっしゃったわけですが、ちょっとかかり過ぎじゃないかなと。欠陥建築物じゃなかったかなという気さえするんですね。ちょっとかかり過ぎじゃないかなと思うんですが、契約時点での保証とかいうか、そういうものについてはないんですか、何年保証とか。

○道久文化・文教企画監 保証につきましては、あったのかなかったのか含めて存じておりませんので、後ほど調べまして御報告させてい

ただきたいと思います。

金額の多寡の問題なんですが、舞台というのは特殊な機構でございます。ですから、何らかの形で公演をしている途中で故障したりとか、そういうことは絶対に防がなければなりません。そのために劇場サイドのほうと話をして、その積算した結果がこの金額になったというふうに御理解いただきたいと思います。

○日高生活・文化課長 例えば先ほど8億円というお話をいたしましたけれども、このうち4年間につきましては6億円近く予定しております。舞台周りにつきましては、通常の建物の耐用年数というよりも法定の期間がかなり短くなっているはずだと思います。多分10年程度だと思いますけれども、それを超えて一応時期に来ているということで、通常の一般の建物に比べまして、特に先ほど申しましたとおり舞台周り等が中心であるということで少しそういう期間的な問題があるのではないかというふうに思っております。

○徳重委員 かなりの金額ですわね。それぞれ舞台周りにしても、照明にしても、いろんなものにしても、少なくとも契約の段階で保証期間というのがある程度なければおかしいと思うんです。そういうものがあればまた提示をいただきたいなと、どれぐらいの保証期間があったのかというようなことですね。でないと、余りにも金額が大き過ぎるし、後、維持経費にこんなにかかるんだったら、例えば20億かかると、逆にこれから先はまだかかってくるんじゃないかと。最初できたときからたった14～15年で20億ぐらいの維持費が必要だということになれば、今度はなお、あと5年後にはどうなるのか、10年後にはどうなるのかと考えると、120億、もどつくれた段階に匹敵するような金額を

また投資しなきゃならないというようなことになってくるんじゃないかなと心配をしておりますので、よろしく願いしておきたいと思いません。

**○丸山委員** 先ほど文化振興基金から寄附金が来るということだったけれども、この基金は幾らあるのかと、どういう形で積み立てされた、原資は何なのかを教えていただきたいと思いません。

**○丸山地域生活部長** 芸術劇場が開館したときに、平成5年ですけれども、県が芸術劇場に20億円積み立てをしております。なぜそういう積み立てをしたかという、いわゆる自主文化事業、これで5%の利回りを考えておりました。年間1億円です。これを原資にして自主文化事業をやるということでありました。現在も10億ぐらいですか、残っております。とりあえず指定期間であります平成22年度までに8億円の改修費等を要すると。その中で半分を劇場のほうで負担していただくと。やり方は、県が寄附金としていただいて、それを予算に計上して事業を行うということと考えております。

**○丸山委員** 今の説明によると、原資が県から出ているということは、税金ですので、寄附金があるから半分でするんですよという説明になると、100%県の税金で補修もやるんだという気持ちがないと今後が本当に怖いと。先ほど徳重委員が言われたとおり、本当にこんなかかっていると大変だと。文化振興は確かに必要なことであるんですが、十二分に理解していただきながら進めていただきたいということを要望しておきます。

**○丸山地域生活部長** 確かに委員おっしゃるとおりですので、そこらあたりについては慎重にかつ十分に芸術劇場とも協議しながら進めてま

いりたいと思います。先ほど20億円の話ですけれども、若干民間とかの寄附が入っております。以上です。

**○道久文化・文教企画監** 失礼しました。基金につきましては、18年度末現在、昨年度末現在になりますけれども、18億1,972万7,000円の残がございます。

**○徳重委員** 5ページの私立幼稚園預かり保育事業の7,000万という大きな金額ですが、これは預かり保育を実施するということで親の負担をということですが、どういう配分というのか、年齢別に支払っていらっしゃるのか、何人を対象にされているのか、そして施設の補助というのは何カ所ぐらいが対象になっているのか。

**○道久文化・文教企画監** 預かり保育推進事業につきましては、7,000万円をお願いいたしているんですけども、幼稚園が終わった後に2時間以上保育している幼稚園で専任の先生がいて、かつ15人以下、こちらのほうにつきましては、1つの園当たり60万円、専任の先生が2人以上おられて園児も16人以上いるところ、こちらのほうにつきましては年間80万円を補助することにしておりまして、予算上ではトータル110園分を計上いたしているところでございます。

それから、預かり保育充実支援事業ですけれども、預かり保育をするために、例えば冷暖房機、そちらのほうを整備するとか、おやつなどを与えるために、ちょっとした調理をするために設備を充実するとか、それから、お昼寝というんでしょうか、そちらのほうの設備を充実するとか、そういうふうな設備をするところに対して、限度額が30万円今年度は予算的に28園分を措置いたしているところでございます。

**○徳重委員** 預かり保育、15人までということ

でしょうか、15人から以上ということでしょうか、その15人以内の預かり保育は補助されないんですか、時間外の子供たち。

○道久文化・文教企画監 とにかく専任教師がいることが必須条件でございます。15人以下の場合でしたら60万円を補助するというところでございます。

○徳重委員 15人までの園児がいるところはどういうことですか。例えば3人だったり5人だったり10人だったり14人だったりすると思うんですが、人数に関係なく60万は出すという理屈ですかね。

○道久文化・文教企画監 そのとおりでございます。

○徳重委員 わかりました。

○前屋敷委員 今の関連ですけれども、私学振興費ですが、昨年度の当初予算とすると1億1,000万ほど総額で減額になっているんですが、全体のトータルですので、どこがどうということがこの中ではわからないものですから、単価が下がったのか、対象人数が減ってこういう減額になったのか、その辺を教えてください。

○道久文化・文教企画監 これの重立ったやつは高等学校費、こちらのほうが昨年度に比べて金額で1億2,973万1,000円減となっております。この補助金は生徒数に一定金額を掛けて算出するんですけれども、生徒さんの数が昨年度は、18年度ですけれども、1万985人で計算しておりました。今年度は、生徒数、これはあくまでも見込み数でございましたけれども、1万437人で計算しております、人数にしまして548人が減少するというようになっております。そのために全体としまして、もちろん中学校は1校ふえているんですけれども、主として

高等学校の人数が減ったためにこの補助金もマイナスになったということでございます。

○前屋敷委員 押しなべて1人あたりは補助額は幾らぐらいになりますかね。548人で、ふえたところもありますが、1億1,900万という額。

○道久文化・文教企画監 標準単価につきましては、高等学校が、数字申し上げてよろしいでしょうか、ちょっと細かくなりますけれども、昨年度が29万2,983円でございますけれども、今年度は29万6,881円、金額にして1人当たり3,898円ふえるのではないかというふうに推計いたしております。ただ、金額は大きくなったんですけれども、人数が先ほど申しあげましたように548人少なくなるだろうという計算のもとでやっております。

○前屋敷委員 1人当たりの金額は高くなったけれども、人数が少なくなったということで減額になったということですね。

○道久文化・文教企画監 そのとおりでございます。

○前屋敷委員 もう一つ、市町村課にお聞きしたいんですが、公共施設整備促進事業、これは昨年とほぼ同額なんです、元気市町村支援資金貸付金というのは、例年どのくらいの自治体が上限どの程度で利用されておられるのか、実態、状況を教えてください。

○江上市町村課長 元気資金につきましては、18年度から無利子にしておりますけれども、昨年度が最初の実績になります。昨年度も10億円を措置しておりましたけれども、最終的には、金額で言いますと9億4,320万貸付をしております、件数にしますと48件でございます。市町村で申し上げますと16市町村、ですから、16市町村の48件、9億4,320万でございます。

○前屋敷委員 先ほど御説明で災害とか防災に充てるということでしたが、この用途についてはいろいろ規制とかはないわけですか。

○江上市町村課長 大きく4つの要件を満たすということをお願いしておりますけれども、1つは、災害の応急とか復旧関係の緊急な事業、2つ目は、行財政の簡素化につながるような事業を行うためのもの、3つ目は、県と連携をして行うような事業、4つ目は、地域と協働して行うような事業、こういうふうな大まかな要件を考えております。

○前屋敷委員 昨年から無利子ということですが、返済に当たっては一定期間は設けてありますか。

○江上市町村課長 返済は据え置きなし10年間という形にしております。

○緒嶋委員 知事が緊縮積極型予算と言われたんですけど、地域生活部でそれをイメージするものがあるのかどうか。どういう意味か、よくわからんです。緊縮を積極的にやるという予算か、緊縮であるけど、やるべきところは積極的にやる予算か、その意味ですね。どういう意味に地域生活部ではとらえればいいのか。知事の言われた意味ですね。

○丸山地域生活部長 なかなか理解の困難な言葉であったんですけども、知事が言われるところは、市町村、県、自治体、なべてお金が潤沢であった時代にはあれもやるこれもやるという時代であったというような認識だろうと思います。前から選択と集中とか言われておりますけれども、国、県、市町村通じて御存じのように、特に地方におきましては、地方交付税の削減等が続いておまして、非常に財政状況厳しい、本当に厳しい状況であります。その中で、先ほど申し上げましたように、あれもこれも

じゃなくて、あれかこれかを選択してやるという言葉だと私は理解しております。

○緒嶋委員 地域生活部であれかこれかのこれはどれですか。

○丸山地域生活部長 今度の新しい「新みやぎ創造計画」、その中で大きな数値目標を4つぐらい出してしております。計画書の中に入っておりますので、皆さんお手元には資料ないと思うんですけども、例えば目標数値として、女性の審議会の21年度末の50%の達成とか、これは余り金はかからないと思うんですけども、それとか移住100世帯の実現、それと情報関係になりますけれども、携帯電話サービス地域の拡大、あるいはケーブルテレビの視聴範囲の拡大、このあたりが重点的に部として取り組む事業だと考えております。

○緒嶋委員 今の4課の中にはそれは入っていないわけですね。ケーブルテレビやら説明はですね。そういうことですね。

○丸山地域生活部長 後で説明いたします。

○緒嶋委員 私は、言ったことが予算として数字的にどこか積極予算とか意味が通じるものがあるのかなと思ってちょっと……。一般質問等と言う意味が、知事の言われる意味がわからんです。今度は福祉保健部でも聞かにかいかなんかと思っているが、そういう各部の政策を総合したものが知事の発言だと私は思うので、各部でそれらしいものがなければ知事の言う言葉は理解できんわけです。そういう意味では言葉だけで先走りしても、それに内容がついてこねば言葉遊びになるというふうに私は思う、予算的に。予算に乗って行政を進めるわけですから、言葉だけで進めるわけじゃない。そこ辺は十分自覚して進めていただきたいというふうに思います。

それと、今度の「新みやざき創造計画」の中で「未来の舞台で輝く人づくり」というのが一つの大きな基本目標にあるわけですが、その中で男女共同参画社会づくりの推進というのがあります。そこで、青少年男女参画課にお伺いしますが、男女共同参画地域リーダー人材育成事業、81万7,000円になっているわけですが、これは当初予算にプラスして81万7,000円なのか、㊤になっているんですが、これはどういうふうに理解すればいいんですか。

○舟田男女共同参画監 これは当初以外でお願いをするものでございます。

○緒嶋委員 当初とトータルすればどれだけになるわけですか。

○舟田男女共同参画監 この事業につきましては、当初ではもちろんゼロでございまして、全体の男女共同参画の予算はお答えしたほうがよろしいのでしょうか。

○緒嶋委員 いいです。

○舟田男女共同参画監 これは補正で初めてお願いするものでございますので、当初ではゼロでございます。

○緒嶋委員 ㊤にして81万7,000円、これはセミナーを開かれると。人材育成というのは継続的にやらないかんし、私が言いたいのは、これぐらいの予算で本当にリーダー人材育成というのできるのかと。本当に未来の舞台で輝く人づくり、また男女共同参画社会づくりを推進しようとするれば、人づくりから始めにやいかんわけで、そうなれば、㊤がつけばもう一つ丸がついてもそれこそいいんじゃないかなというぐらいに思うんですけれども、これぐらいでは㊤にもならんんじゃないかなという気がするんですが、ここらあたりは重要性を認識しておるのかなと。言葉だけじゃだめだというのを私は言い

たいんですけど、このあたりはどうですかね。

○舟田男女共同参画監 人づくりは本当に大事な事業だと考えております。最少の費用で最大の効果をと意識で頑張りたいと思っております。報償費と旅費等が主な、このわずかな81万7,000円、わずかといいますが、非常に大事な金額の中の一部でございます。人材が少ない市町村を中心に全県的な男女共同参画社会づくりの底上げを図るといったことで、継続的に人材育成を市町村に対して支援をしていきたいということで考えております。講師等の謝金については、県職員、私どもも入りまして、効果的に事業は実施していきたいと考えているところでございます。

○緒嶋委員 少ない予算で最大の効果を上げるというのは、それは当然のことですけれども、当然にしてもやはりちょっと予算的にはこれで本当に成果が上がるのかなという不安が先走りますので、このあたりは今後十分検討していただきたいというふうに思います。

宮崎県人権啓発センター（仮称）事業というのが741万2,000円出てきておりますが、これは自治会館にありました人権啓発、あそこをなくしてというのがありましたが、そのかわりということなんですか。これはどういうことですかね。

○酒井人権同和対策課長 御質問のとおりでございまして、人権啓発協会は本年の3月末で廃止をいたしまして、そのかわりの機能としまして、8号館、1階に物産センターのある建物でございまして、後ほど御説明しますが、そちらの6階のところに設備を当初予算でいただきまして、今回お願いしていただいておりますのはそこで実施する事業の運営費のお願いでございます。

○緒嶋委員 内容的には、前と今度の新しい啓

発センターの事業というのは何か変化があるわけですか。

○酒井人権同和対策課長 報告事項の中に資料がございますので、よろしければ今、御説明をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○十屋委員長 後ほど説明をその他の事項で受けるようになっております。

○緒嶋委員 予算で説明があったものだから当然あれかなと思ったものだから。

今度の予算で市町村課は前年よりも伸んだというようなことで、これは市町村にとってはありがたいのかなというふうに思いますけれども、この貸付事業に対しての市町村の要望というか、その実際はどうなんですか。この金、毎年のあれで事足りるのかどうか。

○江上市町村課長 昨年の例で申し上げますと、10億の枠に対しまして実際ございましたのは10億4,100万ほどございました。中身を審査いたしまして、団体の規模等ございます。その結果、先ほど申し上げましたけれども、9億4,300万の貸し付けをしたということでございます。

○緒嶋委員 大体その10億で事足りるのか。ある程度市町村課が来年度に回してもらえんのですかとか、何かそういう調整というか、それはやっておられるわけですか。そこ辺はどうですか。

○江上市町村課長 それはやっておりません。10億円の枠が、先ほど申し上げましたけれども、これまで有利子の資金をかつて貸しておりました。市町村振興資金という名前で貸しておりましたけれども、その返済金を原資に充てております。それがちょうど10億円ぐらい使えるということもございまして、大体それが見合っているのかなということでございます。

○緒嶋委員 わかりました。

○新見委員 先ほどの徳重委員の質問に関連することなんですが、資料の5ページ、私立幼稚園の預かり保育推進事業、今年度が7,000万、1園当たり60から80万を110の幼稚園に補助するということですが、これは先ほど説明があった条件、保育時間が2時間以上で専任の先生がいるかないかという条件を満たせば、すべて申請すればオーケーになるものなんですかね。

○道久文化・文教企画監 この7,000万円につきましては、先ほど申し上げましたように、110の幼稚園をやっております。これは昨年度現在なんですけれども、県内に115の幼稚園がございまして、110の幼稚園で預かり保育をやっております。そして、先ほどもまた条件、ちょっと申し上げましたけれども、専任の先生がいないといけません。専任の先生がいてやっているところが105幼稚園でございました。ですから、今回の予算措置で十分それは足りるというふうに考えております。

○新見委員 私、勘違いしたのは、推進事業の下に充実支援事業840万計上してありますが、これは限度を30万として28園分の予算という意味でしたね。例えば今年度に28園が全部保育室等を整備して、来年度預かり保育に挑戦しようというふうにしたときに、先ほど言われた条件を満たせば110園プラス28園かなと思ったんですが、先ほどの県内の幼稚園数からすると、そうじゃないと。保育室を充実させながらも、今現在進行形で預かり保育をしているところもあるということですね。

○道久文化・文教企画監 そのとおりでございます。こちらのほうにつきましては、一応3年間ということで、下のほうの預かり保育充実支援事業につきましては、本年度までという予定

なんですけれども、一昨年度、昨年度、そして本年度ということで逐次というんでしょうか、充実させていっていただいております。

○十屋委員長 ほかに。

○高橋委員 生活・文化課の郷土先覚者顕彰事業をもうちょっと具体的に説明いただけませんか。

○道久文化・文教企画監 郷土先覚者顕彰事業でございますけれども、こちらのほうにつきましては、昭和63年度から銅像を全部で7体ほどつくっております。そのうちの1つは教育委員会なんですけど、またかつ1つは後藤勇吉、操縦士か何かですね、こちらのほうは延岡に建ててあるんですけども、残りの6体は総合文化公園のほうで建てております。建てたのは銅像建設委員会というところらしいんですけど、そこが先覚者については銅像はもういいだろうということで、あと1体ぐらいはつくれるらしかったんですけども、もういいんじゃないかということで、平成18年6月ですから、昨年度の6月に残っていたお金を、3,858万1,000円ほどですけども、これを県のほうに寄附されたということでございます。そして、県のほうは、文化振興基金という基金がございますけれども、こちらのほうに組み入れたということでございます。今後につきましては、建設委員会のほうの意向を踏まえまして、それではこの銅像について、郷土の先覚者でございますので、今後子供たちの教材とかいろいろなところに役立てていこうと、使っていこうという事業でございます。とりあえず今年度につきましては、案内板を2カ所つけるとともに、劇場とか美術館、図書館の中にパネルを設置するという予定で300万円のお願いをいたしているところでございます。以上でございます。

○高橋委員 詳しく説明いただきましたが、今ある、つくってこられたそういう銅像、その案内板なんか中心になってくる事業なんですね。私は、ここにありますように、次代を担う青少年に対し啓発普及を図るといふふうにあるものですから、いろいろパネル等の紹介を会場を設けて啓発されるのかなということでお聞きしたので、そういう意味じゃないんですね。

○道久文化・文教企画監 今年度の事業につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。今後の使い方につきましては、今後検討をしてみたいというふうに考えております。

○高橋委員 わかりました。

次、「家庭の日」の強化連携事業なんですけど、先ほど説明ありましたが、第3日曜日というのが「家庭の日」とまだうたっているんですよ。すごく古い歴史があると思うんですけど、何かの委員会のときに議論になったんですけど、第3日曜日を「家庭の日」として固定化することがこの時代に来ていかなものかなと。就労形態もかなり複雑化、多様化して、第3日曜が「家庭の日」でないところもあるわけで、私、四角四面で言うつもりじゃないですよ。そして、優待施設ですか、これって割引か何かがあるんでしょうかね。

○井上青少年男女参画課長 実は全国的に昭和41年から「家庭の日」ということでありまして、県のほうで52年に条例で定めております。第3日曜は「家庭の日」ということで、そういう意味ではずっとPRを図ってきたんですが、なかなか浸透しないということもございまして、私どものほうでは「家庭の日」が一番大事だと、家族の触れ合いの場として大切だということで思って、いろいろPRをかけております。その中で五感運動といいますか、共感運動

ですね、例えば一緒に御飯を食べましょうとか、家族一緒に遊びましょうとか、汗を流しましょうとか、ボランティアしましょうとか、そういうふうな実は活動をお願いしてきたんですが、なかなか浸透しないということで、これにつきましては、去年新規事業でもうちょっとPRを図るために民間の方にも御協力いただくということで、実は県のほうでは、例えば美術館は去年から学芸ミニ体験ツアーといいまして、美術館でやっている作品展、この裏側を家族一緒に見ていただこうと、これは「家庭の日」限定でございますけれども、それから、博物館では、親子で楽しむ紙芝居を「家庭の日」にやると。各市町村の歴史文化資料館等では、「家庭の日」は家族で来れば無料にするとか、民間でいきますと、例えばおすし屋さんではこの日に来ると1割引きますとか、そういうふうな事業を展開いたしまして、「家庭の日」の啓発を図っているところでございます。これにつきましては、去年からお願いしましたけれども、結構評判はいいんですが、まだPRが足りないというふうな、私どものアンケートも出ております。私どものほうもこれから、県、市町村、民間の方にもうちょっと協力していただいて、広がりを実強化しまして、啓発を図っていきたいと思っております。

**○高橋委員** 第3日曜日を「家庭の日」としてできるところはそれで進めてもらってもいいと私は思うんですよ。それを外せとかそういう意味じゃなくて、第3日曜日以外が「家庭の日」のところもあるわけで、そこら辺もいろいろと配慮しながら、みんなが「家庭の日」を設けられるようなPRの仕方なり、事業の展開なりをしていただけるといいかなという要望をいたします。

委員会資料の11ページの交通安全教育事業なんですけど、これは改善事業ですから、何年かされていच्छる——何年からの事業ですか。

**○湯地交通安全対策監** これは改善事業なんですけど、変わる内容は少ないと。例えば高齢者の死者抑止をスローガンに掲げているものですから、そういう意味で内容が変わらない。これに匹敵する事業は高齢者緊急対策事業というのがありまして、平成14年から16年度までをひむかシルバー交通安全実践塾事業、これも高齢者対策事業、そして平成17年度と18年度、去年までを交通安全高齢者緊急対策事業として、やはり高齢者対策事業として取り組んできました。それで改善事業としてことしから3カ年間の予定で、今度は高齢者に、その対象となる運転者、その中でも若者がスピード感にあこがれる年でするので、それを対象として相互に交流する形で体験型の交通安全教育を行うというものであります。

**○高橋委員** 要するに、世代間交流による交通安全教育事業は、引き続く事業なんだけれども、がらりとスタイルを変えて向こう3年間やる事業でという認識ですね。わかりました。

宮崎県指定自動車学校協会には何校ぐらい登録校があつて、県内5カ所の自動車学校で実施予定となっておりますけど、選定方法なんかを教えてくださいませんか。

**○湯地交通安全対策監** 県内の指定自動車学校というのは18校ございます。これにプラス都城の陸上自衛隊があるんですが、これは特殊な自動車学校として外しております。18校ある学校を7つのブロックに分けまして、宮崎、日南、都城というふうに県北まで7つのブロックに分けて、毎年5つのブロックを対象に実施してい

くと。3年間で県下全域にわたって毎年500名ずつ、全部で1,500名を目標に実施していくという形であります。

○高橋委員 18校が7ブロックに散らばっているわけですが、18校が漏れなく実施場所になるという理解をしいいんですね。

○湯地交通安全対策監 この18校を取りまとめております宮崎県の指定自動車学校協会というのがございまして、ここが適正に管理をしているところなんです、交通安全の関係も携わっておるものですから、それぞれブロックで分けさせていただくというふうをお願いをしておるところでございます。

○高橋委員 実施場所については県は関与はしないと。委託先にお願いしているからそれではないです。わかりました。事業費の支給はどうなるんですか。一律になってしまうのかなという、いろいろと疑問なんです。

○湯地交通安全対策監 これまでも、先ほど言いましたように、高齢者対策事業とか若者の交通安全対策事業をこの指定自動車学校協会を通じてやってきておりますので、その中でさらに絞りをかけまして、費用をもっと軽減して、時間も短くして、しかも効率的な教育内容ということで今進めておりますので、そういう対応をしてもらおうようにしております。

○高橋委員 事業費の総額499万2,000円をどんな割合で。県内5カ所選定するわけでしょう、そこに支給されるんですか。

○湯地交通安全対策監 これは指定自動車学校協会のほうに概算として渡しまして、いろんな講習の内容がございまして、事前講習をしたり、会場の借り上げであったり、自動車学校の自動車を使うというような体験型の事業でありますので、そういうことを設定してそれぞれ費

用を決めております。

○日高生活・文化課長 今回の経費としては1校当たり大体87万を積算してございまして、それで協会のほうで必要に応じて分けるということで、積算上は1校当たりの単価として決まっているということでございます。

○高橋委員 わかりました。基本的に87万という数字があるわけですね。それをまた協会で割り振るということで了解しました。自動車学校もいろいろ大変らしくて、御存じのように少子化で受験生が減っていますね。期待される分もあって、ちょっと聞いてみました。

○十屋委員長 ほかに。

○丸山委員 今回のつくってもらった資料の中を見ているときに、継続事業で、なおかつ知事のマニフェストに、戦略には載っていないものが補正予算に計上されているんですが、本来は骨格予算の中に乗っけてもいい予算ではないのかなというような感じが見受けられるんですが、特に私立学校関係とか預かり保育の関係は既に4月から始まっているような気がするものですから、骨格予算の中に入れ込まなくてなぜ肉付け予算の今回上げるような、選別といいますか、どういう基準でやられたのかをまずお伺いしたいと思います。

○日高生活・文化課長 マニフェストの関係でいきますと、知事マニフェストの関係では全体で18事業等が入っております。今回補正予算等では11事業計上させていただいております。先ほどの当初の骨格予算の関係ございまして、これは先ほどおっしゃいましたように、4月からでも本来必要なものについては予算措置をさせていただいておりますけれども、先ほどの預かり保育等については、いずれにしても実際4月からやられたとしても、これについては實際上、

補助金の交付自体が上半期以降になつたりするものですから、直接の影響はないわけでごさいます。特に私学等については補助金の金額も高く、おおむね上半期相当の経費等を予算計上させていただくとか、個別にいろいろ状況に応じながら、本当に4月から必要な分は政策的経費であっても予算計上させていただいておさいます。各課におきまして個別事情に応じまして整理をさせていただいたというのが現状でございます。

**○丸山委員** 「預け」の問題があつて、予算がないからどうしても持つておこうとか出先機関はあつたとか考えると、今回こういった形で、確かに今言われたように半年ごとに預かり保育やっているという幼稚園に交付するとかいうことはわかるんですが、本来その間の運転資金なりが困る可能性もあるわけですね。もうちょっとその辺は配慮すべきじゃなかったのかなというふうに思つておりますので、今後、本格予算でずっと続いていくでしょうけれども、予算の執行のあり方も、今言われたとおり半年とか上半期で分かれて、一応審査してするのかもしれませんが、できるだけ早く予算的には流してやらないと困るところが出てきて、予算執行がおかしくなつて、ごまかしじゃないけれども、可能性があるものですから、その辺は十分に注意していただきながらやっていただくことをお願いしたいと思います。

**○十屋委員長** ほかはないでしょうか。

それでは、先ほど徳重委員からありました県立芸術劇場の舞台周り等、今回予算に上げられています資料の要求がありました。委員会資料として提供していただくということで委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** 耐用年数等も含めてお願いしたいと思います。

それでは、今までの所管課はこれで終わりたいと思います。

5分間休憩いたします。

午後2時1分休憩

---

午後2時5分再開

**○十屋委員長** 委員会を再開したいと思います。

議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」について、地域振興課長、総合交通課長、情報政策課長、国際政策課長、市町村合併支援室長の説明を求めます。

**○湯浅地域振興課長** 地域振興課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスで地域振興課のところでございますが、ページで言いますと51ページをお願いいたします。地域振興課の6月補正予算の総額は3,068万3,000円でありまして、補正後の額は、右から3番目でございますが、6億7,728万円となります。これによりまして補正後の予算は平成18年度当初予算に対し89.1%となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。53ページをお開きください。中ほど下の（事項）地域活性化促進費の2,493万4,000円でございます。これは、地域活性化の推進に要する経費でございます。説明欄の4の離島活性化対策費1,613万7,000円につきましては、離島地域の振興を図るための離島航路補助金でございます。この離島航路補助金は、延岡市の離島であります島浦港と同市の浦城とを結ぶ離島航路の運営に係る損失を補てんするものでございます。次に、7の新規事業であります「宮崎に来

んね、住まんね、お試し事業」につきまして、後ほど委員会資料により御説明いたします。

次に、54ページをお開きください。中ほど下の（事項）エネルギー対策推進費の198万1,000円でございます。これの主なものとしましては、説明欄の2の「サン・SUNみやざき体験情報発信事業」の135万4,000円でございます。これは、家庭や企業への太陽光発電の導入促進を図るため、太陽光発電システムの合同展示や相談窓口の設置等による情報発信を行うものがあります。

次に、（事項）土地利用対策費の184万8,000円でございます。主なものとしましては、説明欄の2の土地利用基本計画管理運営事業費の171万5,000円でございます。これは、土地取引等の規制の基準となる土地利用基本計画の管理運営を行うための経費でございます。

それでは、先ほど説明を省略いたしました事業につきまして、お手元の常任委員会説明資料で御説明いたします。13ページをお開きください。「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」でございます。まず、1の事業目的でございますが、団塊の世代を初めとしたあらゆる世代の都市住民等による本県での二地域居住や移住等を促進するため、昨年度に実施しました「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」に続く事業であります。情報発信の充実を図りますとともに、二地域居住等の促進に積極的な市町村をモデル市町村として位置づけ、その取り組みを支援するものでございます。

次に、2の事業概要でございますが、交流居住の促進については、基本的に、実際の受け入れ主体である地元市町村の取り組みが重要であり、県としては全県的な情報発信と体制整備に

努めるとともに、市町村の主体的な取り組みを支援していきたいと考えております。具体的な取り組みとしましては、次の4つを考えております。まず、1つ目は、受け入れ環境情報の更新、充実でございます。昨年10月から県のホームページで各市町村における受け入れ環境の情報を発信していますが、最新の情報に更新するとともに、新たな項目を追加したり、検索機能を向上させる等、内容の充実を図るものでございます。2つ目は、ふるさと暮らし情報センターへの窓口設置でございます。銀座にあります当センターに本県も出展し、県外での情報発信力を強化するものでございます。3つ目は、モデル市町村の取り組みに対する支援であります。宮崎に実際に住んでいただくお試し滞在や、都市部でのPR、空き家等情報バンク活動を補助対象とし、これらに対する経費の2分の1以内、補助限度額100万円を考えております。4つ目は、相談窓口の担当者を対象としたもてなし研修の実施でございます。相談等に直接対応する職員の資質向上を図り、おもてなしの心を持ったきめ細やかな対応に努めるものでございます。

3の事業費につきましては、749万4,000円でございます。

以上でございます。

**○加藤総合交通課長** 総合交通課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の青いインデックスで総合交通課のところ、55ページをお願いいたします。総合交通課の6月補正予算の総額は1億5,780万1,000円となっております。右から3番目の補正後の額は6億4,997万4,000円となっておりまして、平成18年度当初予算に対し95.3%となっております。

主なものを御説明いたします。57ページをお開きください。1つ目の（事項）広域交通ネットワーク推進費1,133万4,000円であります。まず、説明欄の4の中の（2）（新規事業）関東航路利用促進補助事業640万円ですが、これにつきましては、後ほど別冊の委員会資料で御説明いたします。次に、その下の（3）の（新規事業）海上・鉄道貨物利用促進会議運営事業70万円ですが、この事業は、低コスト大量輸送が可能な海上輸送や鉄道輸送の維持充実を図るためにはその利用促進が重要でありますことから、県内主要企業の物流部門の責任者等で構成する海上・鉄道貨物利用促進会議を設置しまして、具体的な情報交換や協議を行う場を提供するものであります。これによりまして、県内の荷主に海上・鉄道輸送を積極的に利用しようという意識を持っていただくとともに、企業同士の提携による荷の集約等を図りたいと考えております。

次に、2つ目の（事項）地域交通ネットワーク推進費1億4,646万7,000円であります。1の高千穂鉄道対策事業1,527万3,000円ですが、このうち、1,500万円は、高千穂鉄道に対する助成を目的とする高千穂町地域交通体系整備基金に出捐するものであります。高千穂鉄道は休止中ではありますが、19年度に予定される経費としまして、新たな災害が発生した場合の対策費や、9月6日廃止予定の槇峰から延岡までの間の踏切施設の撤去費がございます。そのための資金としまして当該基金に出捐するものであります。なお、高千穂鉄道につきましては、後ほどその他報告の中で、今月18日に開催されました高千穂鉄道株式会社の取締役会の協議結果について御報告いたします。次に、2の地方バス路線等運行維持対策事業1億3,100万5,000円であ

りますが、これは、広域的、幹線的なバス路線の維持を図るため、当該路線の運行費及び車両購入費について国と協調してバス事業者に対し補助を行うものであります。なお、廃止路線代替バス等に対する県単独補助事業については既に骨格予算で措置しております。

それでは、先ほど説明を省略いたしました事業につきましてお手元の常任委員会資料で御説明いたします。委員会資料の15ページをごらんください。（新規事業）関東航路利用促進補助事業についてであります。まず、1の事業目的ですが、本県と関東地域を結ぶ海上航路を利用する運送事業者に対しまして、運賃の一部を補助することにより当該航路の利用を促進し、増便等による本格的な関東向け航路の再開を図るものであります。

ここで次のページをごらんいただきたいと思います。16ページです。1の本県の国内定期航路の状況ですが、本県の国内定期航路は、カーフェリーが上のほうの表、宮崎カーフェリーの大阪航路のみ、それから、2つ目の表ですが、ローロー船が「はっこう21」と「南王丸」の2航路となっています。また、本県と関東地域を結ぶ航路は、ローロー船の「南王丸」のみで週2便しかありません。今後、関東向け航路の本格的な再開を図るためには、この「南王丸」の利用を促進し、現在の週2便体制からまずは週4便体制への拡充を図っていく必要があると考えております。

前のページに戻っていただきたいと思います。そこで、2の事業の概要ですが、県トラック協会が事業主体となります関東航路利用促進事業に対し補助を行い、航路の利用促進を図りたいと考えております。トラック協会が実施する利用促進事業の補助対象者は、関東向け航路

を利用する運送事業者、トラック事業者ですけれども、現状では「南王丸」の細島から東京までの航路のみが対象となります。補助の内容は、最初の利用から2カ月間に限り、貨物車1台当たり1回の乗船につき1万円を補助するものであります。これによりましてカーフェリー京浜航路の休止後に大分や福岡の港を利用するようになったトラックを本県の港に呼び戻したいと考えております。

事業費は640万円でございます。

説明は以上でございます。

○渡邊情報政策課長 情報政策課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の「平成19年度6月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで情報政策課のところ、ページで言いますと59ページをお開きください。情報政策課の6月補正予算の総額は1億7,991万2,000円となっております。補正後の額は13億3,845万6,000円となりまして、平成18年度当初予算比では93.3%となっております。

それでは、新規・重点事業を中心に御説明いたします。61ページをお開きください。まず、上から3番目の(事項)電子県庁プロジェクト事業760万6,000円でございます。これは、説明欄の1、情報セキュリティ強化事業に係る経費でございまして、情報化の進展に伴いまして、情報システムの不正アクセスや情報流出など情報セキュリティ事故の多発が社会問題となっておりますことから、庁内のセキュリティ対策をより一層強化するために職員研修の充実や情報セキュリティ外部監査に取り組むための経費でございます。

次に、その下の(事項)地域情報化対策費に係る経費でございます。まず、説明欄の1、情

報通信基盤整備対策費の(1)の(新規事業)ケーブルテレビ施設整備支援事業2,500万円でございますが、これにつきましては、後ほど別冊の委員会資料で御説明いたします。次に、62ページをごらんください。(3)の全県ブロードバンド環境整備事業2,866万3,000円でございます。これは、近年さまざまなサービスがインターネットを通じまして提供されるようになってきておりますことから、これらのサービスを県民が県内どこからでも良好な状態で享受できるように、現在ブロードバンド環境のない地域におきまして、ブロードバンド環境の整備を行う市町村に対し費用の一部を助成するものでございます。次に、説明欄の2、電気通信格差是正対策費の(1)国庫補助事業の移動通信用鉄塔施設整備事業7,210万3,000円、その下の(2)県単事業の携帯電話サービス地域拡大支援事業3,400万でございますが、これらの事業は、携帯電話のサービスエリア拡大のため鉄塔施設等を整備する市町村に対し費用の一部を助成するものでございます。なお、平成19年度におきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業は日之影町の戸川地区で、また拡大支援事業は日之影町の中川地区、それと隣接します延岡の下鹿川地区などで事業を実施する予定となっております。

それでは、先ほど説明を省略しましたケーブルテレビ施設整備支援事業につきまして、お手元の常任委員会説明資料で御説明いたします。委員会資料の17ページをごらんいただきたいと思います。まず、1の事業の目的でございますが、市町村または第三セクターでありますケーブルテレビ事業者が総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用しまして、既にケーブルテレビが敷設されている市町村以外の市町村へ

敷設拡大を行う際に、その費用の一部を補助するものでございます。

次に、2の事業の概要でございます。（1）の交付対象主体でございますが、過疎地等の条件不利地域に該当する市町村または宮崎ケーブルテレビなどの第三セクター法人に事業を実施させる市町村としております。（2）の補助率及び補助限度額でございますが、事業主体が市町村の場合は事業費の6分の1以内、第三セクターの場合は8分の1以内としまして、1件当たりの限度額は2,500万としております。（3）の補助対象といたしましては、アンテナ等のケーブルテレビのエリア拡大に必要な施設で国の交付要綱に定める施設としております。

事業費は2,500万円でございます。

情報政策課につきましては以上でございます。

**○田原国際政策課長** それでは、国際政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成19年度6月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで国際政策課のところ、ページで言いますと63ページをお開きください。国際政策課の6月補正予算の総額は439万5,000円となっており、右から3番目の補正後の額は2億2,972万8,000円となりまして、平成18年度当初予算に対し90.7%となっております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。65ページをお開きください。まず最初の（事項）国際交流推進事業費の360万円であります。下の説明欄をごらんください。1の在外県人会育成事業補助金の201万3,000円は、ブラジルなど5カ国及びサンフランシスコなど3都市の在外県人会に対します運営補助金であります。また、2の国際交流推進事務費の133

万5,000円は、諸外国からの公賓等が来県した際の対応に要する経費などであります。

次に、その下の（事項）国際化推進事業費の79万5,000円であります。説明欄1の（改善事業）国際化推進人材育成セミナー開催事業の79万5,000円は、国際交流・協力活動に参加する新たな人材の育成を図るため、広く県民を対象とした実践的なセミナーを開催するために要する経費であります。

国際政策課の補正予算につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

**○坂本市町村合併支援室長** 市町村合併支援室の補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の67ページをお開きください。市町村合併支援室の6月補正額は174万9,000円であります。補正後の額は、右から3番目でございますが、17億363万5,000円となりまして、前年、平成18年度当初予算に対しまして88.7%となっております。

内容につきましては、ページを1枚おめくりいただきまして69ページをお願いいたします。

（事項）市町村合併支援費の174万9,000円あります。これは、県が策定いたしました市町村合併推進構想の変更等がございました場合に御意見をお聞きいたします市町村合併推進審議会というのがその下のほうに書いてございますけれども、この審議会を開催する経費、及び構想等につきまして県内各地で周知を図るための経費につきまして措置をお願いするものでございます。

合併支援室につきましては以上でございます。

**○十屋委員長** ただいま執行部の説明が終了いたしました。それぞれの課の質疑はございませんか。

○**図師委員** 新規事業の関東航路利用促進補助事業なんですけれども、1台当たり1万円の補助ということでトラック業界に当たってはいい内容の補助だと思うんですが、先ほど説明の中で、今、週2便になっている東京行きを4便にふやしたいと。これがまず当初の目的で、さらにはまた増便を考えるとということなんです、私が心配するのは、単なる一過性のものに終わってしまって、この期間中に利用がふえて結局目標とする増便なり、新たな航路の開拓に果たしてつながるものなのか、今後またこういう事業がどの程度継続できるものなのか、そのあたりをお伺いしたいと思うんです。

○**加藤総合交通課長** 今回の新規事業でお願いしています補助事業ですけれども、1台当たり1回につき1万円、最初の利用から2カ月間ということでございます。この補助事業のねらいとしましては、ずっと利用することについての運賃の補助を継続的に支援していくということではございませんで、カーフェリー京浜航路がなくなった後に、宮崎港を使っていたんですけれども、これが大分の港を利用したり、あるいは福岡の港を利用したり、あるいは船を利用せずにそのまま陸送したりということでございました。そういった別の方法を使っている運送事業者を宮崎の港にまた戻すということでございますので、今それぞれの事業者がやっていますいわゆる運送のシステムと申しますか、そういったものを宮崎のほうの運送のシステムに変えていただくということから2カ月間を補助すると。そして、新しい宮崎の港を使った運送システムをつくっていただきまして、後は継続的に使っていただくというのがねらいでございます。以上です。

○**図師委員** 継続的に使っていただくことをね

らっているということですが、私が聞きたいのは、この事業費でその効果が十分得られるという積算なり、金額算定、事業費算定の根拠があったんですか。

○**加藤総合交通課長** この事業費の算定に当たりましては、関係業界等のいろんな意見も聞きながら出したものでありまして、一つには、今現在、細島から出ているローロー船の運賃、あるいは大分の港を使っている分の運賃との比較、あるいは陸送に要する経費等をいろいろ考えて、関係者等の情報も聞きながら積算した数字でございます。

○**図師委員** くれぐれも最初に申し上げたとおり一過性の事業で終わらないでほしいという願いがあります。積算された基礎はよくわかったんですが、今後、運送会社——汽船会社というんですか——のほうとも話をしながら、県がここまで補助をして利用率がこれだけ伸びたんですから増便をお願いしますとか、航路の復活をお願いしますと、そこのトラック業界だけじゃなくて汽船会社のほうまでもどんどん働きかけをされることを願います。

○**加藤総合交通課長** そのように考えております。

○**図師委員** 合併支援室のほうにお伺いしたんですが、私、前年度の件がわからないんですけど、前年度の当初予算が19億ほど組まれて、最終的に10億ぐらい減額になっていると。今年度も17億ほど組まれていますが、こういうことは今年度はあり得ないんでしょうか。

○**坂本市町村合併支援室長** 今の御質問のところで一番の要素は、合併されたところには交付金というのを出しております。旧法、以前の法律の中で合併されたところにつきましては、5億円というのが基礎になっておりまして、それ

にあと市町村数、例えば3つ合併されたら3億円を足すとか、そういうことになっておりましたんですが、そこ辺の流れがございまして、ただ、これは一時期に出すものではございまして、例えば3年間、合併されてから最初の年が50%とか、次は2年目が30とか20とかいうふうになっております。その辺の兼ね合いがございまして、一番最大で見込んでおりましたので、実際申請がこういう事業に使用しますので出てきました数字に倣いまして補正で落とさせていただいて、そういう大きな数字が減になったと。今度の場合は、法律が新しくなりまして、それに伴いまして5億円というのが実は県のほうでもなくしまして、合併市町村1つ当たり1億円ずつというふうにならなくて落とさせていただきましたので、その関係もございましてちょっと数字が落ちたところがございます。以上です。

**○函師委員** 18年度が大きな減額になった理由はよくわかったんですが、今年度についても、一般質問の中で松村議員が聞かれておったと思うんですが、今後合併する予定の地域は県南に1地域ぐらいしか今のところないということでしたが、この17億という金額というのはほかに何か予定があるかのぐらいの金額にも見えるんですが、根拠があるんですか。

**○坂本市町村合併支援室長** 先ほど申しましたように、単年度で使うわけではございませんので、既に合併されたところ、年次計画で使われていきますので、そういうことでこういう予算を計上しております。

**○函師委員** 今、既に合併が済んだ自治体についてもこの予算の中から繰り出しがあるということですね。理解しました。

**○緒嶋委員** 情報政策課、ケーブルテレビ施設

整備支援事業、これは大変いいことでありますし、今後、宮崎県全体をケーブルテレビで網羅するような、そういうような長大な構想というのか、今、都市部だけがこの恩恵に浴しているわけです。これをもうちょっと広めた形で、情報の伝達というのは生活の今は必需品みたいになってきているわけです。そうすると、県として情報過疎にならないような、基本的に市町村とも連携し、ケーブルテレビの会社とも相談しながら、そういうものを民間だけに任せるんじゃないくて、行政の力を加えながら、こういう支援をしながら、全県下的に展開するというような方策というのか、そういうものの研究はできないものかなと思うんですが、どうでしょうか。

**○渡邊情報政策課長** 今、委員おっしゃいましたように、従来このケーブルテレビの補助金については平成10年度から、国から県を通りまして補助金をずっと流しておりました。ところが、国の三位一体の改革ということがございまして、国から直接市町村の補助金という制度になりまして、県のほうについては補助金は出さなくていいと。従前につきましては県が補助金を出すことが採択の優位条件でございました。ところが、宮崎県の場合見ますと、今30市町村ございますが、いわゆる宮崎、都城、延岡といった中心部の11市町村のみしかケーブルテレビ、まだ敷設しておりません。逆に言いますと、まだ19の市町村がそれはやられてないという状況がございます。ただ、ケーブルテレビの敷設というのはあくまでも民間事業、営利事業ですので、それをどこまで県が補助していくかということにはございますが、もう一つには、今、ケーブルテレビ、確かに黒字にはなっておりますが、地上デジタル放送、これが平成23年

度までであるということで、各ケーブルテレビ会社もそのための敷設投資がおのおの大体10数億を各社しないといけないということがございまして、財政当局との相談の中で平成23年度までに限りまして、それともう一つ言いますと、既に進出しております宮崎とかそういうところでなく、新たに進出します例えば新富とか国富とか高原とか小林とか、そういう新しい地域に限りましてこの新規事業という形で御提案させていただいているところでございます。そういうことで、23年度まではこの事業で新しい市町村への敷設等もさせていただきたいと思っております。以上でございます。

**○緒嶋委員** 部長、今言われたのは当面そういうことだろうが、私は、長期的な展望のもとに本当は情報に格差があっちゃいかんと思うんです、県民に。過疎だから、そういう伝達情報も少なくていいということにはならんわけで、ハイウェイ21もあるわけで、そういうものをうまく利用すれば全県民がひとしく情報が享受できるような、そういうものを模索していくということが最も必要だと、情報的に言えばですね。デジタルで今後いろいろ放送の方式が変わるかもしれませんが、基本的には民間だけに任せるんじゃなく、こういうものが安全・安心の暮らしのためにも私は絶対必要じゃないかと思うんですが、部長としてはどういう気がされますかね。

**○丸山地域生活部長** 確かに委員おっしゃるとおりだと思います。まず、この背景なんですけれども、第3局の話がございました。10何年前になりますか、それも民間事業者がやるんですけども、現在まで至って第3局は開局してないわけです。ですから、別のほうとしてケーブルテレビの敷設拡大というのが非常に現実的だ

ろうと思っております。当然委員がおっしゃいましたように、よく言われるのが東京と地方、地方とまた地方の中での都市部と山間部とのデジタルデバイド、情報格差があるんですけども、ここに載せてありますように、今申し上げましたケーブルテレビの敷設拡大事業あるいは携帯電話のサービス地域拡大支援事業、それとかブロード環境、これ、簡単に言いますとインターネットが使えるかどうかの話ですね。そこらあたりの事業も情報政策課のほうで組んでおりますし、また委員おっしゃいましたように、安全・安心の観点もでございます。それから、もう一つは、今、地域振興課長が説明しましたけれども、「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」、やっぱりこういうブロード環境が整備してないと、都会から田舎へのいわゆる移住者、二地域居住等も余り進まないんじゃないかと考えております。そこらあたり計画的にこういう事業をもって進めていきたいと考えております。

**○緒嶋委員** ぜひそういう将来的な、4年間の構想だけがいろいろ出ておりますけれども、10年ぐらいのスパンの中で事を進めていくというのも私は必要だと思うんです。4年間の任期中の構想と長期的なもののが2つマッチして県民の生活の安心・安全も成就できるわけですので、4年間にこだわっただけの構想というのは、今後そういう長期的なものを含めたものに連動させていくということが、政治の逆に言えば住民に対するサービスじゃないかと。将来、4年後はどういう構想になるかわかりませんよということじゃなく、長期的にはこういう方針でいきますが、当面4年間はこれで頑張りますというようなものが私は長期構想じゃないかなというふうにも思いますので、その点は要望し

ておきます。

それと、移動通信用鉄塔とか携帯電話サービス地域拡大支援事業、これは大変ありがたいんですが、これでエリアが部分的に拡大するというのは大変いいんですが、今までのそれぞれの県の説明では、90何%はもう受益を受けておりますということが人口で言われるわけです。私は、エリアは面積で言わなきゃ意味がないと。どんなに携帯を持っていても、エリア外に行けば携帯は通用せんわけです。だから、人口ではなくて、宮崎県の県土の面積のエリアがどこどこに移動しても受話できるとか送信できるとかそういう説明でないと、90何%が恩恵はもちろん受けておるけれども、そういう人もエリア外に行けば恩恵は受けないわけです。面積でエリアというのは受信率というか、そういうものは表示するのが当然だと思うんですが、当面、情報政策課で考えておるエリアの充足率というか、それはどのくらいでありますか。

○渡邊情報政策課長 今現在、全県世帯に対しまして1局も携帯電話使えないところ、これが昨年度末で3,400世帯ございます。パーセントで言うと99.3%ぐらい、あと0.7%というところでございます。確かに今、委員おっしゃいましたが、まずは一昨年度の台風とかいうことで特に携帯電話についてはライフラインということがございますので、まずはこの3,400世帯、これについては各市町村の方に調査をしていただいて、個別に区長さんたちが当たっていただいて調査しておりますので、この方々についてまず優先的に解消していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○緒嶋委員 大変ありがたいと思っておりますので、そういう情報過疎というか、携帯の通じない人は日常生活にも困っておるというような

状態でありますので、今後とも100%、私が言う面積の100%を達成していただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。以上です。

○丸山委員 資料の13ページの「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」のこの中で、2番目に書いてありますふるさと暮らし情報センター、NPO法人というのがあるんですが、これはどういう団体なのか、ここにはほかにも各県が出展しているのであれば、何県ぐらい出展しているのかを教えてくださいたいんですが。

○湯浅地域振興課長 これは、NPO法人、神戸の生協と労働組合で構成されます2つの団体からなされております情報センターでございます。ほかの県につきましては、まだ今、福島県とか数県しか入っておりませんが、今後、市町村等もここに設置する予定でございます。宮崎県としましては、8月からここに出展するという予定でございます。

○丸山委員 具体的にはどういうPRをやっているのかというのの一つと、宮崎には「KONNE」がありますけれども、あすことの連携ももちろんやっていってもらおうと思うんですが、そのPRの方法はどのような形でやっているのか、教えてくださいたい。

○湯浅地域振興課長 センターにおきましてパンフレット、リーフレットも展示しますことと、ここに専任の職員が2名おられます。その方がいろんな相談に応じていただいて、宮崎県の移住促進に努めていただくということになっております。

○丸山委員 先ほど言いました「KONNE」の活用、「KONNE」のほうは、宮崎に注目して来られている方が多いというふうに思っているんですが、この場合には複数の県があると。宮崎というわけじゃなくなる可能性もある

んですが、私は、「KONNE」でも別にいいのではないかなというふうに思っているんですが、「KONNE」のほうではそういった新しく人を雇うのが経費がかかり過ぎるから分担したほうがいいという判断でこちらのほうにしたということによろしいでしょうか。

**○湯浅地域振興課長** 例えば「KONNE」とか東京事務所あたりでしたら、宮崎に行くという最初から目的を持って来られる方がおられると思います。ただ、この暮らし情報センターについては、どこに行くかまだわからないけれども、いろんな情報、選択肢を探して来られる方がおられると思います。来られる方の対象が「KONNE」とちょっと違うところがあるかということで新たに情報センターを設置するというようにしております。

**○丸山委員** 今、宮崎県は非常に売れています。東国原知事で売れていますので、その辺を利用したほうが逆に人は来てくれるんじゃないかなと思ってはいるんですが、確かにいろんな人が来る場所にしたほうがいいというのはわかるんですが、情報発信は行政が考えるよりは東国原知事を使ったほうが全然いいというようなことが、最近鳥インフルエンザのときのPR効果を含めて思っているんですが、本当にこれで情報発信のやり方がいいのかなというのをもうちょっと教えていただけませんか。

**○湯浅地域振興課長** 知事が先頭になって移住促進をされるということをおっしゃられますけれども、ふるさと回帰フェアというのが大阪とか東京でございましてけれども、そことかあるいは宮崎県の県人会、そういうところで知事に積極的にまたPRしていただくということと、あと、いろんなところでいろんな選択肢を探しながら、多様な可能性を探りながらPRしてい

たいというふうに考えております。

**○丸山委員** できれば来てもらうだけでなく、こっちから出て行ってPRする作戦も何らかのことをやっていかないと、二地域居住というのは進まないというふうに思っていますし、そういったことも考えていらっしゃるのか。この前、私もちょっと壇上で議論させてもらって、その後、外山良治議員も、二地域居住の知事の言われている100世帯というのはこういうところを通じて来た世帯がカウントされるということで、改めて確認させていただこうと思うんですが。

**○湯浅地域振興課長** 今申しましたように、いろんな県の県外の窓口、それから情報センター、それから専用のホームページがございませけれども、そういったところでいろんな情報を発信して、それにいろんな問い合わせがあった方々、最終的に宮崎に居住を決定した人を100人というふうにカウントしていきたいと思っております。

**○丸山委員** 次、海上航路のことなんですが、先ほど航路がなくなったから大分なりに行ってしまったということで、どれぐらい戻りたいというような数値を持っていらっしゃるのでしょうか。

**○加藤総合交通課長** 他県あるいは陸送に移ったものについて今回の事業で考えておりますのは、細島港から乗れる分を対象にしておりますけれども、12メートルシャーシ換算で1便当たり40台でございまして。委員会資料の16ページをお願いいたします。そこの上から2つ目の表、ローロー船の下の段ですが、ここに「南王丸」が書いてございます。「南王丸」はシャーシ126台乗るんですけれども、この中で細島港35台となっておりますけれども、1便当たり35台か

ら40台ぐらいを考えておまして、これについてよそに流れた分を航路利用に呼び戻したいというふうに考えております。

**○丸山委員** わかっている範囲でいいんですが、ローロー船なりの搭乗率といいますか、それはどれくらいになっていて、今回の事業で今言われた40台とかなればどれぐらいの、搭乗率という表現がいいのかどうかわかりませんが、それはどうなっているのでしょうか。

**○加藤総合交通課長** その内訳にもありますとおり、全体で126台でございます。油津が91台でございます、これの大部分は王子製紙の荷物でございます、こちらについてはほぼ確保されているというふうに考えております。ことしの1月から細島35台というふうに考えていたんですけれども、實際上、平均して20台に至っておりません。10台から20台の間ぐらいでございます。これは先ほど言いましたように、そういう運送のパターンがよそでできているとか、若干の価格の差とか、そういったものがございしますので、この部分、要するにまだ埋まってない部分を補助事業を使って埋めたいということでございます。

**○丸山委員** 運送会社のほうはいいんですが、農家サイドからすると時間が合わないとか、真夜中に出荷しなくちゃいけない、大きな問題はらんでいると思うんです。その辺の調整まで含んでこの事業はうまくいくというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

**○加藤総合交通課長** まず、農産物につきましては、大きな問題が、週2便しかないということが1点目でございます。それと、昔のフェリーに比べまして時間がかかり過ぎるというのがございます。もちろんそれと今おっしゃいました出港時間の問題もございます。まず、いろ

いろ船社のほうとも相談といいますか、要望申し上げまして、細島から東京まで当初29時間かかっていたものを2時間ほど早めていただきました。今、1便は27時間、出港時間も細島港を、これは月曜の便なんですけれども、14時だったものを16時、2時間遅くしてもらいまして、所要時間も29時間かかったものを27時間に短縮していただきました。また、いろいろな面で船社とも相談して、利用者に使い勝手のいいものにしたいと思っておりますのと、先ほど言いましたように、2便をまずは4便にして少しでも使い勝手のいいものに変えていきたいということで考えております。よろしく願いいたします。

**○丸山委員** 実際運んでいる分は王子製紙のほうが多いんですが、王子製紙は4便になっても大丈夫と言われているんですか。

**○加藤総合交通課長** 王子製紙も、1つには、今回細島のほうに寄ってもらうように私ども要望した関係で、それと大阪港に寄っていたものを直行便にもらった分もございます。その分は逆に言うと別の港あるいは別の方法に変えてもらっている便もあります。ほかにも前々「南王丸」以外のものでも運んでいたものもございしますので、4便で全部王子が埋まるかどうか、ちょっとまだ詳細はわかりませんが、ある程度の荷物は上り下り含めて持っているというふうに考えております。

**○十屋委員長** ほかにございませんか。

**○前屋敷委員** エネルギー対策のことでお伺いしたいんですが、新規事業でも太陽光発電のことがうたわれているんですが、今かなり太陽光発電に関しては関心も高く、新築のところなども含めて採用するところが多くなっていますが、以前はそういう太陽光発電を取り入れる住

宅については補助が一定——県からも出ていて、それがずっと削減をされてきた経過があったと思うんですけれども、今現在どうなっているのかを聞かせていただきたいんですが。

○湯浅地域振興課長 太陽光発電の補助につきましては——家庭用の補助につきましては、経済産業省、それから新エネルギー財団というところから出ていたんですけれども、これは17年度で終わりました。あとは、NPOとか自治体に対する補助については国のほうからそういう補助制度はまだ残っております。

○前屋敷委員 自治体からの補助は全く今ないわけですね。

○湯浅地域振興課長 県ではしておりません。

○前屋敷委員 今、環境問題も含めてこれからまだまだニーズを高めていかなきゃならないし、またそれができるというふうに思うんです。促進する意味では、今度の予算にはのっておりませんが、今後の方向として改めて復活をできるというふうに思っているんですけれども、見通しはどんなでしょうか。

○湯浅地域振興課長 県では新エネルギーの方針に基づきまして、バイオマスと太陽光というのは普及促進しているわけなんですけれども、バイオマスにつきましては、木質バイオマス等でかなり宮崎は進んでいるんですけれども、太陽光発電については現在のところは啓発事業を当面は進めていきたいというふうに考えております。

○前屋敷委員 特に宮崎は日照時間も長いし、大いにもっともってここのところは発展させられる部分だと思います。ですから、やはり積極的な対策を今後要望したいというふうに思います。

もう一つ、総合交通課にお願いしたいんです

けれども、地方バス路線に対するバス事業者への支援が上がっていますけれども、今かなり過疎地で廃止路線が出てきて、自治体が独自で乗合バスみたいな形だとか、いろいろ創意工夫を凝らして住民の皆さん方の足を確保するという形で運行が図られていますけれども、こういった自治体に対する支援あたりはどういうふうにならなっていますか。

○加藤総合交通課長 委員会資料の7ページをごらんいただきたいと思います。一番下に地方バス路線等運行維持対策事業ということで3億4,900万円——これは県予算でございますが——でございます。うち、6月補正1億3,100万円というのが先ほど御説明した分でございます。まず、この1億3,000万につきましては、広域的、幹線的な路線、要するに複数市町村を走っている路線で事業者が運行している分なんですけれども、赤字が出る部分がございます。それについて国と県で補助をしているものがございます。県の負担分が1億3,100万円ということがございます。それから、もう1点、当初で実はお願いした分がございます。こちらのほうが2億1,816万2,000円でございます。主なものは廃止路線代替バス等運行費補助といたしまして、事業者が運行している分で赤字でどうしても民間企業としては運行できないという部分を、廃止になりますと住民の方々にとって生活に支障がございますので、それを市町村が民間事業者に委託して走らせてもらっている部分でございます。これは県と市で2分の1ずつで委託費を払っている分でございます。先ほど申しました2億1,800万のうちの2億1,400万、廃止路線代替バス等運行費補助金でございます。以上でございます。

○前屋敷委員 今、民間に委託をするというこ

ともありましたが、自治体独自で走らせているところもあるんですかね。

**○加藤総合交通課長** 今、申しました廃止路線代替バス等運行費補助金ですけれども、これが県もですけれども、市町村にとって極めて大きな財政負担になっております。それと、従来のバスを従来の路線で走らせるというのが原則でございましたので、いわば非効率的な部分がございます。それで昨年度からなんですけれども、地域バス再編支援事業という事業を県でつくりまして、これは市町村が実施主体となって、わかりやすく言えばコミュニティーバス、この運行のほうに切りかえるという事業でございます。廃替バスの財政負担を減らして、効率的な地域バスを走らせようという事業でございます。こちらのほうは当初のほうで措置をしております。以上でございます。

**○前屋敷委員** わかりました。足の確保は、ますます高齢化社会になってくるとどうしてもやはり公共交通必要になってまいりますので、より一層そういった立場での支援をお願いしたいと思います。

**○十屋委員長** ほか、ございませんか。

それでは、以上をもちまして議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」を終了いたしたいと思っております。

5分ほど再度休憩を入れて引き続き行いたいと思っております。よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時2分休憩

---

午後3時7分再開

**○十屋委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案第1号以外の議案及び報告事項等の説明を求めます。なお、

委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

**○丸山地域生活部長** それでは、ほかの議案等について説明をいたします。

まず、議案第14号についてであります。お手元の、赤いインデックスがついていると思うんですが、「平成19年6月定例県議会提出議案」の39ページを開いてください。議案第14号「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これにつきましては、「貸金業の規制等に関する法律」が「貸金業法」に名称が改められたことに伴い、同法を引用している部分の改正を行うものであります。議案第14号の説明は以上であります。詳細については後ほど報告と一緒に担当課長に説明をさせます。

続きまして、県が出資している法人の経営状況の報告についてであります。青いインデックスがついている県議会提出報告書、まず、25ページを見てください。地域生活部からの報告は、財団法人宮崎県立芸術劇場、同じく別紙6と青いインデックスであります35ページ、財団法人宮崎県国際交流協会の2つの法人について報告をさせていただきます。これも後ほど担当課長に説明させます。

それから、最後、その他の報告であります。3件ございます。先ほどの常任委員会資料をまたお開き願いたいと思っております。まず、21ページです。宮崎県人権啓発センターのオープンについてであります。これにつきましては、予算については当初予算で御承認いただいて4月以降準備を進めてきました。このたび7月9日によりやくオープンする運びとなったところであります。センターの内容について後ほど説明をさせていただきます。

それから、23ページを開いてください。高千穂鉄道についてであります。高千穂鉄道株式会社の取締役会の協議結果について、6月18日にありましたが、その結果について報告をさせていただきます。

それから、最後に資料の25ページをごらんいただきたいと思います。日南市等による法定合併協議会設置の動きについてであります。これにつきましては、先月5月31日に関係首长さんたちが記者会見をされたところでありまして、その内容について市町村合併支援室のほうから説明をさせます。

私からは以上であります。

**○道久文化・文教企画監** それでは、県が出資している法人の経営状況のうち、財団法人宮崎県立芸術劇場の経営状況につきまして、私のほうから説明させていただきます。

「平成19年6月定例県議会提出報告書」の別紙5の青いインデックスのついたところ、ページで言いますと25ページになりますけれども、お開きいただきたいと思います。まず初めに、18年度の事業実績についてであります。1の事業概要にありますように、財団法人宮崎県立芸術劇場は、県立芸術劇場の指定管理者として、県との基本協定書に基づき、劇場が県民の文化芸術活動の振興拠点としてその役割を十分果たしていくよう、舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画、実施するとともに、県民の文化芸術活動の場として積極的に活用されるよう管理運営に努めたところがございます。

次に、2の利用実績でございます。財団の事業は、表の事業名にありますように、(1)の指定管理業務、(2)の自主文化事業、及び次の26ページにありますように収益事業があります。まず、指定管理業務につきましては、ホー

ル等の貸し出し、劇場の維持管理及び国際音楽祭の開催業務でございますが、右側の実績欄にありますように、貸し館業務で22万7,000人余に御利用いただくとともに、音楽祭では1万人を超える県民の皆様に御入場いただきました。事業費は、真ん中の欄にありますように、4億6,089万7,000円でございます。次の自主文化事業は、事業費1億1,206万3,000円で、右側の実績欄にありますように、招聘公演を20公演、自主企画制作事業を9公演行いました。26ページをお願いします。教育普及事業は、19講座を開講いたしました。最後に、収益事業でございますけれども、郵便切手や委託チケットの販売をするものでございまして、事業費は657万4,000円でございます。

次に、27ページでございますけれども、3の貸借対照表総括表でございます。初めにお断りいたしておきますけれども、平成18年度から新しい会計基準が施行されたことに伴いまして、この表は新しい基準に従って作成しておりますので、昨年までの表とは異なっておりますので、御了承いただきたいと思います。財団の会計は表の一番上にありますように、指定管理業務に係る一般会計、自主文化事業に係る特別会計、収益事業に係る収益会計の3つの会計から成っておりますが、説明のほうは一番右の合計欄のほうでさせていただきます。

財団の資産は、主として文化事業預金などの預金資産でありまして、表の中ほどにⅡの負債の部というのがあると思うんですけれども、そのすぐ上、資産合計にありますように、資産合計は21億607万3,605円となっております。一方、負債は、未払い金など流動負債が多くございまして、Ⅲの正味財産の部のすぐ上、負債合計と書いてございますけれども、そこにござ

ますように1億4,402万2,622円となっております。この資産と負債の差が正味財産となるわけですが、正味財産は、表の下から2行目、正味財産合計と書いてございますけれども、19億6,205万983円というふうになっております。

おめくりいただきまして28ページをお願いいたします。正味財産増減計算書総括表についてであります。この表は、文字どおり、この1年間で正味財産がどのように増減したかということを示す表でありまして、これも表の右端の合計欄で説明させていただきます。正味資産には、Ⅰにございますように一般正味財産と、Ⅱにありますように指定正味財産に区分されており、まず、一般正味財産の経常増減につきましては、収入が指定管理料を中心に、1の(1)の一番下、経常収益計とありますけれども、7億5,176万4,220円に対しまして、費用のほうは管理事業費や音楽祭開催費用を中心に、(2)の一番下から2番目でございますけれども、経常費用計というのがあると思っておりますが、そちらのほうにありますように7億5,322万9,254円で、その下にありますように差し引きで146万5,034円の減となりまして、これに経常外増減を加えた一般正味財産は、Ⅱの指定正味財産増減の部の、3つ上にありますように314万4,314円、これが一般正味財産の減というふうになりました。また、基金等の指定正味財産は、自主文化事業実施のための財源として基金の取り崩しを行ったために、下から4行目にありますけれども、4,897万5,967円の減になりました。この結果、この表には数字は示されておられませんけれども、先ほどの一般正味財産約300万円の減と指定正味財産の約4,900万の減、これを合わせました5,212万281円の減となりました。この結果が

一番下に書いてございます19億6,205万983円、最終的にこのようになったということでございます。

次の29ページ、30ページの5の財産目録総括表は、先ほど御説明いたしました貸借対照表の明細表でありますので、説明は省略させていただきます。

31ページをお願いいたします。平成19年度の事業計画書についてであります。まず、基本方針ですが、前年度同様、県民の文化活動の振興拠点として多様な事業を実施するとともに、文化芸術の活動の場として積極的に活用されるよう管理運営を行うこととしております。2の事業計画についてでございます。指定管理業務につきましては、本年度も引き続き貸し館業務や施設設備の維持管理に努めますとともに、既に5月に終了しておりますけれども、宮崎国際音楽祭を実施したところでございます。自主文化事業につきましては、指定管理業務同様、本年度も右の表にありますようにさまざまな事業に取り組み、国内外の質の高い音楽や演劇などを広く県民の皆様に鑑賞していただくとともに、さまざまな文化活動の発表や練習の場として積極的に利用していただきたいと考えております。

33ページをお願いいたします。3、収支予算書総括表でございます。表の右端の合計欄で説明させていただきます。事業活動収支につきましては、収入が県の指定管理料を中心に、Ⅰの1の一番下、事業活動収入計にございますように7億6,402万8,000円を、支出が管理事業費や国際音楽祭開催費等を中心に、2の下から2行目、事業活動支出にありますように7億6,312万8,000円で、収支差額はその下にありますように90万円の黒字を見込んでおります。次に、Ⅱ

の投資活動収支の部でございますけれども、基金等の利息収入を955万円と見込みまして、全額を基金等へ繰り出す予定でございます。なお、18年度の表と19年度の表の事業計画では、収益事業、収益会計というものがなくなっております。これは、17年度までは施設の使用料は県の収入でございました。県の収入として利用者が使用料を支払うために証紙を張って払うというような形で、証紙を販売いたしておったんですけれども、18年度の指定管理者導入の際に施設使用料は財団の収入とするということになりました。このため、県の収入証紙の取扱量が大幅に減るため、収益会計というものを廃止しまして、一般会計で処理することとしたものでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○井上青少年男女参画課長** 議案第14号「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

委員会資料で説明させていただきます。委員会資料の19ページをお願いいたします。まず、1、改正理由についてでございます。「貸金業の規制等に関する法律」が一部改正され、法律名が「貸金業法」に改められるため、関係規定の改正を行うものでございます。次に、2の改正の内容でございます。新旧対照表に掲載しておりますとおり、条例第18条第3項の規定中、「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改めるものでございます。なお、施行期日につきましては、国において貸金業法の施行日が定まっておりますので、国の施行日が決まり次第、当条例の施行日を規則で定めることとしております。

青少年男女参画課につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○酒井人権同和対策課長** その他の報告事項でございます。

常任委員会資料の21ページをお開きください。宮崎県人権啓発センターのオープンについて御説明いたします。平成19年3月末をもちまして財団法人宮崎県人権啓発協会が解散いたしました。協会が行ってまいりました事業を県が直営で行うとともに、その機能を継承かつ拡充するためにセンターを開所いたします。まず、1のセンターの整備の目的でございますけれども、県民の皆様が人権問題についての自己啓発をしたり、人権問題に関する相談を受けるために気軽に利用できる環境を整えるためでございます。次に、2の開所式の予定でございますが、部長も説明いたしました。7月9日月曜日に県庁8号館6階で行います。3の施設・設備の概要でございますが、設置場所は県庁8号館6階で、面積は267.2平米になります。(3)の運営は人権同和対策課が行います。(4)(5)の主要な施設、設備でございますが、相談室、研修室、ライブラリー等設けまして、パソコンやビデオなどを備えております。そのレイアウトなどは次の22ページに表示しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。開所時間につきましては、平日の午前9時から午後5時までといたします。次に、4のセンターの機能としましては、これまで人権啓発協会が担ってまいりました(1)の広報・啓発から研修、情報提供、実施主体支援、(5)の交流・連携までの機能をさらに充実させますとともに、(6)の相談、(7)の調査・研究につきまして、2名の人権啓発専門員を配置するなど新たな機能を加えることといたしているところ

ろでございます。

人権同和対策課からの説明は以上でございます。

○加藤総合交通課長 御説明いたします。

委員会資料23ページをごらんください。高千穂鉄道についてです。6月18日に開催されました高千穂鉄道株式会社の取締役会の協議結果の御報告をする前に、これまでの経緯を若干御説明いたします。23ページの1の経緯です。高千穂鉄道株式会社、以下、TRと言わせてもらいますが、TRは、平成17年12月に将来にわたり経営の見通しが立たないことなどから経営を断念いたしました。その後、18年4月に神話高千穂トロッコ鉄道株式会社、以下、新会社と言わせてもらいますが、新会社がTRに対し営業権と資産の無償譲渡の申し出を行いました。この申し出を受け、TRは、6月の定時株主総会において新会社への鉄道事業の無償譲渡の決議は国の認可の見通しが立つことが前提であるいたしました。運休から1年となる18年9月にTRは、高千穂—槇峰間については休止の期限を本年9月5日とする休止延長届を、また槇峰—延岡間については廃止予定日を本年9月6日とする廃止届を提出いたしました。TRの資産を新会社に譲渡した場合、無償であっても双方に多額の税が発生する問題がありましたが、19年2月に県を初め関係自治体は、新会社が円滑に鉄道施設を利用できる方法を取りまとめ、TRもその方向で対応していくこととしたところで

す。2のTR取締役会の協議結果について御報告いたします。TRは6月18日に取締役会を開催しまして、次の3点について6月28日に開催する定時株主総会で説明することを決定いたしました。1点目は、新会社への鉄道事業の譲渡及

び沿線自治体への資産の寄附については、新会社の事業計画について国との協議が調っていないため、TR定時株主総会における決議は見送ることといたしました。現在、新会社は、資金面など国から指摘された課題解決に取り組まれており、引き続き国との協議が必要な状況です。TRとしましては、国の認可の見通しが立った段階で臨時株主総会を開催し、決議することとしています。2点目は、本年9月5日までが期限である高千穂—槇峰間の休止届については、国の認可の見通しの状況によっては期限の延長を検討することといたしました。ただし、TRの会社清算の都合上、延長の期限は最長でも本年の12月末までとするものです。延長の期限を本年12月までとしますのは、TRは、保有する資金で運営経費を賄える間に会社の清算を終えなければならないためでございます。3点目は、槇峰—延岡間の踏切施設は、道路交通に支障があるため、廃止日以降速やかに機器の撤去や道路との段差の解消等を行うことといたしました。これは、廃止が確定いたしますと車は踏切箇所での一たん停止が不要となりますけれども、踏切施設が残ったままだと一たん停止する車としない車が出てきまして、大変危険であるためでございます。

説明は以上でございます。

○田原国際政策課長 それでは、私のほうからは財団法人宮崎県国際交流協会の経営状況について御報告させていただきます。

「平成19年6月定例県議会提出報告書」、先ほどの芸術劇場の後でございますが、別紙6の青いインデックス、ページで言いますと35ページをお開きください。まず、平成18年度事業報告であります。1の事業概要ですが、国際交流協会におきましては、本県の国際化と地域の活

性化に寄与することを目的としまして、各種の事業を行い、本県の国際交流の促進に努めたところであります。次に、2の事業実績ですが、大きく分けまして5つの事業を行っております。まず、(1)の交流推進事業では、県民と在住外国人との交流会や国際交流ボランティア養成講座等を開催したところであります。

(2)の情報提供事業では、情報紙やインターネットによる各種情報の提供等を行っております。昨年度は英語版に加えまして中国語版のホームページを新設するなど情報サービスの提供を行ったところであります。(3)の在住外国人支援事業では、在住外国人が安心して暮らしていくことができるよう在住外国人のための法律生活相談や日本語講座を行ったところであります。36ページをお開きください。また、県民による在住外国人の支援を促進するため、日本語ボランティアの養成講座等を行ったところであります。(4)の国際化推進事業では、国際交流協力活動や在外県人会に対する支援のほか、国際理解を深めるための講座や、地域における国際化推進の中核となるリーダーを養成するための講座を開催したところであります。

(5)のその他の事業といたしましては、旅券の作成関連業務等を受託しております。

次に、37ページをごらんください。3の収支決算書であります。左側の収入の欄であります。財産運用収入、財産取り崩し収入、補助金収入、受託金収入など合わせまして、一番下の合計欄でございますが、8,191万3,868円となっております。右側の支出であります。各種事業の実施に係ります事業費としまして4,589万5,096円、その事業を管理します管理費としまして3,380万3,531円などが主なものとなっております。

38ページをお開きください。4の財産目録であります。左側の資産の部をごらんください。現金預金等の流動資産739万7,452円、基本財産等の固定資産5億5,069万1,018円となっております。合計5億5,808万8,470円となっております。右側の負債及び資本の部をごらんください。未払い金等流動負債727万91円、退職給与引当金としての固定負債473万1,480円、正味財産5億4,608万6,899円となっております。なお、借入金はありません。

次に、5の貸借対照表であります。右側の負債資本の部の一番下の合計欄のすぐ上の当期正味財産減少額の135万9,670円は、基本財産を取り崩したことなどによるものです。ほかの科目につきましては、4の財産目録と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に、39ページをごらんください。平成19年度事業計画についてであります。1にございます基本方針に基づきまして、2の事業計画にありますとおり、18年度と同様に(1)の交流推進事業、(2)の情報提供事業、(3)の在住外国人支援事業、40ページを開いていただきまして、(4)の国際化推進事業、そして(5)のその他事業の5つの柱でもって各種の事業を推進し、本県の国際化と地域の活性化を図っていくこととしております。

41ページをごらんください。3の収支計画であります。左側の収入であります。中ほどの受託金収入などの事業活動収入7,767万1,000円、下から2番目の基本財産取り崩し収入としての投資活動収入280万円など合わせまして、一番下の合計欄の8,057万1,000円を計上いたしております。右側の支出では、事業活動支出のうち、各種事業の実施に係ります事業費支出としまして5,185万8,000円、中ほどの管理費支出と

しまして2,836万9,000円などが主なものとなっております。

国際交流協会の経営状況につきましては以上であります。

**○坂本市町村合併支援室長** それでは、委員会資料のほうにお戻りいただきたいと存じます。委員会資料の最後のページ、25ページでございます。日南市等による法定合併協議会の設置の動きについて御報告をいたします。

1の概要についてであります。既に御承知と思いますが、日南市長、北郷町長及び南郷町長におかれましては、先月31日に1市2町の枠組みによる合併を目指して法定合併協議会の設置に向けた準備に入られる旨発表されたところでございます。

その内容につきましてでございますが、2の記者発表でございます。(1)(2)にございますように、法定合併協議会を本年10月1日までに設置することで議会に所要の議案を提出するとされたところであります。この法定合併協議会におきまして、合併後の新しいまちづくりあるいは新しい市の名称、各種事務事業の調整などさまざまな協議が行われるということになっております。次に、(3)の合併の目標時期であります。平成21年3月31日を目標とされております。合併新法の期限は平成22年の3月でありますので、1年早くはございますが、期限内の合併ということで合併支援金あるいは交付税等の特例措置が受けられるということになります。次に、(4)の合併の方式でございますが、これは新設合併ということでいかれることに今なっております。最後に、(5)の地域自治区の設置ということでございますが、住民の意見を合併後のまちづくりに反映させる仕組みとして、地域自治区を設置するあるいは合

併特例区という制度もございますが、いずれにいたしましても、住民の声を吸い上げる組織としてそういうのを設けていくということにされております。

県といたしましては、この合併に向けた動きを受けまして、より緊密に連携をとりまして必要な支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○十屋委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案第14号及び報告事項、県が出資している法人の経営状況について、質疑はありますか。

**○図師委員** 芸術劇場の報告についてなんですが、バランスシートの中で未払い金や未払い費用の金額についてもう少し詳しく御説明いただければと思います。別紙の27ページの中です。

**○道久文化・文教企画監** まず、未払い金の関係ですけれども、修繕費、それから、音楽祭のプログラムをつくっておりますので、その作成費等が主なものでございます。それから、未払い費用、これはいろんな工事とか修繕とかそういうものを再委託しているわけですけれども、そちらのほうの費用だというふうにお聞きしております。それから、前受け収入、こちらは5月に行われます音楽祭チケット、こちらのほうの3月までに売って預かっているというやつや、いわゆる貸し館の使用料、ホールとかを4月以降に使用するやつを前もって3月までに納めておくというふうなものが主なものでございます。以上でございます。

**○図師委員** 私の理解が悪いんだと思うんですが、この未払い金というのは、修繕費なりプログラムを作成したときの費用を芸術劇場側が業

者に払ってないということなんですか。

**○道久文化・文教企画監** 確かにおっしゃるとおりでございます。修繕していただいてすぐにお支払いすれば、年度内にやれば消えるわけなんですけれども、それを年度を越してお支払いをしたということでございます。

**○図師委員** 修繕費は繰り越しがあったとしても、プログラムというのは各種イベントのプログラムの作成にかかった費用だと思われましょけれども、なぜそれが単年度ごとで支払いができませんのですか。

**○道久文化・文教企画監** 確かにおっしゃるとおりでございますけれども、いろいろ売り込みとか、\*プログラムをつくっているところに宣伝していくわけですけれども、そういうものをやって、もちろんおっしゃるとおりに、すぐに何で払わないんだというおっしゃり方も確かにそうなんですけれども、結果として支払いが4月になったということございまして、本来、県等でございますら出納閉鎖期間というものがございまして、財団の場合にはそれが全然ないものですから、例えば3月末のほうに納入されたもの等につきましては、どうしても支払いが翌年度になってしましまして、そういう未払いというような形になってしまうというのが実情でございます。

**○図師委員** 年度末の事業なり、出納閉鎖がないというのもちょっとどんなものかと思うんですが、業者がそういう体質でいいというのであれば構わんと思うんですが、こういう未払いとかこういう金額で上がってくると、見たときにはかなり疑問が残りますけれども。

**○十屋委員長** 補足があればお願いいたします。

**○日高生活・文化課長** 今の御指摘の件は、企

業会計の一般的なルールとしては当然あり得る話だものですから、財団法人にもともと出納閉鎖期間そのものが存置しない以上は、一般の会社であれば当然こういう会計処理はなされる話であって、ある面で言うと、ごく一般的なお話かなということでございます。以上です。

**○十屋委員長** そのほかございませんか。

**○緒嶋委員** よくわからんけれども、人件費やら給与体系というのは何か県の給与体系と連動しているわけですか。給料表というようなのはどういう形になっておるわけですか。

**○道久文化・文教企画監** 県の職員が13名ほど出向いたしておりまして、その職員は県の職員とリンクしているような形になっております。あとは嘱託職員とか臨時職員、こちらのほうで構成されております。

**○緒嶋委員** 将来的にこれはいろいろ、天下りではないでしようが、出向という形だと思っておりますけれども、こういう人事体系というのがいいのかどうか。コスト縮減いろいろ含めていかなきゃ、これも文化という意味ではすばらしいんでしょけれど、県の職員がそこに出向しなきゃならん理由は何かあるわけですか。

**○道久文化・文教企画監** 詳しい経緯というのは、大変申しわけないんですけれども、ここで答えできないんですけれども、財団自体をつくったのが県であったということで、それで職員を送り込んだということだろうと思えます。

**○緒嶋委員** 今後においても、指定管理者制度に移行したわけでしょう、そういう中でそのまま県職員を派遣しておくということ自体が整合性がないんじゃないかなという気がするんですけど、指定管理業務に持っていくということは、

※57ページに訂正発言あり

あらゆることを含めて、こういう人件費まで含めていろいろな節減を図るという趣旨もあったんじゃないかというふうに思うんですけど、そこ辺はどうですか。

**○道久文化・文教企画監** 正確にお答えできなくて大変申しわけないんですが、委員おっしゃるように、指定管理者制度導入されまして、あくまでも一指定管理者にすぎないという言い過ぎかもしれませんけれども、立場が若干違って来たということは確かだろうと思います。そこらあたりにつきましても今後検討はしていかなければならないだろうというふうには考えます。

**○緒嶋委員** 部長、私の意見についてはどうですかね。

**○丸山地域生活部長** 確かに、劇場が平成5年にオープンしたときに、これは県立の芸術劇場でありますから、その管理運営、貸し館とか事業を仕組む、そういうのをこれはどうしても県が主導しなきゃいけないということで、最初から職員を出向させております。いろいろ経過がありまして、昨年度から指定管理者制度が導入されたわけです。県は例外なく公の施設については公募して、結果として財団法人県立芸術劇場が指定管理者となったと。22年度まで、約25億弱だったと思うんですけども、指定管理料をお支払いして運営をしていただくということであります。御存じかもしれませんが、なぜ指定管理者制度が入ったかというと、住民の利便性向上とコストの削減であります。この2つが大きな目的であります。その中で、財団も指定管理者として県から受託を受けているわけですから、当然委員おっしゃるようにスリムになって、最大の効果を、幾ら文化事業とはいえ、発揮していただかなきゃならないと。

そういうことで、例えば言いますと役員の県職員としての関与の数も少なくなっておりまして、そういう方向で管理運営をしているところであります。以上です。

**○緒嶋委員** 今後において県職員が、そうするとコストがかかるわけです。県の職員の給料表を適用しますというんじゃ、管理を受けたところはスリムになろうと思ってもなれんのかないんですか。そこ辺はどうですか。

**○丸山地域生活部長** 確かにそこらあたりは、出向とはいっていても、前、出向とか派遣とかいろいろ言っていたのを法律が改正されて、法律の正しい名称は忘れちゃったけれども、その法律に基づいて本人の同意を得て、たしか最短3年、延長しても5年行くような法律、できるような法律ができましたので、その範囲でやっております。ただし、待遇面については当然県職員に準じた格好でやっておりますけれども、これは財団ができたときにいろいろ議論がありまして、例えばプロパー職員を採用したらどうかとか、もちろん今、県職員が派遣されて行っているわけですけども、どちらがいいかというような議論が相当あったようでございます。それは私も聞いたことがございます。ただ、プロパー職員にすると、いろいろ定年の問題とか、報酬も毎年上げざるを得ないとかいう状況がありまして、県職員とプロパーでどちらがいいんだというような比較論に多分最終的にはなったんだろうと思います。その中で県職員が今、13名だったですか、出向しておりますけれども、これも大分人数を減らしております。そういうことで経費の削減、それと県職員ですから当然異動がございまして、あそこにずっといるわけじゃございませんので、よりそういう芸術活動に適した人物を、特に若い職員についてはそう

いう派遣の方策等考えて派遣をする必要があると考えております。

○緒嶋委員 逆に3年交代が——プロパーのほうが専門性もあるわけです。かえって向こうにとっては迷惑な話じゃないかと思う。3年してまた引きかえる。指定管理者制度を導入したという趣旨からいって、そういう制度がいいのかどうか十分今後において検討しなければ、今のままがベストというふうに私は思えんですが、やっぱり今のままがベストと思われていすか。

○丸山地域生活部長 人材の育て方とか、事業の目的、いろんな面もあると思うんですけども、そこらあたりは委員おっしゃるように今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

委員にお諮りしたいんですけども、本日の日程が午後4時までとなっております。あと残り数分となっております。このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、このまま継続したいと思います。

○道久文化・文教企画監 1点だけ訂正させていただきたいと思います。先ほどの未払い金の問題で、音楽祭プログラムの作成の関係で未払いが多量に発生しているということですが、音楽祭は5月に開かれます。内容が決まるのはちょっと後になるみたいなんですけれども、3月のうちに契約をしてしまうみたいなんです。そのときに、金額までは言えませんが、幾らで契約するというような形だそうです。現物は5月に入るということで未払い金として発生しているということでございます。訂正させていただきます。

○丸山委員 同じ27ページの件でお伺いしたいんですが、ここに修繕積立預金とか、また先ほどから文化事業基金とか文化振興基金、いろいろあるんですけども、この辺の整理を、少し説明とかしていただきたいと思います。といいますのも、先ほどから1号議案でありました大規模な改修をしていくという考え方の整理もしたいものですから、ここを具体的に教えていただきたいと思います。

○道久文化・文教企画監 まず、一番上の修繕積立預金でございますけれども、これは、この名前のおりでございます。将来発生するであろう修繕のためにこの金額を積み立てているということでございます。それから、文化事業預金は、いわゆる文化事業基金とお考えになっていただいてもよろしいかと思います。それから、文化振興預金でございますけれども、宮崎県音楽協会、宮崎県旅館業環境衛生協同組合、東建設株式会社、こちらのほうが1,800万円ほど寄附がございまして、平成6年に文化振興基金として設置されたものだそうでございます。これなんかはパイプオルガンの維持補修に活用するという考え方だというふうにお聞きいたしております。それから、舞台芸術振興基金、こちらのほうにつきましては、平成15年度末に宮崎市内の篤志家、お名前ちょっとわからないんですけども、篤志家によって文化事業の推進のためにということで1,000万円が寄附されたということでございます。財団のほうとしては、県内の青少年を対象とした舞台芸術に関する教育普及事業に活用するというふうな方針を持っているようでございます。それから、運用財産預金でございますけれども、これは基金とかそういうもので発生しましたもの、こちらのほうを今後の事業に充てられるようにということで運用財産預金とし

て預金しているものだというふうにお聞きいたしております。以上でございます。

○丸山委員 確認しますが、運用財産基金というのは利息のということで、基金の利息という判断でよろしいんですか。

○道久文化・文教企画監 こちらのほうにつきましては、いろんな基金ございますけれども、そちらのほうの預金が発生しますけれども、そちらのほうをずっと積み立てて、そしてまた……。

○丸山委員 指定管理者制度になりまして、基金いろいろあるんですが、ここはすべて管理されているという感じでよろしいんですか。

○道久文化・文教企画監 基金自体は県のほうが出捐いたしたものでございますけれども、あくまでも持ち主というんでしょうか、そちらのほうは、財団のほうの持っている基金でございます。

○十屋委員長 ほか、よろしいですか。

それでは、今の質疑は終わりますが、これから、その他の事項について質疑を行いたいと思います。

○丸山委員 21ページの人権啓発センターのことでお伺いしたいんですが、直営になったということなんですが、職員が何名配置されるのかと、先ほど人権啓発専門員が2名ということだったんですが、その方の処遇といいますか、どういう立場で採用なのかをお伺いしたいというふうに思うんですが。

○酒井人権同和対策課長 お答えいたします。現在の人権同和対策課の職員数は10名でございます。人権啓発協会のおきには派遣職員もおりましたけれども、合計で13名でございます。したがって、3名の減少というふうになっております。それは正規職員だけのお話でござ

います。それから、人権啓発専門員の件でございますけれども、非常勤の職員ということになりますけれども、1日当たり6,500円で月20日間勤務という条件になっております。以上でございます。

○丸山委員 センターには職員は何名行かれるんですか。

○酒井人権同和対策課長 失礼いたしました。人権啓発センターの運営は人権同和対策課が行っておりまして、この運営については課の職員すべてが関与しているという状況でございます。

○丸山委員 今の場所すべてが、人権同和対策課がこちらに移るということでよろしいんですか。

○酒井人権同和対策課長 すみません。説明が十分でございませでした。委員会資料の22ページをごらんいただきたいと思います。課と人権啓発センターのレイアウトがございまして、上のほうが事務室となっておりまして、こちらに10名の職員と2名の非常勤職員が配置されておりまして、その下のほうのビデオライブラリーとか図書ライブラリーと書いてございませ部分部分が人権啓発センターの部分でございますので、そちらの運営に当たる職員は課の職員が両方兼ねるということでございます。

○丸山委員 教育委員会が持っています同和教育関係、人権啓発関係との連携はどのようにとられていこうとしているのかを具体的に、もし計画があればお伺いしたいと思うんですが。

○酒井人権同和対策課長 人権啓発センターの運営に関しての連携につきましては、例えば人的な配置でございますと、教育委員会の職員を派遣していただいております。現在職員として従事をいたしております。それから、人権啓発

専門員につきましては、うち1名は校長先生を  
経験された教員OBという形で、これも広い意  
味で連携をさせていただいております。それか  
ら、人権啓発全体についての連携あるいは分担  
ということにつきましては、主に教育関係につ  
きましては当然教育委員会のほう、あるいは社  
会教育も含めて人権啓発は教育委員会のほうで  
という分担になっておりまして、その他の県の  
職員あるいは関係団体等の職員、民間企業、そ  
ういったところへの啓発については人権同和対  
策課あるいは人権啓発センターで担っていく  
ということでございます。

○徳重委員 合併支援室長にお尋ねしますが、  
日南市の合併が進んでと、北郷、南郷は進んで  
いるということございました。あと、県内の  
合併の動きというのがどういう形で今進んで  
いるか、教えてください。

○坂本市町村合併支援室長 今、西諸地区にお  
きまして、まだ日南市ほどの熟度の高いもの  
ではございませんが、ある程度の話が進もうと  
しておるところでございます。日南市の場合は、  
新聞でごらんになったかと思うんですが、首長  
さんたちが握手をしてこれから一緒にやって  
いきましょうということで、恐らく順調に進んで  
いくのではないかと思います。そういうこと  
に向けて話し合いが始まっているというような  
状況が西諸のほうで若干ございます。あと、こ  
の前の選挙で清武町の町長さんが通られまし  
たが、町の合併に向けての体制づくりをして、宮  
崎市との合併に向けて準備をしていきたいと  
いうようなことで伺っておるところです。

○徳重委員 今までの合併の進め方として、県  
も積極的に支援室が中心になって出向いてい  
っような説明をされたと記憶しておるんです  
が、今はそういう動きはされないんですか、支

援室としては。

○坂本市町村合併支援室長 各首長さん、まだ  
合併に至ってないところが県央地区を中心と  
してございます。あと県北にございますが、首長  
さんが中心となって合併については動かれます  
ので、その首長さんとかといろいろお話を現在  
申し上げているところでございます。

○徳重委員 そうすると支援室の仕事、動きと  
いうか、各首長さんの判断ということ、全く  
行動というか、地域性やいろんなことがある  
と思うんですが、そういったことに対する県の  
助言というか、指導というか、何も出さないで  
自主的な動きに任せるということですか、合併  
については。

○丸山地域生活部長 合併についてであります  
けれども、いろんな動きがあると、例えば西  
諸、清武ですね。今、室長が申しあげましたけ  
れども、合併新法、17年の4月1日以降施行に  
なっておりますけれども、この中でも市町村の  
自主的な合併を推進する、自主的なという言葉  
が入っております。県は当然それに対して昨年  
3月に県の市町村合併推進構想をつくりまし  
て、10の組み合わせ、今はもう北川町と延岡市  
が合併しましたから9つになっておりますけれ  
ども、その構想をお示しをして、従来から県も  
合併支援室が中心になって市町村首長さんある  
いは議会の要請に応じてお話をさせていただ  
いているところであります。委員の話、今年度ど  
うなのかという話だと思うんですが、今年度は  
統一地方選がございましたね。首長さんある  
いは議会の方もしばらくは待っておってくれ  
と、統一地方選があるからということの空気が強  
かったように感じているんです。ですから、今  
からそういう動きが出てくると思います。その  
ときは積極的に県のほうも説明会なり、ある

は県の合併支援構想、あるいはその関係市町村の財政状況とか将来の見通し、当然これは地元でやっていただくのが基本でありますけれども、そういう話をさせていただきたいと考えております。以上です。

**○徳重委員** 合併新法というんですか、22年の3月ということになりますと、そんなに時間的な余裕もないわけですから、県のほうもある程度積極的な動きがあってしかるべきだと私は思っております。もちろん各市町村、それぞれの考え方はあると思いますけれども、やはりだれかが声をかけてやり、誘導するというんでしょうか、そういった考え方も必要かなと思っておりますので、せっかくここまで来てこれだけの合併、もう少し進んだほうがいいんじゃないかと、一般論として県民もそういう目で見ているんじゃないかと、あそこは合併したほうがいいんじゃないか、こうあるべきじゃないかということでの示唆を与えてほしいなという気がいたしますので、ひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

**○丸山地域生活部長** 確かに合併新法は17年の4月に施行されて期限が22年の3月31日、21年度末となっております。先ほど室長も言いましたように日南と北郷と南郷ですけれども、これは21年の3月31日が望ましいということですから1年前倒しになるんです。なぜかといいますと、私が推測しますに、新法のもとでは合併推進債という起債を起こせる事業があるんです。それは当然市町村の基本計画に基づいた事業に対する起債なんですけれども、これもあります。それから、地方交付税の算定上の特例措置、例えば合併新法のもとで17、18年度に合併すれば9年間は合併がなかったものとして関係市町村の交付税を算定しますと。あるいは

は19、20年度に合併すれば7年間そういう取り扱いをしますと。21年度になると、5年しかありませんといいますか、5年あるんですけれども、例えば日南みたいに19年度にやるか、20年度にやるかによって1年の差で2年分の交付税の算定措置の違いがあるわけです。やはりそういうところもあるんだろうと思います。本会議で知事も申し上げたと思うんですが、残り3年を切っております。2年半とちょっとになっておりますので、委員おっしゃるとおり、できれば市町村のほうでいろいろ議論していただいて、県のほうもそれに対して積極的な働きかけを行ってまいりたいという決意であります。

**○徳重委員** 市町村にとっては議員の皆さん方あるいは役場の職員の皆さん方もこのままでずっとおれるんだということと、あるいは合併することによって議員数、職員数も減ったりする、いろんなことがあって、市町村住民の考え方と役所、議会との考え方が大分ずれがあると私は思っているんです。やっぱり説明会をちゃんとしてやるということが必要かなと。するせんは議会なり住民にお任せしなきゃならないが、説明だけはやっぱり県が指導されるべきだと私は考えるんです。そのために支援室もあることだし、そして、皆さん方が今言う、新法の法律のあるうちにこうやったら、今、部長のおっしゃったようなことをちゃんと住民に知らせる責任があると私は思う。知らせるだけはまずは早い時期にこれを知らせる努力をしてほしいということをお願いしておきます。

**○十屋委員長** その他ございませんか。

**○緒嶋委員** 合併のこと今言われたのは、私は、最初の合併特例債が充当率80ぐらいならかなり進んでいたと思うんです。70で過疎債と変わらんから、合併せんでも過疎債で対応できる

じゃないかというのがかなりあったんです。そこ辺がやっぱり国の考え方です。それともう一つは、住民投票を一回やってみるという制度があれば、今言われたとおり、住民と首長とか議員さんたちの考え方の違いもあるわけです。住民の方は、どこでもですが、JAとか商工会とか森林組合とか広域合併しておるわけです。行政というか、政治のほうがおくれているわけです。経済団体はもう早く一体的な活動しておるわけです。そこ辺の手法的に、10%の違いがあれば、言われるのは、過疎債と同じだから別に特例債の必要もないじゃないかというようなこと。そういうようなことでもう一押し制度的に充実しておれば、かなり宮崎県も大分県に近いものができたんじゃないかなと、これは反省を含めて。

それと、知事は合併の勧告をしないとされたんですが、私は高千穂ですが、私ところは昭和44年、最後は総理大臣勧告まで受けたんです。そういうことであるので、これは政治の責任として、知事の責任としてどうあるべきかということを考えにや、自主的なということは理想です。理想どおりでいいのかというのがあるわけで、他力本願的な発想にもなるわけで、そこ辺は宮崎県、将来は道州制までやろうと、宮崎県にメリットがあればと。メリットをつくらなければ、あればじゃなくて自分でメリットをつくって合併するとか、道州制を推進するとかじゃないと、メリットがあればというような発想じゃなくて、合併でも同じだと思うんです。そういうトップの姿勢、そして行政の姿勢を強く進めなければ、いずれにしてもそういう流れで物は進んでおるということを経験が認識して行動とらなければ、前に進まんのではないかという気がいたします。

それと、高千穂鉄道、これは私は頭が痛いんですが、17年のあの台風で鉄橋が2橋流失した。これが流失していなければ何とかトロッコ鉄道が延岡まで恐らく頑張ろうということになっておったんでしょうけれども、あの復旧だけでも26億以上かかるということで、民間のトロッコ会社ではどうにもならぬので、当面災害の少なかった檳峰まで何とかやりましょうと。しかし、まだ依然として高千穂と日之影の間で運行というか、開業しましょうということに方針はなっておるんですけども、国との協議が、トロッコ鉄道株式会社のほうがなかなか協議が調っていないということが一番の今、課題になっておるわけですが、これ、総合交通課長、どうですか、9月6日までに本当に調うかどうか。県がなかなか調いますとか調いませんとか言いにくいとは思いますが、見通し的には明るい見通しがあるのかなと、私はちょっと心配を含めて大丈夫かなというのが率直な今の気持ちでありますけれども、このあたり課長としてはどのように今の状況を判断されておりますか。

○加藤総合交通課長 神話高千穂トロッコ鉄道株式会社、今、先ほども言いましたように、国と色々な事業計画について協議中でございます。私どももそれに立ち会いということで行きました。その中で、鉄道事業ですのでクリアすべき課題がいろいろございまして、現在の新会社の計画に対しても国から色々な宿題をいただいております。ただ、新会社といたしましては、その宿題を受けて9月6日までの間に一生懸命努力するというところでございまして、今の段階ではいましばらく見守っていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 見守るという姿勢はいい言葉では

ありますけれども、私は、見守って結果はダメだったということになるんじゃないかという気がせんでもないんです。見守るということは県は何もしないということですか。

○加藤総合交通課長 事業計画等について県でお手伝いすることがあれば当然いたしますけれども、今進んでおります話は事業計画、特に収支計画、収入計画の点でございますので、その部分については新会社のほうにおいて課題を解決していただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○緒嶋委員 この鉄道は、観光的なものや日之影までの住民のための鉄道という二面性が今のところあるわけです。その中で、当面、今、2億円の支援金をお願いしますということで全国的なお願いをされておるわけですが、この中で、地元としては知事に一声何とか声を出していただけたかという要請もあったことは聞かれたと思うんですけれども、なかなかそこが声が出にくいと。ただ、知事のマニフェストには高千穂鉄道についてはそれなりの支援をしよう、何とか残すための努力をしようというのがあるんですけれども、マニフェストと知事の今の姿勢とはどうですか。私は、マニフェストとの絡みの中ではちょっと弱いような気がするんですけども、そこはどう理解すればいいんですかね。

○加藤総合交通課長 マニフェストの中では観光資源として高千穂地域が重要であるということとして、観光資源としての高千穂に係る交通基盤の整備という形でのマニフェストになっていたかと思います。高千穂線、それについての直接的な支援については、先般知事も本会議でお答えしたとおり、第三セクターを経営者として断念した経緯から直接的支援については考え

てないということでございます。

○緒嶋委員 マニフェストとの絡みの中でそれを書いてあるわけですね、基盤整備。知事の言われたこととマニフェストは意味が違うんじゃないかというふうに、知事の姿勢はマニフェストどおりの姿勢かどうかということですか。

○加藤総合交通課長 交通基盤の整備につきましては、いろんな方法があるかと思っておりますので、直接マニフェストの中では具体的な方法等はなかったかというふうに私は思っています。

○緒嶋委員 鉄道ということだから、鉄道に関しての整備ということになればほかの道路との兼ね合いとかということはないわけだから、その辺、ちょっとマニフェストを読んでみてください。

○加藤総合交通課長 マニフェストでございます。読みます。「重要な観光資源である高千穂地域の交通基盤整備の支援（DMV等を視野）」ということになっています。

○緒嶋委員 DMVでしょう。それは鉄道の上を走るのだから鉄道のことしか考えられんんじゃないかと思えます。陸路上、道路だけ走るのならそういうふうな表現をする必要はないわけであって。

○加藤総合交通課長 DMVにつきましては、まだ研究段階でありますけれども、実用化された場合も使い方としてはいろんな使い方があるかと思えます。

○緒嶋委員 DMVを線路もないところを走らせるということは考えられんわけです。線路上と道路の両方を走るというのが前提だから、道路だけなら、何千万もするのを走らせる必要はないわけで、鉄道、線路上を走ることを前提とした表現じゃないんですか。違うんですか。道路だけを走らせるという意味ですか。

○加藤総合交通課長 おっしゃるとおり軌道と道路、両方使えると思います。

○緒嶋委員 私は、知事の姿勢というのはマニフェストと離れた姿勢で動いておられるというふうにはしか理解できません。

○加藤総合交通課長 DMVについては確かにここに記述がございます。これについては「視野」ということをごさいます、ここで高千穂線そのものの整備を支援ということでの明確なマニフェストにはなっていないというふうに理解しております。

○緒嶋委員 高千穂観光のためだから、高千穂線以外のとなれば高森線というわけにはいかんでしょう。高千穂だ。それはおかしいんじゃないの、その表現は。日豊線にDMV走らせるの。

○丸山地域生活部長 TRですけれども、一昨年ですか、17年の12月に第三セクターとしての経営を断念するという事で決定をしました。第三セクターということは、資本金が2億3,000万だったですか、そのうちの5,000万は県が出しますから、多分22%弱を県が出資をしていると、そういうことですので、第三セクターで経営を断念ということは、県も経営を断念したということにとらえてもらっていいと思うんですけれども、それと知事のマニフェストの関係でありますけれども、確かに今、総合交通課長が読み上げましたように、「重要な観光資源である高千穂地域の交通基盤整備の支援（DMV等を視野）」ということが書いてあります。知事は当然委員おっしゃるようにTRのことが念頭にあったんだろうと思いますけれども、県のそういう方針を知事がこの時点、マニフェストをつくられた段階で知っていらっしゃったかどうかちょっとわかりかねるんですけれども、確かに

に観光地としての高千穂地域に対しては思い入れが強いということは感じております。これは2～3回、私も直接知事から聞いたことがありますし、そういう思い入れは強いんですけれども、そういう経営の断念のいきさつ等からして、知事としては、この前の議会でも言われたように、当面その動きを見守るという発言になったんだと思うんですけれども、なかなか今の現状では県がその支援を再度財政的に行うということとはできないと考えております。知事も多分何とかしたいという思いはあるんだと思うんですけれども、知事は政治家でありますので、議員の皆さんも一緒だろうと思うんですけれども、個人的な寄附というのは公選法上できないということになっていると思います。そこらあたりは知事のほうも内心じくじたる思いがあるんじゃないかと私はそんたくをしております。

○緒嶋委員 知事がマニフェストをつくられたときは災害が起きた後だから、DMVというのはマニフェストをつくられたときはどうかかわらんというような部長の表現はおかしいんじゃないの。知事選は災害があった後だから。

○丸山地域生活部長 確かに時間的にはマニフェストのほうが高千穂鉄道、鉄橋が流れたときより後であります。それは理解しております。

○緒嶋委員 スカイネットの場合は会社は民間でやったわけです。ほかの宮交でもいろいろ、シーガイアでもだけれども、第三セクターというのはあった。公共的なものと観光振興というのを考えた場合には、一生懸命やれば、逆に言えば県としてできるものは何かという発想じゃないと、県は頭からできませんと言えどもできない。できるものがあればという発想で、県

民総力戦と言いながら県が真っ先にできません  
なんの言ったら総力戦にならんだろう。どうで  
すか。

**○丸山地域生活部長** 確かに知事は県民総力戦  
ということを書いていらっしやいます。TRの  
場合に経営を第三セクターで断念したというこ  
とには当然理由があるわけでありまして、例え  
ば高千穂から延岡の道路、大分よくなりました  
ね。それがあるといこと、それから、利用者  
もたしかピーク時が平成4年だったと思うんで  
すが、60万人ぐらいの利用がありました。それ  
が台風で被害を受ける前の平成16年度にはたし  
か4割減って36万人ぐらいの利用者になってい  
たと思います。それと、あとはバスですね。こ  
れを地域住民の足として整備すれば高千穂鉄道  
のある程度の代替はきくんじゃないかというこ  
とです。それと、沿線の人口が大分減ってきて  
おります。こういうところを、その4つの大き  
な要因を考えますと、高千穂鉄道の再生とし  
ては断念に至ったという経緯がございます。

**○緒嶋委員** 私は、今、一生懸命やっておられ  
るんだから、県が最初からしませんとかいうこ  
とじゃなくて、県でできることは何かないか  
という事は模索していきますぐらいのことじゃ  
ないと、県はやりませんと言えば、住民とい  
うか、その沿線の者は悲観しますよ。県の発言  
というのは重いわけだから、部長、きれいごと  
じゃいかん。そういう地域住民が死に物狂いで  
頑張る。それこそ地域総力戦でやろうというの  
に、県が最初からだめだと、やりませんとい  
うことを言えば、前に進まんとです。総力戦で  
やりましょうと言って、そしてマニフェストまで  
書いてあるわけだから、それでそういうふう  
に部長やらが言えば、これは何でも絶対前に進  
みませんよ。それを期待して高千穂でもそのまん

まさんが一番先当選している。我々がほかの人  
を応援したけれども、かなわん。それぐらいマ  
ニフェストを見てからみんな協力しているんで  
すよ。

**○丸山地域生活部長** 総合交通課長の繰り返  
しになるか、重複するかもわかりませんが、  
国へのそういう計画の状況説明とか、例え  
ばアドバイス、こういうことの事業計画を出し  
なさいとか、そういうことは国のほうから県  
にも求められている事実はございます。そして、  
県のほうも職員が行って話を聞いているんで  
す。そういう事業計画をつくるなり、あるいは  
新しい神話高千穂トロッコ鉄道のほうで例え  
ば県が持っている情報とか欲しいということ  
であれば、積極的に県もそういう方向で対処し  
ていくべきだろうとは考えております。

**○緒嶋委員** 最初からそう言われればいい  
んです。だめですと言えば、こっちもだめ  
ですと言われましたというわけにいかん  
です。高千穂の人も県民ですよ。宮崎市民  
だけが県民じゃない。全体的な均衡ある  
発展というのは何か。そして、高千穂の  
将来を考えた場合、逆に言えば、鉄道が  
だめなら横断道路の整備を急ぐという  
か、そういう気持ちもある。総合的に  
デメリットをメリットに変える努力を  
しますとかいう、そういうもので地域  
を理解させんと……。一方、総合的な  
発想の中でやると。総合政策本部  
もあるわけだが、そういうものが  
私は絶対必要と。総合交通課とい  
うのも、ある意味では陸路まで  
含めた総合交通課であってほしい  
と思う。それがだめならこれだ  
というぐらいの気持ちがあり  
ますというようなものがないと、  
各部各部で単発的な対策では  
いけない。そういうものを  
含めた総合的な中で、高千穂  
鉄道がだめならどうするかとい  
うような発想の議論というの

は県としてなされておるわけですか。

○丸山地域生活部長 当然県のほうでも広域ネットワークづくりというのは先ほどありましたように挙げておりますので、その中で例えば地域の交通をどうしていくのかというような議論はしております。

○緒嶋委員 そういう総合的なものの中で——県は冷たいと言われても仕方がないわけです、そういうふうに全体が見えんから。地域生活部もほかの部とも相互連携しながら、これがうまくいけばいいけど、私はなかなか容易じゃないと思う。今、支援金の問題にしても、2億は実際はなかなか容易じゃないんです。増資をして支援金にかわるものを何とかしようということで、今度も増資を考えておられるけど、これはみんな身を切る思いで増資されるわけです。経営が豊かだからとか、預貯金があるからということじゃないんです。みんな苦しい中でも増資をして何とか残したいという思いを持っておられるわけです。それが結果としてだめになるかもわからん。私は無理じゃないかということとは言えんから、頑張れということしか言えんです。しかし、結果としてどうなるかなという不安のほうが強いです。そうなったことを含めて、県としてだめな場合はどうするかというぐらいのものは心の中に持っておらにゃいかんのではないかということをおは言いたいわけです。

○加藤総合交通課長 先ほど説明で説明不足のところがありました。支援できないと申し上げましたのは、先ほど言いましたように、経営そのものあるいは資金そのものについては、三セクを断念した経緯から支援できないと申し上げたつもりでございました。先ほど委員がおっしゃいましたように、それに対して部長が答え

ましたように、いろんな側面的支援は行っているつもりでございますし、また、高千穂までの交通基盤の整備につきましては、バイパスを中心に整備を進めております。それから、これまでの利用者に対しましては、バスの増便をするとか、バス停周辺の雨よけとかそういったものを整備するとか、あるいは高校生等のダイヤ、利用しやすい時間帯に変更するとか、そういったものについての支援はさせてもらっているつもりでございます。また、それぞれの市町でも地域内のコミュニティーバス等の整備について今、検討中でございます。そういった面からの住民の交通の問題については総合的に対処していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○緒嶋委員 そういういろいろなことがあるわけです。総合的に地域を考えてどうするかというのを考えていただかなければ、だめですと言われれば、だれでも行政はそれでいいのかということになるので、私は、高千穂だけじゃなくてほかの地区でも同じだと思うんですが、そういう地域に、言えば弱い地域、厳しい地域に住んでおる人の気持ちを大切にすることが政治です。弱い人の立場に立ってやるのが政治だから、そういうものを行政は十分理解して、きれいごとだけを言って政治はできないというふうに思うので、今後は十分そういう点を、配慮するという言葉もあるように配慮しながら行政は進めていただきたいということを強く要望しておきます。

○前屋敷委員 時間が延びておりますけれども、1点だけ、人権啓発センターのオープンに関連して、これまで協会があったわけで、解散をされて新たにオープンされたということで、人権そのものは守らなければならないし、守ら

れなければならないという点では大いにセンターの活用を図っていただきたいというふうに思いますが、この協会が解散に至ったいきさつをひとつ教えていただきたいことと、もう一つは名称の件で、人権同和対策課という名称なんです、どうしても人権となると同和がずっと以前からかかわってくるということがありまして、そもそも宮崎は、同和に関する同和の事業あたりは全国に先駆けて終息をするという経過の中で、改めて今、同和対策の「同和」という言葉、文言を入れなければならない状態なのか。改めて同和という問題がどういうふうに県内、派生をしているのか。教育委員会の中にも対策室ありますけれども、改めて逆差別につながるような問題もあつたりしている。そういうもろもろあるんですが、県の人権同和対策課という名称も含めて今後の課題じゃないかなというふうに思っているんですが、今の状況などもあわせて聞かせていただけたらと思います。

**○酒井人権同和対策課長** まず、人権同和の名称のほうから先にお答えさせていただきたいと思います。委員おっしゃいましたように、特別対策事業としては法の期限が終わったということもありまして実施はしておりませんで、現在は償還対策等を行っております、基本的には一般対策事業でございます。ただ、心の面におきましては、人権同和対策課に現に今、相談のあつている件につきましては、やはり同和問題を理由とする差別を受けていると、そういう相談もそれなりに4月以降でも既に来ておりますので、同和問題についての心の面での啓発というのはやはり引き続きやっていかないとはいけませんけれども、名称については、いつまで同和の名称をやっていくかというのは、他県さんの状況を見ましても、まだ人権同

和対策課というふうにな乗っている県もたくさんございまして、今後の検討課題だというふうには思いますが、当面このままやらせていただけたらというふうに私どもは考えておるところでございます。

それから、人権啓発協会の廃止のいきさつの点でございますけれども、人権啓発協会とは別に人権啓発推進協議会というのがございまして、こちらのほうは、県民、企業、その他一緒になりまして人権同和問題の解決を一緒にやっけていこうという、いわば応援団的な組織でございますけれども、こういったものが既にございました。それから、主に専門的立場から人権啓発の研修とか啓発を行っていく専門的な機関ということで財団法人の人権啓発協会ができております。そうしますと、一部役割に重複してくるようなところもございまして、これを大きな行政改革の流れの中で一本化すべきではないかというような、そういういきさつもございましたので、本年度から人権同和対策課のほうで直営で行うということに一本化をさせていただいたところでございます。あわせて予算面でも、現在の6月補正後でございますけれども、約6,000万円ほどの節減が図られるという状況で、こういった点を考慮しまして廃止に至ったというところでございます。以上でございます。

**○前屋敷委員** 課長も言われましたが、今後の検討課題であろうかと私も思いますので、その方向で検討もしていただきたいと思います。

**○十屋委員長** ほか、ございませんね。

それでは、その他のその他は何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** それでは、以上をもって地域生

活部を終了いたします。執行部の皆様には長時間御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 4 時39分休憩

---

午後 4 時42分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は午前10時再開、福祉保健部の審査を行う予定であります。

何か委員の皆様から御意見がありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 ないですね。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わりたいと思います。

午後 4 時42分散会

平成19年6月21日（木曜日）

午前10時2分開会

出席委員（9人）

委員 長	十屋 幸平
副委員 長	黒木 正一
委員	緒嶋 雅晃
委員	徳重 忠夫
委員	丸山 裕次郎
委員	高橋 透
委員	凶師 博規
委員	新見 昌安
委員	前屋敷 恵美

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	宮本 尊
福祉保健部次長 （福祉担当）	松田 豊
福祉保健部次長 （保健・医療担当）	宮脇 和寛
福祉保健課長	松原 英憲
医療薬務課長	高屋 道博
薬務対策監	串間 奉文
国保・援護課長	舟田 宏
高齢者対策課長	畝原 光男
児童家庭課長	西野 博之
少子化対策監	佐藤 健司
障害福祉課長	村岡 精二
障害福祉課部副参事	杉本 隆史
衛生管理課長	川畑 芳廣
健康増進課長	相馬 宏敏

意見を述べるために出席した参考人

宮崎県医師会

常任理事	濱砂 重仁
常任理事	稲倉 正孝

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤 安彦
議事課主任主事	大野 誠一

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

今回の補正予算は肉付け予算でありますので、慎重かつ効率的に審査を行うため、補正予算とその他の議案、報告事項に分けて審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」について説明を求めます。

なお、部長の概要説明後、福祉保健課長、医療薬務課長、国保・援護課長に説明をいただいた後、3課の補正に関する質疑を行い、休憩をとり、残りの課の説明、質疑を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮本福祉保健部長 福祉保健部でございます。

補正予算の御説明に入ります前に、「預け」の問題に関しまして御報告を申し上げます。

県立みやざき学園における不適正な事務処理の発覚以降、ほかにこのような不適正な事務処理がなされていないか、先般全庁的に自主申告を求めましたところ、既に報道されているとおり、福祉保健部におきましても、新たに15の出先機関から不適正な事務処理があるとの申し出があったところであります。大変遺憾であり、重ねて深くおわびを申し上げます。

本件に関しましては、現在、庁内調査委員会等を中心に全所属を対象とした徹底した調査に

着手しているところであります。福祉保健部といたしましても、引き続き徹底した調査を進め、コンプライアンスの徹底など再発防止策を強く推し進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解をお願いしたいと存じます。

それでは、当委員会に御審議をお願いしております議案等のうち、まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」につきまして、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算案は、骨格予算として編成されました本年度の当初予算の肉付け予算として、本県の厳しい財政状況や現下の社会経済情勢を踏まえながら、知事のマニフェストの具体化のために実施する政策的経費や新規事業を中心に編成しております。福祉保健部の主要事業につきましても、後ほど御説明させていただきますが、知事のマニフェストや、本県の福祉、保健、医療が抱える諸課題等を勘案して必要と考えられる予算を計上させていただいております。

それでは、「平成19年度6月補正歳出予算説明資料」の福祉保健部というインデックスのところ、71ページでございますが、お聞きください。このページの補正額の欄の上から2番目のところではありますが、今回、一般会計で45億7,186万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、中ほどの補正後の額の欄であります。上から2番目でございます。福祉保健部の一般会計予算額は749億934万3,000円、同じく補正後の額の一番上の欄ではありますが、今回、補正のない特別会計を足した福祉保健部全体の予算の合計額は754億157万1,000円となっております。

次に、資料がかわって申しわけありませんけ

れども、お手元の委員会資料をごらんいただきたいと思っております。表紙をめくっていただきまして1ページをごらんください。福祉保健部の課ごとの補正予算額を一覧にしております。一番下の欄でございますが、特別会計を含めた福祉保健部全体の今回の補正後の予算額は先ほど申し上げたとおりであります。一番右の欄です。前年度の当初予算との比較で1.4%の増となっております。

2ページをお開きください。2ページから4ページにかけて、先般策定しました「新みやざき創造計画」に基づく分野別施策の体系と、4ページですが、重点施策に位置づけられます「新みやざき創造戦略」の各項目についてお示しをしております。

2ページの分野別施策の体系をごらんいただきたいと思っております。基本目標と施策の基本方向につきまして、福祉保健部に関連する項目を太線で囲んでおります。2ページで言いますと、I「未来の舞台で輝く人づくり」の基本目標に向けた1「安心して子どもを生み、育てられる社会づくり」の中の「子育て支援体制の充実」など2項目、その2つ下の3「一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らせる社会づくり」の中の「男女共同参画社会づくりの推進」であります。

続きまして3ページであります。3ページの「くらしの舞台づくり」の基本目標に向けた2「快適で人にやさしい生活空間づくり」の中の「人にやさしいまちづくり」、3「生き生きとした健康・福祉社会づくり」の中の「健康づくりと疾病予防対策の推進」などの5項目、4「安全で安心な暮らしの確保」の中の「食の安全・安心と生活衛生の確保」など2項目であります。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

下のほうでありますけれども、先ほど申し上げました重点施策であります「新みやざき創造戦略」の各項目をお示ししております。アンダーラインを引いておりますのが、福祉保健部に関連する部分で、戦略1の「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略の中の「子育て支援体制の充実」など3項目、戦略2の「成熟社会における豊かな暮らし」戦略の中の「医療提供体制の充実」など3項目となっております。

続いて5ページをごらんいただきたいと思っております。5ページから8ページにかけては、「新みやざき創造計画」に基づく分野別施策の体系に沿って今回の補正予算に計上させていただいております福祉保健部の重点事業の概要を掲載しております。私のほうからはこのうち、黒丸をつけた主要事業について簡単に御説明をさせていただきます。

まず、「安心して子どもを生み、育てられる社会づくり」の中の「子育て支援体制の充実」につきましては、一番上の「子育て支援乳幼児医療費助成事業」と2番目の「子育て支援幼児入院医療費助成事業」であります。これは子育て家庭の負担を軽減するために、3歳未満の乳幼児の入院、入院外に係る医療費と、3歳から小学校入学前の幼児の入院に係る医療費について助成を行うものであります。その下の「放課後児童クラブ事業」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童に対し、授業の終了後に児童館や学校の余裕教室などで適切な遊び、生活の場を与えてその健全な育成を図るものであります。その下の「広げよう！子育て応援のまちづくり事業」は、新規事業であります。行政と企業、店舗、各種団体等が協力して子育てを応援する宣言とかサービスの提供等に取り組む「みんな

で子育て応援運動」を推進するとともに、NPOや商店街等民間との協働による子育てにやさしいまちづくりを進めることにより、社会全体で子育て家庭を温かく見守り、支える機運の醸成を図るものであります。

一番下の「くらしの舞台づくり」の中の「生き生きした健康・福祉社会づくり」の中の一番下でございますが、「県民健康づくり推進対策事業（脱メタボリック作戦）」は、国が平成24年度までに生活習慣病者あるいはその予備群を10%減少させる目標を立てたことなどを受けて、県としても健康増進計画を見直し、県民みずからの健康づくりのための環境整備などを図るものであります。6ページをお開きください。2つ目の黒丸「健診・保健指導体制整備支援事業」ですが、医療制度改革に伴い、従来の市町村健康診断にかわり、医療保険者が特定健診・保健指導を行うこととされたため、地域職域連携推進協議会の設置や地域リーダーの研修を行うことなどにより、関係団体間の連携の推進や人材育成を図るものであります。

次に、「医療提供体制の充実」に関しまして、中ほどですが、「地域医療確保総合対策事業」であります。医学生を対象とした僻地公立病院・診療所の臨床実習等の実施、医師派遣システムの運営により、県内の地域医療を支える医師の安定的な確保を図ろうとするものであります。その下の「医師確保対策強化事業」は、県と関係市町村が新たに協議会を設立し、医師が不足する県内の公立病院等の求人情報や地域の情報を全国に発信するなど、一体となって医師確保に取り組むものであります。その次の「臨床研修指導医養成事業」は、県内の大学卒業後の臨床研修医を確保するため、すぐれた指導医の養成を目的とした講習会を開催し、本県

の臨床研修体制の充実を図るものであります。

続いて、「安心と活力に満ちた長寿社会づくり」に関しまして、一番下の黒丸ですが、「いきいきはつらつ介護予防普及事業」は、高齢化が一層進む中で、高齢者の自発的な取り組みにより、できる限り介護を必要とする状態にならないようにすることが重要となってきましたので、モデル市町村が専門家と協働して行う介護予防プログラムの開発、実践や、効果的な介護予防事業への取り組みを支援するものであります。7ページのほうでございます。上から2つ目の「シニアパワー宮崎づくり活性化促進事業」は、高齢者が長年培ってきた知恵や技能などのシニアパワーを生かした社会参加の仕組みづくりや、活躍の場づくりを進めるものであります。その下の「シニアパワー気運づくり強化事業」は、こうした高齢者の社会参加の必要性や活動内容をPRし、機運づくりを推進するものであります。

続いて、「障がい者の自立と社会参加の促進」に関しまして、一番下でございますが、「障害者自立支援対策臨時特例基金事業」であります。これは、障害者自立支援法の円滑な施行を図るためにさきの2月補正予算で造成した約11億円の基金を平成20年度までの2カ年で取り崩しながら、必要なサービスの確保や障がい者の就労支援等の特別対策事業に取り組むものであります。8ページをお開きください。一番上の「発達障がい者支援強化事業」は、発達障がいに関して身近なところで相談や訓練が受けられるよう、現在清武町に設置しております宮崎県発達障害者支援センターのサテライトを延岡及び都城地域に設置するとともに、有識者等で構成する発達障がい者支援体制整備検討委員会を設置し、今後の支援のあり方に係る検討や

発達障がいに対する県民への理解促進を図るものであります。

続いて「地域で支え合う環境づくり」に関しましては、4つ目の「ひとり親世帯生活実態調査事業」であります。ひとり親家庭の自立支援等の施策を充実するため、県内の母子世帯や父子世帯を対象に生活の状況や行政に対する意見等を調査するものであります。

最後に、「安全で安心な暮らしの確保」の中の「危機管理体制の強化」に関しまして、2つ目の「災害時安心基金（仮称）設置事業」は、昨年の9月定例県議会において「被災者に対する支援制度の創設を求める決議」がなされ、また、市町村からも同様の要望がなされていることなどから、県と市町村が共同で「災害時安心基金（仮称）」を設置し、被災者の支援を行うものであります。

なお、今、御説明申し上げました主要事業の概要につきましては、資料の9ページから24ページにかけ掲載しております。また、各課の補正予算の詳細につきましては、この後、各課長よりそれぞれ御説明をさせていただきます。

補正予算に関しましては私のほうからは以上でございます。

**○松原福祉保健課長** それでは、福祉保健課分の議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」につきまして御説明いたします。

まず、お手元の冊子の「平成19年6月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスの福祉保健課、ページで申し上げますと73ページをお開きください。福祉保健課といたしましては、補正額欄にございますとおり、9億5,755万7,000円の増額補正をお願いするものであります。この結果、補正後の平成19年度予算額は当初予算と合わせまして、右から3つ目の補正後の額の

欄でございますが、総額116億2,931万3,000円となり、前年度当初予算と比べて0.5%の増額となっております。

それでは、新規・重点事業などの主なものについて御説明いたします。75ページをお開きください。まずは、中ほどの社会福祉事業指導費、説明の欄の1、社会福祉事業団自立化事業8億円でございます。これは、平成17年度から21年度までの5年間で社会福祉事業団の経営改善を支援し、多様な福祉ニーズに的確かつ柔軟に対応できる自立した運営体制の確立を図るものでございます。

続きまして、(事項)地域福祉対策事業費4,600万円でございます。説明欄の1の地域福祉活動推進事業4,200万円につきましては、見守り事業やサロン活動など地域の実情に応じた保健福祉サービスなどを実施する市町村や社会福祉協議会に対して助成することにより、地域に密着した保健福祉活動の振興などを図るものでございます。2の(新規事業)地域福祉推進支援事業400万円につきましては、地域福祉の推進を図るため、市町村による地域福祉計画の策定のための支援と、専門職員やコーディネーター、キーパーソンなどの地域福祉を担う人材の育成を図るものでございます。

次の76ページをお開きください。民生委員費、説明欄の1、民生委員一斉改選事務事業587万円でございます。これは、民生委員・児童委員につきましては、法に基づき3年に一度の一斉改選を行うものでございます。

次の(事項)災害対策費の説明欄の1の(新規事業)災害に備えたアドバイザー派遣事業100万円でございます。これは、市町村などが開催します災害に関する講習会などに保険制度など災害の備えに関し専門知識を有するアドバイ

ザーを派遣し、県民の自助意識の高揚を図るものであります。

次に、(事項)災害救助事業費、説明欄の1の(新規事業)災害時安心基金(仮称)設置事業1億円でございます。詳細につきましては、委員会資料のほうで御説明させていただきたいと思っております。委員会資料の24ページをお開きください。被災者支援制度につきましては、昨年9月定例県議会において「被災者に対する支援制度の創設を求める決議」がなされ、市町村からも同様の要望がなされたところであります。また、知事のマニフェストにも掲げられており、今般の補正予算で災害時安心基金の設置に必要な予算をお願いするものでございます。

2の事業概要ですが、(1)の基金の額につきましては、県と市町村合わせて6億円を造成することとし、19年度から3カ年で毎年それぞれ1億円ずつ積み立てることとしております。また、民間からも県内外から広く基金への協力をお願いしたいと考えております。(2)の適用災害につきましては、平成19年度に発生した災害から適用することとしております。次に、

(3)の対象市町村であります。被災者生活再建支援法が適用された市町村と県内において住民の不公平感が生じないよう、同一の災害で支援法が適用されなかった市町村にも支援することとしております。(4)の支援金配分先は市町村としております。(5)の対象世帯及び支援金の額であります。対象世帯は、全壊、半壊、床上浸水の被災世帯とし、支援金の額は1世帯当たり20万円としております。なお、所得制限や年齢制限は設けておりません。(6)の基金の設置場所につきましては、全市町村が会員となっております財団法人宮崎縣市町村振興協会を予定しております。

以上で福祉保健課の説明を終わります。

○高屋医療薬務課長 医療薬務課分について御説明をいたします。

お手元の「平成19年度6月補正歳出予算説明資料」の青いインデックス、医療薬務課のところ、77ページをお開きいただきたいと思います。医療薬務課といたしましては、補正額欄にありますように、3,509万2,000円をお願いしております。この結果、補正後の平成19年度予算額は、当初予算と合わせまして、右から3つ目の補正後の額の欄ですが、13億6,852万3,000円となり、平成18年度当初予算と比較しまして1,851万5,000円、1.4%の増額となっております。

それでは、以下、新規・重点事業などの主なものについて御説明いたします。79ページをお開きください。まず、一番上の（事項）看護師等確保対策費にあります（新規事業）1の助産師就業促進事業327万円についてであります。これは、産科医師の勤務環境が厳しくなっている中で県民が安心して子供を生み育てる環境を確保するため、潜在助産師に対する実務研修を実施し、その資質向上を図るとともに、就業促進のための相談体制を整備するなど、潜在助産師の再就業の促進を図るものであります。

次に、（事項）へき地医療対策費にあります1のへき地診療所運営費補助1,479万6,000円についてであります。これは、僻地医療の確保を図るため、無医地区等において市町村が設置している診療所に対し運営費を補助するものであります。

次に、（事項）救急医療対策費にあります1の（新規事業）（1）救急搬送体制充実事業190万円であります。これは、防災救急ヘリ「あおぞら」を活用した救急医療従事者向け研修会を

開催するとともに、県立宮崎病院等におけるヘリポート設置の可能性について調査するものであります。

次に、一番下の（事項）地域医療推進費についてであります。次の80ページをお開きください。主な事業としては、2の地域医療確保総合対策事業175万円、及び（新規事業）3の医師確保対策強化事業100万円、（新規事業）4の臨床研修指導医養成事業190万円ではありますが、この3つの事業につきましては、お手元の「生活福祉常任委員会資料」で御説明をいたします。

「生活福祉常任委員会資料」の15ページをお開きください。まず、地域医療確保総合対策事業であります。これは、医学生を対象とした僻地公立病院等の臨床実習や医師派遣システムの運営により県内の地域医療を支える医師の安定的な確保を図るものであります。

2の事業概要をごらんください。まず、（1）の医学生臨床研修ガイダンス事業であります。これは、僻地医療への理解と興味の醸成を図り、地域医療を支える医師の県内定着を進めるため、医学生を対象とした臨床実習等を実施するものでありまして、平成18年度は24名の医学生が参加したところであります。次に、（2）の医師派遣システム推進事業であります。これは、僻地医療の整備を図るため、県で医師を採用し、僻地公立病院等と県立病院との間でローテーション勤務を行う医師派遣システムの推進を図るものであります。勤務例をお示ししておりますが、県に採用後2年間、僻地の病院、診療所に勤務いたしますと、半年間本人の希望する長期研修に行くことができることとしております。その後、その研修の成果を生かしていただくため、県立病院に1年半勤務することとしております。派遣実績といたしまして

は、本年4月に第1号となります医師1名を採用し、西米良診療所に派遣したところであります。

次に、16ページをごらんください。（新規事業）医師確保対策強化事業であります。これは、医師不足が深刻化し、医師確保が困難さを増している中、県と市町村が新たに協議会を設立し、一体となって連携して医師の誘致活動を展開することにより、地域医療を支える医師の確保を図るものであります。

2の事業の概要の（1）、仮称でありますけれども、医師確保対策推進協議会の設立であります。本協議会は、県と公立病院等を有する市町村により協議会を設置しまして、協力して医師確保に当たるものであります。負担金は県が100万円、市町村がそれぞれ30万円ずつとしております。次に、協議会による取り組みについて御説明いたします。まず、①に挙げております求人情報・宮崎情報の発信であります。協議会で作成するホームページや民間求人求職サイトを活用しまして、各市町村立病院等の求人情報等を全国に発信することとしております。次に、②の県出身医師等データベースの整備であります。これは、市町村や学校等の関係者の協力をもとに、県外にいる県出身の医師等の情報収集を行い、御本人の了解を得た上でデータベースを作成し、今後の医師確保の活動等に活用するものであります。最後に、③の市町村と連携した医師の誘致であります。これは、職業安定法上の無料職業紹介所である県医師会のドクターバンクへ①や②で収集しました情報等を登録しまして、ドクターバンクでマッチングした結果等をもとに市町村と一体となった医師の誘致活動をしようとするものであります。

17ページをごらんください。（新規事業）臨

床研修指導医養成事業であります。これは、県内の臨床研修医を確保するため、すぐれた指導医の養成を目的とした講習会を開催しまして、本県の臨床研修体制の充実を図るものであります。参考として下のほうに県内における卒後臨床研修医の受け入れ実績を入れております。ごらんのとおり多少は改善しつつも、非常に厳しい状況となっております。

2の事業概要について御説明いたします。研修医を引きつけるのはすぐれた指導医と研修プログラムと言われておりますことから、高いレベルの指導力を有する講師を県内外から招きまして、現在行っております現行の臨床研修の問題点と改善策の検討や、研修プログラムの作成、そして教育技法の習得等の研修を行いまして、指導医のレベルアップと研修内容の充実を図ろうとするものであります。このことにより本県における臨床研修医の拡大が図られ、県内医師不足の改善につなげていきたいと考えております。

それでは、お手元の冊子、補正歳出予算説明資料の80ページに戻っていただきたいと思っております。最後の（事項）血液対策費についてであります。主な事業としましては、5のヤング献血キャンペーン事業225万円であります。これは、血液が不足している1月から2月の「はたちの献血キャンペーン」期間中にマスメディアを活用した献血の普及啓発を行いまして、若者に献血運動への参加を呼びかけるための経費であります。

医療業務課分については以上でございます。

○舟田国保・援護課長 国保・援護課分について御説明いたします。

お手元の「平成19年度6月補正歳出予算説明資料」の青いインデックス、国保・援護課のと

ころ、ページで申しますと81ページをお開きください。左から2番目の補正額欄にありますように、一般会計で1,633万5,000円の増額補正をお願いするものであります。この結果、補正後の予算は、右から3番目の補正後の額欄にありますように、245億5,049万9,000円となり、平成18年度と比べまして2億2,777万7,000円、0.9%の増額となっています。

以下、主な内容につきまして御説明いたします。83ページをお開きください。(事項)老人保健医療対策費1,161万4,000円の増額補正をお願いしています。説明欄の(新規事業)2、医療費適正化計画策定事業の270万4,000円の増額であります。この事業は、老人保健法の改正により来年4月から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病の予防や平均在院日数の短縮等による中長期的な医療費の伸びを適正化するための5カ年計画である医療費適正化計画を策定するものであります。計画策定に当たっては、医療・保健団体や市町村等で構成する医療費適正化計画策定委員会を設置して意見調整を図っていくこととしております。事業費は策定委員会の開催経費や計画書の印刷製本費等でございます。

次に、(事項)遺家族援護費150万7,000円の増額補正をお願いしております。説明欄の(新規事業)1、デジタル「宮崎の戦争記録継承館」作成事業の150万7,000円の増額であります。この事業は、戦後も62年を迎え、戦争体験の風化を防止し、旧軍人や戦没者遺族等の悲惨な体験やさまざまな思いを後世に継承することを目的に、貴重な戦争記録や体験を調査し、体系化した資料として、映像や音声での視聴もできるようなわかりやすいホームページとして作成し、「宮崎の戦争記録継承館」を立ち上げる

ものであります。事業は今年度から来年度までの2カ年継続の予定で、今年度は市町村などが所蔵する資料や戦争痕跡などを幅広く調査し、企画、構成までを行うこととしております。事業費は遺族連合会への調査委託料などでございます。

国保・援護課分につきましては以上であります。

**○十屋委員長** 執行部の説明が終了いたしました。福祉保健課、医療薬務課、国保・援護課に係る補正予算について質疑はございませんか。

**○凶師委員** 医療薬務課の医師確保対策強化事業についてなんですけれども、資料の6ページのほうには、県内の公立病院等の求人情報や地域の情報を全国に発信するというような表現がありますけれども、具体的にはどのようなツールで発信されるのか、お聞かせください。

**○高屋医療薬務課長** ここに資料に上げておりますように、一つは、今、医師不足ということで県内の公立病院から医師の確保ということでいろいろと県のほうも相談を受けております。それで一緒になってやっていこうということで、まず、この協議会でホームページをつくります。その中にそれぞれの病院の紹介といたしますか、そういったものを載せる。その病院の存在する市町村の紹介とか、そこに魅力を感じてもらえるような形でホームページや民間求人サイトに掲載をしていくということで考えております。

**○凶師委員** それにとどまらず、ホームページの公開であれば待つという姿勢になってしまいますね。アクセスを待つしかないと思われるんですが、今後その協議会の中で候補になれる先生の選定ができていけば、より積極的なアプローチもあるかと思うんですが、私が思うの

は、その中で候補の先生が何人か絞りつつあるときに、具体的に報酬の問題が最後のネックになると思うんですが、診療科にもよりますし、経験年数や持たれている資格にもよるとは思うんですが、県のほうとしては、内科医なり外科医なり小児科医、それぞれの先生の報酬の設定とかいうところは何か考えがあられば教えてください。

**○高屋医療薬務課長** 報酬のことについてはそれぞれの設置者といいますか、病院のほうで考えられて、その条件で交渉されると思いますので、そういった報酬の条件等については県のほうで指導するとか、介入するとか、そういうことは考えておりません。

**○図師委員** 現在のところ報酬について県のほうの考えはないということですが、実際ドクターが足りないところというのは経営も非常に難しい状況であられるわけで、低い報酬ではやっぱりいい先生は来てもらえないと思うんです。かといって、マスコミでもよく取り上げられる産婦人科、産科の先生方々というのは非常に高い報酬での招致でしか来ていただけないということもあり得ますので、県のほうとしてもそれは病院に任せますというスタンスではなくて、今後のこの事業をさらに実のあるものにするためにも、報酬面についてもその病院と連携をとりながら、支援なり援助をする方向を示されておかれたほうがいいと思いますけど、いかがでしょう。

**○高屋医療薬務課長** ホームページとか求人求職サイトを出しまして、それでアクセスのあった方につきましては、県のほうであっせんをするということではできませんので、職業紹介ということではできませんので、これにつきましては、まず医師会のドクターバンク、ここの図で

示しておりますけれども、そこに登録をしまして、そして、そこで求職者、求人側で条件等を入れましてマッチングをさせて、それで見込めそうな方については県のほうも一緒になって誘致活動を行うと、そういう考えでおります。

**○図師委員** 県のほうでそのセッティングをして、実際はドクターバンクなり当事者である先生、そして医療機関のほうで協議を進めてくださいというだけではなくて、県のほうもこういう予算を使うわけですから、協議にも積極的にかかわっていただきたいし、私、以前にもお話ししたことがあるかと思うんですが、ここにも今後の取り組みの中で「民間の求人求職サイトを活用し」という文言が入っています。これは非常にいいことだと思うんですが、つまりこのサイトを活用するということは、ホームページを開設して待っているだけじゃなくて、そういうサイトにこちらからアクセスして、条件に合う先生方をヘッドハンティングしてくるということだろうと私は理解したんですが、このようなことを県がするのか、それともこれは文字だけであって、そういうことはこのドクターバンクがするんですよとか、そういうような取り組みの内容を教えてください。

**○高屋医療薬務課長** 民間の求人求職サイトを出しますと、求職者といいますか、そちらのほうからはかなりのアクセスがあるということはいろいろと聞いております。それにつきましても、アクセスがあった方についてこちらから、求人側からそこに直接接触したり交渉したりということはできませんので、まずそれを受けてドクターバンクのほうに登録してもらおうということをやまず考えております。それ以外に、②に挙げております県出身医師等の情報等を収集しまして、これについては御本人等の御了解を得

ながら直接当たっていくとか、そういうことで求人の方には当たっていききたいというふうに思っております。

**○函師委員** 私の理解の仕方が間違っているのかもしれませんが、この医師確保対策推進協議会、このほうは、単なるホームページをつくって、求人サイトにアクセスして、そこでおしまいの協議会なのか。私としては、先ほど言いましたとおり、その中で医師の人選をした上でその協議会が中心となってその先生にアプローチをするなり、先ほど言った報酬の設定のところまで踏み込んで医療機関側と連携をとりながら協議していく、そういう役割も持ってほしいと思うんですが、いかがでしょう。

**○高屋医療薬務課長** 一定の限界はあると思うんですけれども、できるだけそういう積極的な形で交渉には使えるようにしていきたいというふうに思っております。ただ、アクセスがあったからといって直接応募者といえますか、アクセスのあった方に当たるということはできませんので、一応ドクターバンクのほうに登録をしていただくという形になると思っております。

**○函師委員** 総事業費は6,000万を超えているわけですね。今後、18市町村が参加した場合の額という前提ではありますけれども、協議をするだけで後の折衝はドクターバンクに任せますよという中で、この事業費というのはこんなにかかるんですか。

**○高屋医療薬務課長** 事業費のほうは、下に書いておりますけれども、県が100万円と市町村30万ずつの合わせて640万の事業費でございます。

**○函師委員** すみません。私が見間違えておりました。この協議会のあくまでも話し合いの場のための費用、日当費用とか、ホームページの開設費用のみであって、その中にドクターの選

定をする権限があるわけでもなく、アクセスがあった先生方はドクターバンクのほうを通して登録してもらって、後は、ドクターバンクと病院側の交渉によって話が進んでうまくいけばそこに来てもらえるということだと思っておりますが、この協議会が……。でも、実際西都の救急病院なんかはもう今月中には内科医の先生がいらっしゃらなくなる。そういう非常に現場は急を要しているにもかかわらず、これから話し合い、これから募集ということでは、住民サービスとしては低下が免れないような気もするんですけど、私、前も一回提案したかと思うんですが、こういう求人サイトがあると。こちらからアクセスすれば幾らでもそういう情報は入る。全国から転職なり転勤希望されている先生方がたくさんいらっしゃるわけですね。そういう方々へもっと積極的にアプローチする協議会であってほしいと思うんですが、いかがでしょう。

**○高屋医療薬務課長** そういうことでマッチングといえますか、ドクターバンクのほうで応募者を受けますので、条件面でそこで完全に折り合うということはないと思います。それについては県も協議会も一緒になってその先生に当たっていくという考えでおります。ですから、後はドクターバンクにお任せということじゃなくて、それについては、それこそ交渉事ですので、その応募者のところによっては出向いていくこともありますし、あるいはこちらに来ていただく旅費等についてもこの協議会の事業費の中で見ていくというようなことで考えております。

**○函師委員** より積極的な県の関与で現場救済を実現してほしいなと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

○丸山委員 75ページの福祉事業団自立化事業のことなんです、これは5年間で毎年8億程度ずつやるということで十分理解しているんですが、昨年度が多分入っていると思うんですが、どのような改善方法があられて、どのような成果があって、確実に自立に向かっていっているというのがあるかどうかをまず教えていただきたいと思うんです。

○松原福祉保健課長 社会福祉事業団の経営改善のいろんな取り組みについてでございますが、まず、職員構成の見直しの関係で申し上げますと、平成17年4月1日付で役付ポストを14ポスト削減といった取り組みを行っております。また、職員構成の見直しの関係で、いわゆる正規職員の嘱託職員化というものを進めておりました、正規職員につきましては、平成16年には311人でしたが、平成17年には277人、平成18年には263人、平成19年には233人という形で職員の見直しを行っております。また、給与の関係につきましては、平成17年度に給与法の切りかえを行いまして、1人当たり平均11.5%、額にしますと90万円の削減といった取り組みを行っております。こうした中、平成18年度決算では1,921万円の繰り越しを出しているということで、着実に経営改善の取り組みを進めているというふうに認識しております。

○丸山委員 平成18年度は1,900万繰り越しということは、この補助金があったからだったということでもいいと思うんですが、確認させてください。

○松原福祉保健課長 交付金があった上での繰り越しということでございます。

○丸山委員 今後のことで、ずっと8億円が続いていくのですか、その辺、説明をお願いします。

○松原福祉保健課長 この事業につきましては、平成17年から平成21年までの5年間に単年度当たり8億円ということで、総額40億円の自立化のための交付金を交付するというところでございます。

○丸山委員 ちなみに、昨年が8億円やられて1,900万円の繰り越し、ことしもいろいろ職員の配置がえなんかあられてもっと繰越金がふえた場合に、8億円がずっと続くわけではなくてというので考えていいのか、黒字になったときの考え方はどうされるのか。

○松原福祉保健課長 平成21年まで県の交付金を交付しまして、それ以降は交付しないということになっております。それまでにいわゆる黒字体制をつくって経営の自立化を図るということで経営改善を進めておるところでございます。

○丸山委員 そうであれば、21年のときには8億円やって、急に8億円がなくなると物すごく経営を圧迫するのが簡単に想定されるんですが、少しずつ少なくなっていくというイメージが多かったんですが、ずっと8億、8億、8億円というのがあるものですから、本当に自立できるんだろうかというのが心配に私は思っているものですから言わせていただいているんですが。

○松原福祉保健課長 この8億円の交付に充てる部分でございますが、一つはいわゆる人件費の不足額がございます。また、退職金関係、それから、あとは施設改修、老朽化施設がございますので、施設改修も進めていかなければなりません。こうしたいわゆる3つのものに充てるということで交付金を毎年度21年まで8億円交付するということになっております。現在そういった形で正職員の嘱託化といったような方向

で進めておりますので、人件費の不足額はだんだん圧縮されていくということになります。いずれにしましても、今年度がこの5年間の中の中間年になりますので、今、事業団のほうで経営改善計画の見直しの作業を行っておるところでございます。

**○丸山委員** 40億円ありきではなくて、改善すべきは改善していただいて、施設の改善ももちろんあると思いますけれども、施設の改善についても、こういった形で発注されるのかよくわからないんですけれども、今よく言われている一般競争入札とかそういうのも含めてやっついこうというふうなことで考えてよろしいのでしょうか。

**○松原福祉保健課長** そういう方向で進めていきたいと。できるだけ8億円ありきということではなくて、さまざまな自助努力、経費削減の努力をこれ以外にも進めていくということと考えております。

**○丸山委員** できるだけ8億円、40億ありきというんじゃないかと、ことし、来年あたり中期ということですので、本当に自立できるのかを含めてしっかりと指導なりをよろしく願いたいというふうに思います。

下の欄の新規事業の地域福祉支援事業400万のことですけれども、具体的にどういったものをつくろうとしているのか。私ができればお願いしたかったなと思っているのが、具体的に言うと、長野県は各地域にいろんな健康管理とかそういうのをされている方がいらっしゃって、非常にその方のおかげで健康増進なり、寝たきりにならなかったとか、そういうのをサポートしてくれる組織をつくっているというふうに聞いていたものですから、そういったことをやろうと考えているのか。地域福祉ですので

非常に大きなイメージがあるんです。どういう地域福祉というふうにご考えているのかをお伺いしたいと思います。

**○松原福祉保健課長** 事業といたしましては、2つございます。基本的には、まず、市町村さんが地域福祉計画というものを策定する。そのための支援ということで、いわゆる地域福祉計画を策定するに当たって指導してくれるアドバイザーを登録しまして、市町村に紹介する。その中で市町村のほうで地域福祉計画というものを策定していただく。地域福祉といったときには、行政だけじゃなくて、いろんな関係者、いわゆる住民参加型の福祉という観点での計画を策定していただくこととなります。また、アドバイザー以外にも、未策定の市町村がございますので、そういったところにつきまして研修会を開催するというのも考えております。

もう一つが、地域福祉を進めていくに当たっては、住民参加という中でコーディネーター的な役割、いろんな福祉の関係の方々、あるいは福祉以外の方々もいらっしゃるかもしれません。例えば公民館の館長さんであったりとか、区長さんであったりとか、民生委員であったりとか、NPO、ボランティアとか、さまざまな方がいらっしゃいます。こういう方々をコーディネートする、あるいはネットワーク化する、そういったことが地域福祉の向上を図っていく上では重要であるというふうに考えております。このため、地域福祉専門職員、これは市町村職員さんであったり、市町村社協さんであったりでございますが、こういった方々に地域福祉についてのコミュニティーワークであったりとか、フィールドワークであったりとか、そういったことを実施しまして、まずは専門職員の資質の向上を図っていくと、そういった

方々で地域の中に入って活躍していただくということが一つですし、また、地域福祉のコーディネーターということで、住民参加の福祉ということになりますと、地域の方々の合意形成をいかに図っていくかとか、あるいはネットワークをどういうふうにつくっていくかとか、そういうことが重要になってくるわけでございますので、そういった方、いわゆる地域のリーダーの方、ここにも社協の職員なども入ってくると思いますけれども、そういった方々にコーディネート能力を身につけさせるための研修を実施していきたいと考えております。また、もう1点がキーパーソンの養成ということで、地域にはまだ埋もれた人材という方がいらっしゃるかと思いますので、そういったキーパーソンの発掘、育成を行う市町村あるいは市町村社協さんに対しましてモデル事業として補助を行うといったようなことを考えておるところでございます。

**○丸山委員** 今後、高齢化がさらに進むということが簡単に予測されるものですから、いかに高齢化しても民生費の伸びの抑制を図られるか、こういった組織がしっかり働くことによって大きく寄与すると思っていますので、これは防災に関しても一緒だと思うんです。すべてのことを含めて地域のネットワークをつくるために、先ほど課長が言われましたように区長さんなり、民生委員さんなり、これがうまく連携が図れるかどうかというのが、今、私も見たときに、民生委員さんもしっかり動いている方はしっかり動いているけれども、そうでない方がいらっしゃるりとか、いろんな形があるというふうに想定されるものですから、ここがうまく機能していけば今後の高齢化に当たってもそんなに怖くないといえますか、私は、基本的

には高齢化社会、福祉の制度を、自治体はその伸びを抑えることによってほかのほうに予算が回せるという形になろうというふうに思っていますので、ここはしっかりとした体制づくりをお願いしたいと思います。

**○松原福祉保健課長** この分については、先ほど丸山委員のほうから長野県の事例も出しましたが、県としましても、いろんな先進的な事例もいろいろ市町村さんとかにも紹介していくという形で委員御指摘のような方向で進めていきたいと考えております。

**○丸山委員** 福祉保健課、続けてなんですが、安心基金のことについてなんですが、まず一番最初にお伺いしたいのが、知事のマニフェストでは、官民一体で3億円というのがマニフェストになっているんですが、今回のは市町村と合わせて6億円ということになっているんですが、その差をお伺いしたいというふうに思いますが。

**○松原福祉保健課長** まず、官民合わせて3億円というふうに知事のマニフェストになっているんですけれども、民間まで入れてということになりますと、民間さんからどれだけもらえるかというのはなかなか確定ができないといえますか、基本的には任意でというか、いわゆる御協力ベースになりますので、まずはやはり県と市町村でお金を出し合いましょうということで考えました。

そうしたときに、過去30年ほどの災害救助法が適用されたような災害の事例を見たときに、大体平均しますと、過去の平均的な災害が発生した場合には大体1つの災害が2億5,000万ぐらいかかるかなど。3年の間にそういった平均的な規模の災害が2回起きたときに大体5億円ということで、若干の余裕を持たせて6億円とい

うような形で基金の造成を図っているところがございます。

**○丸山委員** 中野議員が言われました平成17年度は見舞金制度があって、18年度はなくて、19年度からの適用ということで非常にじくじたる思いが中野県議もあられたということで一般質問あったというふうに思っているんですが、今回の場合にはこのままいかれるということなのかどうなのか。基金を使うためには、細かく条例とか規則とかどういう形でつくっていくのかもあわせてお伺いしたいというふうに思います。

**○松原福祉保健課長** 18年度に発生した災害に適用しないのかということにつきましては、1点は、知事も何回かおっしゃっておられますけれども、今の知事のマニフェストの実現ということで将来に向けた県民の課題の約束ということが一つございます。もう1点といたしましては、この6億円の半分に当たります3億円については市町村から御負担いただくということになっております。そのため、県と市長会、町村会のほうでその辺の適用災害をどうするのかというところも議論した中で、これからの災害のために、県、市町村お互いにお金を出していきましょうと、今年度の災害から適用していきましょうということで市町村さんとも合意をいただいたところがございますので、そういった状況の中でございますので、18年度の災害に適用しないということについては御理解いただければと考えております。

それから、基金につきましては、実際の運用までの準備ということかと思いますが、この基金につきましては、24ページの(6)にございますとおり、市町村振興協会、こちらのほうに資金の運用管理をお願いするという方向で調整

を進めておるところでございます。そのために必要なものとしましては、市町村振興協会の寄附行為、そういったものの改正、改正のための理事会とかそういったものが必要になってまいります。以上でございます。

**○丸山委員** ある程度理解はしておるんですが、今言われた寄附行為の改正を具体的にはいつやられようとしているのか。これができないと、実際言って、予算が通っても、いつ災害が起きるかわからないということになって、施行日がいつになるのかということもあると思うんですが、その辺は具体的にどういう形で進んでいるのかをお伺いしたいと思います。

**○松原福祉保健課長** 目途といたしましては、今回議会で予算を可決いただきましたら、1カ月内ぐらいには市町村振興協会の寄附行為の変更、それから、県のほうからのお金を市町村協会のほうへ入れるのも含めて進めていきたいというふうに考えております。

なお、市町村につきましては、市町村振興協会の宝くじ基金の活用も考えておりますが、半分は宝くじの基金活用を考えておりまして、半分は市町村の一般財源から入れるということで考えておりますので、市町村分につきましては、今後また市町村のほうの議会の補正予算で上がっていくということになります。五月雨式にはなりますけれども、そういったことで市町村のほうのお金も結集していただくということで考えております。

**○丸山委員** 去年のえびのも、また延岡の竜巻もかなり義援金等が集まったと思うんですが、今後、恐らく災害が起きたときには義援金の募集をかけていくと思うんですが、そうしたときには、この基金の場所があるんですが、義援金は義援金としてその災害にだけ行くようになる

のか、それとも、ある程度公平にするために、一被害に20万ということであれば、一緒にするのか、今後の基金の、民間のほうに募集すると聞いていますので、そういった取り扱いはどうされるんですか。

**○松原福祉保健課長** いわゆる義援金につきましては、日赤等を通じて集められるものでございますが、義援金はいくまでも特定の災害に対して県民あるいは県外の方が浄財を出されるということでございますので、義援金についてはいくまでも特定の災害に対して配付することになります。今回のこの基金の中の、県内外から広く基金への協力をお願いするというのがございますが、これは特定の災害ということではなくて、今後起こるであろう災害のためにこういう基金をつくったので御協力くださいという形で、こちらのほうは特定の災害のためではないということで整理しております。

**○丸山委員** 基金へのお願いの方法なんですが、具体的にはどういった形で考えていらっしゃるのかをお伺いします。

**○松原福祉保健課長** 一つは、県庁ホームページであったりですか、あるいは県の広報、場合によっては県庁の番組とかそういうのも今後活用していきたいと考えております。また、「防災の日」、5月ございましたけれども、そういった「防災の日」などでも県内あるいは外に向けて呼びかけていきたいというふうに考えております。

**○丸山委員** できるだけ積極的にそういう形もやっていただきたいというふうに思っていますので、お願いしたいと思います。

最後に、中野県議が最後に言われた質問で、県境を越えたときの考え方、本会議場内では県境の場合には非常にあいまいだという表現に

なっているものですから、県境で起きたときの考え方をお伺いしたいと思います。

**○松原福祉保健課長** まず、今回の制度につきましては、あくまでも県内の市町村が1カ所でも被災者生活再建支援法が適用された場合に支援を行うということで整理しておりますので、具体的に言えば、例えば都城で被災者生活再建支援法が適用されたけれども、同じ災害で宮崎市の場合には適用にならなかった場合でも宮崎市は適用になる。それは逆の場合も同じでございます。ただ、お隣の鹿児島県で被災者生活再建支援法が適用された市町村が出てきました、宮崎県では適用がありませんでした、その場合には適用しないということで考えております。

**○丸山委員** そうなりますと、同じ災害であれば、県内の中の運用のことでありますので、同じ災害ではわかると思うんです。余りにも県内県外で分けてしまうと、県境に住まれている方々というのは不平等に感じるというふうに思いますので、その辺はぜひ一考していただくとありがたいというふうに思います。

**○松原福祉保健課長** まず、現時点では、鹿児島県も同じような20万円を支給する制度をつくっております。鹿児島県についても同様に、今は宮崎県で支援法が適用になっても鹿児島県で適用にならなければ支援をしないというふうな形になっております。また、鹿児島県につきましては、年収制限も設けておるところでございます。そういった意味で、宮崎県の今回の支援制度というものは隣県と比べるとかなり緩い要件で適用になるということをまず1点御説明したいのと、あと、市町村さんとの協議の中でも、隣県であった場合ということについてはあくまでも県内でということで、現在はあくまでも県内で1カ所でも災害が発生した場合に適用

していきましようということ、6億円の基金を積むという形になっております。しかしながら、一応今回の基金制度につきましては、創設から3年目を目途に、この基金制度の運用の状況あるいは国の被災者生活再建支援法の改正とか見直しとか、そういったものの状況、そういったものを勘案しながら、また見直しについて検討を行うということになっておりますので、御指摘の部分についてはまた今後市町村とも検討はしていきたいとは考えております。

○十屋委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 先ほどから質問が続いているんですが、社会福祉事業団に関する件です。5年間で40億の県からの交付金を最後に、県からの助成はすべてなくなるということなんですか。

○松原福祉保健課長 この自立化の交付金の8億円がなくなるということでございます。

○前屋敷委員 これまで対象となっていた法人、事業団、規模としてといたしますか、実態は数も含めてわかれば。ここは福祉法人、県の事業団のことですか。

○松原福祉保健課長 宮崎県の社会福祉法人の社会福祉事業団でございます。

○前屋敷委員 現在の事業内容とかを教えてくださいたいんですが。

○松原福祉保健課長 現在、社会福祉施設を10施設、運営を行っております。種類別に申し上げますと、身体障がい者授産施設が1カ所、知的障がい者総合福祉施設が1カ所、救護施設が1カ所、軽費老人ホームが1カ所、特別養護老人ホームが2カ所、知的障がい児施設が3カ所、児童養護施設が1カ所、計10カ所でございます。

○前屋敷委員 今の質疑の中でもいろいろありましたけれども、この40億を最後に県から全く

離れるという点ではかなり厳しい状況も予想されると思うんです。果たしてこれでいいのかなという思いもするんですけども、仮に運営が難しくなったりした場合に改めて再考することが可能なかどうか、そこで施設を利用されておられる方の状況が心配されますので。

○松原福祉保健課長 なかなか仮定の部分がないように、今年度中間年に当たりますので、まずは経営改善計画の見直しを事業団としてやっていくということになっております。ただ、委員御指摘のとおり、これを利用しておられる方々のサービスの低下につながるようなことがないようにそういった部分には配慮しながら、自立化に向けた見直し作業を引き続き進めていくということで考えております。

○前屋敷委員 あくまでも県としての役割は、どういう場合があっても責任は果たさなければなりませんので、そのところを十分考えていただきたいというふうに思います。

災害時安心基金の件ですが、確かにこの創設をされるという点では非常に良かったというふうに思います。これから運用されるということなんですが、中身については順次改善も図っていくことが必要かというふうに思いますが、今、想定されているのは生活支援に関する中身になっています。でも、これまでの災害を見ますと、住宅そのものの再建というのも非常に大きな課題になっているんです。特に全く住宅を失われて仮設住宅で暮らさなければならない、行き先がない、仮設住宅に入らないまでも大変な状況なんです。国の制度の見直しも十分あわせて要望もしていかなければなりませんけれども、今後の課題として、生活再建、住宅再建も含めてそういう幅広い制度になることを期待しているところですので、よろしく願いたい

と思います。

**○松原福祉保健課長** 現在も国の被災者生活再建支援法も住宅本体への支援はやらないということで、制度導入時には、家具、道具等の購入経費で最高100万、その後、法改正がございまして、住宅の解体撤去、こういったものに200万ということで、現在最高300万ということで、ただ現時点も住宅本体の部分には支援をしないというような状況になっております。この点につきましては、宮崎県だけでこういった住宅再建の部分についてまで新たな制度を設けるといことはかなりの額になってまいりますので、これは国のほうに、全国一律の制度拡充を行うことが重要だと考えておりますので、県あるいは全国知事会を通じて国のほうには制度の拡充の要望は行っておるところでございます。

**○前屋敷委員** 国の制度そのものもかなりの問題点も抱えていますし、同じところに建てないと支援が得られないみたいな、そういうこともありますので、国の制度の改善とあわせて、どう県民の暮らしを、被災者の方々の暮らしを再建させるかという点では必要な部分かと思っておりますので、そのところもあわせて今後の検討課題としていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、僻地医療に関してのところですが、資料もいただく中で医師の派遣も西米良のほうに1人されておられるということもありますが、現在、僻地として対応している地域というのは県内では何カ所ほどあるんですか。

**○高屋医療業務課長** 1番に挙げておりますへき地診療所運営費補助を出しているところは4診療所、延岡と五ヶ瀬3診療所、合わせて4診療所でございます。僻地につきましては、僻地に指定されている地域ということでしょうか。

**○前屋敷委員** 現在、助成が行われている地域です。

**○高屋医療業務課長** 医師を派遣しているところでございますか。\*公立病院13でございます。

**○前屋敷委員** この予算を見ますと、へき地診療所運営費補助という形で国と市町村なんですが、県からの負担というのはないんですか。前からなかったんですかね。

**○高屋医療業務課長** 調べてお答えさせていただきます。

**○前屋敷委員** 国民健康保険助成費で今度補正に上がっています直営診療施設整備補助という300万円ですが、具体的にはどこを指すわけですか。

**○舟田国保・援護課長** 国民健康保険直営診療施設補助というのは、国庫補助がございまして、国庫補助の補助残について県費補助をするということで、対象は僻地診療所ということで、対象施設が限定されております。

**○前屋敷委員** 先ほどのお話との関連ですが、医師の派遣が13ということでしたけれども、単純にその数とは違うわけですね。

**○舟田国保・援護課長** その施設と合致するかどうかよくわかりませんが、私どもの対象としている県単補助の対象は9病院・診療所でございます。

**○前屋敷委員** 9施設になりますと、金額としてはさほど多くはないんですね。この程度の額で限度なんですか。

**○舟田国保・援護課長** 国の調整交付金の補助残でございますので、国が3分の1の補助率でございます。その2分の1ということで、県単補助は6分の1ということで、基本的には診療医療器具あるいは医師住宅建設等々の

※93ページに訂正発言あり

補助ということで、額としては非常に少のうございます。

○前屋敷委員 結構です。

○高屋医療業務課長 先ほどの補助金なんですけれども、以前から国3分の1、市町村3分の1ということで来ております。

○前屋敷委員 県の役割もぜひ果たしていただきたいというふうに思うところですが、今の段階では、これであればですね。

○新見委員 医療業務課長にお尋ねしたいと思いますが、まず、助産師就業促進事業、これは子供を安心して生み育てる体制の整備の一つということで評価したいと思います。小児科医が不足している中で助産師に光を当てるといことなんでしょうが、潜在している助産師、要するに資格だけ持っているけれども、仕事についてない助産師ということでしょうか、県内どれくらいいらっしゃるって、そういった方々にどういったふうに働きかけるか、そして何名くらいの方をこの予算内で確保していこうというお考えなのか、教えてください。

○高屋医療業務課長 潜在の助産師がどれくらいいるかということは把握してないんですけれども、一つは、この事業を実施する理由としましては、先ほど委員がおっしゃったようなことを考えておまして、現実にナースセンターにナースバンクございますけれども、そこで求人数が月当たり平均しますと19人くらいあります。それに対して求職、職を求める方が8.5人というような状況で、非常に需要が高いということもございます。そして、現在、宮大と看護大学ございますけれども、そこで養成している助産師の数が、定員枠で言いますと10名でございます。それに対して、そこを卒業して就業される卒業生が3～5名しかいないというような状

況がございますので、潜在助産師の掘り起こしということを経験バンクを通してやろうということ考えております。

○新見委員 この327万という予算は、具体的に言えば、ナースバンクを通して見つけた助産師に研修を受けさせる費用ですかね、実質的には。

○高屋医療業務課長 研修と就業後の相談事業でありますとか、あるいは助産師の仕事に潜在助産師の方だけでなく、学生とかそういった方たちにも関心を持ってもらうという意味で、事例集とかそういったものの発行、そういったことも事業の中に入れております。

○新見委員 別件で、救急搬送体制充実事業、国においてドクターヘリの法律がおとといでしたか、成立したんでしたかね。これを受けて全国にドクターヘリを配備していこうという体制はできたと思うんですが、すぐすぐはできませんので、今現在の防災救急ヘリ「あおぞら」を利用しようという考え方だと思うんですが、ここで言う救急医療従事者というものはどういった方たちを指しているのか、教えてください。

○高屋医療業務課長 救急医療従事者としてここで想定しておりますのは、救急医療の医師の方あるいは看護師の方、そういった方々に実際搭乗していただいて救急搬送の体験していただくということで、医師の方、そして看護師の方、あるいは一般の消防の救急の方、専属の救急隊はいらっしゃいますけれども、それ以外の消防士の救急隊の方、そういった方々を考えております。

○新見委員 これは新規事業になっていますが、「あおぞら」が配備されたのは何年か前だったと思うんですが、こういった方たちに乗ってもらって救急の状況が起こったというこ

とは今までなかったということですかね。

○高屋医療薬務課長 こういう形で実際に救急医療を、搬送を体験するとかいう体系的な研修といますか、そういったことはやってないと思っています。

○新見委員 小児救急医師研修事業、これは小児科医が不足している状況の中で内科の先生たちに小児科の研修を受けてもらうという事業で、何年か前からスタートしたと思うんですが、これまでの研修を受けられた内科医の総数とどのような効果があったかを教えてください。

○高屋医療薬務課長 おっしゃいましたように、小児科医の不足とか地域偏在がありまして、診療日とか時間がそれぞれ圏域ごとに違っているということがございますので、できるだけ内科医の方にも小児の初期救急医療体制を、医療についての研修を行うということでやっておりますけれども、16年度にスタートしまして、都城北諸圏域では58名の方が受講されております。そして、延岡でも実施しまして98名の方、17年度、延岡、小林で行いまして、延岡が67名、小林が44名、18年度は延岡の1カ所で49名の方がこの研修を受けていらっしゃると思います。今年度、延岡が続いておりますし、需要があれば別ですけども、またほかの圏域でも医師会の協力を得て実施したいというふうに思っております。効果につきましては、そういうことで内科医の協力もいただくという形で輪番制とかそういう形で協力をいただけるようになっております。

○緒嶋委員 災害安心基金設置事業、これは法的にいろいろ市町村と調整して今年度の災害からと言われたが、遡及して適用するということは自治法とかの違法性はあるのかどうか。

○松原福祉保健課長 もし仮に遡及したとした場合であっても、法律違反というのは特段ないと認識しております。

○緒嶋委員 被災者生活再建支援法というのは、災害救助法との絡みは、同じようなものですか。

○松原福祉保健課長 まず、被災者生活再建支援法につきましては、これが適用される場合の条件として、一つが災害救助法が適用になった場合というのがございます。具体的に申しますと、例えば高千穂町の場合であれば、40世帯住家滅失というものが生じれば災害救助法が適用されます。この場合には被災者生活再建支援法も適用になります。また一方、被災者生活再建支援法はほかにも適用ができる場合がございます。10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村、あるいは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合に都道府県全域、それから、もう一つが、お隣の市町村で被災者生活再建支援法が適用された場合に、自分のところは5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合も適用になります。

○緒嶋委員 そういうかなりきめ細かな被災者生活再建支援法だけど、これが適用されなかったところの、極端に言えば、もう1戸で適用される場所だったとかいうような微妙なときには不公平感が物すごく出ると思うんです。そして、1戸1戸で見れば、支援法が適用されたされない関係なく被害を受けるわけです。公平性からは、そういうことであれば、災害が発生したところは全部適用してやる、そのほうが私は県民の理解は得られると。「あんたところは残念でしたね、もう1戸被災しておれば20万もらうはずだったのがもらえんかって本当に残念ですね」で終わるようなことにもなるわけです、

極端に言えば。それであれば、全県下から金を出していただいて、こういう制度をつくるのであれば、きめ細かさとか、平等性とか、そういう被害を受けた人は1戸1戸から見れば支援法とは関係ないわけです。そういうことから言えば、皆適用する、それがやはり平等性、いろいろな形からいったら一番いい方法だと思うんです。そのあたりの配慮というのはなされなかったわけですかね。

**○松原福祉保健課長** まず、この制度を創設するに当たりましては、台風14号の際にいろんな御批判があったということと、その後、鹿児島県も制度をつくったということで、そういった14号のときの仕組み、あるいはお隣の鹿児島県の仕組み、あるいは昨年9月の定例県議会でもいただきました県議会からの決議、そういうものを踏まえて今回の制度を設定したところでございますが、そうした中で県としてどこまでの災害に対して役割を負うのかといったようなときに、県の役割が大きくなる災害というのが、災害救助法であったりとか、被災者生活再建支援法が適用される場合、この場合には県費も出しておりますので、そういった災害の場合には県がかなり大きく役割を負わなければならないだろうと。それ以下の災害の場合には基本的に市町村さんのほうで対応をお願いすることが適当じゃないかと。また、すべての災害を対象にした場合の基金の額、これも相当な額になるんじゃないかといったもろもろなところを考えていきましたときに、まず一つ大きいのは、隣県の鹿児島県は制度があるけれども、宮崎県には制度がない、それに対する不公平感といったことはまずやはり解消すべきじゃないかということで、ただ、鹿児島県は年収制限がありましたので、年収制限につきまして議会のほうからも

それは撤廃すべきだというような話もありましたので、今回の制度は撤廃したところでございます。そういった今回、制度のスタートに当たっては、被災者生活再建支援法が適用されるような災害、あと、被災者生活再建支援法が適用された市町村だけじゃなくて、同じ災害であったけれども、まさにぎりぎりのところで支援法が適用されなかったような市町村、こちらも対象とさせていただいて、それ以外は今回は対象としておらないところでございますけれども、また今後いろいろ運営の状況を見ながら検討はしていきたいと考えております。

**○緒嶋委員** 言われることもわからんではないんだけど、市町村からも金を半分出していたくわけだから、市町村によって、私ところは9戸だったが、金は出したけど、救済は受けなかったという不公平感も出てくると思うんです。この際はすべての被災を受けたのには適用する、これが一番明確でわかりやすい、被災者生活再建支援法の範囲内とかいうよりも。この際それをやって、どうせ6億円がだんだんこういう支援した場合少なくなればまた基金を積み増すわけでしょう。

**○松原福祉保健課長** 基金が払底した場合には、また県と市町村で応分で負担するというところで考えております。

**○緒嶋委員** そういうことであればますますもって、場合によっては小さな町村は10戸にならなくても集中豪雨、一極集中で9戸やられた、どうにもならないとか、金は出すが、大きな大規模なことだけだったら自分は救済されん町村も生まれてくる可能性もあるわけですね、戸数が少ないところは。この際、みんなを出して助け合うし、寄附金までもらって支援金をやるので、明確にそういう毎年被災を受けてかわいそ

うなわけだから、災害で差別すること自体がおかしいと思う。私はすべて適用する方向に持っていくべきだと。それをやってどうにもならん、基金がどうにもならん、枯渇するということが明確であれば別だけど、弱い人、厳しい人ほど助ける制度じゃないと私はおかしいと思うんです、制度として、福祉の気持ちから特に。適用というのは撤廃して、すべての被災者に毎年やると。そして、基金が足らにゃ、市町村もどうでしょうかと、こういうことで適用したおかげで基金も少なくなりましたので御協力くださいと言えば、市町村が協力せんはずはないと私は思うんですがね。これはもう一遍見直したらどうですか。

○松原福祉保健課長 また、その部分につきましては、市町村と検討はしていきたいと思っておりますが、まずはスタートの今回につきましては、このような適用基準で進めさせていただければというふう考えております。

○緒嶋委員 これはぜひ我々も強く要請しなきゃいかんというふうにも思いますし、ぜひそういうことでやっていただきたいと思います。

国民健康保険、これは県も相当支援をしておるんですけども、市町村では保険税の滞納、未納というか、そういう実態というのはどうなっているわけですか。それぞれ町村によって差は大きくあると思うんですけど。

○舟田国保・援護課長 委員おっしゃるように、国保税につきましては、市町村が保険者ということで運営しているわけなんですけれども、最近の経済状況あるいは国保自体が持っている潜在的な課題等々から、国保税の滞納者がやっぱりふえてきている状況がございます。本県では今、26万5,000世帯程度、国保の被保険者世帯がございますけれども、そのうちの4

万7,000世帯が滞納世帯ということで、率にしますと約20%弱が滞納世帯というような厳しい状態になっております。

○緒嶋委員 その対策的なものはどうですか。これは市町村が考えることだと言われればそれまでですけど、そのあたり県としてはどのような指導しておられるわけですか。

○舟田国保・援護課長 私ども非常にこの滞納対策には頭を痛めておるわけでございますけれども、基本的には市町村保険者が事業主体としてやっております。滞納世帯が多くなってきましたと、全体の収納率の低下にもつながってくるということで、私どもとしましては、市町村保険者に機会あるごとに滞納対策に努めていただくように助言指導を行っているところでございます。どうしても納めていただけない方にはいろんな具体的に対策を打っていただくようなことで、短期保険証あるいは資格証明書、それ以降進みますと、そういった具体的な対策を打ちながら、粘り強く滞納者との接触を持ちながら、対策を打っていただいているところでございます。

○緒嶋委員 これは喫緊の課題でもあると思います。こういう滞納は、ほかの町民税とかほかのも連動して滞納になっている人が多いんです。特に市町村の場合は、一般的な人は、税金と言えば国民健康保険税が一番高いんです。そういうことで大変厳しい状態、これは首長さんたちが一番頭を抱えておられるだろうと思うんですけども、これについては積極的に……。ある意味では保険制度そのものが崩壊するおそれもあるんです。そういうことを含めて連携をとりながら、国にも要請しなきゃいかんと思うんですけども、ぜひこの改善については県は積極的に関与していただきたいということ

要望しておきます。以上です。

**○徳重委員** 同じことを何回もお尋ねするんですが、災害安心基金のことです。緒嶋委員がおっしゃったとおりなんですが、宮崎県、御案内のとおり、鹿児島県、熊本県、大分県、3県に隣接しております。すべて山です。山村です。村、町、そういった状況の中で、住家も10軒も20軒もというところはほとんどないわけであって、おっしゃるとおり、集中豪雨なり、そういった災害が他県のほうで起こって宮崎県が一部と、何軒かということがあり得る。当然のことだと、必ず起こるといっても過言でないと思います。例のえびのの問題だってしかりであります。そうなる。そうすると、支援法を受ける、あるいは災害救助法を受けた地域については、災害が起こったときには義援金なり何なり、大きな災害になると皆さんの関心があって義援金なり何なり来て、その配分も受けられる。その一部の人たちは、山村の4～5軒あるいは軒数合わない、1軒足らない、2軒足らないと今おっしゃいましたが、そういう地域の方は全く泣き寝入りというか、何も受けられない。これはどうしても不公平感が出てくると私は思う。宮崎県は、宮崎県独自のものであれば、それなりのものはちゃんとしてやったほうが良いと私は思います。先ほど緒嶋委員がおっしゃったような形の中で、全壊世帯は20万渡すよと、公平平等だよと、基本的にはそうだよということで最低のことはやっていただく。そうすると県民も納得する。各市町村も平等に出しているわけですから、その割合で出しているんだから、当然のこととして、大きな災害があったところと一部災害は災害として同じように被害は受けているわけです。全壊するところ、床上浸水、それぞれにそういう被害を受けるわけ

ですから、今回つくられたことについては賛成なんだけど、ありがたいんだけど、これは問題だと思っています。何とか見直しができないか、さらに検討を要するんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○松原福祉保健課長** 今後、また制度の運用を見ながら、市町村とも制度のあり方について検討させていただきたいと思っております。

**○徳重委員** ところで、鹿児島県はこの基金ができたということでありませぬ。熊本県、大分県はできてないんですか。

**○松原福祉保健課長** 熊本県はございません。大分県はございますが、大分県は補助制度でございまして、市町村さんの中でも支援をやるというところだけ補助して、市町村が支援しないところは県も補助をしないというような制度でございまして。

**○徳重委員** 宮崎県独自のこのことについては県民も納得し、我々もすばらしいことだと、いいことだと、一日も早くやれという決議まで議会としてもしているわけですから、ぜひひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、医療薬務課の課長さんにお尋ねします。献血のことについてですが、献血者が少ないというような話でしたが、血液は現在、宮崎県の場合は足りているかどうか、お尋ねします。

**○串間薬務対策監** 献血で一番大事なのは医療機関からのオーダーに適切に対応できているかということでございまして、確かに献血者は少なくなっております。ただ、これは医療機関の適正使用ということも進められておりまして、血液は不必要には使わないということで、医療機関からのオーダーについては適切に対応できております。毎年です。一時的に血液が不足

する場合はございますけれども、医療機関からのオーダーには100%適切に対応できておると断言しております。

○徳重委員 ちなみに、1年間に何人ぐらいの献血者がいらっしゃるか。

○串間薬務対策監 約4万5,000人、細かいはしたは今、持っておりませんが、昨年が4万5,000人程度です。

○丸山委員 医療薬務課のほうにお伺いしたいんですが、研修制度の養成事業のことなんですが、17ページの表を見させていただきますと、平成16年が47名だったのが19年には36名という形で、なかなか宮崎県内で研修していただく研修生が少ないということなんですが、これの要因、少なくなっている要因、対策をうまくしないと、幾ら医師を確保しようとしても県外に行ってしまうとそのままずっと県外に残る可能性が多いということで、今、都市中心になっているというふうに思っているんですが、医療を提供するほうの医者の方の質なり、システムなりが多々あると思うんですが、それに対しての県の考え方等をお伺いしたいと思います。

○高屋医療薬務課長 減ってきている要因というのは今、丸山委員おっしゃったとおりでございます。なぜそうなっているかといいますと、16年度の臨床研修制度の改革で、研修先は卒業生といいますか、医師資格を取った学生が自由に選択できるということになりまして、そういうことで学生のほうが医局を離れて県外の市中病院に行って直接臨床等の勉強をしたいという意向が非常に強くなってこういう結果になっていると聞いております。そういうことでこの事業というの、やはり研修の内容を充実しなくてはならないということで、研修の内容を充実するには、やはり研修プログラム等を作

成する指導医、こういった方のレベルアップを図らなくちゃいけないということでこの事業を出させていただいたところです。学生が医局にとどまらず、県外に行ってしまうということで結局は大学そのものに医者がいなくなってしまう。したがって、医局から派遣していたところから医師を引き揚げざるを得ない。その結果、市町村あるいは民間の末端の病院のほうが医者が足りなくなってしまうという傾向が全国的に生じている。医師不足が深刻になっているというのはそういったことが原因になっております。できるだけ研修医として県内にとどまるように、ここに書いております病院の先生方に対して、指導に当たる先生方に対して研修を行ってほしいということで出させていただいております。

○丸山委員 研修を指導される方のレベルアップを行いたいということだったんですが、だれがその指導医を指導されるというか、考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○高屋医療薬務課長 事業の概要に挙げておりますように、高いレベルの指導力を有する講師ということで、これにつきましては、せんだって九州厚生局のほうからも担当の部長さんがお見えになりまして、講師のあっせんとか紹介とかいうことは宮崎県のほうに全面的に協力するとおっしゃっておりますので、そういった方々に講師をお願いしようというふうに思っております。

○丸山委員 どういう方が来られて、1泊2日の講習ということでどれぐらいそれで上がるかわかりませんが、期待したいんですけれども、これだけでいいのか、もう少ししっかりした、もうちょっと早目に何回もやってもいいような気がするんですけれども、1泊2日の1回しか

行わないということではないのか。それとも何回も来るために予算化されているのでしょうか。

**○高屋医療薬務課長** 今年度は1泊2日の講習会ということで考えておりました、単年度事業ということでなくて継続してやっていきたいと思っていますし、この1泊2日も、せんだって、県の医師会のほうで研修病院の連絡協議会というのがあるんですけども、それに参加してきましたけれども、これにつきましては、1泊2日、2日間、缶詰状態にして徹底的にやっていくということで密度の濃い研修を考えております。

**○丸山委員** いつぐらいに行うのかということをお伺いしたいのと、県内に残ろうとしている医者の方々に早目に前倒しでやっていただかないと、恐らく20年度から行く人も、医局を離れる人も選択の時期に既に入っているのかなという思いもあるんですが、医局を離れてどこに行こうというのを研修医の方が判断をされるのはいつぐらいなのでしょうね。

**○高屋医療薬務課長** 研修医のほうは自分の希望する病院に申請をされるといいますか、そういうことをやって、こちら側の希望と受け入れ側の希望が合致した場合に受け入れられるということです、その辺の応募ということは始まっているのではないかというふうに思っております。この事業についてはそういった意味で早くやりたいということで、せんだっての医師会連絡協議会の中でも、これは県の医師会に委託してやる事業なんですけれども、むしろ今、新規事業として予算要求しておりますこの結果といいますか、早く取りかかりたいという非常に強い意向を示されております。

**○丸山委員** そういうことであれば、幾ら新規

事業でも骨格予算の中に入れ込んでもいい問題じゃなかったかなと思うんです。なぜ逆に補正予算で上げてというような予算になってしまったんですか。

**○高屋医療薬務課長** 早く実施するということにすべきものだと思いますけれども、一応新規事業、そして政策性を出すという意味で補正で出させていただきました。学生のほうも自分の研修先というのはいろいろと考え始めると思いますけれども、学校側のプログラム作成が間に合うようにこの事業については早く実施したいということで、実施側の宮崎県医師会のほうも一刻も早く取りかかりたいということで準備も整えているということでございます。

**○丸山委員** いずれにしても、みんな医師の確保は望んでいることでありまして、政策的ではなくてこれは当たり前の予算でしょうから、できれば、骨格予算の中でも新規事業も入っているものも見たことがありますので、入れてほしかったなということをお願いさせていただきます。

**○十屋委員長** ほかにありませんか。

**○凶師委員** 1点だけ、先ほどから繰り返しになりますが、災害の基金の件なんですけれども、先ほどから緒嶋委員なり徳重委員が言われるように、小規模の地区への救済は、この基金の対象市町村のくくりで後半部分の「及び同一災害で同法が適用されなかった被災市町村」にもこれが適用になるというところの解釈というか、拡大解釈で小規模地域にも救済ができるんじゃないですか。

**○松原福祉保健課長** 現時点では、市町村さんと検討していく中では、あくまでも、例えば台風10号というのが来て、えびの市が被災者生活再建支援法の適用になりました、しかしながら、お隣の小林市は適用にはなりませんし

た、そういった場合については適用しましょうということで、県内で被災者生活再建支援法が適用されなかった場合にはこの基金の支援はありませんということでございまして、今現在そういうことで運用を進めていこうというふうに考えております。

**○医師委員** あくまでもくくりは市町村ということで、先ほど言われた10戸以上の全壊があるとかいうところが、この文面の解釈を先輩議員が言われるようなふうな解釈で私はできるものかどうかというのが聞きたかったし、そうするとするならば十分包含できるんじゃないかと思ったんですが。

**○松原福祉保健課長** 今現在ここに書かれているものは、端的に言うと、1カ所でも被災者生活再建支援法が適用されれば全県この基金では支援しますよと、全然どこも適用されなかったらこの基金では支援しませんという内容になっております。緒嶋委員、それから丸山委員、徳重委員、それぞれいろいろお話のあった部分につきましては、支援法が適用されなくてもこの基金で支援していこうということになりますと、基金の額はどのくらいかとか、そういったところもちょっと検討しないといけませんので、いずれにしましても、今後のいろいろ運用状況を見ながら、市町村とともに検討はしていきたいというふうに考えております。

**○黒木副委員長** 時間がないので簡単に聞きます。幾つかの医師確保事業で現在の医師不足の解消ができるのかどうか、何年後を目標としているのか。それともう1点、知事のマニフェストにあります宮崎型のホームドクター制度、それが実現可能かどうか、以上、簡単にお聞きます。

**○高屋医療薬務課長** 医師養成確保につきます

ては、今度の「新みやざき創造計画」の中で現在の\*21名を63名ということで挙げてございます。それに向けて、一つは修学資金制度というのがございますけれども、それは知事のマニフェストの中にも入っておりますけれども、そして、創造計画の中にも入っておりますけれども、それについては今後6年間で毎年、計画では4名ずつということで、それにつきましても前倒しで応募のあった方、そして、地域僻地医療で一生懸命頑張りたいという意志の強い、意欲の強い学生さんにつきましては、前倒しで修学資金の貸与を行っております。それと、医師派遣システムにつきましても、今後4年間で6名ということを考えております。なかなか確保というのは難しい状況にございますけれども、先ほどの強化事業でありますとか、そういったことで取り組んでいきたいと思っておりますし、また、臨床研修指導医養成といったことで県内に研修医がとどまるような形でそれぞれの病院の指導医のレベルアップを図っていきたいということで、中長期的な取り組みで確保は可能だというふうに頑張りたいと思っております。

**○十屋委員長** もう1点、ホームドクター制度について御答弁をお願いします。

**○高屋医療薬務課長** ホームドクター制度につきましては、現在、僻地医療対策としまして、僻地巡回診療とか、僻地病院・診療所で行っております往診、それと僻地診療所の運営費補助等で僻地の医療提供の充実を図っておりますので、ホームドクター制度というのはそういった現在行っております僻地医療対策を充実させていくということで対応してまいりたいというふうに考えております。

**○串間薬務対策監** 先ほど徳重委員の献血数に

※126ページに訂正発言あり

関しまして4万5,000名程度と申し上げましたけれども、正確に申し上げますと4万5,324名でございます。以上でございます。

**○高屋医療薬務課長** 先ほど前屋敷委員から御質問のあった件で訂正させていただきます。医師の派遣先を13と申し上げましたけれども、医師の派遣対象となる僻地の病院が13あるということでございまして、現在、自治医大と医師派遣システムで採用いたしました医師の派遣先は6町村の7病院でございます。訂正させていただきます。

それとあわせてですけれども、先ほど医師委員のほうから、サイト等を活用してもっと積極的にやってはどうかという御提言がありました。これにつきましては、民間サイトの了解を得まして、市町村と一体となって直接交渉するということも考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○十屋委員長** 一つだけお願いをしておきたいと思いますが、数字的なこととかちょっと詳しくなっていて時間を要する場合は、遠慮なく正確な数字を出していただけるようお願いしたいというふうに思います。

それでは、以上をもって福祉保健課、医療薬務課、国保・援護課の補正予算を終了いたします。

午後は1時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

---

午後1時0分再開

**○十屋委員長** 委員会を再開いたします。

議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」について、高齢者対策課長、児童家庭課長、障害福祉課長、衛生管理課長、

健康増進課長の説明を求めます。

**○畝原高齢者対策課長** 高齢者対策課の補正予算案について説明いたします。

お手元の補正予算説明資料、青いインデックス、高齢者対策課のところ、85ページをお願いいたします。高齢者対策課としましては、3,313万5,000円の増額補正をお願いしており、この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄ですが、125億9,698万2,000円となります。

それでは、補正の主なものについて説明いたします。次の87ページをお願いいたします。まず、上から2つ目の（事項）在宅老人要援護対策について、941万8,000円の増額補正であります。補正の内容は、説明の欄にあります（新規事業）「いきいきはつらつ介護予防普及事業」に要する経費ですが、具体的な事業内容につきましては、お手元の委員会資料により説明いたします。

委員会資料の18ページをお願いいたします。この事業は、1の事業目的にありますように、介護保険法の改正にあわせまして、高齢者ができる限り介護を必要とする状態にならないようにするために、自発的な健康づくりなどを支援し、効果的に介護予防を進めることを目的としております。主な事業概要としましては、まず、2の（1）にあります介護予防プログラムの開発と実践であります。これは、下の図にありますように、理学療法士会、栄養士会、歯科医師会の協力を得まして、専門家チームを構成し、モデル市町村において介護予防につながる運動、栄養改善、歯や口の健康づくりなどの事業を実践しながら、高齢者がそれぞれの健康状態に応じて家庭などで気軽に取り組める介護予防プログラムを開発するものであります。また、一番下の図にありますように、医師会など

の関係機関で構成する介護予防市町村支援委員会を設置し、県内の各市町村が実施する介護予防事業の内容や方法などを調査分析しながら、より効果的なものとなるように市町村などに適切な助言指導を行うものであります。事業費は941万8,000円を計上しております。

次に、補正予算説明資料に戻っていただきまして、87ページをお願いいたします。中ほどにあります（事項）認知症高齢者対策費について、1,300万円の増額補正をお願いしております。高齢化の進展に伴いまして、認知症の方やその家族に対する支援体制の充実が今後の高齢者施策の重要な課題となっています。特に家庭で介護しておられる方の負担は大変なものがあり、その負担を少しでも軽減することが求められているところであります。このため、市町村を核として、医療機関や福祉施設などの地域のさまざまな資源を活用して地域の実情に応じた支援体制をつくとともに、家族からの相談や悩みに気軽に応じられる相談窓口を整備するための事業として、新しく認知症地域支援体制構築等推進事業に取り組むものであります。

高齢者対策課は以上であります。

**○西野児童家庭課長** 続きまして、児童家庭課分を御説明いたします。

お手元の冊子、歳出予算説明資料の青いインデックス、児童家庭課のところをごらんください。ページで申しますと89ページでございます。児童家庭課としましては、補正額の欄にありますように、12億4,888万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の平成19年度予算額は当初予算と合わせまして、右から3つ目の補正後の欄でございますが、一般会計が102億7,863万1,000円となり、特別会計を含めました補正後の予算額は、その上の欄にな

りますが、107億7,085万9,000円でございます。平成18年度の当初予算額と比較しますと、一般会計で2.9%、特別会計で2.1%の増となっております。

それでは、新規、重点などの主なものについて御説明いたします。ページをめくっていただきまして91ページをお開きください。まず、1番目の（事項）児童健全育成費の3億1,800万1,000円であります。説明欄2の市町村児童環境づくり基盤整備事業の3億1,411万9,000円ありますが、これは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の1年生から3年生の児童等に対しまして、授業の終了後に児童館や放課後児童クラブなどを利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るための市町村に対する補助等でございます。

次の（事項）少子化対策環境づくり推進事業費の6億8,518万6,000円あります。説明欄1の子育て支援乳幼児医療費助成事業の6億2,655万6,000円ありますが、これは、3歳未満の乳幼児の入院及び入院外の医療費や3歳以上小学校入学前までの幼児の入院医療について助成を行うものであります。1つ飛びまして、3の（新規事業）「広げよう！子育て応援のまちづくり事業」の371万3,000円ありますが、これは、行政とNPOや民間などとの協働により、子育てを応援する宣言やサービスの提供などに取り組む「みんなで子育て応援運動」を推進するとともに、子育てにやさしいまちづくりを進めることで社会全体で子育て家庭を温かく見守り、支える機運の醸成を図るものであります。

一番下の（事項）児童虐待対策事業費の30万2,000円あります。これは、説明欄1の（新規事業）要保護児童対策地域協議会設置運営事業で要保護児童対策に関する情報や考え方を共

有する会議を県レベルで開催し、関係機関の横の連携及び縦の情報伝達体制の推進を図るための協議会設置に要する経費でございます。

次に、92ページをお開きください。一番上の（事項）児童措置費等対策費の170万1,000円でございます。これは、説明欄1の（新規事業）福祉保健部債権管理事務嘱託員配置事業で福祉保健部が所管します負担金や返還金等の未収債権の解消を進めるために福祉事務所に債権管理事務嘱託員を配置するものであります。

1つ飛びまして、上から3番目の（事項）母子福祉対策費の289万9,000円でございます。これは、説明欄1の（新規事業）ひとり親世帯生活実態調査事業で県内の母子世帯や父子世帯の実態や行政に対する意見等を調査して、より実態に即した福祉施策を推進するための基礎資料を得るための経費でございます。

次の（事項）母子家庭医療費助成事業費の2億2,185万1,000円でございます。これは、母子家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、母子家庭の医療費について助成を行うものであります。

次に、93ページをお開きください。最後の（事項）児童福祉施設整備補助事業費の600万円でございます。これは、児童館や児童センターなどの児童厚生施設の整備促進を図るための助成を行うものであり、今年度は三股町を予定しております。

児童家庭課分については以上でございます。

**○村岡障害福祉課長** 障害福祉課分を御説明いたします。

説明に入ります前に、「障害」の「害」の表記につきましては、平成19年4月から全庁的に、法令、条例等の名称や組織等の名称を除き、原則として平仮名表記に変更しております。

す。この方針に基づきまして、今回提出していただきます議案等につきましても平仮名表記に変更しているところであります。

それでは、お手元の冊子、6月補正歳出予算説明資料、インデックス、障害福祉課のところをお願いします。95ページをごらんください。左上の欄にあります障害福祉課の平成19年度6月補正額は総額で22億2,105万2,000円をお願いしております。補正後の額としましては、103億4,724万3,000円になります。平成18年度当初予算と比較しますと、5.5%の増額になっております。

それでは、以下、新規、重点、主な事業について御説明いたします。97ページをお開きください。まず、一番下の（事項）知的障がい者福祉費の1,151万8,000円でございますが、次の98ページになります。説明欄2の在宅障がい者小規模作業所支援事業の788万2,000円でございますが、これは、在宅障がい者小規模作業所が障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系に移行するまでの間、作業所の利用者が身近なところで必要なサービスが受けられるよう、作業所に対する補助を行うものであります。

2つ飛びまして、上から3番目の（事項）障がい者自立支援諸費の6億325万7,000円でございますが、これは、障がい者の自立支援に要する経費でございます。説明欄1の地域生活支援事業の2億4,610万でございますが、これは、障がい者の地域における自立した生活を支援するために市町村が実施する相談支援やコミュニケーション支援、移動支援などの各種支援事業に対する補助でございます。次の2の（新規事業）市町村障がい者相談支援業務バックアップ事業の100万4,000円でございます。これは、市町村の相談支援機能の強化を図るための宮崎県自立支援協議

会の設置に係る経費や、専門的な知識を有するアドバイザーを設置するための経費であります。1つ飛びまして、4の精神障がい者地域生活移行支援事業の3億1,162万7,000円であります。これは、精神障がい者の地域生活への移行を支援するために精神障がい者の家事援助など自立した生活を送るためのサービスを社会福祉法人等が実施する際、その事業所を整備するための県としての補助であります。1つ飛びまして、6の（新規事業）障がい者工賃倍増計画作成事業の369万4,000円あります。これは、県内の授産施設等で働く障がい者の工賃水準の向上を図るため、工賃倍増の具体的方策等を示した計画を策定するための経費であります。

一番下の（事項）障がい者自立支援対策臨時特例基金の5億7,940万7,000円あります。次の99ページをごらんください。これは、障がい者自立支援対策臨時特例基金事業に要する経費であります。説明欄2から4にあります小規模作業所等緊急支援事業、障がい者自立支援強化事業、障がい福祉サービス事業者支援事業の3つの事業の合計で5億7,727万3,000円ありますが、これらは、障がい者の就労支援など障がい者が地域の中で自立した社会生活を営むことができるための環境整備や、自立支援法の施行による施設の収入減に対する激変緩和措置等に要する経費であります。

次の（事項）障がい児福祉費の2,331万7,000円あります。説明欄1の（新規事業）発達障がい者支援強化事業であります。これは、県北・県西地域に発達障がい者支援センターのサテライト機能を設置し、発達障がい者の早期発見や身近なところで相談・訓練を受けられる体制を整備するとともに、発達障がい者の支援のあり方を検討するための検討会の設置に要する

経費であります。

最後の（事項）重度障がい者医療費公費負担事業の9億5,720万7,000円ありますが、これは、重度障がい者の医療費の一部を助成するものであります。以上であります。

○川畑衛生管理課長 衛生管理課分を御説明いたします。

お手元の「平成19年度6月補正歳出予算説明資料」の青いインデックス、衛生管理課のところ、101ページをお開きください。衛生管理課の平成19年度6月補正予算につきましては、左から2つ目の欄にありますように、総額で1,319万6,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目にありますが、15億1,000円となり、前年度当初予算と比較しますと8,198万3,000円の減額で、率にいたしまして5.2%の減となっております。

それでは、以下、今回補正をお願いしております予算の内容について御説明をいたします。103ページをお開きください。まず最初の（事項）動物管理費157万円でございます。これは、動物愛護推進のための講習会や犬のしつけ方教室等を開催しまして、適正な動物の飼い方等を広めることにより、動物愛護の普及啓発事業を執行するための157万円の増額補正であります。

次に、その下、2番目の（事項）食肉衛生検査所費240万6,000円でございます。これは、食肉の安全確保を図るために、検査用備品の整備に要する経費として屠畜検査用備品整備費を執行するための240万6,000円の増額補正であります。

次に、その下の（事項）食品衛生監視費287万4,000円でございます。これは、食品営業施設の関係者や消費者に対しまして、食品衛生意識

を啓発することにより、食中毒等の食品による健康被害の未然防止に要する経費として食品衛生意識の啓発推進を執行するための287万4,000円の増額補正であります。

次に、その下の（事項）食鳥検査費128万8,000円でございます。次の104ページになりますが、食鳥検査員を研修に参加させまして、検査技術の向上や今後の疾病動向の把握により、食鳥検査業務を円滑に推進するための経費として食鳥検査員等研修費を執行するための128万8,000円の増額補正でございます。

次に、その下をごらんください。（事項）生活衛生指導助成費299万円でございます。これは、公衆浴場の育成補助として経営安定化のための補助金を執行するための299万円の増額補正でございます。

次に、その下の（事項）生活環境対策費188万4,000円でございます。まず1つは、水道水質の検査機関における検査精度の向上と均一化を図るために水道水質検査体制機能強化事業49万6,000円、次に、飲用井戸等における総合的な衛生確保を図るための飲用井戸等衛生対策確保事業138万8,000円の、合わせまして188万4,000円の増額補正でございます。

最後になりますが、その下の（事項）生活衛生監視試験費18万4,000円でございます。これは、クリーニング師試験を執行するための18万4,000円の増額補正であります。

衛生管理課分は以上でございます。

**○相馬健康増進課長** 健康増進課分について御説明いたします。

お手元の補正歳出予算説明資料の青いインデックス、健康増進課のところ、105ページをお開きください。左の補正額欄にありますように、4,661万6,000円の増額補正をお願いしてお

ります。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄でございますけれども、26億3,815万1,000円となりまして、平成18年度当初予算と比較して1.5%の減となっております。

以下、新規、重点などの主なものについて御説明いたします。107ページをお開きください。真ん中よりやや上にあります（事項）母子保健対策費で2,443万6,000円の増額補正であります。主なものは、その下の説明の欄1の不妊治療費助成事業2,400万円の増額であります。従来1年度に1回の治療を限度としておりましたものを2回までとするなど制度の拡充を行うこととしております。

次に、一番下の（事項）健康増進対策費で1,668万7,000円の増額補正であります。ページをめくっていただきまして108ページをお開きください。説明の欄1の（新規事業）県民健康づくり推進対策事業（脱メタボリック作戦）であります。メタボリック対策は、1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後に薬と言われておりますけれども、健康づくりに県民みずからが実践的に取り組むための環境づくりを進めるための経費であります。

委員会資料に戻っていただきまして、13ページをお開きください。事業の概要といたしまして、医療制度改革に伴います健康増進計画の見直しと、脱メタボリック普及啓発事業及び公衆衛生功労者知事表彰の3つでございます。まず、1の医療制度改革に伴う健康増進計画の見直しでは、国が示しましたガイドラインに基づきまして新たな目標値を設定し、健康増進計画の見直しをするものであります。2の脱メタボリック普及啓発事業では、①は脱メタボリックチャレンジ事業で、県民がみずから達成できる目標を立て、チャレンジしていただくという

ものであります。例えば禁煙に挑戦するとか、1日1万歩を実行するとか、簡単な目標を立てて実行していただくこととしております。②は県民健康づくり実践講座というホームページを開設するものです。委員の皆さんのお手元にカラー刷り資料「みやぎ県版食事バランスガイド」をお配りしております。この「バランスガイド」と厚生労働省の作成しました運動指針でございます「エクササイズ2006」などを活用しまして、食事と運動両面から県民の健康づくりに役立てていただくものです。③の「みやぎ県版食事バランスガイド」の普及では、脱メタボリックの食事を学ぶための料理講習会の開催とか関係団体との連携により「食事バランスガイド」の普及を進めてまいりたいと思っております。

再びお手元の補正歳出予算説明資料の108ページをお開きください。説明の欄3のたばこ対策緊急特別促進事業であります。未成年者の喫煙防止を図るためのキャンペーンに要する経費でございます。説明の欄4の（新規事業）健診・保健指導体制整備支援事業であります。医療制度改革に伴い、平成20年度から医療保険者が実施することとされています健診・保健指導を円滑に推進するに当たり、体制整備や人材の育成を図るための経費でございます。説明の欄5の（新規事業）県民健康づくりサポート体制整備事業であります。県医師会と連携しながら、スポーツ、運動の効用や障がい予防について啓発等に要する経費でございます。

最後に、一番下の（事項）感染症等予防対策費につきましては、145万8,000円の増額であります。県が指定した感染症指定医療機関に対し、施設及び設備整備費の補助を行うための経費でございます。平成19年度は小林市立市民

病院が申請を行われると伺っております。

健康増進課は以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。高齢者対策課、児童家庭課、障害福祉課、衛生管理課、健康増進課に係る補正予算について質疑はありませんか。

○凶師委員 まず、高齢者対策課のほうにお伺いいたしますが、今年度、新規事業で認知症地域支援体制構築等推進事業がありますが、これは、認知症の方々を地域で住みなれた在宅でと理解していいのか、地域で支援していくための推進事業ということだったんですが、もう少し事業内容を詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

○畝原高齢者対策課長 委員がおっしゃいますように、住みなれた地域で認知症の高齢者を支えていこうということで、今までどちらかといいますとグループホームが主体でしたけれども、在宅にいらっしゃる方々を介護されている方も含めてサポートしていこうというシステムでございます。

○凶師委員 サポートするというのは、具体的に地域での介護ヘルパーの増員をするとか、在宅で介護されている方々の家族に介護手当を出すとか具体的な案はないんですか。

○畝原高齢者対策課長 介護のほうは介護保険のほうで考えておりますが、どちらかといいますと家族の方々のいろんなサポート、例えば突然認知症になるわけではなくて徐々にっていくということで、最初に家族は戸惑いがある。それから、次どうやっていいかわからないとか、そういういろんな不安を抱えていらっしゃる方がいらっしゃる。地域の施設の方とか、そういう認知症の介護の経験のある方々、あるいは保健師さん、そういう福祉のいろんな人材がい

らっしゃいますので、まずこれをネットワーク化しよう。それから、その核となるのが、今、各市町村につくっております地域包括支援センター、ここを核にしまして、そういうネットワークをして、地域福祉センターがコーディネーター的な役割をするのが1点、それから、あなたの地域にはこういうふうな支える方がいらっしゃいますよというようなマップを、もちろんプライバシーの問題もありますけれども、そこら辺を市町村が中心ですけれども、つくっていただこう。それから、もう1点ございますのが、認知症でもお医者さんは内科の方とかかかりつけ医がなさっていらっしゃる。どうしても疾病となりますと精神科的なサポートが必要だということで、核となる精神科の先生方にも入っていただいて、医療面からもサポートしていただこう。在宅で介護されている家族を、御本人はもちろんですけれども、家族を支えていこうということで考えております。

**○凶師委員** 大変よくわかりました。地域のネットワークの強化ということで介護マップの作成は非常に有効かと思えますし、大いにそれをまたきめ細やかに各戸配布なりできるように市町村に指導されるといいかと思えます。

続いて、児童家庭課のほうにお伺いいたします。これもやはり新規事業で福祉保健部債権管理者事務委託員配置事業というのが組まれておりますが、実際、福祉保健部ではどれくらいの未収金があって、その未収に対してどのくらいの委託員ですか、回収のための人員を配置する見込みなのか、そこをお聞かせください。

**○西野児童家庭課長** 福祉保健部全体の収入未済額債権でございますが、額にしますと3億6,489万142円となっております。これに対します償還に向けての取り組み体制でございます

が、部全体の体制については承知しておりませんが、児童家庭課分で御説明させていただきますと、例えば母子寡婦福祉貸付金というものの債権がございますが、これにつきましては、非常勤職員など総勢65名くらいの体制で償還に向けた対応をしております。また、児童扶養手当の過払い金、こういう債権もございますが、これにつきましては、1名配置しまして、県内くまなく回っているところでございます。また、児童保護費負担金というのがございまして、これは児童相談所の関係でございますが、これにつきましては、各児童相談所の職員が強化月間などの期間に精力的に回っているところでございます。

**○凶師委員** 今の未収金の内訳は児童家庭課分だけですね。3つほど教えていただいたんですが、部長、全体の把握はされていますか。

**○宮本福祉保健部長** それぞれの課において未収金等があるわけですが、私自身が今、数字を持ってきておりません。

**○松原福祉保健課長** 生活保護費返還金ですか児童保護費の負担金等々、部全体といたしましては、先ほど児童家庭課長がおっしゃったとおり、3億5,000万余りということでございます。

**○凶師委員** 細かなところを全部お聞きするつもりはないんですけれども、大きなものは今言われた生活保護費の、これは何の未収金なんですか。

**○松原福祉保健課長** 大きいものと、児童家庭課以外では生活保護費返還金。

**○舟田国保・援護課長** 生活保護法第63条の返還金、被保護者が急迫した場合に、資力があるにもかかわらず、保護費を手当てした場合に、その分については返還していただくとか、ある

いは不正な手段によって保護費を受けた方、それらについて徴収金と申しますけれども、そういった徴収金含めまして、生活保護費の返還金が2,444万1,212円ほどございます。

**○凶師委員** 大まかな説明でよかったんですけど、十分です。生活保護なんかも不正受給の問題もよく取り上げられておりますので、優良納税者がばかを見ないようにいいますか、こういう福祉を利用する方々のモラルをもうちょっと引き上げるように、厳しくと申しますか、適宜こういう回収作業が行われることを期待します。ただ、往々にして未収金の回収というのは、費用対効果ではかるわけじゃないんですが、1,000円の回収にそれ以上の費用がかかったりする場合がありますけれども、先ほど言ったとおり、優良な納税者のためにもきちっとした対応を今後もしていただきたいと思います。

続いて、障害福祉課のほうに確認なんですけど、障がい者の自立支援に要する経費の中の4番、精神障がい者の地域生活移行支援事業というのがあります。御説明では、家事援助等を含む支援のための整備補助金というふうにお聞きしたんですが、いわゆるこれは精神障がい者のためのグループホームの整備のための補助というふうに理解したんですが、よろしいですか。

**○村岡障害福祉課長** これはグループホームのことでなくて、障害者自立支援法に基づいて移行するところの補助ということになります。

**○凶師委員** 自立支援法に基づいて移行と申しますと、もうちょっと詳しい説明を。

**○村岡障害福祉課長** これまでは福祉施設と言われたところが自立支援法に基づいていろんな生活介護とかいろんな形でサービスを提供しますので、そのために古い施設から新しい新法施設にかわるときにいろんな経費が必要になりま

すので、そのための経費を見るという形になります。例えば就労支援の移行するためには、事務機器とか、テレビとか、工事関係とか、そういったものが要りますので、そういった体制の強化を図るために援助しようというものです。

**○凶師委員** 就労支援なり就労に関するものの移行に伴う補助金ということで、今まで例えば授産系と言われておった施設がさらにこの事業、自立支援法を引き継ぐに当たって発生するようないろんな整備に伴う補助をつけるということですかね。

**○村岡障害福祉課長** そのとおりであります。地域支援と就労移行、就労というのが大事になりますので、その分を見るということになります。

**○凶師委員** 理解できました。同じく障害福祉課ですが、重度障がい者の医療費の公費負担事業にずっと取り組まれておりますけど、これは精神障がい者は対象外になっていると思いますが、精神障がい者もこの事業に組み入れたとした場合、どれくらいの補助金額が発生するかとか、見積もりとか積算されたことはないですか。

**○村岡障害福祉課長** まだその分、算定しておりません。

**○凶師委員** 先進自治体においてはここに精神障がい者を組み入れているところも中にはあります。今後そういうところも視野に入れていただきたいと思いますし、私もまだこの件については勉強中で、今後も一緒に協議させていただきたいと思います。

**○十屋委員長** ほかにございませんか。

**○高橋委員** 簡単なことからお尋ねしますが、87ページの生きがい対策費の中の1の「老人クラブ」という名称、まずここの整理をさせ

ていただきたいと思うんですけれども、一般的に「高齢者クラブ」という言い方をしているものですから、この辺の言い方は、用語の整理があると思うんですけれども、その辺をまずは。

○**畝原高齢者対策課長** これはまだ全国組織は「老人クラブ」と言っておりますし、国の助成金も老人クラブ助成金ということが出てきております。この事業は国の補助金等も活用しますので、予算書上は「老人クラブ」と言っていますが、一般的な名称は、宮崎の場合は「宮崎県さんさんクラブ」と言っております。

○**高橋委員** 次に、91ページ、児童健全育成費でお尋ねします。放課後児童クラブ、県内でも児童クラブが一つもない町村があったと思うんです。今はどうなっていますか。

○**西野児童家庭課長** 放課後児童クラブ未設置の市町村数でございますが、現在\*7の町村で実施されていないというふうに把握しております。

○**高橋委員** 補助事業と県単事業の違いというのは、児童数ですか、これでたしか仕分けがあったと思うんですけれど、補助事業にならないところを県単で救うわけですけれども、県単もたしか児童数に制限があったと思うんです。それをもう一遍確認させていただきませんか。

○**西野児童家庭課長** すみません。確認させていただきまして、また後ほど回答させていただきたいと思います。

○**高橋委員** 99ページの発達障がい者支援強化事業で、委員会資料にも詳しくありますけれども、これは事業目的に明確にあるわけですが、県北・県西地域にということで、県全体はどのように発達障がい者支援について事業を進められるのか、その辺も教えてください。

○**村岡障害福祉課長** 発達障がい者支援センターにつきましては、福祉ゾーンにありますひ

まわり学園のほうに既に設置してありまして、ここが基幹施設になります。ここがこれまで県内各地を担当しながら見てきたわけですけれども、発達障がいの方々はかなりふえてきていますので、それでは対応できないということで、サテライト的に延岡と都城につくって、その地域の方々も網羅していこうということで、実際に動かそうということになります。

○**高橋委員** 今まで清武を中心に県全体を見てきたわけですけれども、それではちょっと不十分だということで県北・県西にということで、西都児湯とか、私の地域の県南とか、そこら辺はどんな展開をされていくのか、県として。

○**村岡障害福祉課長** その点につきましては、3つがでか上がりますので、3つの施設が役割分担を果たして、その地域を担当していくと思いますので、それぞれに心理判定員、相談員を配置しますので、その方々が連携する形になります。

○**高橋委員** ちょっとわからなかったんですけど、2名配置をされるということですか、地域によって、ブロックによって、その辺を教えてください。

○**村岡障害福祉課長** 県北と県西にそれぞれ2名の職員が配置されますので、それに心理判定員と相談員がつきますので、現在はもとになるところにもいますので、その方々と連携しながらやっていく形になりますので、今よりサービスが上がると思います。

○**高橋委員** こういう整理します。わかりました。今まで県全体を清武で見ていたけれども、県北・県西はブロックで専門的に位置づけるから、それ以外のところは清武で見るので十分な配慮がされるだろうということで理解したいと

※105ページに訂正発言あり

思います、それでいいですね。ただ、地域によって身近に相談を受ける体制が、いろいろと要求があると思うんです。今後そういう発展をしていくべきだと思うんですが、財政も伴うでしょうから、そういう方向でいってほしいんですが、どうなんでしょうか。

○**村岡障害福祉課長** 今までは県1カ所でやっていたので、それを3カ所にふやすことによってより近いところで担当できる形にしたいと思います。

○**西野児童家庭課長** 先ほどの放課後児童クラブの補助要件でございますが、まず、国庫補助の要件は、年間の開設日数が250日以上の場合には児童数10人以上、年間開設日数が200日から249日の場合は児童数20人以上というふうになっております。一方、県単事業は、夏休み等の長期期間に開設される児童クラブを対象としてやっておりますが、その児童の要件はおおむね10人以上ということで組ませていただいております。

○**高橋委員** 県単は夏休みを対象にしているということでもいいんですか。

○**西野児童家庭課長** 夏休みなど学校の長期休暇、そういった期間に開設されるものを対象としております。

○**高橋委員** 補助事業の場合には市町村がそれに同意しないとだめなわけで、そこを県単でやっていただくといいのかなという意見もあるんでしょうけど、ただ、人数で10人というのがあるって、そこまで子供が集まらなくて開設を断念しているところも実際あるんです。話聞きますと、転居したいんだけど、そこに子供を預ける低学年の施設がなくて、希望するところに転居できないという話も聞くものですから、できれば人数の制限があります県単は柔軟にで

きると思うんです。そこらも検討を今後していただきたいし、もっと枠も広げていただきたいと思います。また後で質問します。

○**徳重委員** 児童家庭課長にお尋ねします。92ページ、ひとり親世帯の生活実態調査ということで新規事業で289万9,000円ということですが、これは新規事業ということですが、何年に一遍、調査はされてないんですか。

○**西野児童家庭課長** ひとり親世帯生活実態調査についてでございますが、前回の調査は平成14年に実施しておりまして、大体5年に一度の頻度で行っております。

○**徳重委員** 14年の結果を教えてください。

○**西野児童家庭課長** 14年の9月に実施しました結果でございますが、概要を申し上げますと、県内の母子世帯数は1万4,102世帯となっております。その前の平成9年の調査と比べまして1,832人の増、率にしますと115%の増となっております。母子家庭の状況につきましては、85.7%の世帯が仕事を持っていらっしゃる、常用雇用者は41.1%、臨時雇用者が35.8%となっております。収入の状況でございますが、最も多い世帯は、月収にしまして10万から15万未満の世帯が31.7%と最も多いということでございます。

○**徳重委員** 母子世帯ということですが、父子世帯はこの中に入っていないと思うんですが、父子世帯というのは調査されているんですか。

○**西野児童家庭課長** 父子世帯も調査しております。父子世帯につきましては、世帯数にしまして2,573の世帯がございます。

○**徳重委員** 父子世帯の子供さん、保育所、幼稚園に送り迎えする人を見ていると、おじいちゃん、おばあちゃんというケースが非常に多

いわけです。親が父子世帯で出稼ぎに行ったり、いろんなケースがあるかなと思うんです。父子世帯に対する支援策というのは具体的なものがあれば教えてください。

**○西野児童家庭課長** 父子世帯に対します支援策でございますが、まず、母子家庭等日常生活支援事業というものを実施しております。これは、生活支援員を派遣して身の回りの世話とか、子供のための世話も含めて支援をしております。また、昨年度からでございますが、父子家庭のお父さんが職業能力開発のために講座を受講しようという場合に、その受講料の一部を支給します自立支援教育訓練給付金というのを父子世帯の父に対しても給付することとしております。また、生活支援講習会なども実施しております。そういった形で父子世帯の父に対しても積極的に支援しております。

**○徳重委員** 二、三ケースがあるものですが、こういう質問したんですが、父子世帯の子供さんが虐待に遭うケースが二、三見受けられているんです。母子世帯より父子世帯のほうが多いかなという感じがしております。父親が忙しいということもあるでしょうが、あるいは高齢者が見ているということで、言うことを聞かない子供に対して、じいちゃん、ばあちゃんまで虐待するようなケースが二、三あるものですから、父子世帯に対するいろんな働きかけ、生活の中での指導、そういったものも真剣に考えていかなければ、人員としては少ないと思うんですけれども、これも真剣に考えてほしいなということをお願いをしておきたいと思っております。

そういったことでもう一つお尋ねしますが、児童相談所における虐待の数、申し出あるいは相談、そういった件数がわかればここ3年ぐら

いさかのぼって数を教えてくださいませんか。

**○西野児童家庭課長** 児童虐待の相談件数についてでございますが、3年分申し上げます。平成16年度に児童相談所において相談を受けた件数は258件、17年度が181件、18年度が220件となっております。一方、市町村におきましても平成17年度から児童相談の一時的な窓口として対応していただいておりますけれども、市町村における相談件数は平成17年度が374件、18年度が376件でございます。

**○徳重委員** この数字は、児童相談所で受けた数とダブる場合もあると考えていいんですか。

**○西野児童家庭課長** 一部重複があるものと思います。

**○徳重委員** それから、小規模作業所についてお尋ねをします。小規模作業所がここ何年かのうちにかなりふえてきたかなという感じがしております。県下で小規模作業所の総数をまず教えてくださいませんか。

**○村岡障害福祉課長** 現在把握している数が12カ所になります。

**○徳重委員** この12カ所の通っている人数がわかれば、何人から何人までが何カ所という人数と箇所数を、5人単位か、10人単位かわかれば教えてください。

**○村岡障害福祉課長** すみません。今、手元に資料がありませんので。

**○徳重委員** それと入所者に対する支援、1人当たり幾らという形で支援されるのか、1施設に施設管理費、あるいは入所、そこに通っていらっしゃる人に幾らとかいうような金額的なものがわかれば教えていただくとありがたい。

**○村岡障害福祉課長** 1施設に対して幾らという形に補助はなりません。それは条件があります

ので、条件によって額が変わる形があります。

○徳重委員 条件があることはわかりますが、大体幾らから幾らぐらいの範囲内で小規模作業所に対しては支援されているのか、1施設に対して。

○村岡障害福祉課長 現在、補助の体系が、先ほど申しました特別対策基金のほうから110万というお金が出る場合と、県と市町村で役割分担しますので、その額がありますので、大体両方合わせて知的障がいの場合に497万前後と思います。それから、精神の場合には基準額が170万円ということです。障がい種別によって額が変わりますので。

○徳重委員 小規模作業所、どこの施設もそうですが、一生懸命働いていらっしゃる。仕事をされておりますが、その作業所に来られる方に対しては作業所の経営者は賃金を払うようになっているんですか。それともただ働いただけですか。

○村岡障害福祉課長 小規模作業所は、通っている方々がそこでいろんな仕事を受注しますので、その受注に基づいて収益が出ますので、それを作業所の方で分配する形をとります。

○徳重委員 収益が幾ら上がるかわかりませんが、施設経営者が1,000円なら1,000円、500円なら500円しか渡さずに、経営者が取るといったら過ぎるかもしれませんが、管理者が取るといったことはないんですか。

○村岡障害福祉課長 これにつきましては、補助金と収益で上がったものから給与とか管理費は出てくると思います。その中身についてはそれぞれ作業所によって違う可能性があると思います。

○徳重委員 約500万近くの補助金をそれぞれ1施設もらっていらっしゃるし、ボランティアと

いうのが前提でもあろうかなという気もするし、働く人が弁当代もないというような話もちらっと聞いたりするものですから、そういうことではいかんかと、働いた収入があるわけだから、収入に対するそれはちゃんと管理する必要があるのかなというようなことを感じましたので、当然補助金という形ですから、その辺はちゃんと監査というか、見守っていただきたいなと思います。せっかく働くわけですから、気持ちよく働かないといけませんので、よろしくをお願いします。

○村岡障害福祉課長 よくわかりますので、現在進めていますのは、小規模作業所から就労A型・B型移行ということをお願いしております。そういうことによって就労の形をつくりまして、それを法的な形、NPO法人でもいいですし、社会福祉法人でもいいですから、つくっていただくと。現在、工賃倍増計画ということを考えていますので、授産施設関係平均1万2,000円ですので、それを2万4,000円にふやすためのいろんな施策をこれから展開しますので、そういう形で障がい者の方々が少しでも生きがいができる形につくっていきたいと思っています。

○徳重委員 よろしくをお願いします。もう一つ、今度は健康増進課の107ページ、不妊治療助成金、助成制度ができて喜んでいらっしゃる人が多いかと思いますが、県内でどれぐらい受けられたんですか。人員がわかれば教えてください。

○相馬健康増進課長 不妊治療の実績でございますけれども、18年度が県で131件ございました。また、宮崎市のほうも行っておりますので、宮崎市のほうが86件の申請がございました。

○徳重委員 131件の中に86件は入っているんですか。

○相馬健康増進課長 別でございます。

○徳重委員 結果として努力されて治療もされて実績というか、子供さんができたというような実績というのは報告があるものでしょうか。

○相馬健康増進課長 現在の不妊治療費助成事業の中ではどれだけが成功して出産に至ったかという数までの把握はできておりません。ただ、今年度から制度が変わりまして、不妊治療の助成を受ける指定医療機関についてはその成績まで日本産婦人科学会のほうに報告して、その結果が返ってくるようになりますので、今後はそういった実績と申しますか、出産の状況もわかるのかなと思っております。現時点では把握しておりません。

○徳重委員 わかりました。

○村岡障害福祉課長 先ほどお尋ねの小規模作業所の人員ですけれども、12カ所の83名になります。内訳としましては、5名から9名の方々がいらっしゃる場所がすべてであります。

○西野児童家庭課長 先ほどの高橋委員に対するお答えで一部訂正させていただきたいと思えます。放課後児童クラブの未実施の市町村の数、私、7とお答えいたしました、正しくは8でございます。

○丸山委員 87ページの新規事業のいきいきはつらつ介護予防事業のことで、詳しくこちらのほうに資料があるんですが、医師会とか歯科医師会と連携をとっていただいて、モデル市町村を取り組むということでお伺いしたんですが、モデルということは、すべてじゃなくて何市町村か、具体的に数とか絞り込みがある程度決まっているんでしょうか。

○畝原高齢者対策課長 3市町村を想定してお

りまして、今、事務方で協議していますのは都城市、延岡市、西都市の3市でモデル的に実施しようという形で進めております。

○丸山委員 福祉保健課が持っている地域福祉振興支援事業というのがあったんです。これはいろいろなコーディネーターとか使ってやるという事業だったと思うんですが、できればこういうのは連携してもらって、今後の高齢者がふえるというのに向けての本当にモデルとなる地域をつくっていただいて、先ほど私言ったとおり、長野県、モデルになる県がありますので、そういったことでやろうということも考えていらっしゃるんでしょうか。ただ単に介護予防というだけで考えている事業なんですか。

○畝原高齢者対策課長 今、3市申し上げましたのは、これ以外にも市にもいろいろ話をしておるんですが、実はことし既にやろうとしていたところがありまして、その予算に県の予算とくっつけてやりたいということがありましたものですから、——3つですので、県内ある程度バランスをとりまして3市という形を考えております。

○松原福祉保健課長 うちの午前中御説明しました推進支援事業につきましては、高齢、障がい、あるいは子育て、こういった広い部分で地域連携を図っていくということでございますが、いろいろ高齢のほうの事業とも連携できる部分については連携させていただきたいと思っております。

○丸山委員 介護予防、重要だというふうに私も認識しているんですが、平成12年度から介護保険が始まって、老人医療と分かれてきたんですが、その合計をした数の各市町村ごとの伸び率を私、持っているんですけれども、以前の質問なんかでもこういうふうにかなりばらつき

があるんですよと、市町村でこんなばらつきがあるんですけれども、伸びているところは20%ぐらい伸びていたり、逆に伸びていない市町村はマイナスだったりしているところがあるものですから、恐らくそれは市町村ごとの施設なりはかなり影響が大きいというふうに認識するんですが、そういったところもしっかりともう少し分析をして、こういうところが介護予防につながっているのであれば、その辺もちょっと勉強していただいて、分析していただいて、今後こういったモデル事業でやるところにはこういうことで介護予防ができるんですよということをおある程度サジェスションしてもらわないと、ただ単にモデルでやってくださいといっても余り成果が出ないんじゃないかというふうに思っているんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

**○畝原高齢者対策課長** 実はモデルに指定しますのは1年間だけ、理学療法士会、栄養士会、歯科医師会の専門家チームがこのモデル市町村を実践しながら、どういうことをやったら介護予防につながるかということをやっていただくことを考えています。2年目以降は、でき上がったプログラムを全市町村に普及しようということで考えておまして、3市だけでモデルを進めていくということじゃなくて、この3市でまずは効果的な介護予防はどうしたらいいかということを実践していただくこと。実際しますのは、理学療法士会、歯科医師会、栄養士会で専門家チームをつくっていただいて、専門的な分析をしていただくフィールドとして3市でお願いしたいということがございます。

**○丸山委員** 私が言っているのは、既に伸び率が少ない市町村が——市町村ごとにばらつきが非常に高いんです。それをもう一回分析してい

ただいて、西米良村と都農町が伸びてなかったと思うんです。なぜ伸びていないのかとか、元気老人対策、うまくいっているのかとかいうのをもう少し先に分析をしていただいて、モデル地域にはこういうところがあるから何かヒントがあるんじゃないでしょうかということを考えてやっていただきたいというふうに思っているんです。

**○畝原高齢者対策課長** わかりました。委員おっしゃるように、私ども、市町村別のデータを分析といいますか、電算で処理したのがございますので、そこら辺のポイントも少し見たいというふうに思っております。

**○丸山委員** 次の新規事業の認知症の対策の推進事業のことなんですが、これは10分の10国の補助が結構出て、1,300万のうちに1,250万ということで非常に高いんですが、特殊というふうに思うような事業なんですけれども、こういった事業はなぜこんな多い補助率になっているのか、お伺いしたいと思うんですけど。

**○畝原高齢者対策課長** 申しわけございません。もう一度。

**○丸山委員** 新規事業の補正額が1,300万になっているんですが、国庫支出金が1,250万ということでかなり高く、10分の10とかついているものですから、特に国のほうでここを取り込もうということで重点的にやられたということなのか。窓口を設けるということだったんですが、どういったところにどういふ窓口を設けるのかも含めてお伺いしたいと思います。

**○畝原高齢者対策課長** 失礼しました。実は国のほうも高齢対策の中で認知症が非常にこれからの課題だということで、新しく補助制度をつくっております。それが10分の10で、認知症地域支援対策等構築推進事業という名称でござい

まして、この事業をうまく取り込みまして、今回の新規事業を組み立てたというのが1点ございます。

それから、窓口といますのは、今、県のほうに「認知症の人と家族の会」というのが、NPOですけれども、会員が130名程度県内にいらっしゃるんですが、家族でそういう認知症の方を抱えていらっしゃる方々、いろんなノウハウを持っていらっしゃる。そういう方々にちょっとしたアドバイスをいただくということでふだん不安を抱えていらっしゃる家族の介護の方々の多少なりとも負担軽減を図ろうということで、基本的には電話等での相談を受けていただく、あるいは地域ごとに出て行って研修会といいますか、そういうふうな相談窓口を県内の、今のところまだ宮崎市が中心ですけれども、県北、県南、県央という形で当面は3カ所か4カ所程度、この家族の会の御協力をいただいて窓口をつくっていこうというふうに考えております。家族の会の方々はぜひそういうことをやっていただきたいと、全面的に協力しますというお答えはいただいております。

**○丸山委員** 同事業の中に先ほどマップをつくるという話も若干出てきたかというふうに認識しているんですが、できれば私が思っているのは、防災の関係もあってハザードマップというのもつくっている中に、どこに独居老人の方がいらっしゃるとか、それも含めてハザードマップ等をつくるようにということで、今これは県土整備部とかも含めて、あと危機管理局等も含めてやられているはずなんですが、そことぜひ連携を図っていただいて、これだけのマップだったら意味がない——意味がないというわけじゃないけど、連携がしづらい。恐らく何かあるときには消防団なりとか、そういった周りの

住民なりが連携をとらないと意味がないような感じがするものですから、認知症という余り表に出したくないということもあろうかと思えますけれども、独居老人とかであれば結構情報提供とかやりやすかったりするような気がするものですから、その辺はうまく、ここだけで考えるんじゃなくて他部局とも連携を図ってマップ作成をするに当たってはやっていただきたいというふうに思っていますが、感想をお伺いしたいと思います。

**○畝原高齢者対策課長** 委員御指摘のとおり、これ単独で動いても、結局地域で核になる方はいろんなことに核になっていらっしゃる方が多いと思いますので、ぜひそういう観点で見たいと思います。

**○丸山委員** 発達障がい者支援強化事業のことについてお伺いしたいんですが、サテライトをつくっていただくということで喜ばれているんですが、その中で新しく相談員2名、心理士2名を雇用するということになる、事業団等をお願いしながらやっていく事業だろうなというふうに思っているんですが、発達障がい者というのはなかなか判断がしづらかったりとか、技術的に特殊な方という、宮崎で本当にいるのかどうか、雇用できるのかネックだということと、実質サテライトになってしまったときに、先ほどの役割分担をやるということだったんですが、今までは清武のほうに行っていてよかったんだけど、今度はサテライトの先生になったら合わないとか、発達障がいの方は結構シビアなところがあるものですから合わないとか、先生がかわると急に今までよかった子供さんがおかしくなるとかあるものですから、その辺の配慮を含めて、どういった形で体制整備を図っていこうとされているのかをお伺いし

たいと思います。

**○村岡障害福祉課長** 委員が言われましたように、宮崎県社会福祉事業団が担当いたします。事業団では既に20年近く発達障がい関係の勉強をされていますので、特に全国的に有名な佐賀のほうの「それいゆ」というところで研修、それからこちらなども講習会、講演会がありまして、その中でいろんな認知をしていこうということで動いていますので、委託する先も事業団のほうが一番適当だろうということで判断してやっています。そういった意味では、サテライトになったときも同じ事業団ですので、同じ流れの中の、例えばティーチプログラム等ありますので、そういったのを十分習得した方がそこに入ってくるということになります。それから、出ましたように、発達障がいの子供たちは非常に人を気にする、音を気にするとかいうことがありますので、そういったことは十分配慮しながら、その地域の方に合うための流れをつくってあげたいということもありますので、そういったことにしていきたいと思っています。

**○丸山委員** 十分にそういうことを配慮していただきながらやっていただきたいという意見が多いものですから、人がいてくれるのかというのが一番心配だし、別な事業、たしかライフステージに応じて方向性を持っていこうというのがあったと思いますので、それとも十二分に連携しながらやっていただきたいと要望させていただきます。

**○緒嶋委員** 「新みやざき創造計画」の中で施策の基本方向で子育て支援体制の充実というのがうたっているわけですが、この中で児童家庭課、91ページ、少子化対策環境づくり推進事業費の中で子育て支援乳幼児医療費助成事業と子育て支援幼児入院医療費助成事業というのがあ

るんですが、これは改善事業ですね。

**○西野児童家庭課長** この2つの乳幼児医療費の助成事業でございますが、これは改善でも新規でもございませんで、2つ目の入院の医療費については17年10月から拡充したところでございますが、補助対象や自己負担額、そのスキームについては従前どおりということでさせていただいております。

**○緒嶋委員** その中で子育て支援体制の充実というふうに書いてあるんですけども、平成18年度の予算と19年度の今度の補正を絡めた予算ではことしのほうが少ないんです。充実したことになるんですか。

**○西野児童家庭課長** 額につきましては、人口の減少や1人当たりの医療費の単価を含めまして見込んでおりますので、基本的に支援内容については後退はしておりません。新しい計画におきましては、この事業の拡充ということで掲げておりますが、工程表の中で今年度中に拡充の方向を検討するというところでさせていただいております。すみません。少子化対策環境づくり推進事業費は、御指摘のように18年度当初から9,000万円程度減額しております。これにつきましては、この事業の中核を占めておりました地域子育て支援拠点事業というものが9,000万円ぐらいございまして、これが事業の組みかえによりまして、1つ上の児童健全育成費の中の市町村児童環境づくり基盤整備事業の中に組みかわったということで、トータルで見ますと事業費は確保させていただいております。

**○緒嶋委員** 事業費は確保しておるけど、それだけ上を引いた分、見ると、この支援体制の充実という言葉は該当せんのじゃないですか。

**○西野児童家庭課長** 御指摘のように少子化対策環境づくり推進事業費という中では額は減額

しておりますが、児童手当の拡充など子育て支援に係るトータルの事業に要する経費については確保しておるところでございます。

○緒嶋委員 「新みやざき創造計画」であれば、少なくとも小学校入学以前の子供の通院、入院以外の医療費まで助成対象にするということが出てきて初めて充実という言葉が使えるんじゃないか。それがなくて充実というのは充実したことではないというふうに私は認識するのだが、この通院のほうの金額が加算されればどれぐらいになるんですか。入院はこれで見られるけど、通院を加算すれば。

○西野児童家庭課長 通院分の医療費を今、3歳未満となっておりますが、それを小学校入学前まで年齢を引き上げるとしますと、自己負担額、今、1レセプト当たり350円としておりますが、それを据え置いたまま年齢を引き上げた場合にかかる予算額は追加的に2億7,000万円かかるというふうに見込んでおります。

○緒嶋委員 それぐらいの努力をされたら「創造計画」の名前がなるほどという説得力があると思うんですけど、言葉遊びだけじゃだめだと思う。やはり具体的に本当に充実したものがでてこんど、言葉でごまかしちゃいかんと私は思うんです。そこ辺は考えて、政策は福祉の金額が伸びという、予算が、財政が厳しいということはわかるけど、少子化というのは絶対何としても子育ては支援しなきゃいかんという、みんなの認識があるわけです。それであれば、あなたたちの福祉保健部が一番頑張らにゃいかん。福祉保健部の予算は絶対ふやしましたと、これが福祉社会の原点ですというぐらいの、それこそ創造しておるんですというような気持ちで頑張ってくださいと思います。

それと、障がい者自立支援対策臨時特例基金

事業ですが、これは障がい者自立支援法のいろいろな支援を受けている皆さんの不満というか、いろいろなことで何とかしなきゃいかんということで、フォローアップ作戦というか、そういうことだったと思うんですが、この激変緩和措置等でそういう立場におられる皆さん方の不満というか、これはかなり解消はされたと思うんですけど、まだ充実しなければならぬと思うんですけど、これはどうですか、どう考えておられるか。

○村岡障害福祉課長 自立支援法ができた当時、負担の部分が重たいという意見がたくさんありましたので、そういったところを九州知事会とか全国知事会の中で、地域の事情、障がい者の実情に合わせて工夫してほしいということで要望されまして、本年4月からこれまで2分の1が4分の1ということになりましたので、対象がかなり広がってきた。具体的に言えば、年収約600万の方までは3万7,200円が4分の1になったということになりますので、そういった部分では当初いろいろ不満がありましたけれども、昨年の後半からほとんどそういったことは出ておりません。

○緒嶋委員 障がいのある人というのは日常大変なんです。かわいそうな弱者、本当に弱者だと思うんですけども、今後ともいろいろと財政的なこともあるけど、支援というのは、社会全体の弱い人を助けるという思いやりの精神が必要だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

それと、男のひがみじゃいかんですけど、これは児童家庭課、母子家庭医療費助成事業、これは徳重委員の質問とも関連するんですが、父子家庭もこれには含まれるんですか。

○西野児童家庭課長 この事業におきまして、

父子家庭の世帯に対しては含まれておりません。

○緒嶋委員 何か私たち男のひがみじゃないけれど、男女共同参画社会とか平等を唱えながら、母子家庭だけなぜ優遇されるんですかね。

○西野児童家庭課長 実情を申しますと、母子家庭世帯というのは、収入を見ますと全世帯の平均の4割程度しかございませんで、父子家庭の世帯と比べても特に状況が厳しいということで特別に手当てしているものでございます。

○緒嶋委員 父子家庭も所得の少ない家庭もあるわけです。ひとり親家庭医療費助成事業というような名前にでもなれば大分いいんですけど、何かここ辺が所得で父子家庭だろうが母子家庭だろうが支援をしていかなければ、母子家庭と父子家庭を差別した、平等の原則から言えばちょっと違和感というか、女性を大切にしなければならんということは当然認識あるんですけども、所得によって父子家庭も支援する医療費制度というのがあっていいんじゃないかという気がしますので、今後それぞれいろいろな国との関係もありましょうから、ここ辺は検討していただくとありがたいというふうに、男のひがみでありますけれども、思っております。

○前屋敷委員 高齢者対策課にお願いしたいんですけど、在宅老人要援護対策費なんですけど、今回の補正に絡んでじゃないんですけど、総額、前年度とすると約1億2,000万ほど減額になっているんですけど、事業が終息をしたのか、ほかのところその分が補充されているのか、中身について教えていただきたいと思います。

○畝原高齢者対策課長 事業が終息したというわけではございませんが、データの市町村の実施を取りまとめたらこういう数字になったということでございまして、必ずしも今後また

減っていくということじゃないかなというふうに思っております。

○前屋敷委員 かなり金額としては大きいものですから、かなり事業そのものが縮小されたり薄くなっているのかなというふうに思ったものですから、その辺の心配から。

○畝原高齢者対策課長 高齢者対策というのはどうしても対象人員がふえてきますので、事業としては縮小はしておりません。

○前屋敷委員 児童家庭課にお願いしたいんですけど、子育て支援に関連してですが、その他のところでお聞きしようかなと思ったんですけど、もう一度確認をいたしますと、医療費助成で通院、就学前までに拡大するためにあと2億7,000万円必要だということですね。実はこの資料をいただいている中で、自治体負担といいますか、以前3割負担だったのが2割負担になっているんですね。この表でも書いてありますけれども、入院はそのまま3割負担になっている。私も以前、2割負担になったということも含めて、対象年齢の引き上げにこれが使えるんじゃないかという話もしたことがあるんですけど、通院、就学前までで2億7,000万ということでもありますので、やはりマニフェストからいきましても、言われましたように、充実拡充を図ると言われておりますので、それをそのままにするというのはやはり公約違反の部分にも当てはまりますでしょうし、そういった意味からは引き上げていく検討課題に早急にしていただきたいというふうに思うところですので、その辺のところをよろしくお願いしたいと思います。

それともう1点は、児童館に関してのことですが、今回国が半分助成をする、3分の1ですね。三股町で修繕1カ所ということになっていますが、大体毎年国の補助というのはこの枠な

んですか。

○西野児童家庭課長 児童館の整備に係る費用でございますが、この事業は、厚生労働大臣が認める大規模修繕事業、500万以上の事業に対して補助をするものでございますが、昨年度もそうでしたが、毎年1施設を対象に補助しております。この事業は基本的に市町村からの要望に応じて補助しているものでございます。

○前屋敷委員 今、毎年1施設と言われたのは国が1施設、それは限定をしているわけですか、金額のみならず箇所数も。

○西野児童家庭課長 特に1県当たり何施設までという限定はございませんが、県としても年次的、計画的な整備ということで、市町村の意向を踏まえまして1施設ずつ計画していこうというものでございます。

○前屋敷委員 では、その年によって、自治体から要望が何カ所か、何自治体か出てきた場合には、対応できればそれは進めるということではないのでしょうか。

○西野児童家庭課長 基本的に複数の市町村から要望が上がってくることも当然想定されますが、毎年の県の予算の状況というものも十分考慮しながら対応していくということになるかと思えます。

○前屋敷委員 計画的な予算も組まなきゃなりませんけど、予算の範囲内で終わるような修繕とかであれば、大規模でなければ、複数もあり得るというふうに考えてもよろしいですね。

○西野児童家庭課長 この事業は500万円以上、大規模な修繕に係るものでございますが、それ以外に例えば少額で済むような、数十万とか500万いかないようなものは通常の補助の中で別に対応されるということになるということでございます。

○前屋敷委員 健康増進課、お願いしたいんですが、先ほど質疑もありました母子保健対策費なんですが、これが昨年と比べて3,100万ほどの減額になっております。この中身は不妊治療の助成事業が全体的に予算が削減されたとか、そういうことではないのでしょうか。

○相馬健康増進課長 昨年度マンモグラフィー緊急整備事業ということで、マンモグラフィーの整備事業に3,000万ほど出してございました。その分の減額が今回の減額になっているものと思っております。

○前屋敷委員 もう1点、健康増進課でお願いをしたいんですけど、一番最後の感染症の予防対策費が昨年と比べても減額になっているんですが、特にことははしかのことなどがありまして、そういった意味では、これもその他のところで御要望しようかと思っていたんですが、はしかの予防接種、これが金額もかかって、大学生が今、対象になっている状況なんですけど、1万円ぐらいかかるということもありまして、検査にも数千円かかるらしくて、そういった学生さんが予防接種する場合の助成対象にはならないんだらうかという声を私、かなりいろんな方から聞いたりしているところなんです。感染症の予防対策費というのはそういったことも想定しつつ、一定のものが必要なということも思った中で減額にもなっていたものですか、その辺のところの予測は難しいんですけど、予算化といいますか、そういったものはどういうふうに考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○相馬健康増進課長 麻疹につきましては、昨年度から予防接種2回の体制になりました。そういうことでこの2回体制が普及してきますと、免疫を持った方がふえてきますので、こう

いった流行というものは阻止されるというふう  
に思っております。ただ、おっしゃいますよう  
に、過去1回しか受けてない方または1回も受  
けなかった方もおられる。予防接種年齢対象以  
上の方、この方たちの中でことし流行という  
か、患者が発生したと聞いております。その点  
に対する予防接種の推進ということも大きな課  
題だと思っておりますけれども、現段階ではあ  
くまでも任意の予防接種ということで、御自分  
の御負担でやっていただく形になるかという  
ふうにお考えのところでございます。

**○前屋敷委員** 過去にさかのぼっては難しいと  
いうこともあるわけですね。結構です。

**○十屋委員長** ほか、ございませんでしょうか。

**○畝原高齢者対策課長** 先ほど前屋敷委員の質  
問の中で1億円ほど減という話が、ちょっと  
私、説明が不足しておりましたが、在宅介護支  
援センターが地域包括支援センターにかわった  
ことで、その分の補助金が減ったということ  
でございます。その分は介護保険のほうの地域包  
括支援センターのほうに回ったということ  
でございます。

**○十屋委員長** ほか、ございませんか。

**○丸山委員** 資料の中の13ページの脱メタボ  
リックシンドロームのことで、24年度までに糖  
尿病及び生活習慣病などの予備群を10%削減さ  
れたいということなんです、今は大体何%と  
いうふうに理解していいんですか。

**○相馬健康増進課長** メタボリック症候群の予  
備群等のということで、メタボリック症候群で  
申しますと、大体宮崎県の実人員で言いまし  
て、これは県民栄養調査の結果からなんですけ  
れども、男性で強い疑いと可能性のある方が5  
万5,000人ぐらい、女性で3万5,000人ぐら

い、メタボリック症候群の疑いもしくは可能性  
の方がそれくらいの方おられます。

**○丸山委員** これ、個人的なことで難しいと思  
うんですが、やらなくちゃいけないことだと十  
分にわかるんですが、具体的にやろうという  
ときに、先ほどいろんな講座とか、ホームページ  
を作成されるとかいうことなんです、子供の  
ころからのしつけなり、朝御飯をちゃんと食べ  
るとか、そういった食育ということがあります  
ね。それともうまく連携させていかないと、子  
供のときから教育していかないとまずいと思  
うので、私、食育を見ていまして、単年度主義  
で終わっているものですから、何年生はやりま  
すよということで、継続性がないような気がする  
んです。しっかりとそこにそういったことを含  
めて対策事業はやっていかないと、恐らく医療  
費なりに莫大にかかってくるということで考  
えていますので、しっかり取り組んでいくた  
めに、市町村並びに先ほど言った福祉保健課、先  
ほどの地域福祉の推進事業などとうまく連携  
図っていただいて、ただやっていますよとい  
う事業ではなくて、実績が本当に上がるよう  
に、24年度に本当に下がる——24年度とい  
うと恐らくみんなほとんど異動されているで  
しょうから、だれが責任とるのってなったり  
するものですから、議員のほうもやせなく  
ちゃいけない方もいらっしゃると思  
いますが、頑張ってください  
たいと思います。

**○十屋委員長** それでは、以上をもちまして議  
案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算  
(第1号)」を終了いたします。

執行部の皆様には大変申しわけございませ  
んが、時間的な配分で少々窮屈ではござい  
ますが、これから直ちに議案第1号以外の議  
案及び報告事項の説明をよろしくお願  
い申し上げます。

と思います。本来ですとここで休憩に入る予定なんです、大変申しわけありませんが、まず説明をよろしくお願いいたします。

○宮本福祉保健部長 それでは、補正予算以外の議案等につきまして御説明をいたします。

お手元の「平成19年6月定例県議会提出議案」をごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただきますと目次がございますが、議案第1号を除きますと、福祉保健部関係の議案は、議案第8号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第17号「財産の取得について」であります。

まず、先ほどから使っております委員会資料、25ページをお開き願いたいと思います。議案第8号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、介護保険法の施行規則の一部改正に伴い、介護情報サービス情報調査手数料という新しい手数料の区分の追加など施行規則の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

続きまして、同じ資料の27ページをごらんいただきたいと思います。議案第17号「財産の取得について」であります。これは、新型インフルエンザに有効な治療薬であります抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」を3万8,220人分の取得について、財産に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、報告関係であります、報告書をごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただきますと目次がございますが、一覧表がございますが、福祉保健部関係は、まず、県が出資している法人の経営状況についてというところの中ほど、財団法人宮崎県看護学術振興財団及び財団法人宮崎県腎臓バンクの2件でありま

す。この2件につきまして、地方自治法の規定に基づき、県の出資法人の経営状況について議会に御報告するものであります。

それから、表の下のほうから4番目の平成18年度宮崎県繰越明許費繰越計算書であります。今回は福祉保健部関係で児童福祉費に関する繰り越し事業が1件ございます。

それから、一番下の「みやざき障がい者安心プラン（宮崎県障害者計画）」であります、これに関する報告があります。これに関する資料は別冊でお配りをしておりますが、障害者基本法の規定に基づいて県計画の策定及び県議会への報告を行うものであります。今回は13年2月に策定いたしました旧障害者計画にかわるものとして新たな計画を策定いたしましたので、御報告をさせていただくものであります。

続きまして、そのほかの報告事項として5点ほど報告をさせていただきたいと存じます。まず、先ほどの委員会資料に戻っていただきまして、資料の33ページであります。医療資源の集約化、重点化についてであります。産科及び小児科における医療資源の集約化、重点化につきましては、本県においても検討を進めてきたところであります。具体的には、県地域医療対策協議会にそれぞれ産科検討部会及び小児科検討部会を設置して検討をしておりますが、本年3月に報告書がまとまりましたので、御報告をするものであります。

次に、資料の37ページをお開きください。地域ケア体制整備構想の策定についてであります。御承知のとおり、現在、国におきましては、医療費の伸びを抑制して医療制度を持続可能とするために、関連する各種の制度において改革が進められておるところでありまして、県におきましても、いろいろな対応を求められて

いるところであります。中でも療養病床の見直しは改革の重要な柱に位置づけられておりまして、県ではこれに関連して本年度中に地域ケア体制整備構想、県保健医療計画、医療費適正化計画、この関連する3つの計画を策定することにしております。本日は、このうち、昨年度から着手しております地域ケア体制整備構想について御説明を申し上げます。

続きまして、39ページをごらんいただきたいと思っております。株式会社コムスンへの対応についてであります。株式会社コムスンにおいては、今後の介護事業継続が困難な状況になっておりまして、他の事業者への事業譲渡などが検討されております。県といたしましては、市町村と連携を図りながら、利用者からの相談等への対応やコムスンへの指導等を行っているところでありますが、本日はこれまでの経過や現状等について御報告を申し上げます。

駆け足ですが、41ページをお開きください。宮崎県障害福祉計画の策定についてであります。昨年4月に施行されました障害者自立支援法の規定に基づき、先ほど申し上げました「みやざき障がい者安心プラン（宮崎県障害者計画）」における障がい福祉サービスの数値目標に係る計画という位置づけで、このたび宮崎県障害福祉計画を策定いたしました。これについて御報告をするものであります。

最後に、資料はございませんが、延岡市にあります社会福祉法人真隆会の使途不明金についてであります。先般、社会福祉法人真隆会から、理事長の個人口座に約3,300万円が振り込まれたとの報道がなされております。県におきましては、5月29日と30日の両日にわたり監査を実施し、振込伝票等からその事実は確認したところであります。さらに、6月5日には理事長

等関係者への事情聴取等を行ったところですが、具体的な使途について十分な説明が得られなかったことから、さらに法人に対して証憑書類を整備した上で具体的な使途について明確に報告するよう指導をしているところであります。県といたしましては、今後引き続き事実確認を進め、その結果に基づいて適正に対応してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

**○松原福祉保健課長** 続きまして、定例県議会提出報告書のインデックスの別紙7、43ページをお開きください。財団法人宮崎県看護学術振興財団の平成18年度事業報告でございます。

まず、1の事業概要ですが、この財団は平成8年4月に設立されたもので、本県における看護領域に係る学術研究などへの助成や学会の育成等を行うことにより、本県の保健、医療、福祉の向上を図るものでございます。

2の事業概要でございますが、まず、(1)の学術研究の支援に関する事業といたしまして、9件の事業に対し1,012万円の助成を行っております。次に、(2)の教育・研究の地域間交流や産官学交流の促進に関する事業について、4件の事業につきまして288万3,000円の助成を行っております。次に、(3)の教育・研究の国際化、国際交流の促進に関する事業ですが、国外の大学との交流事業など3件の事業に対し151万1,000円の助成を行っております。最後に、(4)の生涯学習の振興の促進に関する事業ですが、これにつきましても2件の事業を行い、71万4,000円を支出しております。

続きまして、44ページをお開きください。3の貸借対照表についてであります。まず、Iの資産の部でございます。財団の資産につきましては、流動資産の普通預金が304万6,137円、固

定資産の基本財産のうち、有価証券が19億3,484万7,990円、定期預金が2,294万8,000円、その他固定資産9万5,000円で、資産合計は19億6,093万7,127円となっております。続きまして、中ほどⅡの負債の部でございますが、社会保険料等の未払い金及び預かり金でございますが、負債合計は3万8,959円となっております。駆け足でございますが、下のほうのⅢの正味財産の部に関しましては、次のページによりまして御説明いたします。

45ページをごらんください。4の正味財産増減計算書であります。正味財産は、寄附によって受け入れた資産で用途について制約が課されている指定正味財産と、それ以外の資産である一般正味財産に分類されます。まず、一般正味財産増減の部ですが、1の経常増減については

(1)の経常収益は、指定正味財産から振りかえた基本財産受取利息の904万2,646円と雑収入とで計922万7,310円となっております。(2)の経常費用は、①の事業費は先ほど御説明した事業に要する経費で計1,522万7,717円、②の管理費は、理事会の開催や事務局の運営に要した経費で計183万9,320円となっており、経常費用の合計は1,706万7,037円となっております。経常収益と経常費用との差額である当期経常増減額はマイナス783万9,727円となっております。続きまして、中ほどの2の経常外増減の部については、経常外収益といたしまして、指定正味財産から振りかえた基本財産定期預金取り崩し金として460万円となっております。以上により当期一般正味財産増減額はマイナス323万9,727円となり、これを一般正味財産期首残高634万1,905円から差し引きますと、一般正味財産期末残高は310万2,178円となっております。

次に、指定正味財産増減の部であります。①

の基本財産運用益は、受取利息が961万4,646円、評価益が32万3,990円で計993万8,636円であります。次の②の一般正味財産への振替額は、先ほど御説明しましたが、一般正味財産増減の部の基本財産受取利息と基本財産定期預金取り崩し金への振替額の合計1,364万2,646円であります。以上により、当期指定正味財産増減額はマイナス370万4,010円となり、指定正味財産期首残高から差し引きますと、指定正味財産期末残高は19億5,779万5,990円となります。以上の結果、一般と指定を合わせた正味財産期末残高は19億6,089万8,168円となっております。

次に、46ページをお開きください。財産目録ですが、これは先ほど御説明しました3の貸借対照表と内容が重複しますので、説明は省略させていただきます。

次に、47ページをごらんください。平成19年度事業計画についてでございます。1の基本方針のとおり、今年度も本県の保健、医療、福祉の向上を図るため、2の事業計画に記載しております各事業に取り組むこととしております。それぞれ事業の部分につきましては、18年度と同じ事業の枠組みでございますが、真ん中の事業費をそれぞれ計上しておるところでございます。

次に、49ページをお開きください。収支計画であります。まず、表の左欄の収入であります。基本財産約20億円の運用による利息収入であります基本財産運用収入914万4,000円、期間満了による定期預金の取り崩し収入2,190万円、有価証券の償還収入13億円の合計であります基本財産取り崩し収入13億2,190万円など、合計13億3,425万1,000円となっております。表の右欄の支出であります。学術研究の支援等に要する経費であります事業費支出1,665万8,000円、

嘱託職員報酬などの管理費支出203万5,000円、基本財産定期預金や投資有価証券取得に係る基本財産取得支出13億1,430万円など、合計13億3,425万1,000円となっております。

宮崎県看護学術振興財団については以上であります。

**○高屋医療薬務課長** 医療資源の集約化、重点化について御報告をいたします。

委員会資料の33ページでございます。産科、小児科につきましては、全国的に医師の不足、偏在が深刻な問題となっておりますことを受けて、県におきまして、医療資源の集約化、重点化について検討を行ってきたところであります。具体的には、2にありますとおり、県地域医療対策協議会に新たに産科検討部会、小児科検討部会を設置いたしまして、ごらんのメンバーの方々に参加していただき、協議してまいりました。検討結果は、今年3月に、別添でつけておりますけれども、提出のとおり、報告書としてまとめておりますので、報告書のほうは後ほどごらんいただきたいと思っております。

次の34ページから両報告書の要旨をまとめておりますので、それによって概要を説明いたします。産科検討部会の報告書の要旨でございます。本県の産科医療体制は、下の表2にありますように、平成6年時点の周産期死亡率、新生児死亡率、乳児死亡率は全国最下位となるなど厳しい状況にありました。このため、宮崎大学等が中心となりまして、表1にありますように、重篤な患者等の受け入れを行う3次周産期センターを宮崎大学医学部附属病院と県立宮崎病院に、2次周産期センターを県内6カ所の病院に整備するという事で医療の地域化を進めてまいりました。その結果、本県独自の地域分散型産科医療体制が整備されまして、表2のと

おり、周産期死亡率など指標が大幅に改善されまして、全国トップクラスの状況となっております。このように本県では周産期医療への対策の中で産科に係る医療資源の集約化、重点化が図られてきております。今後の課題といたしましては、1次から3次までの医療機関相互のさらなる連携の充実、分娩施設のない地域については地元自治体と関係機関による引き続きの検討、さらに関係機関が一体となった産科医師の育成確保が挙げられております。

次に、小児科検討部会の報告要旨であります。35ページでございます。本県では、昼間における小児医療は一定程度確保できておりますけれども、夜間の救急医療体制が小児科医の絶対的な不足によりまして不十分な状況にあります。そのため、宮崎県北部医療圏と日向入郷医療圏では共同して準夜帯の小児救急対応を図っている状況でありまして、現状では7つの医療圏を越えた広域での小児救急医療圏の構築が不可欠となっております。このため、下の表にありますとおり、新たに3つの「こども医療圏」を設定しまして、小児救急医療体制の強化を図ることを目指すものとしております。具体的には、今年度から各こども医療圏ごとに地元医師会、各中核病院、地元自治体等でプロジェクトチームを組織しまして、各地域の実情に合った体制のあり方について検討を進めることとしております。また、2に挙げておりますとおり、今後の課題としましては、大学、行政、医師会等の関係機関が一体となりまして、医師修学資金の活用を初めとする各種の施策に取り組み、安定的な小児科医の育成確保に努めていく必要があるとしております。

以上、簡単でございますが、報告書の概要を説明させていただきました。

○畝原高齢者対策課長 まず、議案第8号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございますけれども、委員会資料の25ページをお願いいたします。改正理由ですけれども、介護保険法の改正によりまして、介護保険事業者は年に1回、組織体制やサービスの内容などについて公表することが義務づけられております。現在、特別養護老人ホームなど9種類のサービスが公表対象となっておりますが、今年度新たに公表対象サービスが追加されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の概要につきましては、2の(1)の表にありますように、訪問リハビリテーションなど3種類のサービスを追加するもので、手数料は、昨年度から対象となっている他の訪問サービスや施設サービスと同額としております。また、(2)の区分の文言改正は、昨年度から公表対象となっている施設サービスについて、介護保険法施行規則に規定するサービス名と合わせるために、表のとおり改正を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日からとしております。

次に、その他の報告事項について、同じく委員会資料の37ページをお願いいたします。地域ケア体制整備構想の策定についてであります。国の医療制度改革の一環としまして、療養病床の再編成が予定されておりますことから、現在、市町村や関係医療機関などと一体となつてその取りまとめを進めているところであります。療養病床とは、長期にわたりまして療養を必要とする方が入院する医療ベッドですが、国においては医療費の伸びを抑制するため、入院日数を短縮することとして療養病床を介護施設

などに転換することとしたところであります。療養病床には、中ほどの四角囲いにありますように、1の医療保険を適用するものと2の介護保険を適用するものがありますが、今回の国の方針は、1の医療保険を適用する療養病床を縮小し、2の介護保険を適用する療養病床を平成23年度までで廃止するものであります。このため、療養病床のある医療機関は、入院している患者の状況や地域の実情を踏まえ、2つ目の四角囲いにありますように、今後も医療サービスを継続するのか、介護老人保健施設などの介護サービスに転換するかの選択をする必要があります。特に廃止される介護療養病床につきましては、そこに入院されている高齢者に対する代替としての介護サービスなどの整備が大きな課題であることから、現在、県、市町村、医師会等と連携しながら、各医療機関の転換希望や入院患者の状況などのヒアリング結果をもとにして協議を重ねているところであります。今後の対応としましては、2にありますように、各医療機関の希望を十分に尊重し、その規模や経営状況などの実情と各市町村ごとの介護ニーズとを勘案しながら、さらに個別に協議を重ね、関係機関で構成する高齢者サービス総合調整推進会議等で審議した上で、今年中に地域ケア体制整備構想として取りまとめ、報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、介護保険事業者のコムスンに対する対応についてであります。同じく資料の39ページをお願いいたします。既に御案内かと思えますけれども、全国で介護保険事業を展開しておりますコムスは、東京、青森、兵庫などの8カ所の事業所において虚偽の指定申請を行ったことが確認されたものの、いずれの事案におい

でも指定取り消し処分の前に事業所の廃止届が提出され、取り消し処分ができない状況となっております。このため、厚生労働省は、介護保険法の新規指定及び更新の欠格事由に当たることとして、株式会社コムスンのすべての介護サービス事業所の新規指定及び平成20年4月以降の更新を行わないよう、平成19年6月6日付ですべての都道府県に通知したところです。このことについて本県への影響でございますけれども、コムスンの本県での事業内容は、6月1日現在、宮崎、都城、延岡に8つの事業所がありまして、23のサービスを展開しております。利用者は延べで約700名となっております。このうち、平成20年4月に更新時期が到来しますのは宮崎市と延岡市の2事業所の4サービスで、利用者の実人員は約200名です。それ以外の事業所につきましても、21年度以降順次更新時期が到来し、更新時期以降は事業の継続はできないこととなります。このような状況を受けまして県では、市町村に対して利用者や家族の不安を払拭するため適切な対応をするよう通知するとともに、担当者会議を開催し、利用者からの相談に対する誠実な対応やコムスンの各事業所に対する指導の徹底等をお願いしたところです。また、6月12日にコムスン九州支社の副支社長と本県の責任者を県に呼びまして、利用者への誠実な対応あるいは今後の事業移行計画の提出等について指導を行いました。また、老人福祉サービス協議会等の関係団体に対しましても、今後の協力を依頼したところです。

高齢者対策課は以上でございます。

**○十屋委員長** ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩

---

午後3時9分再開

**○十屋委員長** 委員会を再開いたします。

参考人の招致についてお諮りいたします。

請願第1号「医療・福祉サービスについての請願」について、お手元に配付しております招致案のとおり、請願者である宮崎県地域医療福祉推進協議会を代表して、宮崎県医師会常任理事濱砂重仁氏及び常任理事稲倉正孝氏を参考人として出席を求め、説明を聞きたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** それでは、そのように決定いたします。

次に、参考人より参考人補助者として、宮崎県医師会事務局長及び総務課担当者の委員会室への入室の希望がありますので、入室について許可することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

---

午後3時11分再開

**○十屋委員長** 委員会を再開いたします。

請願第1号「医療・福祉サービスについての請願」について、請願者である宮崎県地域医療福祉推進協議会を代表して、宮崎県医師会常任理事濱砂重仁氏及び常任理事稲倉正孝氏に御出席をいただきました。

一言ごあいさつを申し上げたいと思います。私どもは当生活福祉常任委員会の委員であります。私は、委員長を務めております十屋でございます。皆様には大変御多忙な中、当委員会に出席いただきましてまことにありがとうございます。

ます。委員会を代表して心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、本日の出席の委員を御紹介いたします。まず、私の隣が東臼杵郡選出の黒木副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

次に、都城市選出の徳重委員でございます。

次に、西諸県郡選出の丸山委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、日南市・南那珂郡選出の高橋委員でございます。

次に、児湯郡選出の凶師委員でございます。

次に、宮崎市選出の新見委員でございます。

同じく宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

それでは、早速ですが、議事の進め方について申し上げたいと思います。まず、請願の願意について説明をいただきまして、その後にそれぞれの委員のほうから質問をさせていただくようにさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、参考人の方から御発言をお願いいたします。

**○濱砂常任理事** 貴重なお時間をいただきましてまことにありがとうございます。お時間もなかりかと思しますので、早速説明に移りたいと思います。

基本的には、医療、福祉、保健が国レベルで行われていたのが地方分権ということで地方に流れていく、そういう流れの中で、県議会の先生方にもこういう内容だということをよく勉強していただきまして、宮崎県の医療、福祉、保健をどのようにするかというところを議論していただきたいというのがねらいでありまして、

また、6月1日に42団体の皆さん方を集めて県民集会をいたしました。その中で起こってきたのがこういう問題なんです。医療費は高い、生活苦で医療も受けられなくなりよる、それから、介護保険の療養病床がなくなるというのも皆さん御存じのようで、ますます苦しくなっていくばかりじゃないか、一体全体どうなっているんだというところで、そのときにいろいろ説明いたしました。

その中で出てきたのが国民のための医療の実現、今まで医療は国民主体じゃないじゃないかということですね。医療崩壊をとめようというのは、医師が少ない、看護師が少ない、産婦人科の先生たちも少ない、これはいろいろな問題があるんですけども、小児科の先生たちも少ないということ、医療崩壊が地方から起こっていますと。これをとめないは今から先どうにもならんんじゃないかということですね。それから、患者自己負担増反対というのは、これ以上負担がふえると生活もままならないような状況になっているんじゃないかというところを御理解していただきたいという話であります。

それを説明する前に、今お配りした日本医師会が出しています現状の、大体常識なんですけれども、常識的な話が県民、国民の皆さん方がよく御存じないというところもありまして、日本の医療は安いんだということですね。1ページは、安くて非常に効果が高いという意味ですね。長寿年齢、健康年齢もそうです。それから、周産期死亡率もそうです。そういった意味では世界一とWHOがちゃんと評価しているのに、日本の国は評価してないじゃないかということですね。それが第1点。

それから、それはどうしてできたかというのは、フリーアクセス、国民皆保険、現物給付と

いうこの3本柱でこのような安価でアウトカムが非常に立派な結果が出ている医療ができたということになります。ところが、実際、今、医療費の抑制とか、自己負担の増とか、長期ベッド、いわゆる介護保険のベッドは減らすというような逆行したような政策が行われているんじゃないかというような話です。3ページも、38万床が15万床になるという話ですね。その結果、医療難民が2万人、介護難民が4万人出るんじゃないかという話です。

3番目は、ほかの国々と比べてみますと、医師も少ないし、看護師も少ない。医療従事者が少ないというような話であります。特に産婦人科とか小児科医がずっと減ってきていますよというような話です。

4番目、医療における格差がどんどん広がってきていますということですね。右のほうを見ていただきたいと思いますが、2001年には高齢者1割負担、それまではただだったんですね。2002年には高齢者完全1割負担、2003年4月にサラリーマン本人3割負担と、どんどん負担が高くなってきて、高齢者もある程度の給料をもらっていただければそれなりの負担をしていただきますよというような改革が行われてきています。ということは、国が出しているお金が減っているということですね。大体30兆円としたときに、今、国が出しているお金は9兆切っていると思います。8兆何ぼだと思いますが、どうして日本の国のお金がないというコンセンサスというか、説明がないですね。

次、日本の医療費は決して高くありませんという5番目を見ていただくと、日本は18番目と書いてありますが、イギリスは追い抜きました。日本よりも医療費が高くなりました。これは2003年の統計ですけれども、イギリスは、医

療費を抑制したために、がんという診断を受けて6カ月待ちになったんですね。4カ月待ちにするというのが公約になるぐらいで、国民ががんになって6カ月というのは進行していくわけですから冗談じゃないということで、国が医療費を上げないとできません。どうして上げないとできないかという説明を国民全部にしたんですね。ですから、イギリスの国民は負担はふえました。でも、それがスムーズにいつているということは、国民は納得しているから負担がふえているんです。今の日本のやり方は何かというと、理解してないんです。ただ、お上から言われたから負担はふえるというような感じでこられているので、非常におかしな制度改革かなという感じもいたします。イギリスが成功したのはそういう例で、今現在、日本の医療費よりも高くなっております。

6番目、日本の医療、本当は日本医師会が指導してどうのこうのという話じゃなくて、本来なら、国民、県民が、一人一人がそういう声を上げてもらうほうが私たちうれしいんですけども、いかんせん、知識がないですね。いろんな意味でリーダーシップをとっていかなきゃいけないのはやっぱり日本医師会かなという気もするんですけども、国民が考えてもらいたいというのが私たちの本音であります。何か医師会がいろいろすると医者が少しもうかるためにしているんじゃないかというふうに勘違いされる場面もありまして、私たちはそんなことじゃなくて、もうちょっと陰になって応援部隊といましようか、説明とかそういったものはいたしますけれども、これは医師が鉢巻きをしてどうのこうのする問題でもない。やっぱり県民、国民が、ちゃんと広報活動しながら、そういう声を上げていかなければならないというこ

とで、6月1日、県民運動ということを上げました。結果がこういうふうなことで、読んでいただくとわかると思いますが、国民のための医療の実現というようなことであります。よろしいでしょうか、簡単な説明でしたが。

**○十屋委員長** 後ほど委員のほうからまたわからない点につきましてはお二人のほうに御質問があらうかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

今、御説明いただきましたように、請願の願意はそういうことでございますので、皆様からもしお聞きしたい点がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

**○丸山委員** 今ありましたとおり、特に長期ベッドに関する事が一番大きな問題だろうというふうに思っているんですが、国は、病院でも特老みたいな形でサテライトでやるとかいろんな形で出されて、それで救済するんですよというような形が流れているんですが、あれは本当なのか、全然私たちはわからないし、あと、費用負担の面から見たときに、介護保険になるものですから、それがどういう形になってくるのか、若干まだ理解ができない部分があるものですから、その辺がわかれば教えていただきたいかなと思うんですが。

**○濱砂常任理事** 結局、介護保険と医療保健、介護療養、医療療養と、介護療養が24年3月31日まででおしまいですよと。なくなりますから、いろんなところに移行してくださいと。例えば介護療養から医療療養、特別養護老人ホームには行けないんです。なぜか。社会福祉法人しか特別養護老人ホームはできませんので、そっちのほうには行けない。だから、介護療養を例えばグループホームにしますとか、老人保健施設にしますとか、いろいろあります。そう

いうのをお手伝いしますよと。

実を言うと、病院というところは介護療養のために改築をしたばかりなんです。廊下幅、部屋の平米数がどうのこうのとしながら、結果は老人保健施設と。老人保健施設を見ますと、最低50床、できれば80床じゃないと成り立たないという数字が出ています。じゃあ、50床のところはどうするのかといったときに、また投資をして、そしてまた新しくつくるのか、どうするのかという非常にお金のかかる——かかるのはいいんですけど、ちゃんとした先が見えた改革であればいいんですが、またはしごとが外されやせんかという懸念がありまして、医療経営者にとっては国のやり方は不信感だらけなんです、今の体系が。何かまたあるんじゃないかというようなことで、いわゆるこうしますよ、ああしますよという根本的なコンセンサスというか、そういうのを発表してないんです。その場限りでどんどんどんどん改革やっているものだから、私たちも見えないんです。だから、どっちに行こうかというのを非常に迷っていますし、国はそういうふうに言っているけど、成り立たなければ成り立ちませんよね。そういう説明でいいですかね。グループホームはワン単位で、大体グループホームは9人以下です。ツー、だから18人以上じゃないと成り立ちません。ワングループでは非常に経営的に無理です。

**○図師委員** 私は、実際ソーシャルワーカーとして現場におりまして、先生が言われました内容はよくわかるんですけども、医療法の改正と介護保険の導入時に、病院の機能というのは急性期の機能にするか、療養型にするかという2つの選択肢を国は示して、急性期のほうはまだ今も機能していますが、長期療養型、療養型

という機能をなくそうとしているわけです。国はそれを選ばせた責任というのは全く無視して、もちろん経営者側も困られていますし、何より利用者側がこれから路頭に迷うという大きな不安があるわけです。その救済措置としての療養型から老健なり特養、グループホームという選択肢があるにしても、今、先生が言われたようにスムーズに行くはずはないんです。施設基準なりが大変ですし、そこに投資をしたら、また今度はグループホームさえ廃止の路線が出てこんとも限らんし、今、国の猫の目のように変わる政策で現場が混乱しているというのは非常によくわかって、こういう活動は私としても全面的にバックアップしたいと思いますが、もっと国が長期的な改革ならまだしも、10年、20年スパンでそれをきっちり守っていただくような改革であればいいんですが、2～3年のうちにくるくる変えるからですね。利用者も、療養型がなくなる、プラスアルファ、現在でも老人関係の施設の待機者というのが県内でも2,000人、3,000人といらっしゃるわけです。この方々の不安を解消するためにも、安定した制度をつくってもらおうというのはどんどん声を上げていく必要があると思います。感想です。以上です。

**○十屋委員長** 何かほかの委員からお聞きしたいとか、また、補足することがありましたらお話しいただいて結構です。

**○徳重委員** 高齢者医療、医療というのは国民的課題ですね。宮崎県、こうして先生方が中心になって行動を起こしていただいたわけですが、これは国民の声として、国民一人一人が必ず高齢になっていくし、こういうサービスを受けなきゃならない、そういう立場になっていくわけですから、ぜひ日本医師会を中心として全

国的な運動に展開していかなきゃならないかなというような気がするんです。図師委員がおっしゃったように、我々も聞き及んでおるんで、これから日本はとにかく世界一の高齢者の多い国になっていくわけですから、これは非常にいいことで喜ばしいことですから、これを持続していくためにも国民的運動に展開していかなきゃならないということだと思えます。今の動きというんですか、全国的な動き、日本医師会の動きといったものは、わかっていたら教えてくださいませんか。

**○濱砂常任理事** 日本医師会はこの運動をしましよと各県には声かけはいたしました。するかしないか、しない県もあるんですが、している県が、半分以上しているんですね。結局、医者が中心になってすると、国民は理解をまだされてない。かつて昔、税金が安かったりとかどうのこうのというような、ぜいたくをしていたとかというようなことがあって、それからまだ抜けてないのかしれませんが、本当の話、そういう時代は過ぎ去っているんです。そういうことをみずから説明しても、赤の他人が説明するんだったらわかるけど、というようなことで非常に御理解が難しいという点がありまして、だから、逆に言うと、こういう42団体で動いていこうと。医師会で動くんじゃなくて42団体で動いていこうじゃないかという案を出したわけです。主体は医師会じゃなくて皆さんですよというスタイルですね。

**○前屋敷委員** 今、国民一丸となってこの医療の体制を守らにゃいかんというのは本当に喫緊の状況だと思います。そういった中で、医療現場で一番患者さんや御家族と接される先生方がこういう立場に立って医療を守ろうということばで頑張られるということは、今、後ろからとい

うお話もありましたけど、私は、患者さんや御家族と一緒に頑張るといふ姿が今、表に出ることが大事じゃないかなというふうに思うんですね。この医療の状況は腹が立つぐらい、国民の暮らしそのものや命や健康も度外視したようなやり方は本当に許せないというふうに思います。全国的にも国会への請願とか運動としては今どの程度まで、全国の地域でも頑張ろうという運動に広がりつつあるようではありますけれども、その辺のところはどんなですか。

**○濱砂常任理事** 5月18日に日本医師会で同様のやつをやったんです。国民医療推進協議会というのをやったんです。そのときには衆議院議員の先生方とか参議院議員の先生方とか来られて、いろんな話をされていまして。よく話を聞いてみると、わかっていらっしゃるんですね。何でできないかという——経済財政諮問会議とか何とかよくわからないやからがいろいろ決めてトップダウンで来ているという、財務省が陰におるのか、アメリカが陰におるのか、よくわからんような決定の仕方をしていて、要は根拠がないんです。根拠を示せと国も私たちにも言うんですけど、根拠を示した医療をしなさいと。国のあり方が根拠のないことであればおかしいですよ。根拠のあるあり方を示してくれたら、国民、納得すると思うんですが、示さないものだからわかりませんよね。そういうところですね。だから、逆に言うと、情報開示しろ、しろと、皆、病院にも言いますが、国のほうがもう少しせにゃいかんですね。私はそう思っています。

**○緒嶋委員** 宮崎県地域医療・福祉推進協議会、この42のメンバーの皆さんは一堂に会してといますか、集まって協議されたことはあるわけですね。

**○濱砂常任理事** はい、そうです。いろんな方が加わりました。核になっているのが、もう少し少ないんですが、この協議会というのがずっと前からあったんですね。それを患者さんの家族とか患者さんの会とかいろいろ入れまして、42団体ということで現在やっております。これも6月1日したんですが、1回だけじゃ十分広がらないので、年に何回かしたほうがいいじゃないかというふうにも考えておりますけど。

**○緒嶋委員** この請願から見ると、「県議会において関係機関に働きかけていただくよう強く要望します」ということになっているわけですね。働きかけもいろいろあるんですが、県議会で意見書を採択して、それを国のほうに強く要望するというような意見書に結果としてはなるかなと思うんですが、そういうようなことを期待されておるといふふうに理解していいんですか。

**○濱砂常任理事** そうですね。ひいては国に、まず県議会で御承認いただいて、もちろん先々、先ほども言いましたように、地方自治体が主体となって医療、保健、福祉という面を見直されるでしょうから、主体は県だろうとは思いますが、そういった地方格差、東京と宮崎では全然違いますね。そういうのを一緒に考えているものですから、そういうところもひっくるめて、宮崎県は宮崎県としての立場として意見を言っただけであればありがたいなというふうに考えております。

**○緒嶋委員** それと、ついでと言ったら申しわけないんですけども、お医者さんですので、宮崎県の医療が、小児と産婦人科の先生が一極集中とか、過疎地にお医者さんがなかなか赴任していただけないとか、いろいろあるわけで

す。お医者さんの立場から見てこの問題をどう考えておられるか、ちょっと参考までに。この意見書とはちょっと違うんですけど、現実には深刻な状態が続いているわけです。医師が過疎地に行かない。医師不足でどうにもならん。

**○濱砂常任理事** 婦人科医療と小児科医療とはまた違うんですが、宮崎県の場合は、池ノ上先生、宮大の産婦人科の教授、彼が全体をずっと、表を見ていただくとわかりますけれども、表というか、ここには持ってきていませんが、プロットしてあるんですね。30分以内にこの辺に行けますよと。第1次、第2次、第3次というふうな、婦人科のほうはちゃんとできておりますし、小児科のほうも宮崎県は多分トップレベルじゃないでしょうかね、そういった意味では。そういうふうなことを考えながらやってこられた先生方がおったからできたんだろうと私は思っていますけど。

**○緒嶋委員** 特に医師会という立場でも、宮崎県全体の医療の問題について県民とともに宮崎県のそういう厳しい地域等に対する協力というか、そういうところに支援するとか、できるだけそういうようなことで県民のために医師会も全体的に頑張っていていただいていると、そして宮崎県民の医療を十分フォローしていただいているというふうな、そういう体制もつくっていただくと、これはこれとして私たちも十分理解しますが、ぜひそういうことを逆に要望しておきたいというふうに思います。

**○稲倉常任理事** 宮崎県の医師不足の問題で大きな影響を与えたのは今度の新しい新臨床研修制度、これで大学に残らなくなったんです。だから、宮崎県に残らなくなったわけです。今までは大学が拠点病院とかいろんな地方に医師を派遣していたわけです。それができなくなっ

た。大学自体もお医者さんが減りまして、開業されるとか、よそに行かれるとかいうことで減りまして、大学自体の運営がうまくいかなかったものですから、今まで出張で出したところまで引き上げるような、これが一層拍車をかけておるといことですね。

それから、もう一つは看護師問題です。7対1看護の問題で看護師さんが大きなところに集まるようになった。条件がよくて給料の高いようなところに集めるようになったものですから、地方は看護師さんは足りないわ、医師は足りないわということで、医療が崩壊し始めています。弱いところからだんだん崩壊していく。ですから、地方が、医療機関もなくなる、介護施設もなくなる、人間が住めなくなるような、地方そのものが崩壊していくというようなことが始まっています。例えば山に木を植えないために洪水を起こすと同じようなことが既に起こっておりますね。

**○濱砂常任理事** 秦先生が大学に宮崎県出身の枠をつくった。その人たちが出てくるまでにまだ時間がかかるんです。そういう功績とか、僻地にやるのを県で雇って云々というのも県医師会が働きかけてやったと記憶しております。一応努力はしているわけです。

**○丸山委員** 関連なんですけど、医師が少なくなっている中に、私たちが感じているのが、自治医大を出た先生が10年とかそのぐらいは過疎地域なんかに行っていたらいいんですが、期限が切れると宮崎県内にすらいなくなるというふうな聞いている現状は何が原因で、都市部のほうとか、大規模なほうがいい給料ももらえて、いい先生がいるから技術ももらえるからというふうなことだけなのか。自治医大であれば地域医療を目指して、昔、赤ひげ先生というふうな

形でいたんですが、そういう形が少なくなってきたつあるのかなと思うと、それでどんどん格差が広がっているのではないかなというふうに感じている面もあったりするんですが、どうなんでしょう。

**○濱砂常任理事** 自治医科大学、私は思うのに、やっぱり人間はお金でつったらいかんと思っています。お金でつっているから、精神でつってないので、僻地に10年間行けと、10年間の義務年限が終われば逃げ出したいというのは人間の常でありまして、ただ、そういう中で、いや、田舎に私は骨を埋めようという先生方も中に結構おられると思っけていますけれども、自治医科大学の卒業の先生もうちの病院にもいますけれども、基本的な考え方というのを徹底してしてない面があるんじゃないかという気がいたします。要するに、精神面で、自治医科大学卒業なんだから僻地に行くのは当然じゃなくて、地域のそういう人たちのためにおまえたち少し努力してくれんかという話じゃなくて、行けという話だったら、これは長続きしません。

それともう一つは、僻地にずっといれば、医療がおくれます。自分の知識も技術もおくれますので、それをいつどこで取り戻すかということも問題があります。大学にずっと残って何がいかというと、ちゃんとしたオーベンがいて、たたかれながら教えてもらって、それなりの正規な考え方、手術で言えば正規な手術の仕方とか、そういったものを教えていただきますけれども、自治医科大学のOBがちゃんとおつて、ちゃんとした教育課程を、県病院がやっていますけれども、あれじゃ不足だと私は思っています。

**○十屋委員長** それでは、よろしいでしょうか。きょうはお待たせしました上に駆け足で御

説明いただきましたけれども、ありがとうございました。一言お礼を申し上げたいと思います。きょうはまた福岡のほうからお帰りになってお疲れのところをわざわざおいでいただきましてありがとうございました。当委員会としましては、きょう御説明いただきました内容等を参考にしてこれから審議を進めてまいりたいと、そのように思っております。本日は本当にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時42分休憩

---

午後 3 時56分再開

**○十屋委員長** 委員会を再開したいと思いません。

あすの委員会は午前10時再開をして、残りの報告の説明を受けまして、質疑応答したいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わりたいと思いません。

午後 3 時56分散会

平成19年6月22日（金曜日）

午前10時0分開会

出席委員（9人）

委員 長	十屋 幸平
副委員 長	黒木 正一
委員	緒嶋 雅晃
委員	徳重 忠夫
委員	丸山 裕次郎
委員	高橋 透
委員	凶師 博規
委員	新見 昌安
委員	前屋敷 恵美

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

地域生活部

地域生活部長	丸山 文民
部参事兼生活・文化課長	日高 勝弘
交通安全対策監	湯地 幸一
文化・文教企画監	道久 奉三

福祉保健部

福祉保健部長	宮本 尊
福祉保健部次長 （福祉担当）	松田 豊
福祉保健部次長 （保健・医療担当）	宮脇 和寛
福祉保健課長	松原 英憲
医療薬務課長	高屋 道博
薬務対策監	串間 奉文
国保・援護課長	舟田 宏
高齢者対策課長	畝原 光男
児童家庭課長	西野 博之
少子化対策監	佐藤 健司

障害福祉課長	村岡 精二
障害福祉課部副参事	杉本 隆史
衛生管理課長	川畑 芳廣
健康増進課長	相馬 宏敏

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤 安彦
議事課主任主事	大野 誠一

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本日は予算以外の議案及び報告事項等について、児童家庭課長、障害福祉課長、健康増進課長の説明を求めます。

なお、説明をいただいた後に、昨日ありました福祉保健課、医療薬務課、高齢者対策課の3課分も含めて、補正以外の議案及び報告事項等に関する質疑を行ってまいりたいと思います。

昨日、副委員長に対しての医療薬務課の答弁で訂正があるということでしたので、医療薬務課長、お願い申し上げます。

○高屋医療薬務課長 昨日、黒木副委員長の医師不足への対応についての答弁の中で、「新みやざき創造計画」にある現況の養成確保の数を21名とお答えしましたがけれども、これは41名の誤りでございます。現況の41名から63名の養成確保に向けて取り組んでいくということでございますので、訂正をお願いいたします。

○十屋委員長 それでは、それぞれ各課、御説明をお願いいたします。

○西野児童家庭課長 児童家庭課分について御説明いたします。

お手元の「平成19年6月定例県議会提出報告書」のインデックスで別紙18と書いてあるところ、ページで言いますと159ページをお開きください。平成18年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

であります。上から2段目の児童福祉施設整備補助事業についてであります。この事業は、老朽化した児童福祉施設の改築整備を計画的に行い、施設環境の向上や機能強化を図るものであります。翌年度繰越額は、民間の児童養護施設1カ所分で3億5,743万5,000円となっております。繰り越しの理由は、国の予算内示の関係等によりまして事業主体において事業が繰り越しになったものであり、平成20年3月に完成する予定であります。

児童家庭課分の説明は以上であります。

○村岡障害福祉課長 障害福祉課のほうからは「みやざき障がい者安心プラン」について御説明いたします。

委員会資料の29ページをお開きください。冊子については先般お配りしておりますので、内容について29ページのほうで説明いたします。まず、1の法定計画であります。県の障害者計画については、障害者基本法第9条の規定に基づき、国の障害者基本計画を基本として策定すること、及び県議会に報告することが義務づけられております。

次に、2の総合的な施策であります。この計画の策定に当たっては、庁内各課で組織する宮崎県障害者計画策定検討会において検討しており、今後は福祉・保健分野に限らず、この計画に掲げる施策について総合的に取り組むこととしております。

次に、3の期間であります。平成18年度から平成25年度までの8年間としております。国の障害者基本計画の計画期間が平成15年から平成24年までの10年間となっており、国の次期障害者基本計画が平成24年度内に策定されると考えられるために、平成25年度内に次期の県の障害者計画の策定作業を行うこととし、計画期間

を平成25年度までの8年間としております。

次に、構成であります。「はじめに」「総論」「各論」の3部構成となっております。

次に、計画の特徴であります。平仮名表記につきましては先般説明しましたので、省略いたします。次に、(2)の地域生活への移行であります。入所施設の入所者及び受け入れ条件を整えば退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、県民の理解の促進、グループホーム等の居住系サービスの充実、在宅サービスの充実、相談体制の強化に努めることとしております。次に、(3)の一般就労支援であります。障害者自立支援法の施行により、今まで以上に障がい者の自立支援策が求められていることから、労働、福祉、教育、各分野から成る宮崎県障がい者就労促進協議会を設置し、官民一体となって障がい者の就労施策の推進に努めることとしております。

最後に、施策の方向性として、30ページ以降に記載しておりますので、ごらんください。

次に、それに伴う宮崎県障害福祉計画について説明いたします。委員会資料の41ページをごらんください。1の計画の趣旨等にありまして、障害者自立支援法第89条の規定に基づき、国の基本指針に則して策定したものであり、先ほど説明しました「みやざき障がい者安心プラン」における障がい福祉サービスの整備に係る実施計画と位置づけるものであります。また、計画は、障がい福祉サービスの平成23年度末の整備目標を主な内容としております。なお、これは県内7つの障がい保健福祉圏域ごとのサービスの種類、量にも配慮しながら県で調整を行い、最終的に市町村が市町村障害福祉計画において定めた数値目標を積み上げたものとなっております。

次に、2の期間等ではありますが、計画の期間は平成18年度から平成23年度までの6年間としております。なお、今回の計画は第1期の計画として位置づけられるもので、平成20年度中に必要な見直しを行った上で、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする第2期の障害福祉計画を策定する予定であります。

次に、3の平成23年度の数値目標の設定であります。障害者自立支援法の理念であります障がい者の地域生活への移行や一般就労などの新しい課題に対応するために、(1)から(3)までの事項等について数値目標を設定しております。まず、(1)の福祉施設入所者の地域生活への移行であります。国が示した基本指針では、現在の入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとしておりますので、これに合わせて、平成23年度末の施設入所者数を現在の入所者数から7%以上を削減することを基本として、地域の実情に応じて削減目標を定めることとなっておりますので、本県では178名、9.1%削減とし、自宅やグループホーム、ケアホームなどの地域生活への移行をしていただくことを目標としております。次に、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行であります。平成14年度に実施された患者調査の結果を踏まえ、精神科病院協会とも連携しながら、平成23年度末までに1,005人の方々の地域生活移行を目指すこととしております。次に、福祉施設の利用者の一般就労への移行であります。国の基本指針に基づき、平成17年度の年間一般就労移行者数29名を4倍の116名にするものであります。ことし2月に労働、福祉、教育、各分野の行政機関や企業、事業所、障がい者就労支援機関、障がい者福祉施設、学校、障がい者団体等で構成する宮崎県障がい者就労促進協議会を

設置したところであり、この協議会において障がい者の就労促進のための施策について検討を行い、官民一体となってその促進を図ることとしております。

最後に、次の42ページですが、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを示しております。

以上であります。

○相馬健康増進課長 健康増進課関係の提出議案について御説明いたします。

議案は、「平成19年度6月定例県議会提出議案」の45ページになりますけれども、説明につきましては、常任委員会資料によって説明させていただきます。常任委員会資料の27ページをお開きください。議案第17号「財産の取得について」であります。これは、新型インフルエンザ治療体制の確立のため、抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」の取得について、財産に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。取得価格は、3にありますように、消費税を含めて9,029万4,750円でありまして、財源は、4にありますように全額県費であります。契約は、5、6にありますように、中外製薬株式会社が国内唯一のタミフル輸入販売業者であるため、随意契約を行うことにしております。7の備蓄計画であります。平成17年度に1万3,300人分、平成18年度に4万4,480人分を備蓄分として購入いたしております。今回購入いたしますタミフル3万8,220人分を合わせまして、目標の9万6,000人分の備蓄を完了することとしております。

健康増進課の提出議案は以上でございます。

続きまして、報告事項でございますけれども、県が出資している法人の経営状況について御報告いたします。

お手元の「平成19年6月定例県議会提出報告書」、別紙8のインデックスのところ、51ページをお開きください。腎臓移植の推進などを目的として設立された財団法人宮崎県腎臓バンクの経営状況についてであります。まず、平成18年度の事業実績につきまして御報告いたします。2の事業実績の(1)腎臓提供者の募集及び腎臓移植希望者の登録に関する事業ですが、平成18年度の腎臓提供希望登録者数は156名、累計では6,814名となっております。なお、平成19年3月5日から日本臓器移植ネットワークのホームページ上で希望者の登録が開始されることによりまして、現在ではネットでの登録を推進しております。また、腎臓移植希望者の登録は10名あり、累計では58名であります。次に、(2)の提供された腎臓のあっせんに関する事業でございますが、移植に関する通報が9件あり、そのうち、1件が提供につながりまして、腎臓の移植が行われました。(3)の普及啓発に関する事業では、腎臓移植はもとより、広く臓器移植の普及啓発を目的としまして、10月の推進月間を中心に街頭キャンペーン等の広報をいたしました。

次の52ページをお開きください。(4)の腎臓移植関係機関相互の連絡調整に関する事業では、腎臓提供協力病院として指定しております11医療施設の連絡会議を2回開催し、移植情報担当者の研修及び情報交換などを実施いたしました。また、これらの医療機関にコーディネーターが巡回しまして、協力依頼等を行っております。(5)の腎臓移植に対する助成に関する事業では、腎臓移植を希望する方が登録時に行います組織適合検査につきまして、助成金として一律1万円を補助しております。平成18年度は10名の方に助成いたしました。(6)の

臓器提供意思表示カードの配布に関する事業では、臓器移植の普及啓発を図るため、意思表示カードの配布に努めたところでございます。県内における意思表示カードの配布枚数は平成19年3月末現在で43万7,649枚となっております。

次に、運営状況について御説明いたします。右の53ページをごらんください。3の収支決算書に記載しておりますように、130万円を基本財産取り崩し収入といたしました。基本財産運用収入につきましては、基本財産のうち、7,000万円を国債で運用していることによる利息でございます。その他は、例年どおり、補助金等収入、会費収入及び雑収入に前期繰越金収支差額を加えまして、収入合計は540万1,916円であります。一方、支出は、連絡調整、普及啓発、HLA検査助成、ドナーへの香料など、事業に要した経費であります事業費と、人件費、会議費など運営に要した経費であります管理費に前期繰越収支差額を加えまして、合計540万1,916円となっております。

次の54ページをお開きください。財務諸表について御説明いたします。4の正味財産増減計算書であります。Ⅰの増加の部では、県の監査指導によりまして、腎バンクの財産でございます電話加入権を市場価格で計上いたしましたので、3万7,800円の増加であります。Ⅱの減少の部では、当期収支差額、基本財産取り崩し、什器備品減価償却により163万5,856円の財産の減少がございました。したがって、当期正味財産減少額は159万8,056円となり、前期繰越正味財産額7,670万129円から差し引きました7,510万2,073円が期末正味財産合計となっております。

続きまして、55ページをごらんください。5の貸借対照表でございます。平成18年3月31日

現在の資産は、現金預金、共済費の未収金などの流動資産、基本財産、パソコン、電話加入権などの固定資産の合計が7,557万5,260円となっております。負債及び正味財産につきましては、流動負債が、賃金、電話料などの未払い金の合計47万3,188円、県や市町村などの出捐金などの正味財産が7,510万2,073円、合わせまして7,557万5,261円となっております。なお、6の財産目録につきましては、5の貸借対照表と同様でございますので、省略をさせていただきます。

次に、平成19年度事業計画について御説明いたします。次の56ページをお開きください。1の事業概要に掲げてございますように、死後に腎臓を提供される方の募集及び登録並びに提供された腎臓のあっせんを行いますとともに、移植医療について県民の理解を深めるため、2の事業計画に示しております(1)から(6)までの事業を行い、腎臓移植の普及促進、移植医療に関する知識の普及啓発を図ることとしております。

次に、収支計画についてであります。57ページをごらんください。収入は、基本財産運用収入、会費収入、補助金等収入、雑収入などの事業活動収入が334万3,000円、投資活動として基本財産取り崩し収入が170万円、これに前期繰越収支差額を加えました563万1,000円となっております。支出につきましては、事業費支出、管理費支出などの事業活動支出と予備費支出を合わせまして563万1,000円であります。

健康増進課は以上でございます。

**○十屋委員長** 以上、執行部の説明が終了いたしました。補正予算以外の議案及び報告事項について質疑はございませんか。

**○丸山委員** 33ページから、医師の集約化とい

いますか、地域医療圏を分けるという考え方は、これは知事が出しているマニフェストの何とかモデルというのと考えが一致しているのでしょうか。宮崎モデルというのをつくっていらっしゃいますね。

**○高屋医療薬務課長** 知事のマニフェストの中に掲げてあることとは直接は関連しておりません。

**○丸山委員** 確かに医師の確保が喫緊の課題ということで思っている中で、集約化なりもしくは公立病院を中心にした機能分担のやり方を考えるべきことは十分わかるんですが、県立病院の審査のときにも言わせていただいたんですが、県立病院にはヘリポートがないんですね。近くの河川敷を使えばいいとかいう話もされたんですが、水害のときとか使えないし、そういったことを考えずに1次から2次、3次、分かれたりとかしていたり、搬送までしっかりとしたことを考えないと絵にかいたもちになってしまうんじゃないかと思っているんですが、その辺の具体的なことまで考えてこれはつくられていることなのかをお伺いしたいというふうに思います。

**○高屋医療薬務課長** この報告書、検討する中では、ヘリの搬送とかそういったことまで含めての検討はありませんけれども、ただ、6月の補正予算の中で、昨日も御説明いたしましたけれども、新規として緊急搬送体制充実事業、これは防災救急ヘリ「あおぞら」を活用した搬送体制をもっと活用していこうということで、3次救急を担う県立宮崎と延岡にはヘリポートがございませんので、その設置の可能性とか費用とかそういった調査を行っていくということで今回新規事業として上げさせていただいております。ただ、部会の報告書の中でヘリによる搬

送とかそういったことまでは検討の中には入っておりません。以上でございます。

**○丸山委員** ヘリポート等の、県立病院だけではなくて、中山間地域に行くとかヘリが着けられないという現状のところが多いというふうに聞いているものですから、その辺も宮崎県立病院だけでなく、すべての県内のヘリポートのあり方を早急に実効性がある形でやっていただきたいというふうに思います。現在の医師の偏在、すぐに中山間地域に医者をもっと持つていくことはできないというふうに思っておりますので、最低限でもそういったことを優先してやっていただくことを、理想的には中山間地域でもしっかりとした医療を確保できることもあわせてお願いしたいというふうに思っております。

**○凶師委員** 障害福祉課のほうにお尋ねしますが、「みやざき障がい者安心プラン」、いわゆる障害者計画についてなんですけれども、御説明いただいた29ページの内容なんですけど、障害者計画というのは、今の御説明のとおり、数値目標を持って今後障がい者の方々を地域に、そして社会復帰に、就労につなげるということが大前提な計画だと思うんですが、その中でも5の計画の特徴(2)地域生活への移行のところ、きのうもちょっと取り上げさせていただいたんですが、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を促進するために整備を行うと、その整備の一つにグループホーム等の整備を行っていくということなんですけど、もう一つ資料をもらっていますこちらの福祉計画の7ページには、県のほうは現在退院可能な精神障がい者を1,005名というふうな形で考えられておって、この1,005名を平成23年度末までに地域復帰なりを目指すということで目標は掲げられておられ

ますが、すばらしい目標だと思うんです。ただ、これを達成するには、今言いましたグループホーム等の整備を進めていくということで考えれば、もちろんすべての方をグループホームにということではないと思うんですけど、グループホームの整備だけで考えれば110カ所以上つくらないとこの1,005名というのは達成できないわけなんです。この数値目標、今、丸山委員も言われたように、目標を掲げるのは簡単なことなんですけど、その裏づけとなるような整備の実態といいますか、そこには予算もつけなくちゃいけない、人的なマンパワーの養成も始めなくちゃいけないということがあるかと思うんですが、この数字に見合うだけの裏づけとなるような具体的な整備目標というか、具体的な内容というのが今の時点でお考えがあれば教えてください。

**○村岡障害福祉課長** 1,005名につきまして、確かに数としては多いと思いますが、14年調査によりますと、約1,200名だった基準ベッド数、それから地域医療計画と現在の数から見ると1,200名は妥当だろうと。国からもそういった指示が来ていますので、その中でうちの計画では23年まで1,005名ということなんですけど、その中には、地域生活支援ということが大きなテーマです。それから、もう一つは、就労ということがありますので、この2つから取り組みをしないといけないだろうということを考えています。特に就労についてはこれまで身体障がい者の方は多かったわけなんですけど、特に知的障がい者とか精神障がい者の方は少ないというのがありますので、そういったところの掘り起こしというのは進めないといけないということ、それから、三障がいが一体になりましたので、知的と精神の両方のグループホームができ始めましたので、

既に18年の目標値を超えまして、現在400名を超える方が入っていらっしゃるという状態があります。こういったグループホームについても基金事業で2カ年で促進したいというのがありますので、そこの中には敷金、礼金、バリアフリー化もできますので、今現在でもかなり多くの方々がこの事業が開始されれば手を挙げたいというのが来ていますので、そういったのをにらみながらやっていきたいと思えます。20年度見直しをかけて、さらにふやしたほうがいいのか、就労もふやしたほうがいいかということも検討していきたいと思えます。

**○図師委員** よく理解できます。今、グループホームの整備についてはこの基金なりの運用が始まった段階でかなりの民間の方から手が挙がる予定があるというお話ですが、実際今の数、どれくらい把握されていますか。

**○村岡障害福祉課長** 具体的には把握していませんけれども、10は超えていると思えます。

**○図師委員** グループホーム、最大9人までしか入れませんね。10カ所で90名、この2年でそれがうまく達成できる、さらにこれから拍車がかかっていくことに大いに期待はしたいと思えますが、民間の方への働きかけを今後もされていかれるといいかと思えます。

続いて、障害者計画についてなんですけど、資料の41ページ、これは知事のマニフェストなり、「新みやざき創造計画」の中にも出ておりました3の一般就労への移行数、29名から23年度までには4倍の116名に移行するような計画をされている。これは施設を利用されている障がい者の方を一般就労にということで、かなりハードルは高いと思うんです。障がい者の中でも施設を利用されていない方々で就労につなげようという方々はそのすそ野にたくさんいらっ

しゃるんですが、今回は一般就労に施設から持っていくということで、これに対する具体的な専門職の配置をどうされるのか、また受け入れ先の企業、この企業への働きかけも非常に重要になってくると思うんですが、そういう働きかけで具体的なものを何か考えていらっしゃると思います。

**○村岡障害福祉課長** 確かに116名というのはハードルが高いわけですけど、基本的に考えていることは、施設の中でずっとそのまま一生過ごすのがいいのかどうか。障がい者にとっても働きたいということで、グループホームに行つて話を聞くと、施設には帰りたくない、グループホームで一生頑張っていきたいという方もいっぱいいらっしゃるわけです。そういったことを踏まえたときに、今まで福祉だけの領域では就労に向かってもだめだろうと、そこではやはり官民一体になる中で企業も参加していただいて、うちのほうではそういった就労対策協議会をつくりましたので、実動部隊として、具体的に経営者側からどういった人材が欲しいのか、施設側からどういった人材を提供できるかということの接点をつくってあげて、具体的な形で就労希望と就労したい人とを合わせる形もありますので、そういったことも含めて検討会の中で具体的に実務的に展開したいと思えます。理解が進めば障がい者は意外といいんだなということが、例えば田野のほうの17名雇用されている企業の方も、今まで全然自分は理解しなかったけど、すごくいいなと、地道にそのことを的確にやってくれるということとか、精神障がい者と知的障がい者を組み合わせると非常にいい形ができますよということも聞いていますので、そういった形を事例を出しながら展開していきたいと思えます。

○**図師委員** 就労の対策担当なりをつくられて積極的に行っていくということをお聞きしましたし、来週には自立支援法の説明会なりを民間業者を呼んでされるというのも聞いています。そういう形の働きかけを大いにやられて、受け入れ側が理解を示していただかないと、幾らこういう立派な制度なり目標を立てられても、一方的な対策では効果はなかなか上がらないと思います。

あわせて42ページの目標も、これも非常に高い目標を掲げられています。特に就労に関して言えば、就労の移行支援、継続支援、これもA、Bありますが、きのうも徳重委員が取り上げられていた小規模作業所もこのような形で移行していくことになろうかと思うんですが、特にA型、いわゆる現在で言う福祉的就労の部分に当たるかと思うんですが、現在は131人分で対応されているところが、23年には4,414、倍率でいくと40倍以上の数になっているわけでありまして、これも先ほどの質問と重なりますけど、これに伴う人員の配置と予算措置というのとかかわってくるかと思いますが、この年次に合わせてのそういう計画もしっかり考えられていらっしゃるのか、お伺いしたいんです。

○**村岡障害福祉課長** 就労A型については、特に一般就労に近い形態を持ちますので、最低賃金法の関係も出てきますので、かなりハードルは高いという感じはしています。ただし、そういった中で、今まで福祉施設とか地域の方々でも働きたいという希望の方はたくさんいらっしゃいますので、そういった方を関係する団体、機関を利用して、まず、力はどのくらいありますかということ測定して、それは雇用促進協会とかありますので、そのためにはどういった訓練をすればいいですかということをお聞きしましたし、来週には自立支援法の説明会なりを民間業者を呼んでされるというのも聞いています。

の段階しまして、訓練した結果によって実習できる力があるかどうかということを確認して、それで企業にお願いして、実習に向けて試行的にやる。その中でフィードバックしながら、その力がどの程度あるかということも加味しながら、何が足りないか、どういうことをやればいいのかということまずは訓練しながら、さらにお願ひする。そのことによって今度は一般就労に向けて近づけるということが出来ますので、そういった仕組みも基本的にはつくっていきたいと思います。その中でも特に僕が気にしているのは、精神障がい者の方は調子がいいときはずっと就労に行くんですけど、途中でとまることもありますので、そういうときは一たん雇用が切れても、さらにまた復帰するときは願ひしますということを確認した上で、そこでもう一回調整をお願いしてやるという形、そういったきめ細かな対策をしないとやはり無理だと思いますので、そういったところは関係機関が連携しながら、1人の方についてはどう取り組むのかということをやっていきたくと思っていますので、そのためには国、県、団体、企業、いろんなところが応援できると思いますので、進めていきたくと思っています。

○**図師委員** 現在も宮崎の場合はジョブコーチなんかも他県に比べると密度が高い配置をされていると聞きますし、こういう高い目標をクリアされるには、その専門職の方々の働きも大いに大切になってくると思いますので、この数値を達成される上での人員の数値目標、例えば19年、20年ではこの数に応じた専門員をまた配置するなり、今の専門員の業務の拡大を指導するなり、そういうところもあわせていかれないと、ただ、絵にかいたところになってくるかと思われまますので、大いにそのあたりの裏づけ

となるものの準備、予算も含めての備えをされたいかと思えます。答弁は必要ありません。

○前屋敷委員 あわせて関連で、41ページの障害福祉計画の中身についてです。特に3の(2)の退院可能障がい者の地域生活への移行という目標が上げられていますけど、これは知的障がいはまた別ですか。合わせてですか。

○村岡障害福祉課長 これは精神障がい者の方々です。

○前屋敷委員 現在数1,005人、減少目標が1,005人ということですが、現在数というのは精神障がい者の入所されておられる方が1,005名というふうに理解してもいいんですか。

○村岡障害福祉課長 そうです。いろんな形をとれば退院可能な方が1,005名いらっしゃるということで考えています。

○前屋敷委員 退院可能というのをどういうふうに見るのかというのはまだいろいろ専門的な見地から見ないと、私どもは素人判断でわからないんですけど、そういう方々はすべて地域で生活をしていただくという目標なわけですね。知的障がい者の場合はどうなんですかね。

○村岡障害福祉課長 知的障がい者の場合は上の(1)になってまいります。現在、施設に入っている方々が1,952名いらっしゃいますので、地域へ移行ということがありますので、基本的には施設の定員は少し減っていくだろうと。社会生活できにくい重い障がい者の方々は残るだろうと。しかし、在宅で生活できる方は希望も多いですので、そういう方は在宅に向けていこうということで考えていますので、この数値に出ていますように、在宅へ向けて進めていこうということを取り組む、その中に精神障がい者と同じようにグループホームなんかの活

用とか就労関係も出てくると思います。

○前屋敷委員 県が目標を上げたこの計画というのはやはり国の施策に従っての計画だと思うんです。私、一般質問でも取り上げたんですけど、国が22万床を16万床に減らすという中で、6万床も減らすということだものですから、宮崎も相当数退所を余儀なくされるという中で、どこに基準を置くかというか、本人、家族、それぞれの状況をしっかり把握した上で、納得のいく、理解のいく形でこういうことが行われなければならないというふうに思うんです。特に知的障がいの場合は、入所しているからこそ家族も安心して暮らせる。本人もそういう状況がありますので、そこのところは、質問でも言いましたけれども、それぞれの実態に応じた形で結論が出せるような、目標が先にありきで、そこに近づこう、近づけようというようなやり方というのは問題だというふうに思うんです。そういった点をしっかり考慮した上で進めていくことが非常に大事だと、その観点を外してはならないというふうに思うんです。でないと、福祉サービスからどんどん切り離される障がいを抱える方たちが出てきてはそれこそ不幸なことですので、そこのところは十分留意することが必要だというふうに思いますので。

○徳重委員 同じ質問になろうかと思うんですけども、入所者がそれぞれ仕事につくということはいいことなんですけど、精神障がい、知的障がい、それぞれ行っていいんですが、行ってほしいんですが、どうしても仕事に合わないと、家庭では、今までが入所していたわけですから家庭内トラブル、いろんなことになって、施設がもう受け入れないということになると大変な社会的な混乱を起こす、地域的な混乱を起こすんじゃないかなという心配をするわけで、

再度施設に帰るといふ、そういうゆとりを持っておかないと、一遍出したんだから、施設から出ていったんだから、後は家庭でちゃんとしなさいということであつては、混乱を起こすのかなという気がしてならないんです。入所、また就労する、また入所して、そこでいつとき何カ月かでもまた仕事したいと、出たいと、こういう形を何回か繰り返すことによって落ちついてくるのかなと。今までずっと施設で仲間と一緒に自由にやっておったのが、急にそういった縛りというか、職場の新しい形の中で生活するというのは障がい者にとっては非常に精神的にも負担が大きいと思うんです。だから、そういったこともかなりゆとりを持っておかなければいけないんじゃないかと思いますが、それはどうなっているんですかね。

○村岡障害福祉課長 考え方なんですけど、基本的には3つあると思います。1つは、就労に向けてできる層がいると思います。それから、地域の中で生活できる方もいらっしゃると思います。3つ目は、どうしても重い障がい者の方は施設のほうでカバーしないとイケないだろうということです。その中で、今回の国のほうの自立支援法の中では、今の収容というイメージは捨ててくださいということになっているんです。日中利用型と夜間利用型、2つになります。施設に入っている方も夜はそこをお願いするんですけど、昼間は日中利用ということで、例えば施設内の建物に行く方もいらっしゃるし、地域に出ていく方もいらっしゃるという、そういう形をとっていきますので、地域と連携しながらやっていきますので、さっき言われたように、地域に出向いて行って、調子が悪いときはまた帰ってくることも十分可能ですし、それから就労に向けても行きますし、状態によつ

て対応ができるということになりますので、そういった新しい仕組みがこれから動いていくということになります。

○徳重委員 結局家庭に帰ってもいいし、施設に帰ってもいいと、就労ということが前提ということと動くということですかね。

○村岡障害福祉課長 就労が前提という意味ではありません。中には就労に結びつく方もいらっしゃる。ただ、一般生活する方はかなりこれからふえてくるだろうということですから、地域生活支援ということでそこを進めていきたいと。家庭に帰ってもいいし、グループホームに行ってもいいということになりました。そういったグループホームというのはかなり大きなウェートを占めてくるだろうと考えています。

○徳重委員 それは入所者の自由選択で、ある程度行政が支援していこうという考え方ですね。

○村岡障害福祉課長 そういった部分も含まれます。それから、これまで施設の経験、施設職員の見解も聞きながら、本人の見解を尊重しながら進めていきたいと思っています。

○徳重委員 受け入れ側に対して何らかの支援策があるんですか、そういう障がい者に対しての。

○村岡障害福祉課長 例えばグループホームをつくる場合は、グループホームの敷金、礼金、民間アパートを借りる場合ですけど、そういった補助があります。それから、ちょっと体が重い方はバリアフリーのための設備費用、そういったのを基金の中で対応できますので、そういったのが促進にはつながっていくと思います。

○徳重委員 雇用のほう、雇用の受け入れ先、

事業所にもかなりの支援策がとられているんですか。

**○村岡障害福祉課長** 基金事業の中でそういった就労の支援ということでいろんな事業をメニュー化していますので、それを活用することができると思いますので、例えば一般事業所の受け入れ側については、障がい者を雇うということでその人の体の特性に応じた設備を改造しないといけないと、そういった費用を見るところで考えていますので、そういったのも対応できると思います。

**○丸山委員** 同じようなことになると思うんですが、「障がい者安心プラン」の76ページを見てみたときに、就労の状況というのがデータも具体的にあるんですが、仕事をしてない理由の中に、障がいのために仕事がないとか、仕事はしたいけど、ないというのが、身体が26%、知的が22%、精神が42%、こういう数値が出ている中で今回すごい目標を掲げられているなという思いがあるんですが、私が聞きたいのは、実際、就職をされて、高校生とか七・五・三という、3年以内に離職する可能性が高いとよく言われているんですが、障がい者の場合に、就職はされたら、先ほど課長のほうからあったように、知的の場合にはいいとき悪いとき激しいということで離職せざるを得ないというのがあると思うんですが、離職率とかは把握されているんですか。まず、離職率のことをお伺いしたいと思うんですけど、それぞれの離職率がわかれば。

**○村岡障害福祉課長** 離職率については把握しておりません。

**○丸山委員** 離職のこともしっかりフォローしてやらないと、ここが大きな問題にまたさらに深まっていくというふうに思っています。年間

に116人仕事はしたよと、しかし、すぐ1カ月後にはやめてしまったよでは、結局自立促進にはなっていないというふうに思いますし、この中に、常時雇用が宮崎県の場合には全国より上回っているから、それで済むんじゃないかと、もっと積極的に安定的に仕事ができるというようなことまでフォローアップするような形をぜひ持っていただきたいと思うので、所感をお伺いしたいと思います。

**○村岡障害福祉課長** そのための就労支援の協議会を設けていますので、そこに労働サイド、ジョブコーチとかフォロー体制もありますので、その中で議論していきたいと思います。できるだけ減らしていきたいと思います。

**○緒嶋委員** 財産の取得、健康増進課長、これはトータルで9万6,000人分ですが、薬の有効期間というのか、それがだめになったらまた新たに買い直さなきゃいかんわけですね。「預け」とかいうような感じにはならんわけですね。

**○相馬健康増進課長** タミフルにつきましては、納入した時点で4年半の有効期限があるようになっております。今回18年と19年に購入しました分につきましては、新型インフルエンザ用の備蓄用ということで値段が通常の薬価よりも安くなっております。そのために有効期限が来た段階においては廃棄をするということが条件になっているところでございます。

**○緒嶋委員** であれば、5年目にはまた新たに買わなきゃいかんということになるわけですか。

**○相馬健康増進課長** 4年先に新型インフルエンザの状況がどうなっているかもあろうかと思えますけれども、今の状況で言うと、4年半の間に発生がない場合には新たにまた備蓄購入ということが必要になってくる可能性もあるのかなと思っております。

○緒嶋委員 「預け」が悪いと思わん点もあるんですが、「預け」みたいに置いていて、必要なとき買うだけのストックがないということですか、これだけのシステムをつくるというのは。こういうシステムが必要な理由、中外製薬に在庫がたくさんあれば必要なときに買うのが一番有効な方法だけど、そうはいかんということですね。

○相馬健康増進課長 国全体で2,500万人分の備蓄をするようになっております。2,500万人分をいざ新型が出たときに取り寄せるというのは不可能な状況で、そういう面では通常のインフルエンザに使うタミフルとは別に、新型用を別に確保しておく必要があるというふうに考えております。

○緒嶋委員 普通の病院で使うタミフルとこのタミフルは違うわけですか。

○相馬健康増進課長 中身は一緒でございます。ただ、カプセルの様態が普通、市場に回っているものは青いパッケージに入っているんですけども、備蓄用は赤のパッケージで明確に区別ができるような形にされております。

○緒嶋委員 そうすると、そういう患者になった人が使う場合には、病院で使う場合の値段はどうなるわけですか。

○相馬健康増進課長 この備蓄したタミフルにつきましては、新型インフルエンザが発生した段階で使うわけでございますけれども、当然流通等を通じて医療機関等に提供するようになります。その場合には、今、交渉中でございますけれども、恐らく薬価で医療機関等に配付する形になるのかなと思っています。

○緒嶋委員 万が一の場合にはこのストックしたのを売るような形になるわけですね。

○相馬健康増進課長 おっしゃるとおりです。

そういう面では新型インフルエンザが出た場合にはこの代金は回収できるといいますか、ただ、それ以上のいろんな被害が出てくるのかなと思いますけれども。

○緒嶋委員 それと、コムスンは、宮崎県では不正な手段による指定の申請はなかったんですか。

○畝原高齢者対策課長 今回の事件を受けて県も5月22日から29日、4日間、監査に入りました。今のところ、他県で出ているような事例は出ておりません。

○緒嶋委員 一番我々心配するのは、700名のそういうサービスを受けている皆さん、特に来年の4月、延岡、宮崎、200名ですか、その人たちを不安に陥れてはいけないわけですが、そういうことについては宮崎県の場合は、少なくともコムスンでサービスを受けている人が、サービスが途中で中止するということはあってはならんわけですが、その対策というのは大丈夫というふうに理解していいわけですか。

○畝原高齢者対策課長 私ども一番そこを心配しておりまして、実は九州ブロックの責任者——副支社長がいるんですが——を呼んでそのことは徹底して話をしました。期限が切れるのは来年の3月31日なんです。少なくとも来年の3月31日までは誠実にサービスを提供しなさいというのは言っております。私ども、新聞、テレビの情報でしかわかりませんが、今、中央のほうで国も中に入って全面移管といいますか、移行という形が出てきていますので、恐らくそれぐらいまでには新しい体制が固まってくるんじゃないかなと思いますが、いずれにしても、途中で個々の個人の方々がこういう会社からサービスを受けたくないということも出てくるだろうということも想定して、県内の事業者の

団体の会長さん方にそういう話をしておりません。もしそういう方が出てきた場合にはぜひよろしくお願ひしますと。それはわかっておりますということで、了解を得ていますので、今のところ特段困ったという話は来ておりませんし、むしろ今、来ている方が、なれている方が来ています。会社はどこかは別にして、とにかくうちに来てくれる人がいい人だということで、この人が引き続き来てくれるといいなという相談は来ていますが、こういう会社からのサービスは受けたくないという相談は来ておりません。

○緒嶋委員 そういうことだと思ひますが、サービスを受ける人とサービスを提供する人の人間関係というのが施設では大変重要なわけですので、そういう人たちの就労の場のことも含めて、サービスを受ける人と働く人の人間関係は大切にしような中で、そういう人も仕事が継続してできるような形での指導というか、そういうものも必要じゃないかと思ひますので、県としても十分注意しながら見守って、万一いろいろなことでトラブルが起きないように十分留意していただきたいということを要望しておきます。

○高橋委員 今のコムスンの関係、どこまで調査をされていますか。

○畝原高齢者対策課長 当然現地に入りまして、就労日誌とか、だれがどこの家庭にサービスに入ったとかいうのがございますので、そこら辺と、実際にサービスに入っている人と台帳との突き合わせ等々やっております。ただ、中央のほうで人事管理はしておりますので、そこら辺のことも出てきますから、今さらに精査しているんですが、今、現地に入って現状でいろいろお聞きしている中においては、他県で出て

いる虚偽の申請、いない職員をいるかのごとく出して承認を受けたという事例は出てきておりません。

○高橋委員 虚偽の申請の部類と思ひますが、不正請求、ここまではまだつかんでいらっしやらないということなんですね。

○畝原高齢者対策課長 過去に、コムスンに限りませんが、不正請求と申しますか、ケアマネジャーがつくったケアプランどおりにサービスが出てない場合に、不正と申しますか、返還を求めたケースはコムスンにもあります。ほかの事業者にもあります。ただ、今回監査に入った中においてはそういう不正請求の事例は見当たっておりません。

○高橋委員 過去にコムスンも含めて不正請求があったということは把握されているわけですね。

○畝原高齢者対策課長 残念ながら県内にはあります。過去、介護保険がスタートしてから。

○高橋委員 まじめにこつこつやっている業者からすると非常に迷惑な話で、行ってもいないのにサービスを提供したということで不正請求あっていると思ひるので、告発文書とか多分県にも匿名で来ていると思ひます。それに基ついていろいろ調査をされたと思ひます。実際に、すべてをチェックするのは不可能ですから、抜き打ちに被保険者のところ、このところもピックアップして実際に書類と現地と突き合わせをしていくことも時には必要なのかなということも申し上げたいと思ひますので、コメントあればお願いします。

○畝原高齢者対策課長 私どもなかなか書類だけでは見つけにくいと思ひますか、そこら辺もありますので、中には地域の方からこうじゃないかという話も当然参ります。匿名だったりと

か、なかなか特定しづらいんですが、極力、市町村と連携をして現地に入るということをしております。

**○前屋敷委員** タミフルに関して関連だったものですからお伺いしたいんですけど、それこそ緒嶋委員も質問されましたが、数年間有効なのかどうかということがあったものですから、それは可能だということで、割り当て分9万6,000人分ストックした場合に、私たちは一般開業医のところでも受けるわけなんですけど、病院が何人分欲しいというのは、県のほうに請求をしてそれが割り当てになるんですか。システム的にはどんなふうに各病院あたりに配分されるのか、県が確保した分がですね。

**○相馬健康増進課長** 県の備蓄しているものを県が配達するわけにまいませんので、流す形としては、現在の薬の卸販売業者、こういうものを通じて回すことになろうかと思っております。ただ、回す医療機関としましては、指定医療機関とか、そういった治療をやっているところ、入院を引き受けているところ、そういうところにある程度優先して配分する必要があるのかなと思っております。その仕組み等につきましては、現在まだ検討中のところでございます。

**○前屋敷委員** そういう病院が直接会社から取引をするという形ですか。県を通すわけではないわけですね。

**○相馬健康増進課長** 詳細なところまでまだですが、流通としては薬の卸販売業者のルートで流していくと。利用等につきましては、先ほど申しましたように、指定医療機関とか、入院する医療機関、そういったものを優先したいと思っておりますけれども、具体的に発注をどうするか、そこまではまだ検討を進めるところで

ございます。

**○前屋敷委員** 十分希望のところに行き渡るようなシステムが必要かというふうに思います。

それと今、タミフル問題で低年齢の子供たちにいろいろ問題があって、そういうところに投与しないということも政府のほうから出されましたけど、宮崎ではその話は聞きませんが、そういう事例はないと思いますが、また徹底がされているんでしょうかね。

**○串間薬務対策監** この件に関しましては、薬務のほうでも担当しておりますので、私のほうでかわってお答えいたします。これにつきましては、医療機関等々につきまして文書でお渡ししまして、十分観察するようにと、10歳から以上については控えるようにというような、厚労省、通知を出しておりますので、これを通知しております。以上でございます。

**○前屋敷委員** コムスン問題ですけれども、課長が御説明になられて、コムスンにかわる受け皿といいますか、そういうものを政府が考えておられるような話しぶりがちょっとあったんですけど、具体的にはそんな話があるんですか。

**○畝原高齢者対策課長** 私どもまだ新聞、テレビで出ている限りしか聞いておりません。大手の企業が一括して引き受けるという話とか、あるいは業種ごとに分けて引き受けるとかいろいろ出ているようですが、まだ具体的な方策といいますか、方向性は聞いてはおりません。新聞、テレビで見える限りです。

**○前屋敷委員** 私も少しそういう感じのものを話、聞いたものですから、どういう業界が出てきてそこを引き受けることになるのか、またコムスンと同じようなところだったら困るわけで、その辺のところ非常に心配もするところだものですから、情報が入りましたらまた教えて

いただきたいと思えます。

**○新見委員** 障害福祉課長にお尋ねしたいんですが、どうも私、この障害者計画と障害福祉計画の関連というか、流れがうまく整理できてないのでお尋ねしたいんですが、それぞれの計画のもとになる法律が違うというのはよくわかりました。平成18年度スタートしていますから、今年度2年目ですね。市町村の障害者計画は県の障害者計画がベースになると。障害福祉計画は、新しい法律、障害者自立支援法に基づいて市町村が定めた数値目標を積み上げて県の障害福祉計画の数字になっているということですが、18年度からの流れ、簡単に説明していただくと助かるんですが。

**○村岡障害福祉課長** なかなかわかりにくいと思いますが、一つには、障害者計画、プランのほうは、これからの施策の方向性を示したものであるということで理解ください。障害福祉計画のほうは、その実効性といいますか、計画をどういう具体的に進めていくのかということがポイントになります。障害者計画につきましては、県も市町村も以前からつくっておりますので、それで県もこれまで進めてきたわけですけど、県の場合は、今まで宮崎の総合計画プランに合う形で進めてきたものですから、タイミングがずれてしまうんですね。県がつくったときに国のほうはまだつくってないという状態で、県がつくった後に国が新しい障害者計画をつくるということで、タイミングがずれてきていますので、それを直そうということで、法律が決まりましたので、まず国の施策が出てくるだろうということを想定した上で期間を設定します。国が出た段階で、うちの計画は25年で終わりますので、そのときに国のほうで出てきたものを調整するという形で統一した形になります。それ

から、市町村につきましては、この計画を進めていく中でヒアリング等を実施して、意向調査、施設からとか、関係団体から出てきたものを数字で上げてきますので、これで初めて福祉計画ができ上がりましたので、市町村は今後これに基づいて改定時期に新しいプランをつくってもらおうという形になると、そういう流れをつくります。

**○新見委員** わかりました。

**○高橋委員** 障害福祉計画のお尋ねですけど、退院可能精神障がい者の地域生活への移行で1,005名という目標がありますね。たまたま病院局から精神科のベッド数の資料をもらったものですから、現在許可病床ベッド数が6,225、これは結果的には1,200ベッド減らすんですね。ということは5,225、現在、稼働が5,882で、1,005名を減らすことでそれは数字的には合いますが、ただ、先ほどから意見が出ていますように、家庭に帰れる人あるいはグループホームで生活できる人、環境を整えます。しかし、こういう方々やっぱり浮き沈みがあって、時に病気をまた繰り返す方もいらっしゃると思うんです。そういう方々がまた入院が必要だというときに、帰るベッドがないときにはどうすればいいんでしょうか。

**○村岡障害福祉課長** そのあたり難しい課題になるんですけど、精神科病院協会との協議の中で国から示した数字、さっき言われた数字なんですけど、それに基づいて協議する中で、病院協会としては1,005というのは目標として何とかなるんじゃないかと。病院1個当たりで換算すると年間5～6名ということが出てきますので、そういったことを含めながら、今後、精神科病院協会とも連携しながら、そういった部分を進めていきたいと思っています。その中で、

精神科病院協会のほうからは、退院可能、条件を整えればという条件がありますが、それは受け入れ体制の問題、グループホームの問題もあります。さらに心配しているのは、偏見、誤解というものがまだ残っていますので、そういったのは側面からやっていかないといけない。そういった中で条件整備していけばそれができるんじゃないかということで、そういった事業を展開しますので、社会復帰促進特別事業というものも設けていますので、それはヒアリングとか、相談に乗る職員の養成とか、それから偏見、誤解を招くための地域の方々の働きかけ、家族の働きかけ、そういったのを進めていきますので、その中で取り組みを進めていきたいと考えています。

**○高橋委員** とにかくベッド数は1,200減らされるということで進められるわけですね。確かに、地域に帰ってもらう、これは当然いいことなわけで、そういうことはすべきだと思うんですよ。計画どおり進んだ結果、そのままずっとその人たちが家庭であるいはグループホームで就労しながら生活できればいいんですが、そういう場合じゃないときもあり得ると思うんです。そういうときに、放置された精神障がい者が社会にいらっしゃるときにどうなるかということがいろいろと考えられますが、そういうところの対策をしっかりとれるのかなというので聞いてみたんです。

**○村岡障害福祉課長** そのあたり十分考えていきたいと思います。さっき言いましたグループホームだけじゃなくて、就労ということがやはり大きな課題になると。そういった就労に向けた取り組みもしないといけないだろうということを考えながら、精神科の患者さんの特有な症状等もありますので、そういったことも含めな

がら、長いスパンでそこはやっていかないといけない課題だと思っています。

**○高橋委員** 厳しい面もいろいろあって、社会的に認知されない部分もいろいろあると思うんです。そういうことを啓発をしながら、社会が受け入れられるような環境をつくりながら、臨機応変にそのときには対応できるようなことをお願いしたいなと思います。

**○十屋委員長** ほかほございせんか。

**○前屋敷委員** きのう御説明いただいたんですが、議案第8号の関係で高齢者対策課から出されていますが、使用料・手数料で、ちょっと理解が及ばないまま聞いたところだったものですから、情報の公開ということで、26ページを見ますと、訪問介護、訪問入浴介護とか1件につき4万5,000円とか5万とか非常に金額も大きくて、どういう情報を提供したときにこういうような、中身がよくわからないものですから。

**○畝原高齢者対策課長** これは介護保険法の改正のときに、介護保険というのは措置じゃなくて相対契約になりました。ですから、利用者もどこを選んでもいいわけですが、どこを選んでもいいか、利用者側は情報が限られているわけです。事業者側も自分の持っている事業内容を公表して、利用者が選択しやすいような形にしますよというのがそもそもの趣旨です。その中で、事業者側も、これは監査じゃなくて、自分ところの、うちはこういう組織をやっています、こういうサービスをしていますという売りを出すわけです。見る側はそれを見て、じゃあ、私はAという場所にしよう、Bという場所にしようという選択をしていただくということで公表制度ができております。その中で、昨年度は9サービス、26ページの上のほうにありますが、訪問介護、訪問入浴、そこら辺が昨年から

らサービスが提供されて、9サービスを提供したんですけれども、今年度から新たに、きのう御説明しました訪問リハビリ以下3つが追加されたということです。その内容としましては、組織のこととか、人員とか、サービスの内容、もろもろが入っております。これをインターネットで出すと。宮崎の施設を北海道の方でも見ることができるわけです。離れて自分の親をどこで介護してもらおうかというときにもそういうので検索をするということになっています。

ただ、これは一方的に提供してもらうんですが、真偽は確認する必要は当然ありますので、虚偽の公表をしてもらおうと利用者が混乱しますから、そのために、出てきた内容を調査するということになっています。この調査を県の医師会と県の社会福祉協議会に委託しております。その人件費等がかかるということもありまして4万円、大体1カ所1週間ぐらいかかります。前準備をして実際現地に入って確認をして、そして提供する。誇張した情報等がありましたら利用者に間違った情報を提供してしまうということがありますので、そういうことでどうしても人件費等がかかるということでこういう金額になっております。

**○前屋敷委員** 個人の方がある施設、在宅介護であるとか、そこを利用したいというときに、その情報が欲しいというときは、情報提供はその施設に……。

**○畝原高齢者対策課長** 個人の方がするときは、普通は役場に行かれたりとか、包括支援センターに行って、どこの施設がいいでしょうかと相談されると思うんですが、そうじゃなくて、御自宅にインターネットがある方は御自宅のインターネットで開いていただいて、県内の

施設の状況がずっと出ますので、その中から自分が考えているところを検索していただく。その上でその施設に問い合わせをすることかということです。そういう利用ができる方もいらっしゃるれば、御高齢の御夫婦でインターネット持っていられない方は多分に多いですから、そういう方々は役場なり包括支援センターに行ったら、その端末で見ていただくということですね。情報がとりやすくなるということですね。

**○前屋敷委員** それが1件につき4万、5万かかるということなんですか。

**○畝原高齢者対策課長** 先ほど言いましたように、その情報を正しいものかどうかというのはどこかがチェックしないと、こんな表現悪いですが、例えば虚偽の申請があるかもしれません。そこら辺は十分確認する必要があるということが一つあります。それから、出してきた情報をそのまま出すことで、例えば誹謗中傷表現があつたりとか、差別的な表現があつたりすると困りますので、そこら辺も十分チェックをして、公的機関がかかわる以上はそのチェックをする必要があるということです。そのチェックするのに1カ所当たり1週間近くかかるわけです。人件費も考えますとどうしてもそれぐらいかかるということです。利用料金は事業者が出すわけです。事業者が自分の情報を提供するための料金です。これは利用者が出すわけじゃなくて、事業者です。すみません。私のとり方が誤解していました。例えば特別養護老人ホームを営んでいる事業者が我が社の情報を出します、調査をしてください、その経費は5万円お払いしますということです。

**○前屋敷委員** わかりました。

**○十屋委員長** よろしいでしょうか。

ないようですので、次に、請願の審査に移り

ます。請願1号「医療・福祉サービスについての請願」、執行部からの説明はございますか。

○宮本福祉保健部長 特にございません。

○十屋委員長 執行部からは説明がありませんが、質疑は何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

○前屋敷委員 児童家庭課長にお願いをしたいんですけど、実は厚労省のほうから通達で妊産婦の健診、このことについて政府がかなりの予算をつけたので、各市町村で十分それが活用できるように県から指導徹底をするという通達が来ていたと思うんですが、それは届いていますか。

○相馬健康増進課長 もう一度教えてください。

○前屋敷委員 厚労省の児童家庭局、母子保健のところから、厚労省の通達で各県に妊婦健診、これを公費ですするという、その財政措置がなされたということで、そのことを、市町村が直接担当するものですから、十分にやれるように県としては指導援助してほしいという通達が出されたというふうに聞いているものですが、それが来ていて、それがなされたかどうか、そしてまた自治体がどういうふうに対応されたか、その辺がわかっておられれば教えてください。

○相馬健康増進課長 従来妊婦健診につきましては、2回ほど実施しておりましたけれども、それが5回ほど実施するような形の通知が参っております。県内の、数をちょっと覚えていませんけど、2～3の町村でそういった動きも出ているように聞いております。しかし、予算的なものがかなり大きくなりますので、2回が5

回ということで単純に申しまして2.5倍の財源が要するというので、市町村のほうも今後どうするかというところで予算面も含めて検討を進めていると聞いております。

○前屋敷委員 かなり政府も力を入れて、少子化対策も含めてのことだと思えるんですけども、一定の財政措置をするということで前向きに動いておられますので、市町村の負担もあるんだろうと思うんですが、その辺の割合も私もよくわからないんですけど、その辺のところとか、もう一度自治体に問い合わせさせていただいてどういうふうな取り組みになっているのかというのを、次回で結構ですので、お調べいただいた結果、御報告いただきたいと思いますが、お願いします。

○相馬健康増進課長 調査の結果また御報告いたします。

○徳重委員 災害安心基金のことについてどうしても私、納得ができてないんですが、るる説明もありましたし、いろいろ議論もあったところでもあります。御案内のとおり、宮崎県、日南から北浦までというか、約400キロという長い県土ですね。非常に長い県土です。他県からすると、2県、3県分行くような長い県土でもあるし、また人口的にも宮崎市が37万、一方、西米良村あたりは1,200～1,300というぐらい、非常に幅のある市町村を抱えているわけです。基金そのものは、西米良も宮崎市も人口割りにしてちゃんと平等に出資、基金を出していると思います。そうやって、結果論として、西米良のがけ崩れなりが起きたと。もちろん自然災害、台風災害等々で、そういったときにそちらは受けられないと。台風災害、地震災害、そういったものが局地的に起きたということによって災害を受けたけど、数が少ないからだめだと。これ

では私は公平平等性を欠いているというような気がしてならないんです。弱者こそ、ここはちゃんと救うために、手助けするために基金というのはつくっていただいたと私は理解しております。ここでこのままいくと何年かずれ込んでいくということに、見直しを考えたいとか言ってもいらっしゃったけど、それでは、その間に起こったことをどうするのかと、あるいは遡及できるのか。例の18年か、えびので災害があったけど、あるいは延岡の竜巻災害あったけど、何も出なかった。ここでちゃんとしておかなければ、公平性を保っておかなければ、また問題を起こして、また前のえびののことはどうなるのか、あるいは延岡の竜巻はどうなるのかと、またこれを再現するようなことになってしまうと私は思うんです。だから、この際、何とかそこをもう少し整理をして、どの災害に遭ってもそういう自然災害については、戸数が少数でもちゃんと見舞金を出すということを明記すべきだと思いますが、いかがでしょう。

**○宮本福祉保健部長** 現在の案につきましては、今まで市町村とも何回も協議を重ねながら詰めてきたところであります。それできのうから御説明しているような案になっておるわけですが、今、委員がおっしゃった趣旨、小規模の災害でも救済すべきであるという御意見の趣旨は十分理解できますので、3年後をめどに検討するというようなことで今、考えておりましたけれども、こういった御意見もあるということで今後早期に、基金の運用状況等あるいは財政状況等も当然勘案しなきゃいけないんですが、市町村と協議をしていきたいと考えております。ただ、今から協議を始めましても、再度協議し直しますと、ちょっとまた時間がかかると。といいますのは、救済する対象の災害

につきましても、それぞれ市町村で考え方がありまして、今のところに落ちついているわけですが、再度またやり直しをするということになりますと、また少し時間がかかりそうだとすることで、当面、現在の案でことしの災害に間に合うように制度をスタートさせていただいて、対象となる災害を広げるかどうかということについては早期に市町村とも協議に入っていきたいと考える。ということで御理解をいただきたいと思います。

**○徳重委員** 部長、私は、ちょっと考え方が違うんじゃないかなと思うんです。大きな災害が災害という認識を持っていらっしゃるのかなという気がしてなりません。と申しますのは、小さい災害、小さいというか、本人にとっては家がなくなったり床上浸水して大変だったりする、本人にとっては命がけの話なんですね、個々の県民にとっては。そして、今言っている件数が少ない、これは金額にしたら5軒だったら100万で済むわけです。大きな災害だったら、今おっしゃるようにまた足りない分は出そうと皆さん了解をされたということですから、であつたら、小さい災害を先に救ってやってもいいじゃないですか。なぜ救えないのかということです、これだけの基金をつくるんだつたら。一人一人こそ大事じゃないかと。それで生活ができなくなるかもしれないというような人こそ大事じゃないかと。今、梅雨ですが、大きな災害がないからいいものの、あるいは台風が来る。そうすると、西米良の人、西米良ばかり出したらいけません、山村部のがけ崩れで亡くなったり、いろんなことが起こったときに何もしないのかと。町の災害、大きなところの災害だけを考えて、だめだだめだと。この基準は、私は詳しいことはわかりませんが、5軒

だったら4軒はだめなのか、3軒はだめなのか、2軒はだめなのかと、それがこういう災害基金になるのかと、その点が私は納得がいかないわけです。来年見直す、再来年見直すということは、そうしたら遡及できるのかということになるから、それはまたおかしな話だと。このことについては皆さん理解がいただけるものだと。ならば、この際、少数の災害でもちゃんと面倒を見るぞと、宮崎県はすばらしいと。私はここでひとつ、ほかの県がどうであれ、宮崎県はこういう400キロもある、あるいは小さい村もある、大きな町もあるというようなことを考えて、最大限のこういった事業をやったんだということをこの際示すべきだと。何かしら中途半端になっているような気がしてならないんです。

**○宮本福祉保健部長** 委員のおっしゃる意味は十分理解できます。もともとこの基金の発想が、そういった災害に遭った直後、いろんな生活資材を失った人に対する救済ということでありますので、その絶対数の数、それは確かにおっしゃるように関係ないじゃないかという御意見、もともとだと思っております。ただ、これをつくろうとしたときが、もともとがいわゆる大規模災害が生じたときに行政として前もって基金をつくっておかにかんじかないかという発想でやっております。といいますのは、小さい災害の場合にはそれぞれの市町村で今までも対応してきたところもありますので、緊急的、臨時的に大変な数の被災者に対して支援をせにかんじかんとするために基金をつくろうかという発想でやってきていましたので、どこ辺の災害を対象にするかということを考えてときに、国の被災者生活再建支援法の範囲でどうだろうかということに今の案ができておるわけ

でございます。ただ、おっしゃるように、被害を受けたほうから見れば、1戸であれ、10戸であれ、同じだという、これもまた一つの議論でありますので、これに関しましては、今後もう一度市町村と協議をしていきたいと思っております。ただ、今すぐ協議が調うかどうかというのはちょっと疑問でありますので、これについては今後の課題ということで執行部のほうに投げかけていただけたらと思っております。

**○徳重委員** 部長のおっしゃることはよくわかるんですが、今までも全国いろんなこういった自然災害が起きてきておりますし、また、そのたびに国民全体からいろんな義援金等もなされておりますね。こういう大きな災害を受けた地域にあっては、義援金等も相当な義援金が出てきます。えびのもある程度は来たという話も聞いておりますし、我々もしました。そういった形の中であるんです。できるんですね。そうしたら、今言う一部の小さい人たち、2軒、3軒、4～5軒以内でこういう災害に遭った。しかも、同じ台風災害であったと。隣の鹿児島県あるいは大分県はやっているのに、宮崎県は何もしない。義援金もない。隣は義援金もあるし、そういう支援金もあるということになったら、それは県民として納得がいけない。これは私は絶対納得がいけない内容じゃないかなと思っているものですから、委員の皆さん方もひとつその点、御理解をいただかないと、せっかくつくったものが……。遡及できるんだったらまた1年後、2年後でも結構ですよ。遡及できないということになれば、やっぱりここでしっかりしたものをつくっておったほうがいいんじゃないかと。どうせつくりかえるんだったら、ここ1年、2年どうするのかということなんです。私はそこ辺が納得がいけないところです。

○高橋委員 関連で、被災者生活再建支援法が適用というのが条件ですね。これには世帯の数要件がありますね。これがネックになっているんです。都市部は家が密集しているから、先ほど例が出た西米良、私、日南の酒谷、田舎ですが、周りに家がありません。該当しにくいんです。これが面積要件とかがあれば公平さは出てくると思うんです。どうしても世帯要件というのがあって、都市部が同じ災害でも支援法適用がしやすくなります。そここのところをしっかりと執行部も考えていただいて、もうちょっと改善いただけるならしていただきたいし、私は、個人的ですけれども、鹿児島みたいに所得制限があってもいいのかなという考えは持っています。

○宮本福祉保健部長 おっしゃるように今、これ、被災者生活再建支援法をベースに考えておりますので、都市部では適用になって、山間部では適用にならないケースが想定されるんじゃないかということ、ただ、被災者生活再建支援法と少し違うのは、もう説明をしておりますけれども、同じ災害で同法が適用にならなかった場合も救済しますよという考え方は入っております。例えば西米良村で3戸しか被害が出なかったけれども、隣の西都市では生活再建支援法が適用されるぐらいの被害が出たという場合には、西米良村も同一災害であれば適用するというので考えておりますので、そういう意味ではかなりの部分が救われるとは考えております。

○高橋委員 それをおっしゃると、また私、言わにゃいかんわけです。それは今までよりもいいと思うんです。ただ、山間部だけに集中豪雨がしたときには、世帯数要件で被災者生活再建支援法にかからん場合だってあるんです。例えばさっきの隣の県とかまたがって災害が出た、

たまたま宮崎県の災害の戸数が少なくて、だめでしょう。そこを私、先ほど申し上げたんです。理解してください。

○宮本福祉保健部長 今おっしゃっているのは、そういうほかは全然関係なく、ともかくある山間部で数の少ない災害、全壊とか床上があったというケースをどうするかという、そこを御指摘いただいているというのは十分理解しております。

○凶師委員 私も徳重委員の御意見には賛同するところなんですけど、ただ、部長の御説明のとおり、この基金をつくり上げるには市町村と連携してきたというところもありますし、今後、内容の改正をするには一回市町村におろすなり、また協議会を開くなりする必要があるということ、それも理解できますので、できれば9月議会までにはその協議会を開いた上での結果を出しますとか、そういう形での答えはいただけないものでしょうか。

○宮本福祉保健部長 市町村との協議につきましては、できるだけ早く協議をしてまた結論を出していきたいと思いますが、9月議会までというところがちょっとというのがありますので、できるだけ早くということで御容赦願いたいと思います。

○緒嶋委員 いずれにしましても、結論が9月まで出ないにしても、ことしの災害から遡及して対応することだけをそれだけ約束してもらわんと、皆さん同じ気持ちだと思うんです。そこをぴしゃっとすれば、委員の皆さんも納得されると思うんです。課題というだけなら、課題では結論は出ないわけです。そういう方向で努力をするということでない、皆さん納得されんと思います。それは県議会、このことについては全会一致になると思うんです。市

町村の皆さんもわかると思うんです。いろいろ課題もあることはわかります。市町村にも温度差があることもわかりますけど、その温度差を乗り越えてこういうすばらしいものを宮崎県はつくったと、それこそ宮崎発のあれじゃないですか。宮崎のモデルケースとして全国に打って出るすばらしいものだ。そういうものこそ知事が望んでいるんじゃないんですか。それは財政的なものもあるけど、前向きに努力することです。後はそれしかない。そういうことで努力してください、部長。

○宮本福祉保健部長 前向きに検討努力させていただきます。

○丸山委員 同じような考えなんですけど、私も去年の竜巻被害の調査を特別委員会ですべていただいたときに、被害に遭った市町村じゃないとそのつらさはわからないんです。被害に遭ってない市町村は、聞いても、別にそんなことはないんじゃないでしょうかというようなことでまとめられると困るものですから、対岸の火事じゃなくて、どこの市町村でも起きる可能性があるんですよということが、市町村の認識がその基礎ベースになれば、全然被害のないところは別にいいですよというふうになってしまうと困るものですから、その辺はしっかりと住民の意識に立ち返ってもらってしてもらわないといけないというふうに思っておりますので、それをつけ加えさせていただきます。

○緒嶋委員 今のと関係ないんですけど、社会保険庁のことで、前は保険課というのが福祉保健部にあったわけです。国民年金は市町村が徴収しておったわけですが、全国的に5,000万件の問題が課題になっておるわけですがけれども、市町村のいろいろな過去の徴収歴とか、宮崎県の場合は1割ぐらいが廃棄したとかいろいろあるわ

けですが、宮崎県の場合はどういう状況か、だれも把握しておられんですか、福祉保健部としては。前は保険課があって組織の一部だったわけだけど。

○松原福祉保健課長 その分につきましては、県としては把握しておりません。

○緒嶋委員 このことは、かつては県にあったわけですね。組織の一部、保険課というのがですね。そういうことから見れば、市町村にそういう実態についてどうなっておるかというのは行政の中の過去の意味では責任もあるわけだから、実態を県としてもある程度承知しておくとか、理解しておくというのは必要じゃないかと思うんですが、どうですか。

○松原福祉保健課長 この分につきましては、市町村のほうに照会をかけてみたいと思っております。また、この問題につきましては、県としても協力している部分がございます、例の相談のチラシ、こういうものは例えばうちの出先で言えば保健所とかそういうところにも置かせていただいております。

○緒嶋委員 特に今これが、年金を納めたほう、また今、給付を受けておるほうからすれば、関心が高いんです。全体を安心させるという意味も行政の中では必要だと思うんです。そういう意味では、市町村ともそういうことの連携をとって情報だけは持つておくというのは必要じゃないかと思っておりますので、それをやってみてください。

○相馬健康増進課長 先ほどの前屋敷委員からの御質問の件でございますけれども、妊婦健診、19年度から5回やろうというところが3月8日現在の調査なんですけれども、美郷町、新富町、高千穂町が5回健診を実施する方向で3月8日の時点で回答がございました。あと2つ

の町におきましては、補正予算等で検討したいという回答があったところです。合計5回を実行しようというのが5つの町村で検討されているようです。

○前屋敷委員 2町の名前はわかりませんか。

○相馬健康増進課長 3月8日現在ということ、その後また変更があったかもしれませんが、この時点におきましては、木城町と日之影町が検討したいという回答がございました。

○十屋委員長 それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様、どうも御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

---

午前11時46分再開

○十屋委員長 委員会を再開したいと思います。

まず、採決についてであります。申し合わせにより委員会審査の終了日に行うこととなっておりますので、本日の14時に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午後1時1分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

採決は2時からというふうになっておりましたが、その前に再度地域生活部においでいただきまして、質疑を少しさせていただきたいと思っております。再度こちらにおいでいただき

まして、ありがとうございます。

それでは、質疑を続けたいと思いますが、どなたか。

○丸山委員 県立芸術劇場の大規模改修のことについて説明をいろいろこれまでもいただいたんですが、その中で若干気になっていますが、改修の必要性は長年たっているから耐久性も切れてということで、それは十二分に理解はできる場所なんです、事業の進め方が、説明によりますと、ことしが1億1,000万、この後、4年間に8億近く改修が必要だろうというのは、物は見えてないんですが、必要性はある程度理解はできるんですけども、発注の事業の流れ方が、普通であれば県のほうがちゃんと発注者になるべきことなのに、この前の説明によりますと、これを指定管理者であるところに委託料として流して、そこが発注するとなると、発注の透明性が不透明になるのではないかと。検査の体制というときにだれが検査するのかわからないものですから、そういった検査体制含めて、本来は県が何らかかかわるべきじゃないかと。特殊な工事と十二分理解はしているんですが、当初つくるときには営繕課なり技術屋さんがちゃんと入って設計されて、検査も行っているというふうに思っておりますので、そういうことを含めて、今後の発注のあり方、透明性、検査含めてのことをどう考えているのかを改めてお伺いしたいと思います。

○道久文化・文教企画監 今回の工事につきましては、専門性の高い特殊な分野も含まれておりました。また、実際の工事を実施する場合におきましては、いわゆる運営の問題もございまして、例えば休館日の設定とか、そういう影響を踏まえる必要があるということで、精通しました職員が直接現場でやりとりしていただいた

ほうが効率的ではないかということで委託という形をとったところでございます。

ただ、今回の事業、今、委員おっしゃいましたように、いろいろな観点、御疑問あるのは当然だと思いますけれども、今回の事業の発注の時点とか、施工管理とか、完成検査、こちらのほうにつきましては、透明性の確保を図ることから、生活・文化課が中心となりまして、例えば営繕課とか情報政策課等と協議を行って、責任ある体制を構築しながら進めてまいりたいと考えております。例えば発注の段階での工事費の積算、これができましたときには、その積算資料、こちらのほうをいただいて、営繕課等と協議して、その価格の妥当性、そういうものを審査しながらしっかりとした体制で臨む所存でございます。以上でございます。

**○丸山委員** なかなか理解がしにくい。確かに特殊という分野ではあるのかもしれませんが、それが妥当なのかというのが——運営上の影響をできるだけ少なくするために委託のほうがいいということだったんですが、それは連携とってもらって営繕課なら営繕課が発注しても別にいいんじゃないかというふうな思いもあるんですが、休館のこととかは多分生じるだろうと思うんですけれども、安易に一番最初に委託という形で入り込んでいるんじゃないかというのがあるんです。検査はちゃんとできるのか。検査したときに完成という評価をやれるのか。また、特殊工事ということで恐らく随契とかになりやすいという思いがあるものですから、本当に正しいことなのかというのが我々でも恐らくわからない。多分営繕課の中でもなかなかはっきりわからないというのも多い中に、責任の所在が余りにも不透明というふうに思っ

てしまうものですから、これは金額が多い少ないじゃなくて、不透明さが何かあるような気がするものですから言っているだけでありますので、本当にそれで責任ある体制がとれるのかという担保をもうちょっと示していただきたいというふうに思うんですが。

**○道久文化・文教企画監** 現在、劇場のほうには技術系の職員もおりまして、業務に当たっているところでございます。確かにおっしゃいますように、特殊なやつにつきましては、なかなかできづらいところもございますけれども、営繕課のほうのお話では、あそこの装置ができた時点で営繕課のほうで検査をしたという実績があるそうでございます。ですので、完成の段階では営繕課のほうと協議し、御協力をいただきながら対処させていただきたいと思っております。

**○丸山委員** 発注は随契になる可能性高いというふうに思ってよろしいでしょうか。

**○道久文化・文教企画監** 委員会資料の1ページの一番下、3のところには工事概要がございしますが、(1)と(3)につきましては、随契というようなものはないというふうに感じております。ただ、舞台周り関係、こちらのほうにつきましては、特殊な工事ということで、県内には業者がいらっしゃらないというようなことをお聞きしておりますので、随契という言葉をするならこちらのほうの関係が出てくる可能性はあるかと思っております。ただ、その場合でも見積もりの場合に営繕課のほうと協議しながら進めてまいりたいと思っております。

**○丸山委員** 発注されるときには、(1)と(3)は随契じゃなくて幅広くとれるかもしれないということなんです、公募するときのあり方が、県であればぱっと広がるシステムを

持っているわけなんです、芸術劇場の指定管理者のほうでそういう公募をかけられるシステムを構築できるのかとなると非常にあいまいで、あいまいというか、本当にできるのだろうか、公平に取り扱えるような形で公募できるのかなというのがあるものですから、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

**○道久文化・文教企画監** もちろん専門業者、県外ということでございますけれども、その場合につきましても、情報としては営繕課等から情報いただきながら、こちらのほうから劇場のほうにその情報は流していきたいと思っています。

**○丸山委員** 委託じゃなくて県がちゃんと発注したほうが基本的にはいいような気がするんですけども、運営の影響をできるだけ控えたいというのはわかるんですが、本当にそれだけの理由なのかというのが見えないものですから、いずれにせよ、営繕課内と連携図るということであれば、営繕課に一番最初からお願いしますよとお願いしたほうが、いずれにせよ、指定管理者は5年ごとにかわる予定ですので、そこがずっと続けるわけじゃないから、しっかりと県が責任を持つべきだという私は強い意識があるものですから、なぜ委託にこだわるのかをもう一回説明をしていただければ。

**○丸山地域生活部長** 私のほうで答えさせていただきます。文化・文教企画監のほうと重複すると思うんですけども、まず、何で委託料かという話なんです、現場の工事ですから、そこで発注されたほうが今先ほど申し上げましたように効率的であると。効率的な理由としては、例えば劇場の公演予定計画、イベントホールもありますし、演劇ホールもありますし、大きな、1,800人が入るアイザック・スターンホー

ルもありますし、そのあたりの工事の期間、内容、そこらあたりとの調整、そこはやっぱり現場が一番近い芸術劇場のほうは私がいいと思っております。

ただし、この中には特殊工事もあって、発注の仕方の問題なんです、当然入札にかけられる分はすべてかけます。先ほど委員がおっしゃったように、例えば舞台周り関係、こういう特殊なやつは当然1社随契という、最終的になろうかと思うんですけど、その1社が持ってきた見積もりそのまま採用して契約というわけには当然いかないだろうと思っています。それに類するあるいはそういう舞台周り関係に詳しい業者さんの相見積もりといたしますか、よくやりますね、ああいうのはとる必要が当然あると思っています。そして、入札の結果そのものにつきましては、劇場としても情報公開制度を持っておりますので、ちゃんと外にその数字を出すようになっております。ですから、その工事がどういう工事で金額が幾らで落札をされて工事が幾らでされたというのは、透明性としては担保されるから問題はないんじゃないかと私は考えております。

そして、先ほどの営繕課との関係ですけども、さっき言ったように、たしかこれをつくるときには土木のほうで専門的な工事事務所をつくられたような気がしているんですけども、それでやられて、ノウハウは多分営繕課で持っていていらっしゃると思います。ただし、先ほど申し上げましたように、100%全部発注から検査までということ、指定管理者あるんですけども、協定書なんかで信用してやっているわけですからそこはあるんですけども、それではやっぱりいけないということで、少なくとも22年度までの補修については庁内で委員会を立ち

上げようと考えております。委員会の中で担当部署に入っただいていろいろな情報を交換して、よりよい事業ができるように仕組んでいきたいと考えているところであります。

ちょっと申しおくれましたけれども、今年度委託料として執行を向こうにお願いするところでありまして、来年度以降の分については、委員のおっしゃるような意見も踏まえて、19年度事業の検証、やり方、そういうことも必要かなと考えております。

○丸山委員 ぜひそういった形で検討をしていただいて、委託というのは、県の責任をしっかりと明確にするためにも、検証を含めてしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

○徳重委員 芸術劇場が完成したのは平成5年でしたかね。ということは14年しかたっていないわけですね。専門的なものですから具体的なことはわかりませんが、とりあえず16、17、18年、例えば舞台周り、それぞれの今回これから4年間やろうとするこの事業——仕事が前にどれぐらい行われたんですかね。全くないんですか。

○道久文化・文教企画監 毎年修繕費は……。

○徳重委員 どれぐらい使っていますか。わかりませんか。例えば設備、舞台周り。

○道久文化・文教企画監 ちょっとお待ちください。

○十屋委員長 しばらく休憩します。

午後1時17分休憩

---

午後1時19分再開

○十屋委員長 委員会を再開します。

○道久文化・文教企画監 17年度にはスロープの工事をしたということで1,218万円、18年度にはパイプオルガンの耐震工事をしたということ

で1,337万円の工事費が上がってきております。

○徳重委員 そうすると、これも随契でされたんですか。委託でされたんですかね。

○道久文化・文教企画監 これは入札で\*営繕課のほうでお願いいたしました。

○徳重委員 スロープはわかりますね。これは設備工事になるかなと思いますが、これはわかるんですが、パイプオルガンも入札ですか。

○道久文化・文教企画監 申しわけございません。パイプオルガンのほうは随契だということでございます。

○徳重委員 まだ14年しかたっていないわけですが、ことしは、舞台周りを一つ考えますと2,832万9,000円ということですが、どういう形をするのか、大体教えてほしいということと、あと、20年、21年、22年、それぞれ1億2,000万、1億9,000万、2億4,000万と大変なお金が必要だということですが、14年になるわけですが、128億5,000万という大きな投資がされて、14年でこれだけの工事がなぜ必要なのか、私はちょっと理解できないんですが、こういう文化施設の類似の施設が大体こういう年度内、14～15年でこういう大改修をしていくものなのか、ほかの施設を調査された経緯があれば教えてみてください。

○道久文化・文教企画監 舞台周り関係ですが、先ほどの委員会資料の(2)にありますように、どんちょうとかバトン等とか、舞台のつり物の機構とか、オーケストラピット、床機構、下がったり上がったりするんですけれども、そちらのほうは14年目になっておりますけれども、経年劣化というらしいんですが、劣化しているということではいろんな部品の交換をする必要があるということでございます。それか

※152ページに訂正発言あり

ら、ほかの施設はどうかということなんですけれども、金額的には、申しわけございませんが、把握いたしておりませんが、熊本県の文化ホールが本県の文化ホールよりちょっと前にできて、そして10年を過ぎたあたりからやはり改修に取りかかっているというふうなお話はお伺いしております。

**○徳重委員** 舞台周りのこれは大体理解ができました。来年からやろうとされている舞台周りはやはりここでやらなきゃいけないものか、2～3年延ばすことはできないものか、そんなに悪くなっているかどうか。

**○日高生活・文化課長** 昨年、19年度新規事業予算の要求のときに、芸術劇場のほうから全体の要求がございまして、実はこれよりかなり高い金額が要求されました。私どものほうでできる限り延ばせるものは延ばすという観点に立ちまして、とりあえず緊急性の高いやつ、このままだったら例えば事故が起きて県民に被害が生じるとか、そういうことを厳選しながら、とりあえずこういった形での、今20億となっていますが、この4年間につきましては、そういう優先度を決めながら一応整理はさせていただいたという経緯がございまして、そういう中で私どもは予算要求をさせていただいた、そういう経緯となっております。

**○丸山委員** 先ほど17年、18年は県の営繕課が発注されたという説明だったと思うんですが、スロープなりパイプオルガンなりを県が発注できたわけですね。そうじゃないんですか。そういうふうに説明を受けたような気がしたんですが。

**○道久文化・文教企画監** 1つ訂正させていただきたいと思います。18年度のパイプオルガンにつきましては、劇場のほうでやられたという

こととございまして、失礼しました。17年度のほうは、スロープ工事のほうは営繕課発注ということとございまして。

**○丸山委員** 17年のときにスロープを発注されて、運営上支障を来したとか、そういう影響があったのでしょうか。

**○道久文化・文教企画監** 今回の工事につきましては、ホールの内側の工事でございますけれども、17年度のやつにつきましては、外側の工事だったということとございまして、支障はなかったものと考えております。

**○丸山委員** 中と外、いろいろ運営のこと、ぜひ研究をしてもらって、委託じゃないほうに、責任の明確化を私はあくまでやっていただきたいということを要望させていただきます。

**○函師委員** 私も聞いた話なんですけど、同じ指定管理者制度の県がもともと管理していた施設、例えば青少年センターなりの補修改修は今も県がちゃんと発注していると。県立芸術劇場については委託している。規定というか、同じ指定管理者制度でも違いがあるというのはなぜですか。

**○日高生活・文化課長** 青少年センターの場合は通常の一一般の建物といいたいまいしょうか、特段そういう特別なものが必要がないという前提があると思います。劇場の場合はやはりかなり専門性の高い特殊性があるというのが一つの大きな要素の違いであって、通常青少年センターの場合でしたら十分県の直営でやれるというか、そういう整理がされるんじゃないかと思いません。専門性、特殊性が高いというのが一番大きな要素だと思います。

**○函師委員** 私も詳しくないので、私の質問が的を射てなければ申しわけないんですが、特殊と言われる工法なり、資材もそうなのかもしれ

ませんが、設計なり施工に当たっては、同じ設計士なり施工業者なりは別の資格なりを有していないとそのような工事に携われないとか、設計に携われない、そういうのが何か規定があるんですか。

**○日高生活・文化課長** 当初のときの営繕課の話も若干ありましたけれども、設計そのものは営繕課ができなくて外部発注しているというようなことがございまして、県職員そのものがこういう特殊なものについては本当の専門家はいないということを伺っております。その中で、劇場のほうにお願いして、ある程度専門家のほうとも協議しながらやっていただくというのが一つの考え方だったと思うんです。

**○図師委員** 先ほどの答弁の中でも、実際工事費の積算ができた段階で営繕課にも持ち帰って対応を協議するというような話もありましたけれども、意味がないんじゃないですか。

**○道久文化・文教企画監** 先ほど平成5年当時の発注のことをお話し申し上げたと思うんですが、設計自体につきましては、外に発注して、それをいただいて、そして営繕課のほうで再審査というとおかしいんですけども、審査していただいて、それから発注に回したということでございますので、営繕課のほうにはそのノウハウはあるというふうにお聞きしております。

**○図師委員** 今回、入札制度を宮崎県は大きく変えようとしているわけです。その中で、そういう特殊な建物だから工法を要するからといって一部に委託をそのまま残すというよりは、一元化して、県民の方にはわかりやすい形で入札制度をやっていますよということのほうの方が大切であって、なおかつ営繕課にもう一回積算を持って帰って同類の施設との対比をしながら、また同じような相見積もりをとりながら比較を

するという作業をするのであれば、最初から営繕課の管理のほうが……。間に業者が入る、手間が入る分、見えなくなってくるという、不透明さが出てくるというのは当然のことものようにも思うんですが、実際今から営繕課管理で今後の入札をやっていくという作業変更というのは無理なんですか。

**○道久文化・文教企画監** 先ほども申し上げましたけれども、劇場は運営をいたしておりますので、いわゆる公演の計画、そちらのほうも踏まえまして、業者さんのほうと打ち合わせとか、そういうものを進めていく必要がございます。そういう劇場運営上の点からも劇場のほうにやっていただいたほうが効率的であると。特に今回のやつはホール内部の工事になりますので、休館して実施しなければならない工事がほとんどだというふうに聞いておりますので、そういう公演と休館、そちらのほうの調整といいますか、そちらのほうから委託という形を組んだところでございます。

なお、今から組みかえはできないかというお話なんですけど、今現在、委託料という形をお願いいたしておりますけれども、やり方としては流用という言葉があるんですが、わかりやすく言えば、委託料を工事費に振りかえるという形で対応できないことはないということでございます。

**○図師委員** 委託料を流用すると。結局委託をするということと変わらぬと思うんですが、ここで今問題になっているのは、入札をどこがかけるか、そのノウハウが果たして芸術劇場側にあるかということなんですけど、その入札ノウハウも、結局営繕課と連携をしながら、県のほうから提供しますみたいな御答弁でしたわ。だから、県のほうが指導しなきゃいけない、管理し

なきゃいけないのであれば、委託するんじゃなくて直接県が関与したほうがわかりやすいんじゃないですかという投げかけをしているんですけど、あくまでも委託にこだわる理由というのが先ほどから言われる劇場の調整、劇場の調整にしても、県からの出向もいらっちゃって、劇場直接の方々がしないと休館日が連続してしまうとか、そこまでのトラブルは起きるのかなという気もするんですけど、私が言いたいのは、県民にどう映るかというところで、一元化をしたほうが、今、入札制度改革をやっている中でこういう特殊な部門だけ残さないほうがいいんじゃないですかということなんですけど、そのあたり何かお考えありますか。

**○道久文化・文教企画監** 委託料というのは、先ほどから申し上げているとおり、調整というんでしょうか、休館して実施しなければならないというところがありますものですから、そこらの調整は必要だということで劇場サイドに委託するほうが効率的だということでございますけれども、またそれ以外に、それぞれある程度専門的な機能がございますので、知識とかそこらあたりになりますと、営繕課の職員の方よりは身近にいつも行っていらっしゃる劇場の職員のほうがベターというような観点から委託料としてお願いいたしているものでございます。

**○函師委員** 同じようなやりとりで前に進んでないと思うんですけども、百歩譲ってと申しますか、最終的にはしっかりとした県民への説明責任が果たせて、透明性が確保されて、適切な入札がされれば問題はないと思うんですけども、先ほどから言うように一元化のほうがいいと思いますが、そういう監視体制をしっかり部局のほうでもとっていただくということ、また先ほど言われた庁内の委員会も立ち上げら

れるということですので、その入札方法なり金額についてのしっかりとした体制がとれることを強く要望いたします。

**○丸山地域生活部長** 今、函師委員の話もございましたように、先ほど私、委員会を立ち上げてその中でまた詳細に練っていくという話を申し上げましたので、その方向でちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。

**○緒嶋委員** 今言われたとおり、やはり知事は250万まで一般競争入札でやるという姿勢があるわけです。その中で、一方では随契でやりますという和一貫性がないというふうにみんな受け取るわけです。そこはどのようにして一貫性を保ち——250万程度で随契に、それ以上は一般競争入札ですよという方針がある中で、そういう一貫性がないじゃないか、片一方ではそういうことで250万までやりますという言い方で、片一方は随契でやりますということであれば、説得力もないし、透明性もないじゃないかということであるので、やはり県の行政の中では全体が一体的に動いておるといふ姿が県民としては欲しいわけです。そこ辺を十分配慮しながら、今の皆さんの意見を集約したものを生かしながら、進めていただくということを強く要望しておきます。

**○丸山地域生活部長** わかりました。先ほども申し上げましたように、委員もおっしゃいましたように、競争入札が基本であります。舞台周り関係等についても随契の部分が出てくるのかもしれないと、今それはまだはっきりしないことでありまして、できればこれも入札のほうがいいわけでありまして、そのようにしたいと思っています。それから、管理システムの開発、貸し館の予約、これも今のシステムでは、今、インターネットの世界ですから、ちょっと

時代おくれなんです。ここらあたりも当然入札になるんですが、これもやっぱり本当に数字がそれでいいのかどうか、情報政策課にもちゃんと民間から専門家が来ておりますので、そういうところを委員会の中に入れて総合的に検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

**○丸山委員** その入札の結果をしっかりと今年度報告をしていただくようお願いします。

**○十屋委員長** それでは、以上をもちまして質疑を終わりたいと思います。地域生活部の皆様、再度の質疑、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 38 分休憩

---

午後 2 時 2 分再開

**○十屋委員長** 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案の採決につきましても、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** それでは、一括して採決いたします。

議案第 1 号「平成 19 年度宮崎県一般会計補正予算（第 1 号）」、議案第 4 号「平成 19 年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第 1 号）」、議案第 8 号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第 14 号「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 17 号「財産の取得について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号、第 4 号、第 8 号、第 14 号及び第 17

号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に、請願についてであります。請願第 1 号は「医療・福祉サービスについての請願」であります。いかがいたしましょうか。

**○丸山委員** 採択という方向でいいと私は思います。

**○前屋敷委員** 私も採択を。

**○十屋委員長** それでは、請願第 1 号は採択するものと決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** ただいま請願第 1 号が採択されましたが、当請願は意見書の提出を提出を求める請願であります。委員会発議として意見書案を提出することについては全会一致での決定が必要でありますので、お諮りいたします。

請願第 1 号について、委員会発議として意見書案を提出することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** 御異議ございませんので、委員会発議として意見書案を提出することに決定いたします。

書記に意見書案を配付させます。

それでは、配付いたしました意見書の内容について何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** それでは、お諮りいたします。

意見書の内容につきましては、配付の案文のとおり当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○十屋委員長** 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りした

いと思います。

「地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査」につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はありませんでしょうか。

○函師委員 当委員会でもかなり議論が交わされました、まず1点目は災害の基金の件、小規模被災並びに少数戸数の地域の方々への配慮を忘れないためにも、これは規模にかかわらず補償対象とすべき内容の委員長報告をつけられることを要望します。

あわせまして県立芸術劇場につきましても、契約発注の内容が県民に納得いくような透明性を担保できる体制をしっかりと確保していただき、庁内の委員会でのしっかりとした精査が行われる体制づくりをしていただく旨の委員長報告を要望いたします。

○前屋敷委員 障害福祉計画も出されたという中で、障がい者の地域生活への移行ということをもって脱施設にならないような、施設に入っている方々が十分一人一人にきっちり対応できるような形で進めていくことが重要ですので、そのあたりのところも言っていただきたい。

○十屋委員長 そのほかございませんか。

○緒嶋委員 今言われたようなことだけれども、特に強く要望するということで、委員会の全員の総意として、みんなそういう気持ちだろうから、言われた障がい者のニーズに合った対応、それが一番だと。切り捨てる的な、これは財

政的な面もあつてだろうが、そこは我々はだめだということ。委員長、副委員長に後は任せます。

○十屋委員長 それでは、委員長報告につきましては、今出されました御意見を十分に報告の中に反映させていただきたいと思います。

後は正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

---

午後2時18分再開

○十屋委員長 委員会を再開します。

7月20日の閉会中の委員会につきましては、県立芸術劇場の視察及び意見交換という内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

次に、県外調査についてであります。県外調査につきましては、8月21日から24日にかけて発達障がい者、知的障がい等指導者の養成に関すること、県立劇場等指定管理者制度を導入した県に関すること、また、総合交通の意味からDMVに関することなどについて実施することとし、詳細については正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日

御連絡を申し上げたいと思いますので、よろしく  
お願い申し上げます。

それでは、そのほか何かございませんでし  
ょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上で委員会を終了  
いたします。委員の皆さんには大変お疲れさま  
でした。

午後 2 時19分閉会